

DB
020718
2004
HG

筑波大学博士（文学）学位請求論文

高度経済成長下における農村・農協の関わりと協業関係に関する民俗学的研究

和田 健

寄贈
和田
健
氏

05009410

高度経済成長下における農村・農協の関わりと協業関係に関する民俗学的研究

〔目次〕

序章 問題の所在と目的	1
第1節 考察の前提と目的	1
1. 民俗学の社会組織研究に見る可能性	
2. 高度経済成長下の問題・民俗の変貌	
3. ポストハーベスト技術・収穫物の「商品」化・出荷組織と農協	
4. 本稿の目的	
第2節 民俗学における協同労働概念の再検討	7
1. 協同労働(慣行)という見方	
2. 協同労働組織の問題視角	
(1)労働組織の現在的意義—柳田國男の視点から—	
(2)産業組合と柳田國男	
(3)柳田以降の協同労働慣行研究とその周辺	
3. 協同労働・協同労働慣行概念の限界—「協業関係」の提示—	
第3節 農業近代化論批判の再評価—守田志郎の指摘から—	17
1. 守田志郎の部落—ムラ—への視点	
2. 効率性、規格化への疑念	
3. ムラと農協の対等性	
第4節 本稿の問題意識と構成	24
1. 柳田、守田からの考察	
2. 本稿の方法と構成	
第1章 大規模産地化した農村の労働と協業関係—茨城県岩井市を例として—	27
第1節 調査地概観	27
1. 岩井市の立地	
2. 岩井市の農業の現況	
3. 町村合併の状況	
第2節 岩井市農業協同組合園芸部とその生産計画について	32
1. 農協の合併—「園芸部」発足の契機	
2. 「生産」「流通」「検査」の統合	
3. 出荷作業を軸とした生産サイクル	
4. 等級検査	
第3節 生産暦の大きな変貌	45
1. 「米・麦・茶・煙草」時代の農作業	
2. 「蔬菜栽培」時代の農作業	
第2章 流通の統合にのったムラ—木間ヶ瀬集落の事例—	53
第1節 調査地概観	53
1. 長須地区の地理的・社会的概観—飛び地編入された木間ヶ瀬集落—	
2. 木間ヶ瀬集落の地理的・社会的概観	
第2節 木間ヶ瀬集落の親族関係の展開	61
1. イツケの形成—小林姓、木村姓の事例	
2. 相沢・横川姓の家の事例	
3. 森川姓の事例	
第3節 木間ヶ瀬集落の形成過程—飛び地独立した集落—	70
1. 雷神神社の勧請と灯籠祭りの始まり	

2. オトキの独立と共同墓地の移動	
第4節 木間ヶ瀬集落独自の出荷組合マルキの誕生から「園芸部」合併へ	74
1. 近隣の家同士の協業関係ー昭和10年代ー	
2. マルキの結成	
第3章 流通から離反したムラー下出島集落の事例ー	82
第1節 系譜内の諸関係	82
1. イードリ、ヤデー昭和30年代までの場合ー	
2. 「米・麦・茶・煙草」時代の協業関係	
第2節 「園芸部」による統合と分裂ー反「園芸部」グループ、マルシマの結成	91
1. 「園芸部」参加の背景	
2. 「園芸部」への参加、他集落との軋轢	
3. 集落内の結束・分裂ーマルシマの結成ー	
4. マルシマ勧誘のプロセス	
第4章 収穫後における検査・流通の選択と農協の関わり	
ー茨城県牛久市を例としてー	95
第1節 調査地概観	95
1. 茨城県牛久市の立地	
2. 町村合併の経緯と変遷	
3. 行政区の構成	
4. 牛久市域における農業生産ー畑作物の特徴ー	
第2節 旧牛久市農協の合併、その経緯ー理事決定のプロセスを通じてー	104
1. 町村合併と総合農協への合併との関わり	
2. 役員(理事)の選出について	
第3節 生産部会の活動	114
1. 生産部会の種類とその特徴	
(1)西瓜部会	
(2)甘藷部会	
(3)メロン部会、梨部会、梨部会研究部、筍部会	
(4)生産部会の存在しない作物ー落花生、大根、白菜についてー	
2. 栽培・集出荷の態様	
(1)スイカの場合	
(2)甘藷の場合	
第5章 大規模産地化を選ばなかったムラー牛久市下根集落の事例ー	122
第1節 調査地の社会的環境	122
1. 問題の所在	
2. 下根集落の成り立ち、世帯の構成	
3. 坪の構成、組合の構成ーツキアイの構成ー	
4. 本分家関係、ムラシンセキという枠組み	
(1)本分家関係とウジガミー強固といえない系譜関係ー	
(2)ムラシンセキー柔軟な横のつながりー	
5. 寄合・部落集会の運営方法	
6. 「共有地」ー所有の変遷が著しいー	
第2節 ひとつの「共有地」からの始まり	
ー青年会活動から出荷組合結成をめぐる協業関係の成立ー	135
1. 岡田村青年会の活動ー産業部の活動を中心にー	
2. 下根出荷組合の結成	
第3節 甘藷をめぐる協業関係の発展ー農協の合併、キャリングの導入ー	141

1. 用地売却問題ー牛久中央農協合併実現の折ー	
2. キャリング設備の導入ーマルシモにおける協業関係の展開ー	
(1) キャリング施設の持つ意味	
(2) 収穫後の作業における協業関係の成立	
(3) 甘藷栽培に関わるさまざまな選択肢の存在	
第4節 「甘藷出荷組織」から「産地直売」への拡大ー直販所への拡大と葛藤ー	149
1. マルシモにとって付加的な活動ー「直売」ー	
2. マルシモの協業関係と直売所の経営に関するの軋轢	
終章 本稿の結論と今後の課題	152
第1節 結論	152
1. ムラと農協の関わりー3つの出荷組合を通じてー	
(1) フィールドの地域性および2農協の位置づけ	
(2) 「園芸部」とマルキ、マルシマ	
(3) ムラの運営組織と結びついた農協とマルシモ	
2. ムラにおける社会生活基盤からの再解釈	
3. 大規模産地化に対する価値判断ー1960-70年代の事情を背景にー	
4. 新たなコミュニティ形成と農村との関わり	
第2節 今後の課題ー2000年代の農協の広域合併とムラ	163
1. 産地直売組織の形成と農家との関わり	
2. 農協の広域合併と金融の問題	
引用・参考文献一覧	165

〔図表目次〕

第1章

- 【表1-1】岩井町内（当時）のバイク、自動車の所有台数 27
- 【図1-1】岩井市の立地 28
- 【図1-2 a】岩井市の農業生産額の割合 1990（平成2）年度 29
- 【図1-2 b】岩井市の耕地利用の割合 1991（平成3）年度 29
- 【図1-2 c】岩井市農協の販売取扱比率 1989（平成元）年度 30
- 【図1-3】岩井市農協園芸部マルイワのマーク 32
- 【図1-4】トンネルトマトの年次別売上額と出荷数量 33
- 【図1-5】岩井市農協園芸部の組織構成図 34
- 【図1-6 a】岩井市農協園芸部野菜作付体系表（春～夏） 36
- 【図1-6 b】岩井市農協園芸部野菜作付体系表（秋～冬） 37
- 【図1-7】一日の作業の流れ（野菜栽培を主として作付、7月） 40
- 【図1-8】夏ネギの出荷規格 42
- 【図1-9 a】ある農家の生産暦Ⅰ（昭和30年代前半） 46
- 【図1-9 b】下出島集落の年中行事・農休日一覧（昭和30年代前半） 47
- 【図1-10】ある野菜農家の生産暦Ⅱ（平成4年当時） 50
- 【表1-2】岩井市農協園芸部における野菜取扱数量 51

第2章

- 【表2-1】長須地区の行政区画の変遷 53
- 【図2-1】岩井市内の行政区画と長須地区の大字 54
- 【表2-2】長須地区の行政区域と班名（平成5年当時） 55
- 【表2-3】木間ヶ瀬集落世帯表 57
- 【図2-2】木間ヶ瀬集落の集落地図 58
- 【図2-3】小林イッケと岡安家の関係 62
- 【図2-4】小林イッケを中心とした協業関係 63
- 【図2-5】木村イッケの系譜 65
- 【図2-6】相沢家と横川家の関わり 66
- 【図2-7】森川家の系譜 68
- 【図2-8】昭和30年当時の作業暦（家番号（3）の例） 75
- 【図2-9】生産・出荷組合マルキ誕生から統合までの流れ 77
- 【表2-4】「園芸部」役員の数一覧（昭和43年～昭和53年） 79
- 【表2-5】木間ヶ瀬集落の経営耕地面積 80

第3章

- 【表3-1】下出島集落世帯表（平成元年当時） 83
- 【図3-1 a】大久保姓の系譜関係 84

- 【図3-1 b】中野姓の系譜関係 85
- 【図3-2】下出島集落の地図 86
- 【表3-2】イードリ、ヤデの関係 87
- 【図3-3】下出島集落の「園芸部」分裂までの道筋 92

第4章

- 【図4-1】牛久市の立地 96
- 【図4-2】牛久市の地目別面積の推移(1975年～1995年) 97
- 【図4-3】現在の牛久市合併までの変遷 98
- 【表4-1】牛久市内における農業集落と行政区の関係 100
- 【表4-2】牛久市における作物別収穫面積と収穫農家数(1993年度) 102
- 【図4-4】町村制施行以降の牛久市域における町村合併と総合農協の合併 105
- 【図4-5】旧牛久市農協の機構図(2001年度まで) 107
- 【表4-3】旧4農協と理事の出身農業集落 108
- 【図4-6】農協理事決定までのプロセス 110
- 【表4-4】旧牛久市農協における生産部会参加農家戸数と販売農家戸数
(1995年度) 114
- 【図4-7】スイカの生産暦 117
- 【図4-8】スイカの出荷販路の選択(小坂集落の場合) 118
- 【図4-9】小坂集落の出荷組合の変遷 119

第5章

- 【図5-1 a】下根集落地図 123
- 【図5-1 b】下根集落周辺地形図 124
- 【表5-1】下根集落世帯表 126
- 【表5-2】下根集落における坪ごとの組合とグループ、その種類と組数 127
- 【図5-2】池田姓の家の系譜 128
- 【図5-3】桜井姓の家の系譜 129
- 【図5-4】下根集落「共有地」の変遷 131
- 【図5-5】岡田村青年会の組織構成 136
- 【表5-3】岡田村青年会産業部における品評会のグループ分け 137
- 【図5-6】甘藷の生産暦 143
- 【図5-7】収穫後、出荷に関わる協業の流れ 145
- 【図5-8】甘藷苗の購入および出荷経路における選択肢 147

終章

- 【図6-1】出荷をめぐる集落と市場をつなぐ過程 155

序章 問題の所在と目的

第1節 考察の前提と目的

1. 民俗学の社会組織研究に見る可能性

1970年代まで続いた高度経済成長が終焉し、1980年代以降の村落を対象とした研究は、「ムラの崩壊」「ムラの解体」という消極的枠組みとは別の視点で大きく再構築されつつある⁽¹⁾。村落を対象とした研究は、村落類型の構造分析をもとにした古典的考察から、村落で生活する人たちの具体的実践を対象とした考察に変わりつつある。そうでなければ現代の農村像を考察することは極めて難しい。いいかえれば、昨今の村落社会研究は「社会」組織の枠組みを研究する見方から、村落で生活する人たちの行動を対象化することにより、現代農村の実態を明らかにしようとする方向に変わりつつあるのである。

さて、柳田國男をはじめとする民俗学草創期の人たちは、村落を舞台にして、民俗を包含する民間伝承資料を収集してきた。そして民俗学は、柳田の死後に出現した高度経済成長を画期とした村落の変容に対応する術を十分に確立できず、学問としての役割にこだわるあまり、民俗の残存を対象にする傾向を強めていった側面もある⁽²⁾。

しかし近年、村落で生活する人たちの行動に目を向けた問題関心が広がりつつある。それは21世紀に入って最初の『日本民俗学』（日本民俗学会）の研究動向を見れば明らかであろう。関沢まゆみは、近年の問題関心に基づいて、村落の変化を「近代化」や「高度経済成長」というキーワードで民俗学の研究動向を整理し、かつ村落と個人の関係において、「伝承母体論」「村落空間論」「村落の類型的把握の問題点」の3つの視点で整理している〔関沢 2001 pp101-115〕。近代化や高度経済成長は、民俗の変容を意識するときを考えなければならない時代の枠組みであり、それに対して民俗学がどう関わるかを示したものである。関沢は「近代化」について、神社祭祀や青年集団のあり方が国民国家形成期における村落の機能という枠組みで捉えられているとまとめた。そして村落を対象化する際の視点として、語られる過去の追跡とその資料批判を行うことが民俗学の役割であるとした。そのうえで「近代の問題、国民国家を支え、また抵抗してきた村の論理、村人の論理の究明が急がれる」としている〔関沢 2001 pp104-105〕。

これまでの民俗学では、村の論理、村人の論理を、そこに住む生活者の判断根拠あるいは生き方を正確に認知し、さらにそれを具体的実践のなかで記述する民俗誌、生活誌という表現方法をとってきた。例えば宮本常一の「対馬にて」（『忘れられた日本人』所収）の記述は、その代表的なものといえよう。「対馬にて」の寄合に関する記述では、宮本が帳箱に入っている古文書を閲覧する許可を願ったとき、それを認めるかどうか村人が寄合でどのように話しあったか書かれてある〔宮本 1984 pp11-21〕。その寄合は、集中的審議で結論を出していくのではなく、何日もかけて断続的に話され予定調和的に結論を出していく。狭いムラの中では反対、賛成で気まずい思いをすることを避け、賛成意見が出たところで、最高責任者が結論を出す。寄合の持つ予定調和的議決過程が生活誌的に記述されているのである。民俗誌、生活誌は、民俗を現在の状況の中に置き直して生活者の判断する論理を書くところに重要な意味を持つ。

その民俗の現在の状況を考える上で、湯川洋司の論考が大きなヒントを与えている〔湯川 1998 pp15-25〕。湯川はムラの現在の状況を捉える視点として「民俗を支える伝承母体は明らかに存在するとしても、その母体に帰属する一個人が抱える個別の事情や行動により民俗は大きく様相を変えたり、消滅したりすることもあることを自覚する」必要性を示している。つまり村の論理が、すべてにおいて生活者の判断の枠組みになるとは限らず、個人の事情や考えにより新たな価値判断が行われることによって、民俗を創出、生成していくこともあり得るという見方である⁽³⁾。

「個人」への着目が持つ意味は、伝承母体としての村を認識することではなく、村の構成員による意志決定を知るところにある。その意味で民俗に向き合う「個人」が持つ認識を民俗学の社会組織研究に援用する姿勢が必要である。

ここまで筆者は、桜田勝徳が現在の村を対象化しようとした考え方に依拠しながら「現在の状況」ということばを使ってきた。桜田は「村と何か」(『日本民俗学大系』3所収)において、柳田國男が組織した山村調査での村は、民俗採集の有力な場としてしか考えていなかったことを指摘し「当面する村の現状を全体的に捉えようとしなかった」〔桜田 1958a p18〕と述べている。この論考で、桜田は民俗を継承する仕組みとして、村を総体として取り上げようとする「民俗継承体」を提示している〔桜田 1958a p12〕。これは、「民俗を伝承してきた村の組織がいかなる存在か」という見方を発展させるための分析的仮説といえる⁽⁴⁾。しかしながら、民俗を継承する組織体を明らかにするという点に重きを置いたならば、村における社会組織のありようしか明らかにできない。現在の村における生活者の判断と民俗の生成過程に着目したとき、あくまでも村落組織の構造に執着した理解ではなく、村落組織を越えた広い枠組みのなかで認識した方がわかりやすい。筆者が本稿で用いる「現在の状況」は、生活者が居住する村落空間およびその空間を越えた活動領域をもとに、現時点での状況を総体としてとらえるために使用する。村落構造のみを対象とするのではなく、そこに住む生活者の意識を考察することを通じて、民俗の発見、再創造を考察していく。その視点が民俗学の社会組織研究にとって重要であると考えられる。

そこで民俗学の社会組織研究において、特に概念として提示されてきた「伝承母体(論)」を、筆者の問題意識と関連させて再検討しておきたい。「伝承母体(論)」は湯川洋司の指摘するように、「民俗継承体」からの発展的仮説として福田アジオが提示したものであろう。また伝承母体という術語概念を精緻化しようとしたのも福田アジオ以外にはいないであろうが、さまざまな批判にさらされてきたこともまた否定できない。ここでは批判の対象として伝承母体(論)を位置づけるのではなく、桜田の使った民俗継承体ともう少し関連させてこれを位置付けたい。民俗継承体は、例えば親方子方組織のような旧来の伝統的組織のあり方を構造的に考察し、村における伝承のメカニズムを明らかにできる存在として村を対象化しなおした。その意味において価値を認めることができよう。つまり、村を構造的に捉えるならば「村を社会的に統一性を持った民俗継承の一単位体と見なすなかに求められる」〔桜田 1958a p12〕ところに帰着する。伝承母体(論)は、その考えをさらに進めて、伝承のメカニズムを明らかにすることで民俗の「歴史的展開過程を明らかにする」〔福田 1982 p109〕という見方に拡げている。つまり世代を越えて伝わる「伝承」という行為をより重要視しながら、民俗学における歴史的アプローチを立ち上げる見方として「民俗継承体」概念を刷新しようとしたと位置づけることができる。伝承母体(論)

は 1970 年代における学史的立場づけとして、肯定的に評価されるべきであるが、もうひとつ捉え直しておくべき重要な点がある。それは平山和彦が指摘しているように、伝承母体（論）には「生業形態に関わる観点をめきにして」〔平山 1992 pp42-43〕おり、初発において「伝承母体（論）」は、村落が生産の場であるという特性を一意図的ではないにしても一欠いていた。当初、伝承母体（論）は民俗の歴史的展開を明らかにする方法のひとつとして可能性を持った側面もあったが、村落の重要な要素である生業、生産をめぐる現在の枠組みが見えづらくなる側面があったことも明らかである。

2. 高度経済成長下の問題・民俗の変貌

さて農村の現在の状況を前提に、特に生産に関わる関係を考察するとき、当然考慮しなければならないのは高度経済成長期であろう。民俗学においても 1960 - 70 年代から、高度経済成長における農村の変貌をどう捉えるか苦慮してきた。村落の変貌により、民俗を発見する場を都市にシフトしていく見方が出たのも 1970 年代であった。さらに村おこしやグリーンツーリズムといった観光事業という行為を通じて、民俗たるものを見出す過程を対象にしていきながら分野を拡げたのもそのひとつといえる。しかし農村で行われる生産の行為に対しては、もはや民俗研究の流れにおいては行き着くところまできたかのように捉えられてきた。例えば、農業の担い手が農外労働に従事することによる兼業化や農業従事者の高齢化など、農家の家族構造の変化は著しいものであった。家族生活の変化に着目した江守五夫は、戦後の村落社会が変貌していくなかでの農村家族構成員の明暗を指摘している〔江守 1986 pp221-222〕。明暗とは伝統的家族から家父長制が解体され女性が自立解放されたという明の側面と、老人たちが家族の中で孤立する状況におかれたという暗の側面である。さらに江守は高度経済成長下の農村家族の変化をとらえるため「家族民俗学」の提唱を行っている。

江守のいう家族生活の変容という視角とは別に、生産に関わる家族および村落内の関係、さらにその外枠にある農協や行政などの関わりでの分析視角は、民俗学の社会組織研究のなかで特に提示されてきていない。

このような分析視角の必要性は、日本の農家経営が徹底的に企業化するという効率主義では語れないことと大きく関係する。例えば旧農業基本法（1961 年）に基づいたいわゆる基本法農政の柱に、営農団地化と効率的な農家経営の奨励があげられる。営農団地化のための協同組織の結成と農地の集団化は当然の流れとなり、そのためには農業協同組合と農家および農村との関わりは不即不離のものとなってくる。農協への農家の加入は、太平洋戦争後の農村における地主-小作制度からの解放に大きく貢献した。しかし旧基本法以降の農業政策は、零細な農家経営を行う「担い手」とされる人たちの農外への労働力流出をうながす結果をもたらし、ある程度経営力のある農家は、工業的文脈で合理的な生産を計り所得の向上に努める流れを作った。つまり、旧基本法農政に基づく農協の指導が、効率的な農業経営を旨とすかぎり、その指導に応えられる農家とそうでない農家が明確に見える結果となるのである。

この位置付けにおいてひとつの疑念が浮かぶ。それは旧基本法農政以降において、営農団地化や大規模産地化を図る農協側からの視点はあっても、実際に生計を立てている農家・農村側からの考察はされてこなかったのではないか。そうであるなら、高度経済成長以

降においても旧基本法農政の流れに対応する生活者の視点を明らかにすることで、生活者が担う民俗の創出および再解釈を行うべきであろう。

3. ポストハーベスト技術・収穫物の「商品」化・出荷組織と農協

高度経済成長期において、営農計画の徹底により主産地形成が行われ、特にミカン、リンゴなどの果樹またはレタス、トマトといった蔬菜類の産地化が全国で進んでいった。そういった主産地形成が可能になった要因のひとつに、収穫後の作業の効率化・合理化があげられる。こういった収穫後の作業をめぐる技術のことをポストハーベスト技術（Postharvest Technology）という。ポストハーベスト技術とは「農産物の収穫後における商品の企画・包装・保管・加工・運輸など、いわゆる流通過程に延長された生産過程における技術の総称」〔豊田、森尾 1995 p322〕をいう。つまり生産作業から流通に至るまでの作業における効率化と、収穫物の商品化における技術である。そのシステムの確立には、農協を中心とした農業団体による役割は大きく、かつ商品化に向けての協同化へ導く役割を果たしているともいえる。例えば、収穫物をほぼ同じ大きさ、同じ品質に系統立てて仕分けする基準を持っていなければならない。規格、等級の統一である⁽⁵⁾。規格、等級の共通化により大量出荷母体を形成しやすく、その規格、等級に基づいて行われる梱包によって生産された収穫物は「商品」として市場で評価されることになる。その収穫物の「商品」としての高品質化をはかるため、鮮度維持のための予冷施設の導入や、迅速な輸送システムの確立、さらに果樹などにおいては缶詰、ジュースなどの加工品としての商品開発などが農協を中心として行われてきている。

ポストハーベスト技術の高度化は、高度経済成長期以降の農業を考える上で重要な要因であり、その高度化に関わる農協など農業団体の研究は、事例研究として進展している。しかしながらこういった高度化に関わる当事者側である農家からの視点は、十分に検討されているとはいえない。いいかえれば、流通過程の高度化に対応し順応し発展させていく場合や、逆に離反していく場合など、流通過程の高度化に対応する生活者の視点が欠落しているのである。

生産に関わる労働の協同性は、労働力の交換や収益の分配から収穫物の「商品」化をめぐる関係性に重点が移行しており、流通過程を含めた生産の協同性が求められている。例えば品種の選定も生産者が自在に選択するというよりも、流通を束ねる組織が品種を制限し、その範囲内で生産者に選択してもらうというシステムになってきている。これは旧基本法農政以降の典型的な特徴といえる。生産に関わる労働の協同性ではなく、「商品」化するために行われる協同性を生産者の視点から再考察していく姿勢が重要であり、そこに村落や個人の論理を見出していくことが可能であると筆者は考えている。

さて、「商品」化のための協同化をめざして、農協を中心として合理的に組織を形成しているところが多いが、農協に束ねられる前の段階で、村落や個人の有志を中心とした任意の生産出荷組織を形成しているところも多い。それは、村落内の関係を生かしたり、村落外であっても同じ目的を持った生産者同士による組織化であるが、正確な実態はつかみにくい。もちろん農業センサスにおいても、1960年度から任意の生産出荷組織について、調査は行われている。しかし短期間に作られ自然消滅したもの、複数の生産出荷組織が存在しているように見えても、実態は1組織であるもの⁽⁶⁾、あるいは組織意識を強く持た

ず、ただ仲間で行っているだけの組織など、法人として登記していないものは全国的な実態をつかみにくい。おそらくは村落内の関係を中心とした旧来の関係を基盤として組織化しているところが多いものと見られる。農協の合併が推進された1970年代以降において、そういった生産出荷組織は農協などを母体とした組織に再編されていく傾向にあった。再編過程において、旧来の出荷組織の構成に村落内の関係性が反映されている場合も多く、かつその関係が基盤になって再編の意志決定をする事例も多い。いいかえれば、出荷に関わる作業の組織化に、直接村落内の旧来のつきあいが関係しているのである。

4. 本稿の目的

本稿では、現代農村の協同労働に関わる諸事例の持つ意味を考察したい。その際先に述べた、流通に関わる収穫後の作業と技術（Post harvest Technology）が、いかに農の当事者である人々により再解釈、再創造されて受け入れられているか留意したい。また農の当事者がする判断を、流通に大きく関わる農協組織との関連で考察する。そしてそれは農協側からの目線ではなく、農の当事者個人が農協をどう見ているのかという目線に重点を置きたい。

具体的には農協組織の現在の状況を個別の事例ごとに分析するとともに、農協組織に関わる農家・農村側の視点から、生産出荷組織に関わる協同労働関係の分析を試みることにする。それにより生産や生産以外も含めて形成されてきた農村における旧来のつきあいが、いかに大きな流通組織を形成する際にも影響を与えているか検証する作業を行う。また農協側は、農家をめぐる旧来のつきあいをくずして農協のみで再編することの難しさを知っており、村落と農協の関わりを不即不離なものと考えている。そういう視点から、生産と流通をめぐる協同組織を再検討していく必要がある。特に結成と運営に任意性が強かった生産出荷組織の持つ意味について検証したい。そこには「隠れた連帯」が存在し、また旧来からの重要なつきあいが含まれているからである。

これらの検証過程により、一端ではあるが、現代農村における農産物流通をめぐる農村の一側面が捉えられる、と筆者は考えている。

【註】

(1) 例えば鳥越皓之は1996年に『家と村の社会学』増補版を編んだ際、「かつては「むらの解体」の研究が主要な関心をよんだが、最近各地で“むらおこし”が試みはじめられてきたこともあって、村落社会学の研究も、客観的な村落構造の分析や構造変化の分析から、農民の主体的考えや運動の分析を通じて、現場での努力を見定めようとする傾向が強くなってきた」〔鳥越 1996 p192〕と述べている。1980～90年代までの村落類型の構造的分析は村落社会研究の伝統的手法をふまえながら、その村落構造の変化を「解体」という視線で見ることにより、現状の村落の有り様を把握しようと試みていたといえる。しかしながらそういった視点に固執すると、組織のあり方を分析者の視点から考察したものには行き着かず、村落類型とは別に、そこで生活者する側の主体的判断については捨象されかねない。村落類型の構造分析とは別に、生活者の動態的有り様を捉えるものとして、個人の主体的判断に迫る手法に着目した見方が浮かび上がってきたことは必然の流れであろう。例えば農民生活の意識動態に着目した伊藤勇の論考〔伊藤 1993 pp315-402〕は生活組織としての家や村に対して、農民個人がどのような認識に立

っているかという視点に基づいた論考である。また大正期における村の実態を村の中心人物—いわゆるキーパーソン—による聞き語りをもとにそのリアリティを明らかにしようとした東敏雄の具体的実践も、個人に着目した手法のなかで位置付けることができよう〔東 1995、1996 など〕。

(2) 民俗学草創期における民俗の発見は、佐藤健二がいうように、柳田國男をはじめ民俗学の先覚者たちによる衰弱、衰退が進みつつあった民俗に対抗しての積極的な発掘、発見であったということが出来る〔小松、関、佐藤 2002 pp27-28〕。これは、民俗の発見が復古的な思潮あるいはディレクタントイズムに陥るものとしてみられるのではなく、日本における近代化の相対軸的認識としての「民俗」の発見であると位置付けられる。関一敏が指摘するように、民俗を発見、命名していくことにより、生活者が「近代の方へと自分を成立させていく認識のパラドックス」に成りうると位置付けられよう〔関 1998 p16〕。そういう意味では、柳田の生きた時代における「現代」を見る視点として、民俗学は存在し得たと見ることが出来る。しかしながら「民俗」の生成過程についての考察については民俗学初期の段階では十分に成熟せず、むしろ民間伝承の採集が目的化したため、民俗の残存への意識が強くなったと位置付けることができる。そういった柳田の方法を古典化させることにより、民俗学そのものが古典的存在になり、現代を見据える視点を欠落することになったといえる。

(3) 例えば湯川はイチノトナリ（一の隣）という葬式出産における隣家の助力関係を例に説明している。いざとなると世話になる間柄で平素から親戚以上にやりとりを行っている関係の家が、離村や過疎化などにより相次いでいなくなる事態において、残された家同士で新たなイチノトナリ関係を組み直す。この様子から、近隣の助力関係を維持するシステムを見出している。これはイチノトナリという関係が形を変えて残存しているという捉え方ではなく、イチノトナリが現在の枠組みのなかでどのように解釈されているのかという見方である。つまりイチノトナリという民俗がそのムラを伝承母体としながら様相を変えて伝承されているのではなく、個人の価値判断において、民俗が現在の状況のなかで解釈されているのである。伝承的要素を抽出しながらも、それを明らかにすることを最終目的とせず、現状に即した村の判断や個人の判断を絡ませることで、動態的に生活者の意志決定を見ていくことは可能である。

(4) この点について湯川は、「伝承母体」という術語は桜田の「民俗継承体」を受けて福田アジオが使い始めたと指摘している〔湯川 1998 p12〕。

(5) 例えば愛媛県のみかんは規格等級の統一について、オートメーション化させるための選果機導入に対して 1961 年に国が補助金を出すようになるのを契機として、その前年にみかんの規格統一が行われたという〔豊田、森尾 1995 p322〕。

(6) 例えば白菜組合、茄子組合など作物ごとに組合グループが作られているが、構成員は共通しており、実質 1 組織というところも多い。

第2節 民俗学における協同労働概念の再検討

1. 協同労働(慣行)という見方

「協同で働く」という行為から、私たちはさまざまな人間同士の関係—例えば個人や家同士のつきあい、労働量の軽減やそれに伴う利益の分配など—を見出すことができる。例えば神社の掃除、井戸の掃除、共同墓地の草むしり、屋根葺きなど、各家が人手を出して行う行為は、何かしらのつきあいの原則をもとに行われている。農作業に関わる労働を協同で行う行為も同様である。現存する労働力を一手に結集させることにより、膨大な作業量を分配し、一人あたりの作業量を軽減させる。その一手に結集させるところに何らかのつきあいを見出すことができた。民俗学では旧来より受け継がれてきたさまざまなつきあいを見出す手段として「協同労働」を対象化してきた。ここでは労働の協同性が農産物流通をめぐる作業とどう関わるか検証するために、協同労働の民俗学的解釈を示したい。

まず民俗学研究所編の『民俗学辞典』では、「共同労働」⁽¹⁾という術語で説明がされている。1951年に刊行されたこの辞書でも「我が国農漁村の労働は、今日では家単位に分離孤立化する傾向を示している」〔民俗学研究所編 1951年 p146〕⁽²⁾とあり、集団的な協同労働が消滅傾向にあることを示している。そしてここで示されている概念は従属的労働組織と、個々の家々に対等性がある相互扶助の関係である。従属的労働組織は、長野県北安曇郡の事例を引き合いに出して説明している。これは、オヤカタといわれる本家に対してカドと呼ばれる分家やフデと呼ばれる譜代の奉公人が、田植えや正月の餅つきなどに労力を提供する慣行であり、オヤカタを中心とした本分家関係による協同労働慣行がそのまま地主小作関係へと移った点を述べている。そして地主のことをオヤといい、労働を提供する側をセコ、ヤマコのように「コ」をつけて呼ぶ「オヤコ」という語彙を指摘することにより、従属的労働組織の意味を説明している。相互扶助では、ユヒとモヤヒという語彙に着目し、労力の相互交換に至った背景を指摘している。長崎県島原の事例を引き合いにして、田植えや薪伐りの労力の相互交換はモヤヒといい、新しい作物である甘藷の苗つけで行う協同労働はユヒと呼んでいるところから、モヤヒの方がユヒより古い組織であり、次第に労力交換を前提としないテツダイに移行していったと指摘している。

これらの分析の特徴は、協同労働の歴史性を語彙から考察していこうとしたところにある。しかし「協同労働」についての現地で語られる語彙が存在するかどうかは、現在ではかなり厳しい状況であり、こういった語彙を探し出す事を前提とした検証ももはや難しい。しかしこの辞書で「すべて共同作業は労力の上のみならず智能にも技能にも大いなる作用を及ぼし、能率の増進は算術的総和以上のものがあつた」⁽³⁾と指摘しており、協同労働による「算術的総和」以上のものの意味を見出すことの可能性もあわせて指摘している。

『民俗学辞典』から約20年経って刊行された『日本民俗事典』において「共同労働」はどのように示されているか。1972年刊行のこの辞書は高度経済成長の終わりにさしかかった頃に刊行されたものである。しかし『民俗学辞典』から一步踏み込んだ記述は見られない。この項目末に、協同で行われる労働は家単位で行う労働が増えつつあるが、協同で行われるところも少なくないと指摘し、「とくに漁村ではその生業の性質上共同労働が多く残存している」〔大塚民俗学会編 1972年 p202〕⁽⁴⁾と締めくくっている。「残存」

という表現からも明白なように、協同労働の実像が旧来より変わらず存在するか否かという前提で書かれてあり、その採集が民俗学で行う方法の第一歩であるという認識である。想定する「協同労働」が残存しなければ民俗学では協同労働の意味を見出すことができないような感を受ける。

しかし 1999 年刊行の『日本民俗大辞典』に示された「共同労働」は、概念の広がりを感じさせる記述になっている〔福田アジオ他編 1999 年 pp494-495〕⁽⁵⁾。広義の意味としては「家を単位にして労働力を共同にする慣行」で、狭義の意味では「特に生産に関して家同士の労働力不足を補完するために行われる慣行」とし、ユイのような労働力の等価交換、モヤイのような利益や労力の交換分配、スケのような片務的労力提供の 3 点を示している。この実態からの分類に加えて、村仕事との関わりでも意味づけされているところが今までの定義と違う。例えば村仕事としてあった溝掃除への出役は、行政側の指導によるもの、あるいは村仕事というより農家にとって必要な前提で行われる労働であり「ムラ構成員の直接的な必要からでた」ものではなくなるが、これが「村仕事の延長上に捉えられている」という見方である⁽⁶⁾。また今までの協同労働の実態とは違い、労働に関わる当事者が現状の中で解釈し位置付けている場合がある。そういった協同で働く実態を社会の仕組み全体の中で考察する必要がある。この視点ならば「残存」にのみとられず、現在行われている協同労働の仕組みを見出していくことが可能である。

協同労働の仕組みは、労働に関わる当事者により現在の解釈を加えられ成り立っている。労働の協同性は、常に現在の必要性において成り立つものであり、伝統的な継承を前提とする要素は、祭礼組織の運営と違いたしかに薄く感じる。しかしながら残存ではなく、現状の意味をまず捉え、そこに当事者以外には単純にはかかることができない当事者同士のつきあいの意味を見出すことが必要である。

協同労働の現在の解釈について、柳田國男は産業組合のあり方を論じた過程で重要なことを示唆している。次項では柳田の労働組織を見る視点を検証する。

2. 協同労働組織の問題視角

(1) 労働組織の現在の意義－柳田國男の視点から－

柳田國男が農政官僚として農民および農家の振興策に関わっていたことは周知のことである。柳田の示した「中農養成策」は、市場経済に即応できる自立した農家経営ができる実力ある農家を育てるところにあり、その農家の拠り所として産業組合⁽⁷⁾が重要な存在になってくるとした点にある。柳田は産業組合と農家との関わりには並々ならぬ期待を寄せていたようである。自立した農家を養成するために、ムラにおける協同性を基盤に考える。この考えが、柳田の著作に見え隠れする。柳田が労力組織としてのムラについてどのように考えていたか、ここで整理しておきたい。

柳田は『日本農民史』(1937 年)において、協同で働くための組織のことを雇用労働と相対立する「作業組織」〔柳田 1991 pp263-264〕⁽⁸⁾とくくり、その組織の基盤になっているものが村であると見ている。雇用労働と相対立する考え方として「結」－以下「ユヒ」と記す－の存在を指摘し、屋根葺きのユヒ、普請のユヒのような協同労働と違い、田植えのユヒはさまざまな信仰の痕跡を残して古い形式を伝えていた点を指摘している⁽⁹⁾。田植えのユヒに関する指摘は、雇用労働－すなわち有償的労働関係－に相反するものとして

存在する労働体系—無償的労働関係—のあり方を示したものであり⁽¹⁰⁾、それは労働組織の母体である「隠れた連帯」「意外の拘束」⁽¹¹⁾を見出しうる対象であるとしているのである。柳田はこの「隠れた連帯」を家々の偶然の集合によって成り立つものではなく、歴史的背景を持った意味のあるものであるという見方をしており、その歴史を解明できない存在になったことを残念がっている⁽¹²⁾。

しかし柳田は、自身の考える農政論において、無償的労働関係に関心を持っていたことは間違いない。「農民史研究の一部」(1927年)ではユヒのことを「最初の生産組合」〔柳田 1991年 pp611-618〕⁽¹³⁾という位置づけをし、近代の変質したユヒについてまとめている。柳田はもともとユイの中に家同士の明確な連帯が存在したという仮説のもと「おいおい形が衰えたもの」と見ており、「単なる手間の交換以上に、もっといろいろの場合を包含していた」存在であったとしている⁽¹⁴⁾。そして労力の交換と収益の分配は一体となっているものであるはずなのに、近代のユヒでは「労力の相互平均」を大きな目的とし、労力の不均衡から生じる「差額勘定」を避けようとしている存在であるとしている⁽¹⁵⁾。つまりユヒを組む条件は、ユヒを組む家同士の作業量が同等であることを第一前提とすることが多く、近代においては家同士の連帯のもと結合していた意味から変質してきたと見ている。柳田が20世紀最初に見た農村における近代的なユヒは、もはや「隠れた連帯」を見出す存在ではなく、労力組織を組む当事者によって創造的に行われうる存在と見なし、現在の状況のなかで認識しようとしていたようだ。

このような現在の状況としての労力組織を『郷土生活の研究法』(1935年)⁽¹⁶⁾でも示している。ユヒの、農繁期の農作業においてもたらされる「スポーツ的效果」について言及し、そこには「算術的総和」以上の効果が上がることを指摘している⁽¹⁷⁾。もはや近代における労力組織であるユヒは、能率を効果的に高めるためのものであるととらえ、労力を平均的に交換するという点において、それを守るか否かという点が農村の中に道徳的效果をもたらす。このように、ユヒの現在の存在意義に触れている。

この指摘について、柳田がこのことを書いた1930年代における社会的状況と関連させて考えたい。1900～20年代は男性労働力が兵役の影響で不足し、農繁期における人手の確保はどうしても避けられない状況であった。あわせて小作争議が続くなか深刻な土地、家の分化が激しくなっている状況で、ムラに残ったもの同士で労力を均等に交換することでお互いの労働力の不足を補おうとした背景もある。柳田は当時の社会状況によって定着し再編されていった協同労働の存在意義を見ようとしている。協同労働は時代状況に応じて、組織的枠組みを再編する要素が強いと読みとれよう⁽¹⁸⁾。

柳田は自身の農政論において、ムラという労力組織の存在に着目していたことは広く知られているが、特にその中でも、ユヒが近代的な変容を遂げている点を指摘していることに注目したい。ユヒは過去に遡源できない存在になっているが、現在の意味を持って存在している。このような柳田の見方から、現在における協同労働の意味を見ることに援用できるのではないか。労働組織は、その形態や歴史的背景を把握するようつとめるとともに、その形態を組むときに生じる社会的背景を重視し、それと関連づける必要があるのである。

(2) 産業組合と柳田國男

柳田の農政論には「農民主導型で農業や農村を作っていくべき」〔藤井 1991 p676〕⁽¹⁹⁾

という官僚主導型とは相反する姿勢に貫かれている。特に『時代と農政』（1910年）に示される農民の自立性については、信用組合事業のあり方や村是の農民による自主的な設定などの指摘からも明らかである。柳田の農政論において、産業組合の存在は重要な位置を占めている。柳田は産業組合を農家が経営において物的に依拠できる存在と考え、産業組合のあるべき姿について提言している。協同労働の実態把握とは別の視角で、柳田が、産業組合と農家個々の関係性についてどう考えていたか整理してみたい。それにより本稿で述べる農協とムラの関係性を考察する手がかりが得られると考えるからである。

藤井隆至は、柳田の示した「中農養成策」の理念と1961年に施行された旧農業基本法（以下「旧農基法」と記す）の理念は図らずも合致している点を指摘している⁽²⁰⁾。その理念は、農家が自立した経営ができ、かつ経営規模を拡大できるという点にある。柳田の農政論は、地主小作間の争議を理解した上でその問題の解決を考えるといった時代状況の中で生み出されたものである。そのためには耕地規模が小さくなく、かつ大地主や小作ではない「中農」という自立した農家を作ることが重要であることを説いている。そして柳田は、経済的に依拠できる産業組合が農家にとって重要な位置をしめると考えていた。中農自立のために産業組合をいかに意味のあるものにしていくかについては、『時代と農政』刊行前に出した『最新産業組合通解』（1902年）に示された、産業組合法の法的解釈からも読み取れる。藤井の指摘を借りれば、柳田の産業組合に対する位置づけは、旧農基法における農協の位置づけよりはるかに高い⁽²¹⁾。

では柳田は、産業組合に対してどれだけの重要度で考えていたのか。『時代と農政』所収の「日本における産業組合の思想」から見ていきたい。これは1908年に帝国農会の産業組合講習会で講義した内容をまとめたものである。産業組合法が1900年に施行されたばかりで、まだ産業組合のあり方そのものが形成される段階〔柳田1910：本稿では1991 p115〕⁽²²⁾での柳田の意見である。その段階で産業組合は未だ歴史的に浅い存在であったが、産業組合の活用は「小農を存続せしめてこれに大農と同じ利益を得せしむる方法」⁽²³⁾であるとする強い思い入れを柳田は示している。柳田は、講義で飢饉時の作物の備蓄に使われた日本の社倉、義倉をもとに、相互扶助の存在と意義を示し、これらをもっと組合として意義のある形で発展させねばならぬと述べる。柳田は義倉の問題点を3点あげており、まとめると、まず参加する農家に平等な相互性がないこと、次に義倉を行う区域が広く官吏による支配がおこること、最後に貸付業務に重点がないことをあげている。ひとつめの問題は、中産以上の農家には備蓄のために米を提供させ中産以下の層は飢饉時にもらうだけであり、相互的平等性に欠ける。産業組合は相互的平等性を常時生かすべきだとする指摘である。ふたつめは、産業組合に参加する農家の区域が広すぎると、農家相互の有機的つながりを持ちにくく、結局支配者層の管理下に置かれてしまう。したがって、できるだけ組合参加者の範囲は小さい方がいいとする指摘である。つまり、できるだけ近隣の関係で自主的な運営をのぞむなら、広域であるべきではないとする見方である。みつめめの貸付業務は、飢饉といった非常時の対応だけでなく、農家も融資を受けながら事業拡大をしていく必要性を説いているものであり、産業組合は資本主義経済における農家経営には不可欠である、とする指摘である。しかしながら―柳田も認めているところだが―信用事業を盤石にするためには、より広域で産業組合を組織しなければならない。「組合は小さい方が仕事は挙がるがそのかわり資力が大きくなりあたわぬ」⁽²⁴⁾と述べており、柳

田の提言では農家による自主的な組合運営と信用事業における資産量の確保において相成り立たない矛盾を示している。

しかし柳田の期待は、農村での労働における相互扶助に見られる有機的な労働組織の関係性を産業組合の運営に生かせないか、というところにある。当時の日本では組合の概念が成熟していなかったといえるが、農村における労働の協同性は旧来より存在している。そのために産業組合の下部組織である生産組合等の小さな相互扶助関係を産業組合活動に生かせないか。柳田はそのような方向性を示していた。そして融資を伴った農業の事業拡大—例えば耕地拡大といった—を行うならば、より自立した農家、つまり柳田のいう中農が育成される。このようにして大地主に対して、経済的に渡り合っていくには、産業組合が必要であると考えていた。

柳田の産業組合に対する考え方を整理すると、以下のようにいえよう。産業組合は、行政側から設定される公的な組織にするのではなく、農家自身が自分たちの財産と利益を守るために主体的に運営されるものでなくてはならない。大地主と経済的に渡り合えるためには資力を持った信用事業が必要であるということである。

基本的には資本主義経済浸透の中、その社会状況に合わせた組合運営をめざすべきであり、その主体は農民、農家が負うべきだという考えで貫かれている。その論拠になるのが「中農養成策」に記された自立した農民像である。時代状況に合わせて農家も自立的運営ができることが「一国の生存に重大な関係を持つ」⁽²⁵⁾と見ているのである。

『時代と農政』『日本農民史』『都市と農村』の根底にある柳田の思想は、1920年代に多発した小作争議をどう理解し、どう解決していくかという問題から、資本主義経済における農村、農家の生き方を問うたものといえる。「経世済民」的思想と括れば簡単であるが、それよりも農民の自立性をいかに育成するかに意識を持っていたというべきであろう。本来よりもっている農村の自立性を回復し、都市を中心とした資本主義経済の浸透をいかに農村として受け入れて対応するかという点の考察が、3つの著作の根底にある。

産業組合はその後農民による自主的組織率を向上させず、むしろ行政主導の存在になってしまった。しかしそれを柳田の農政学挫折という流れの中で位置付けるのではなく、時代状況に照らし合わせた農村における自立性を問う姿勢が、農政論以降の柳田の膨大な業績の根底にあると見るべきである。農村の自立性には、文化的側面かつ経済的側面で存在するものである。柳田は、農村の自立性を両側面から見ていたことは間違いない。文化的な自立性は、ムラが持つ信仰的世界や口承による文化など、その後柳田自身が民俗学的領域として対象としていくものそのものであり、民俗学の研究領域の礎になっている。しかし経済的な自立性に焦点を当てた見方は、柳田以降民俗学の中で十分に研究領域に取り込まれていない。現在の状況からの農家・農村の自立性を理解する見方が必要なのである。

(3) 柳田以降の協同労働慣行研究とその周辺

日本の民俗学において、生産の側面から見た協同労働の考察は、民俗語彙から歴史的意味を探るという見方を中心に進められた⁽²⁶⁾。そのなかでもユイのオヤコ関係に基づく考察は、倉田一郎⁽²⁷⁾、直江広治⁽²⁸⁾、そして有賀喜左衛門⁽²⁹⁾によりすすめられた。倉田一郎は、ユイはオヤコ関係に端を発しているという点について明確に言及している。倉田

は、協同で働くことの実態を「社会的・家族的服属関係から成立した労働組織」と「社会的・家族的相序関係から成立した労働組織」に分類し、前者が後者より古く、名子の制度がなくなっている地域において次第に後者の組織のほうに移行していていると述べている⁽³⁰⁾。さらに地主、小作の関係と、大家族における名子の関係の違いに言及している点興味深い⁽³¹⁾。直江は、ユイという言葉に対してモヤイの存在を紹介し、ユイが本家分家間で組まれる血縁的なものから地縁的集団へと移行していると述べ、ユイは「労力の貸し借り」ととらえられるのに対して、モヤイは「2人以上のものが一緒に仕事をする単なる協同労働」であると位置付けている。さらにモヤイについて、労働組織としてのモヤイと利益を共有し分配するモヤイ田の存在を示し、「利益の協同分配」の意味もモヤイに含まれていることを示している⁽³²⁾。倉田や直江の指摘は、協同労働に関わる民俗語彙から歴史的に意味づけようと試みている点で意義があるが、現時で捉えられるつきあいにおける協同労働の意味づけがされているとはいえない。

倉田や直江とは違ってモノグラフによる資料提示に基づき、ユイの歴史性を考察した論稿に、有賀喜左衛門の「南部二戸郡石神村における大家族制度と小作制度」がある。有賀は、詳細なモノグラフをもとにしてユイのもつ意味を整理している⁽³³⁾。さらに有賀は、本家末家的ユイと小農的ユイの二種類があることを指摘し、地主大手作と関わる形で前者が明確に残っているとし、そこにはスケとよばれる片務的な労働関係もあったと指摘している。それに対して、小農的ユイは農業労働力の相互給付といった形で、現存するユイの姿の原形であることも指摘している。ユイの持つ性格が、近世の名請百姓の増加と結び付いた小農によって、本来の意味となる大家族のもとでの服属関係が次第に遊離していった結果、意味が「労働力の行き来」に変わったととらえている。歴史的背景をとらえるという点では倉田や直江の方法と同じであるが、有賀は村落の生活組織を現代的状況をふまえて分析を試みている。

1930～50年代における、ユイの持つ歴史的な意味をとらえようとした研究の背景について、竹内利美は戦時下の農家小組合との関係で重要な指摘をしている⁽³⁴⁾。昭和初期の農山漁村経済更生運動の主体となった農家小組合は、旧習である労働力の交換相殺を否定し、徹底した労賃計算をもとにした再編成を試みる。しかし、これは家族労働力の少ない小規模経営農家の経済的圧迫をもたらすものとして、十分に定着しなかった。こういった背景の中、太平洋戦争下の絶対的な労力不足のため、定着しなかった農家小組合においてユイが復活し、各地に農家小組合そのものも定着してきた。「ユイが戦時下の労力不足と相関連して、旧来の形で温存、補強、拡大され、あるいは多少復活した点に注目すべきであろう」⁽³⁵⁾という竹内の指摘は、現在ある社会状況の中から、協同労働を動的にとらえるものとして重要なものである。

しかしながら協同労働に関わる事象は、民俗語彙の稀少化や農作業の機械化や受託、委託関係による新たな労働形態の出現により、系譜関係や近隣関係を明らかにする分析資料にもなりにくく、民俗学的成果において一定の到達感があつた状況といえる⁽³⁶⁾。そのなかで坪井洋文は、歴史的脈路と違う分析を試みている〔坪井 1959 pp133-153〕⁽³⁷⁾。坪井は、協同労働の特性を民俗文化の分布状況に基づいて整理している。坪井は、生業の違い、村落の組織などの生活組織の違いを考慮した上で、さらに生活組織の性質が複合的に絡んでいる背景を押えてから生産や生活の互助両方の持つ性格を「互助協同」という術語で括

っている。さらに坪井は、互助協同の役割を、同族制の村落と非同族制の村落での違いを指摘したあとで、前者を本・分家間の系譜関係の中で、後者を年齢＝世代及び双系親族の中でとらえられる点を指摘している。この指摘は、村落社会における多様なつきあいを総合的に見る上では極めて有効な方法であり、多元的な村落社会のあり方を見出すきっかけにもなった⁽³⁸⁾。

また福田アジオは「生産互助組織」「生活互助組織」という術語で、村落社会におけるツキアイのあり方を整理している〔福田 1976 pp238-253〕⁽³⁹⁾。福田の規定する生産互助組織は「各家の生産過程、例えば、田植え、刈り取り、植林などで行なわれる組織」⁽⁴⁰⁾としているが、農業における労働は収穫までの一連の作業だけでは規定しにくい部分があり、筆者は収穫後の作業、つまり生産の先にある流通に関わる協同労働の重要性を感じている。そのため、より協同労働の対象を拡げていく試みが必要である。また互助を生産と生活に分けた分析概念は、ややもすると両者の一体性を無視する形で見えてしまう錯覚に陥りやすい。「生産と生活は別」という見方は最初から存在するものではない。分けられたこれらの術語は、分析概念として注意しながら使うべきである。

3. 協同労働・協同労働慣行概念の限界―「協業関係」の提示―

民俗学における協同労働概念は、民俗語彙による歴史的意味づけと検討、それにモノグラフによるムラの歴史的考察をする手がかりとして対象化されてきた。特にモノグラフによる検討の場合、村落構造の類型化を行う判断資料にもなりうるものであり、民俗学よりは村落社会学において、先述した有賀や喜多野清一⁽⁴¹⁾による同族集団を中心とした村落類型（同族村落）、竹内利美が示した講組結合による村落類型（講組村落）という2つの村落基本型をもとに議論されてきた背景もある。さらに同族村落から講組村落の発展段階を村落の近代化に即して検証を試みた福武直の指摘もあげられる⁽⁴²⁾。これはつまり村落の社会的特性や関係性を、協同で行う分配、贈与、労働交換という判断材料を通じて明らかにしていこうとしたものである。これらは村落研究を進める上で重要な研究史的位置付けができるが、村落類型にとらわれるあまり、概念的な議論に突き進むきらいがあった。こういった類型による発展段階を見ることへの反省から、特に講組村落の類型を提示した竹内利美も、同族村落の実態分析は十分であるが、村組に関しての十分な実態分析が足りない⁽⁴³⁾と述べている。類型に照らした実態分析は必要であるが、旧来よりの協同労働（慣行）が実態として存在しなければその類型を見出せないという結末になりかねない。

民俗学は、伝承事象を歴史的遡及を行いうる対象として観察し、また伝承の祖型を捉えようとするやや幻視的な要素を持っていた。この学史的流れの中で「協同労働（慣行）」を捉えたならば、伝承事象における祖型が見出されない限り、研究そのものは終着してしまうことになる⁽⁴⁴⁾。民俗学が広い意味で伝承事象やそれに伴う民俗知識の形成を対象とする学問であるならば、その歴史的祖型を追い求めるだけでなく、民俗知識の形成過程やそれを担う人や家同士の関係性について、明らかにしていくことが必要である。その視点で見ると、実態として歴史的に遡及しづらい「協同労働（慣行）」も検証していくことが可能になる。

しかしながら「協同労働（慣行）」という術語は非常に使いにくい。まず「協同労働」とした場合、協同で行う集団の労働以外での関係性を捨象したものの見方に陥りかねない。

労働に関する多層的な関係を見ていくなら、このことばは適切性に欠ける。また「協同労働慣行」とした場合、代々繰り返り行われる関係性を前提とした意味が生じる。当然そのことも重要ではあるが、その慣行により成り立った関係が柔軟に変形していく過程を見出しにくいきらいがある。歴史的遡及を含め現在の状況を考察するならば、この術語以外に術語を設定する必要がある。

労働の協同化は、その目的に添って村落内あるいは柔軟に村落社会を越えて関係が作られる。したがって村落社会内の原理を見ていくという分析視角だけでは、協同化が村落を越えた範囲で行われたとき、所詮村落社会の崩壊という見方しかできなくなる。「協同労働（慣行）」という術語は、過去の遡及のみを求める発想とつながるものであり、もっと幅広くこの術語を拡げる必要がある。そのためには生産に関わる労働のみではなく、労働とは少し離れたところでの協力関係も対象にしながら総合的に検討していく必要がある。何かしら協同で行うつきあいで、まったく動かない固定化された関係性など存在しない。過去からの関係性において縛られるものもあれば、柔軟性を持って変わっていく場合もある。そのような過程を詳細な実態から分析していくことが必要である。本稿では協同労働をもう少し広く見据える意味で、「協業関係」という術語を積極的に使いたい。このことばは、あるひとつの作業、業務に対して複数で参加し、生産による労働の結集だけでない情報の共有や収穫後の作業－出荷、流通ルートの共有、収益の分配など－に関わるものも含めて意味づけられる。⁽⁴⁵⁾「協同労働」では労働以外の付帯的要素－出荷で同じ箱を使う、同じ施設を使うなど－を包含しにくい。また「協同労働慣行」は、伝統的に関わりのある関係性に限定されてしまう可能性があるが、「協業関係」は、協同の労働において新たに組織化されたものも、あるいは旧来よりのつきあいをもとに再組織化された場合も対象として包含しうる。現在の状況を捉え直すのに、「協業関係」は有効な術語である、と筆者は考えている。

【註】

(1) 一般に労働あるいは作業という言葉の前に付されるものとして「共同」と「協同」と両方とも使われる。この2語はほぼ同義ではあるが、『現代新国語辞典』（三省堂）によると「共同」は「二人以上の人が事を一緒に行うこと」であり、「協同」は「二人以上の人や多くの集団が、一つの物事をするために力を合わせる」という。また「共同」はその構成員が一定の平等性を前提とするが、「協同」は構成員の役割に重要性を持つ。前者の方がより広義の意味で使われる言葉といえよう。本稿では、集団的な関係における労働の意味を集団構成員の役割に留意しながら捉えたいので、引用文献で使用されていない限り「協同」と表記することとする。

(2) 〔民俗学研究所編 1951 p146〕。「共同労働」の項目は橋浦泰雄の執筆による。

(3) 〔前掲書 註(2) p146〕

(4) 〔大塚民俗学会編 1972 p202〕。「共同労働」の項目は小笹芳友の執筆による。

(5) 〔福田アジオ他編 1999 pp494-495〕。「共同労働」の項目は山本質素の執筆による。

(6) 〔前掲書 註(5) p495〕

(7) 産業組合は1900年、産業組合法に基づいて作られた組織であり、信用、購買、販売などの事業を運営する協同組合として位置付けられる。営農指導や生産的施設の利用を支援した農会の機能を合わせれば、現在の農業協同組合とほぼ事業的に一致する。

(8)〔柳田 1937：ただし本稿では 1991 p187〕。初版は 1931 年であるが、本稿では 1937 年刊行の改訂版を底本とした 1991 年刊行のものを使用した。

(9)〔前掲書註(8) pp240-264〕

(10) 柳田が『郷土生活の研究法』で指摘している「賃金がいらぬ労働」について、労働の無償について示したものに例えば〔岩本 1992 pp12-14〕がある。無償というのは「ただ」という意味ではなく、賃金関係を前提としないという意味である。

(11)〔前掲書註(8) p176〕

(12)〔前掲書註(8) p187〕

(13)〔柳田 1927：ただし本稿では 1991 pp611-618〕

(14)〔前掲書註(13) p615〕

(15)〔前掲書註(13) p615〕

(16)〔柳田 1935：ただし本稿では 1990b pp131-149〕

(17)〔前掲書註(16) pp145-146〕

(18) さらに『家閑談』(1946 年)において、ユイはもともと同族間のオヤコ関係に端を発しているものとしてとらえ、オヤの労働指揮権のあった作業形態であったものが、家同士が労力を等量交換するといった同等の関係に延長されていったと総括している〔柳田 1990a pp318-343〕。家が労働組織として変質していった過程で、現在時におけるムラでの「協同で働く」意味が変質していった点に触れている。

(19)〔藤井 1991 p676〕。〔柳田 1991〕の解説。

(20)〔前掲書註(19) pp684-685〕

(21)〔前掲書註(19) p686〕

(22)〔柳田 1910：ただし本稿では 1991 p115〕。柳田は日本において「農業において組合の設立が重きをなしてきたのは僅々十年か二十年」であるとし、農業における組合が長い歴史の中で形成された存在ではないことを強調している。

(23)〔前掲書註(22) p119〕

(24)〔前掲書註(22) p149〕

(25)〔前掲書註(22) p15〕

(26)〔橋浦 1935〕〔橋浦 1938〕があげられる。「協同で働くこと」についての民俗語彙からの検討は、ムラの歴史的意味づけを探るための方法といえるが、実態の現在の意味づけにまで言及できるものではなかった。

(27)〔倉田 1944〕があげられる。

(28)〔直江 1949 pp127-134〕

(29)〔有賀 1967a〕〔有賀 1967b〕〔有賀 1968a〕〔有賀 1968b〕などがあげられる。

(30)〔前掲書註(27) pp54-55〕

(31)〔前掲書註(27) p75〕。ここで倉田は以下のように指摘している。名子は大家族の中の成員であるという意識の中にあり、全生活はオヤにあたる旦那の家との関係において成立するのに対して、地主・小作の場合は土地の貸借関係においてのみ成立している。小作は、一家の農家経営において地主に対して自由であるといった点の違いを示した。さらにその労働関係は名子のときの服属的な意味合いを持つものに対して、小作のようなある種自由な経営をできる自立した農家にとっては相序的な意味合いが生じてくると言及している。こういった観点は、協同労働組織を歴史的な変遷の視点で見ようとしており示唆深い。しかしながら個別の事例において、村落組織における多様な互助関係—たとえば冠婚葬祭にお

ける互助関係などを検証した上での分析とはいえ、また現在の意味づけまで言及していない。

(32)〔前掲書註(28)pp129-130〕

(33)〔有賀 1967a〕および〔有賀 1968b〕

(34)〔竹内 1990 pp307-332〕

(35)〔前掲書註(34) p319〕

(36) この民俗語彙による協同労働に対する歴史的位置付けは〔竹田 1955〕〔田村 1976〕〔田村 1980〕もあげられる。

(37)〔坪井 1959 pp133-153〕。坪井は協同で互助を行う行為の特徴を、民俗文化圏的見方で検証しようとした。

(38)〔坪井 1984 pp7-30〕坪井は、高度経済成長下における村の見方に多元性を持たせる必要性を説いている。

(39)〔福田 1976 pp235-253〕。福田の生産、生活という枠組みの整理は、のちに提示されるムラを民俗生成の伝承母体システムとしてみていく議論に連結されよう〔福田 1984 pp31-80〕。つまり生産に関わる労働、冠婚葬祭などの互助が一体となってひとつの生活空間となるムラが、さまざまな伝承の基盤になっていると認識する枠組みである。この見方はあくまでも伝統的な家同士—あるいは人同士—の関わりを見出す場合の見方であり、その関わりが新たな枠組みになったとき、ムラ社会のツキアイを現在の位置づけにまでつなぎにくくなる。

(40)〔福田 1976 p235〕

(41) 例えば〔喜多野 1976〕があげられる。

(42)〔福武 1949〕および〔福武編 1961〕があげられる。

(43)〔竹内 1957: 本稿では 1990 pp185-210〕

(44)〔佐藤 1993 p75〕。本稿とは対象が違うが、佐藤は従来の民俗学における世間話研究について「古層の「固有信仰」を見つけることに熱中した民俗学的思考様式の自閉にこそあった」とし、世間話の概念をひたすら空虚なものにしてきた理由を指摘している。先験的に古層を顕在化できるものとして、それのみを目的化してしまう思考が、民俗学の方法に閉塞感をもたらしてきたことは間違いない。佐藤は世間話研究をより豊かにする上での民俗学的方法の再検討を指摘したものであろう。民俗学的思考様式の再検討を試みるつもりで、筆者は労働にかかわる村落内の伝統的ツキアイとそれが再構築され創造される過程を考察し、民俗学における社会研究的方法的再検討を行いたい。

(45) これは農業生産組織の定義の中に含まれている「協業経営」という分類に準拠して設定した〔農林統計協会編 2000 pp13-14〕。協業経営とは「2戸(法人格の有無にかかわらず)以上の世帯が共同で出資し、一つ以上の農業部門の生産から生産物の販売、収支決算、収益の分配に至るまでの経営のすべてを共同で行うことをいう」とある。生産に関わる労働の結集を幅広く捉えるには「協業」は十分なことばであると考えられる。しかし「経営」という術語を使うと、協業における組織運営において構成員全員の出資が前提となる側面が強く感じられる。筆者は農業生産組織において協同で行う場合の人同士、家同士の関係から抽出できる意味を見出したいので「経営」ではなく、「関係」という言葉で設定したく考えている。

第3節 農業近代化論批判の再評価―守田志郎の指摘から―

1. 守田志郎の部落―ムラ―への視点

前節では協同労働概念について、民俗学的方法による成果と限界を示し、協業関係概念の提示を試みた。農村の現在の状況の中で、協業関係の意味を見出していく実践的方法は、常に農村をめぐる社会環境の中で捉えられるものでなければならない。そのような実践的方法の確立に、1960～70年代に書かれた守田志郎の論考に大きなヒントがあると筆者は考える。守田は、農協や農業構造改善事業といった農村の外側にある組織や制度と、農村内部の関わりについて言及し、さらに農村、農家、農民の意志決定とそのあり方についてもふれている。本節では守田の農村、農家、農民を観察する実践的方法を考察したい。

守田は1946年～50年の4年間は農林技官を勤め、1952～68年までの17年間、財団法人協同組合経営研究所研究員として営農に関わる指導を行っている。全国を巡回し、農協を回り集団栽培（営農団地）に関わる指導とその生産をになう農家およびムラ⁽¹⁾への説明および説得を行った。それは、効率的な生産計画のもと、土地を集約して行う農業構造改善事業と結びついた指導でもあった。守田が農家、農村を巡回したときの現実を総決算したものが、この時期の著作の特徴である。この頃の守田の著作は、川本彰の言葉を借りれば、工業的効率生産を進める農業近代化論に対しての「冷静ではあるが、心底からの批判」〔川本1994 p232〕⁽²⁾と位置づけられる。

守田はまたその農業近代化論から否定され、反近代的代物として位置付けられようとしたムラに対しての評価の仕直しも試みている。ややもするとムラは保守的で閉鎖性が高いと位置付けられるが、そうではなく、より意味のある組織体として位置付けているところに特徴がある。守田はムラを「有機性の高い生き物であり、静的に観察されることは許されない」ものであり「膨張し分裂しそして変形するもの」⁽³⁾であると認識している。静的な存在ではなく、常に動的に動く可変性を持った存在と見ている。

このような見方は、守田の代表的研究である入会地をめぐる農村の史的研究⁽⁴⁾にも見られる。入会の規則は、ムラ内部で自主的かつ民主的に運営されている。守田はそれを近代的脈路とは違った存在として読み取っていた。それは入会地をめぐる法律「入会林野近代化法」⁽⁵⁾により共有性を解消しようとしたことへの疑念に現れている。この法律は入会慣行を否定し部落有林といった共有性を解消し、権利関係を明確にした所有により国土を「効率的に」使おうとするねらいをもっている。現在の山林に関わる基本的法律であり、長きにわたってムラが自立的に形成してきた入会慣行を、山林の効率的利用という大義名分のもとに否定した法律でもある。効率的利用を唱えながら、大規模なゴルフ場化など、山林は周辺農村にとって生産生活における非効率的な存在に転じてしまった現実、守田は大きな憤りを感じ、法の力で入会慣行を否定していくのは「官僚的浅慮」と断じている。それは高度経済成長下における旧基本法農政への疑念も含めて、政府の農業政策とムラの現実との大きな齟齬を感じずに入られないという、守田の思想的態度といえる。

2. 効率性、規格化への疑念

守田が示した農業近代化論批判のひとつに、品種や規格の統一への疑念がある。いいか

えるとそれは、生産物である農作物の画一化への異議である。現在の農産物、特に野菜や果物は「商品」としてあつかわれるために、大きさ（規格）と質的・形状的統一性（等級）の評価をつけられる。農産物の規格・等級は、中央卸売市場を中心とした系統の出荷システムのなかで、流通する「商品」としてどれだけ価値を高位平準化するかという意味で、生産者側が行う努力目標として考えられてきた。

守田はこういった商品学的な考え方に対して、農産物を工業製品と同じ意味づけで見ることを強く否定している。市場における近代的な取引は、現物を見ないで信頼ある取引を行うことであり、そのために銘柄取引を行うという商品学者の述べる発展段階的説明を、守田は引き合いに出している〔守田 1987 p70〕⁽¹⁾。その内容は、すべての商品の現物を見て取引する「現物取引」から梱包されている商品から抜き取り的に下見して商品を見る「見本取引」へ段階を踏み、そして次にくるのが現物を見ないで行う取引が「銘柄取引」であるというものである。この銘柄取引のためには商品の規格化が重要であるとする意味づけである。

このことについて「恐らく多くの人にまちがいを感じさせないこの論、これを農産物にあてはめるという考え方が出てくるのはもったも」⁽⁷⁾としながらも、商品として間口を広く考えては、農業生産物の特性から考えることができなくなってしまうという見方を示している。つまり農産物を工業製品と同じ「商品」とみたならば、工業的生産と流通の近代化に追随しなければという誤った見方につながる。農業生産には農業生産の事情があり、流通の段階からさかのぼって生産者側が行わなければならない規格・等級の統一は、もはや生産物に対して作る側が主体的に決定できないものになってしまう。

「選果場で示した規格、等級に合わせてミカンを作れ」「ライスセンターでは品種を統一しないと統一した精米ができない」といった、農産物を商品として売るための協同施設の事情を基準にして、規格や品種が決められる。つまりポストハーベスト技術の維持と運営がまず前提にある。

守田はライスセンターの合理的運営と品種統一、そして集団栽培の関連について述べているくだりがあるので、まとめて示したい。ライスセンターの運営を合理化するためには品種を3つに統一しなければならない。ライスセンターにあるカントリーエレベーターに玄米をのせて大量にかつ効率的に玄米を商品としての米にするための限度が、3品種だからである。大規模であり高品位にそろえられた商品としての米を作るために、稲の集団栽培—営農団地化—では品種の統一が徹底的に行われる。ライスセンターでの協同の乾燥と包装を前提とし、統一された品種を同じ営農方法で生産する。そうすれば、協同で行うことはすべて効率的に進む⁽⁸⁾。守田自身、協同組合経営研究所研究員で農村を回っていたとき、集団栽培と協同施設の連結をもとにした協同の奨励を指導していたという。守田はこのことを自省している。たしかに農家にとって米を「商品」として仕上げることに於いてプラスではある。しかし米の生産過程において、ライスセンターの関わる期間はあまりにも短い⁽⁹⁾。播種から収穫までの作業と、収穫後の作業では、明らかに収穫までの作業が中心であり、その作業は農家が主体的に行うことである。収穫後の協同施設が、農家の生産作業における自主的選択を制約しているといえる。

守田は品種の決定権が農家にあるということ強くいいたいのではなく、また近代的効率主義への全否定を行っているのでもない。品種というのは制約的に決定するものではな

く、生産における作業を通じて必然的に決まるものであるということである。品種というものは必ずなにかの弱点を持っており、それは生産作業を通じて理解されてくる。例えば連作に弱いとか、特定の土質でないと高品位にできないなどは、作業を通じて発見される経験知といえる。完全無欠の品種がない以上、こういった生産者側からの経験による判断は重要な要素である。協同施設を含めて農協などの上部組織から制約的に決定されるものではない。号令的に品種の統一を指導するのではなく、選び変えるときの判断材料をいかに農家に示すかが、営農指導する側にもとめられるのである⁽¹⁰⁾。

主産地形成による農作物の大量生産は高度経済成長下における農業の一側面といえるが、これは工業化的発想に基づく農業の近代化であったと位置付けられる。工業とは違う側面が農業にあるということは、守田の著作である『農業は農業である』という表題にも表れている。工業の場合、新たに10倍の生産能力のある機械を導入すれば、単純に10倍の製品が仕上がる。しかし農作業機で10倍の耕作能力のあるトラクターを導入したならば、今までかかった時間の10分の1になるだけで決して生産物が10倍に増えるものではない。農業を工業にまねて行うことは、当たり前だができない。そういう意味での著作名であろう。守田は、工業のようになることを期待して考えても仕方ないことだとまとめている⁽¹¹⁾。これは守田自身の行ってきた農家、農村そして農協と市場を結んできた仕事に対しての自己内省である。と同時に、守田は農業の主体である農家や農村の自立性について再評価を行ったともいえる。

3. ムラと農協の対等性

守田のムラを見る視点は、ムラを保守的な存在としてでなく有機的な存在としてみているところにある。ムラは、外部からやってくる、従来行ってきたことと違う制度や政策に対して、あたまから拒否する態度をとる存在ではない。それを受け入れてムラなりの民主的な態度で判断し受容し、合わないものも拒否するのではなく、飲み込んでしまう存在である。守田はこのように見ている感を受ける。

こういった見方は、農協とムラの関わりについての苦い失敗からきているようだ。農協がムラに対しての問題に取り組むとき「誤った助言をしたり、不注意な指導に連座するような」⁽¹²⁾ 経験を何回もしたという。守田は農協とムラの関わりをどのように見ていたのか。農協は主産地形成を行う過程で、どうしても農協なりの計画的な営農計画を指導したい。集団栽培による営農団地化、出荷作物の規格、等級の厳密な統一を行い、それを生産者たる農家そしてムラに守るよう働きかける。それは複数のムラを束ねることによって形成される人為的な協同関係である。どうしてもムラの論理が邪魔になることもあり、農協にとってムラは「手を加えたくて仕方がない」ものであり、ムラは営農計画などを進めるとき「何しろ不便な」⁽¹³⁾ 存在だからである。しかし守田の経験からするとムラに対して「手を加えて成功したという話はあまり聞かない」といい、農協の人為的な協同関係と違い、ムラは「意識されない」協同関係で成り立っているものであるとしている⁽¹⁴⁾。

両者の関係について考える守田の指摘をまとめたい。ムラが農協に求めることに対して、農協はどのようにしてそれをムラに提供できるか。そして農協がムラに対して提供した分、それ相応の協力をムラは農協に行う⁽¹⁵⁾。いわば両者は対等な需給関係にあるという見方を示している。ムラを無視して農協の運営が成り立たない。

守田はかつて効率的な下部組織を作るためにムラ（集落）を基準にした小組合を統合して効率化を図るべきだという考えに基づいて、ある農協を指導したことがあるという。このことを「ちょっとばかり恥ずかしい思い出」と述懐している。守田が示した経験を筆者なりにまとめた。守田が農協運営や農村調査で全国を回っていたとき、ある農協の常勤理事と話をしたときのやりとりがある。守田の記述から類推して 1960 年前後のことだと思われる。そのとき守田は農協組織の下部組織である小組合の戸数のばらつきを改善すべきだと述べ、「3戸とか5戸とかいう小組合があって、それが農協の組合員の組織単位にもなっているというんでは」話にならないから、これを統合して一定の標準的な大きさに持っていくべきであると述べた⁽¹⁶⁾。この当時、その農協の下部組織は小組合と呼ばれる地域ごとの支部的組織が存在していた。それはほぼムラ（集落）単位で編成されていたようである。守田の記述にはないが、ここではもともと戦時統制下の農事実行組合を単位に組織化されたのであろう。農事実行組合はおよそムラ（集落）単位で編成されている場合が多い。当然小組合は戸数で平等に分割しているものではなく、ムラの事情で編成されたものである。それをそのまま農協の下部組織にしているのである。当然戸数で 100 戸の小組合もあれば、3戸というものもある。農協から小組合の組合長に手当がいくが、3戸のところと 100 戸のところとでは不公平であるから、統合した方がいいというのが守田が示したアドバイスである。しかし常勤理事は、ほかの助言は素直に聞いたが、小組合の統合についてはやってみようとはいわなかったという。効率的な統合によりムラを無視することはとうていできない。常勤理事は、ムラをいじることの難しさを知っていたのであろう。農協と組合員が何か交渉ごとで接触するとき、農協の理事が中心になるよりも、そのムラの長—例えば部落長、自治会長、行政区長など—が間を取り持った方がいいという他の農協理事のコメントも示されているが⁽¹⁷⁾、筆者も後の章で示す牛久市の下根集落で、農協の理事になる前に行政区長を先に経験すべきだということを聞いた。ムラを束ねる役割を経験しないで農協の運営に関わるのはおかしいという、ムラ側の論理からきている。先に述べた農協とムラの対等な需給関係の一端を示す例といえよう。農協の論理だけで農家とムラを束ねることはできないのである。

農協が中心となって束ねる営農団地化のような事業において、その事業を推進できないとき、必ずムラの保守性をいわれるが、もともとは、ムラの有機性を無視して営農計画が立てられていることに起因しているのである。守田の内省は農協とムラの関わりにおける対等性を認識させるものであったのだろう。

もうひとつ守田が示す農協とムラの関わりで重要な点は、属人、属地という見方に対する提言である。統計用語として属人調査、属地調査という言葉があるが、日本で行われている農業センサスや世界農林業センサスの調査でも、属人的とらえ方に属地的とらえ方が加わったのは 1970 年世界農林業センサスの調査からである。特に調査対象の認識について大きな変更があったのが「農業集落」の定義である。「昭和 30 年臨時農業基本調査」⁽¹⁸⁾では農業集落の定義を「農家が農業上相互にもっとも密接に共同しあっている農家集団」⁽¹⁹⁾とし、実行組合や行政区などの自治組織、生産や生活面での協同関係をもとに範囲を認識したものである。つまりそれぞれの家々のつながりを前提としてみている点で属人的な認識であり、農業集落を家々のつながりとしてその範囲を確認しようとした見方である。しかし 1970 年世界農林業センサスでは、農家の集団認識の土台は土地、特に農地にあり、

その土地の領域の確認に力点を置いた見方にかわる。家々のつながりとその基礎となる土地ということで、属人的な認識に属地的要素が加わったといえる。

この属地的見方は営農団地化による集団栽培の土地利用と大きく関わってくる。営農団地化は当然土地利用を効率的に行い、生産物の品種と規格の均一性を目指し農村を主産地形成していくものである。したがってそれは、属地的に、つまり農地を基準に計画を立てそれに労働投資をどうするかを考え計画される。営農計画を立てる側からすれば、そこにムラでの家同士の関係性を持ち込む必然性はないように思われる。

しかし守田は、属地的な見方が万能でありすばらしいとする見方に疑問を持っていた。集団栽培参加農家が何でも協同行う行為に無理があることを示している例があるので、筆者なりにまとめてみたい⁽²⁰⁾。例えば協同防除についてである。稲作の集団栽培における協同防除は簡単に協業関係が結べそうであるが、この関係を結ぶことは農家からの抵抗も大きく、仮に続いても長続きしない、と指摘している。全体的な薬剤散布計画を立てても、参加する農家によって農薬散布の考え方にばらつきが生じる。農薬は全く必要ないという考えの農家もいれば、反収を上げるため多くかけたいという農家もある。また兼業農家で面積が小さいのに全体計画で散布頻度が高いならば、個別に散布した方が安くなるということもある。つまり効率的運用による協業関係にも無理があるのである。守田はこの事象を集団栽培のような属地主義的合理主義への抵抗ではないかと見ている。

ムラというものは属人的な組織である。しかしある生産計画を主産地化のために推進する際、属人的な考え方が制約になってしまうことがある。主産地化のためには、耕地を交換分合し整地し、全体の生産計画に基づいて参加農家の耕地を確定する。しかし生産に関わる農家はたとえ散在していようが、代々所有している耕地に意味を持って扱っている場合が多く、その面で農家の意識は「個別排他的」⁽²¹⁾なものである。換言すれば、生産に関わる労働は、農業をやる主体である農民自身の判断で行われるもので、その作業において成り立つ協業関係は、協同の必然性によって組まれるものである。だから薬剤散布を協業関係で行う必然性が個々の農家同士になれば、農家はやりたくない。守田は属地主義的合理主義が善で、それを受け入れない個々の家同士の関係を前提とする属人的な関係を悪であるとする見方を強く批判している。

だからといって属人的なものを再評価し、属地的なものを完全に否定しているわけではない。守田は両者を対立概念としてみることに否定的である。そしてどちらか片方に完璧な貫徹を期待したり意図したりすることに対して「観念的」だと断じている⁽²²⁾。だからといって具体的にどういう見方があるべき姿かまでは守田は言及しないまま逝去したが、属地的な見方と属人的な考え方の境界線は常に動くものである⁽²³⁾とする見方は、ムラと農協の関わり方を判断する上で大きなヒントであると思う。従来家同士のつながりを前提に生産関係が生まれムラを形成し、その関わりの中かで歴史的に土地所有の認識が形成されてきたと守田はいう⁽²⁴⁾。属人的組織であるムラが属的に動こうとするのは、保守的で生産効率に対する意識が低いのではなく、農民に対し農地の土地所有を制限してきた歴史的事情にあるとしている⁽²⁵⁾。

属人、属地の概念は対立概念として見ず、また前者より後者の方が近代的であるという見方をしないで、双方の合意点のあるところで関係性を作る必要がある。また農協のような広範囲を管轄する上部組織が営農団地化で生産計画や協業関係を立てる際、農家や農家

のつながりであるムラの論理を汲み上げて生産計画を立てる必要性がある。このお互いのやりとりが重要なのである。農協とムラとはお互いの対等性を考えてはじめて、属地性の強い生産計画とそれを担う属人的な家々のつながり関わりにおけるよりよい着地点を見出しうるのである。もちろんこの両者の妥協点が完全な属地的生産計画のもと、農家がムラと関係なく組み込まれる場合もあれば、完全な生産計画からの離脱もあり得る。農協がムラや農家の上部組織ではなく、対等な関係性のもとで成り立つことの重要性を守田は示している。

【註】

(1) 1960～70年代に書かれた守田の著作には、部落という表記で表題に現れるものが多い。しかし再版される段階でタイトルが改題され、ほとんど部落という表記はなくなっている。守田は1977年逝去されたが、その後再版されたものには部落の文字はなく改題されている。例えば1973年刊行の『小さい部落』（朝日新聞社）は再版される1980年には『日本の村』（朝日新聞社、朝日選書）に改題されている。また村あるいは村落という漢字表記もひらがな表記に再版時改題されている。例えば1967年刊行の『村落組織と農協』（家の光協会）は1994年再版時には『むらがあって農協がある』（農山漁村文化協会）になっている。守田の示す「部落」という表記はいわゆる行政区画ではくくられない家々の集まりである「ムラ」をさしていることは明らかである。本稿では守田が本文中で書かれている「部落」という表記はいわゆる集落かムラをさしているものとして進めていく。

(2) 〔川本1994 p232〕。〔守田 1994〕の解説にあたる。

(3) 〔守田1967：本稿では1994 p103〕

(4) 例えば〔守田1963〕があげられる。

(5) 1966年成立で正式名称は「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」。

(6) 〔守田1971：本稿では1987 p70〕。本稿では再版した1987年版を使用した。

(7) 〔前掲書註（6）：pp70-71〕

(8) 〔前掲書註（6）：pp75-76〕

(9) 〔前掲書註（6）：p77〕

(10) 米よりも野菜、果物といった商品作物の場合、市場からの影響はもっと明白である。守田は青森県で農協を中心とした協同販売システムに関与したときの経験をもとに、品種の統一と協同出荷が万能でないことを、これもまた自省も込めて示している〔前掲書註（6）：p85〕。昭和30年頃、従来の高級果物としてのリンゴから大衆消費を対象としたリンゴに転回し、規格の統一と大量出荷を行い協同販売システムを構築したく考えていた。守田も農協を中心とした出荷体制の確立をめざし、リンゴ栽培農家を国光や紅玉といった品種に統一するよう説得に回る。協同販売に応じないで高級品種を栽培し、農協を通さないで高級消費として出荷していった農家を若さに任せて「農協共販の敵」といつていたという。しかしながら、昭和30年代で都市におけるリンゴの大衆人気はかげりを見せる。決して青森県や長野県のリンゴに見られる、農協中心の協同販売システムが間違っていたとは思わないが、商品としての画一化が、逆にリンゴの商品的価値を上昇させない結果にしてしまった。

(11) 〔前掲書註（6）：p161〕

(12) 〔前掲書註（3）：p198〕

(13) 〔前掲書註（3）：p168〕

(14) 〔前掲書註（3）：p169〕

(15)〔前掲書註(3): p170〕

(16)〔前掲書註(3): p172〕。守田はこのとき常勤理事に述べたことについて「若いということは、思い切ったことが言えてよいものだと思うが、相手の都合や事情をかまわずにこういう言い方をするんだから、全く危険だ」と述懐している。

(17)〔前掲書註(3): p171〕

(18)〔農林水産省経済局統計情報部 1991 p3〕日本で本格的な農家に対するの全数調査が始められたのは1960年世界農林業センサスからであるが、その前に農家戸数5分の1の標本調査がされたのがこの調査である。

(19)〔前掲書註(18) pp2-3〕

(20)〔前掲書註(3): pp191-192〕

(21)〔前掲書註(3): p195〕

(22)〔前掲書註(3): p185〕

(23)〔前掲書註(3): pp194-195〕

(24)〔前掲書註(3): p196〕

(25)〔前掲書註(3): p196〕

第4節 本稿の問題意識と構成

1. 柳田、守田からの考察

本稿の目的は、高度経済成長を契機とした、農産物販売、流通をめぐる互助の創造を明らかにするところにある。そしてムラ社会の実態とそこに関わる人たちの意識を農協とムラ内の協業関係との関わりの中で考察する。この目的のために、本章では、柳田の協同労働に関する言説、民俗学における協同労働（慣行）研究の評価、守田の農業近代化論批判の意味を整理してきた。ここでは柳田、守田の指摘が、本論の事例検証の中でどのように生かせるかを述べたい。

まず柳田國男を取り上げたことの意味について整理したい。柳田の指摘で本論に援用できる点は2点である。ひとつは協同労働（慣行）の現在の解釈を行うこと、もうひとつは農家・農村側から見た産業組合の評価である。

ひとつめについて、協同労働は労働を行う当事者によって意味づけされ結集される。賃金を媒介としない協同労働関係は、本家分家関係、地主小作関係といった伝統的社会関係を読み取ることもできるが、ともに労働をすることによる楽しさやスポーツ的要素を読み取り、「算術的総和以上」（『郷土生活の研究法』）の存在という読み取りもできる。この「算術的総和以上」という指摘は、柳田の生きた時代においても、協同労働の現在の状況の解釈を示しているものであるといえる。竹内利美の指摘した戦時体制下におけるユイの復興と相通じるものである。

ふたつめについて、柳田はユイを「最初の生産組合」（「農民史研究の一部」）と位置づけ、ムラが産業組合に果たす役割を指摘している。産業組合がムラを束ねるという上部-下部関係ではなく、双方が対等な関係の中で成立し、かつムラ側は産業組合を積極的に利用する存在にするべきことを述べている。ムラの有機的な協同労働と信用事業の利用により、農家は経営規模拡大に成功し中農となり、地主の搾取に対抗しうる。産業組合と農家、農村は対等関係の中で成り立つべきという見方は、現在の農協と農家、農村との関連においても同様である。

柳田の指摘同様、守田の指摘もムラと農協の対等性について触れている。農協が大きな経営母体となっても、農協の論理で農家やムラを束ねられない。常にムラは自立性のある存在であり、有機的な存在であるとしている。農家やムラが農協の営農指導をめぐるように判断し、活動するか。それぞれの事情により反応が違ふ。今後 21 世紀の農協の広域合併とムラの関わりはどうかかわからないが、少なくとも戦後の農協発足から 20 世紀の終わりまでは、ムラの自立性と農協の運営を切り離して考えられない。

また守田の指摘で重要なのは、農業近代化論批判における「工業的効率化への批判」である。工業生産の発想で農業生産が考えられ、戦後の農業は生産物に規格・等級を付し、市場への流通規模を拡大させ、大規模産地化をめざした。規格・等級を付す作業は、販売を前提としたものであり、この作業から逆算して生産労働計画が定められていく。品種の決定も生産者の判断よりも出荷母体側-多くの場合農協-の論理により決定する。販売や流通を前提とした協同性がより重要視される中で、農家は流通をめぐる協業関係を生成させる。流通、販売をめぐる協同性には、情報の共有や協同施設の利用、出荷先の統一など

労働力の総和以外の要素を多く含む。守田の論考は、そのような協業関係の成立過程で、ムラと農協の関係が対等なものであるとする視角を示している。「商品」として収穫物を見たとき、どのような協業関係が創造されるか。農村の現在の状況を捉える上で、流通をめぐる協業性を対象化する必要がある。

あわせて守田は、属人的つながり、属地主義的合理主義ということばを示している。家同士のつながりを前提としたムラは、基本的に属人的なつながりであり、農業生産の計画に合わせた農地を基準にした農家の関係は属地主義的なものであろう。前者は非近代的存在と見られがちであるが、守田はそれを強く否定している。また産地の大規模化には効率的な農地計画が必要であり、属地的に生産計画を立てられる。属地的発想は工業生産的意味合いが強い大規模産地化に必要な発想である。しかし属地的な考えが属人的な発想より近代的であるものではない。双方の均衡関係の中で販売、流通をめぐる協業関係が成立している。筆者が守田の指摘からえた見方である。

民俗学における協同労働（慣行）の読み取りは、語彙からの歴史的意味づけだけに拘泥せず、また冠婚葬祭などの日常生活の互助に限定してはいけない。生産をめぐる互助の消滅と決めてかからず、流通、販売をめぐる協業関係の創造という視点を持つ必要性を、筆者は感じている。

2. 本稿の方法と構成

経営効率のために図られる多様な農家の結合は、その村落が形成してきた家同士のつきあいの枠組みを完全に無視しては—あるいは意識しないでは—成立しづらい。いいかえれば、生産に対する関係の新たな枠組みの形成に、旧来のつきあいが何かしらの影響を及ぼすことが十分あり得る。

本稿では現代民俗誌的に分析していく手法を使い、特に生産に関わる協同で働く関係について、農協や出荷をめぐる生産集団との関連において調査対象を分析する。そのことによりムラに見られる「隠れた連帯」と新たに創造される生産をめぐる協業関係が、農協、ムラの対等関係において意味づけられる。

本稿の構成と各章の位置づけは以下の通りである。

第1章では、1960～70年代にかけて農協の合併によって大規模出荷集団を形成した岩井市農協園芸部の形成過程を考察し、高度経済成長期の野菜栽培農業地帯を形成していった地域として生産計画、検査態勢そして流通システムをどのように統合していったか検証したい。先にもふれたように1960年代以降に各地で行った農業構造改善事業の目標のひとつに主産地形成があげられる。特定の作物の産地として農村地域を束ね、農業を活性化しようとしたものである。その主産地化に成功した事例と位置付けられよう。

第2章、第3章では、その岩井市域における大規模出荷集団に対応した2つのムラと、それをもとにした生産出荷組織の事例を検証したい。ひとつはレタス栽培の名人や市場通の人によって運営されてきた出荷組織とその基盤となったムラが、農協の大規模出荷組織に対応していった歴史的経緯について検証する（第2章）。もうひとつは合理的計画になじまずにあえてもう一度村落側から出荷組織を編成し直す動きについて、その行動の背景について検討する（第3章）。

第4章、第5章では、農協の運営とムラの関係が密接である事例をもとに、大規模産地

化はせずとも成功したあるムラの協業関係の創造を検討する。

第4章では、ひとつの自治体にあわせた形で複数の農協が統合し、旧農協の特性を尊重しながら流通組織の合理化を進めた旧牛久市農協（2002年1月より龍ヶ崎農協に広域合併）の事例をもとにして、段階的合併のなかでの主産地化への施策について検討したい。必ずしも大規模な産地を形成することが成功とは限らない、調和的な農協の組織統合が持つ意味を検討する。

第5章では、その牛久市域でサツマイモ栽培を中心に生産、出荷をめぐる協同組織を村の中に形成し、協業関係の形成過程で農協組織とどのように関わってきたかを検討したい。いかに協同組織を組む生活者側の論理を重要視しながら、いかに農協に対応していったかを検証し、当事者が農協に対等に関わっていく過程を考察したい。

双方とも首都圏近郊の畑作農村地域であり、高度経済成長期に主産地化や都市化のために大きく変貌した農村である。そのなかで産地化に成功した農村地帯における内的事情と、大きな産地化を行っていない農村地帯における内的事情を示し、比較を含めてその意義づけをしたい。さらに双方とも新作物、新品種に関する導入経緯が大きな変貌のきっかけになっている。そういった点から2農協とそれに対応する生産出荷組織との関わりで検証したいと考えている。

本稿ではそれぞれの村落におけるつきあいのあり方を調査し、さらに当事者がどのような経緯で新作物を導入し協業していったかに焦点を当てて調査を進めた。さらに、その協業関係の構築をめぐる、旧来のつきあいの仕組みや歴史的背景がどのような実態をもっているのかを関連させて検証していく調査を行った。

この方法について、もうひとつのアプローチとして新作物導入におけるリーダー的存在の社会的態度⁽¹⁾からの考察があり得る。本稿では第2章、第5章において、先導していった彼らの果たした役割にも留意することとする。

生産面でのつきあいだけでは見えない隠れた連帯や意外な拘束は、生産における協業関係において重要な意味を持つ。そのためにはあらゆるつきあいの実態を提示した上で検討していく必要がある。したがって村落内のつきあいをできる限り提示した上で検討した。そのうえで、

①新作物が導入された歴史的経緯を示し、その中で農協側の特性と行動が生産者および生産者の居住する村落にどのような関係性をもたらしているのか。

②協同で生産体制をとるとき、何を重視し協同性をとるのか。

この2点に留意して考察することとした。

【註】

(1) 例えば〔島田 菊地 1968〕〔木本 斉藤 1969〕などがあげられる。この2点は九学会連合による利根川周辺地域をフィールドにした調査で、これらは新作物導入における営農態度を、それを導入する行為者の態度から検証していくものである。つまり新作物導入における生産者の営農態度—つまりなぜイチゴ栽培を始めたか、どのようにイチゴ栽培を広げていったか—に視点がある。本稿では主体となる生産者の営農態度もさることながら、その生産者たちの協同関係における結合契機について考察するものとする。

第1章 大規模産地化した農村の労働と協業関係－茨城県岩井市を例として－

第1節 調査地概観

1. 岩井市の立地

本章では1960～70年代にかけて、野菜などの出荷組織を整えながら農業協同組合の合併に成功した例を提示したい。対象とする調査地は茨城県岩井市であり、事例として示すのは岩井市農業協同組合（以下略して「岩井市農協」と記す）である。

岩井市は、茨城県の南部に立地しており、南は利根川を境に、千葉県野田市、関宿町と、北は茨城県猿島町、西は境町、東は水海道市と接している。市制施行は1972年（昭和47年）で、それまでは町制で「茨城県猿島郡岩井町」と呼ばれていた。

岩井市は、東に菅生沼、南にくふいどめま 鶴戸沼、利根川と接し、常に水辺に近い環境にある。特に利根川の氾濫により、川沿いに低湿地の多い岩井市では、人々の生活に多大な影響を与えてきた（【図1-1】参照）。

鶴戸沼、利根川に接する地域は流作地帯と呼ばれて、1899年（明治32年）から利根川の堤防工事が本格的に行われ、大正時代において順次堤防が竣工していき、毎年のように悩まされていた水害は激減した。しかし流作地帯は標高が低くかつ低湿地なため、1958年（昭和33年）まで良好な水田は少なかった⁽¹⁾。市の中心部は舌状の台地であり、その周辺の南東部から南西部にかけては、利根川の影響を受けた低湿な沖積地になっている。

岩井市は、首都圏50キロメートル圏内に立地しているが、交通手段には乏しく、隣県である千葉県側に移動するのも困難をきわめた。利根川によって隔てられているために、千葉県側への移動はもっぱら渡し船が中心であった。

船は20人ほどが

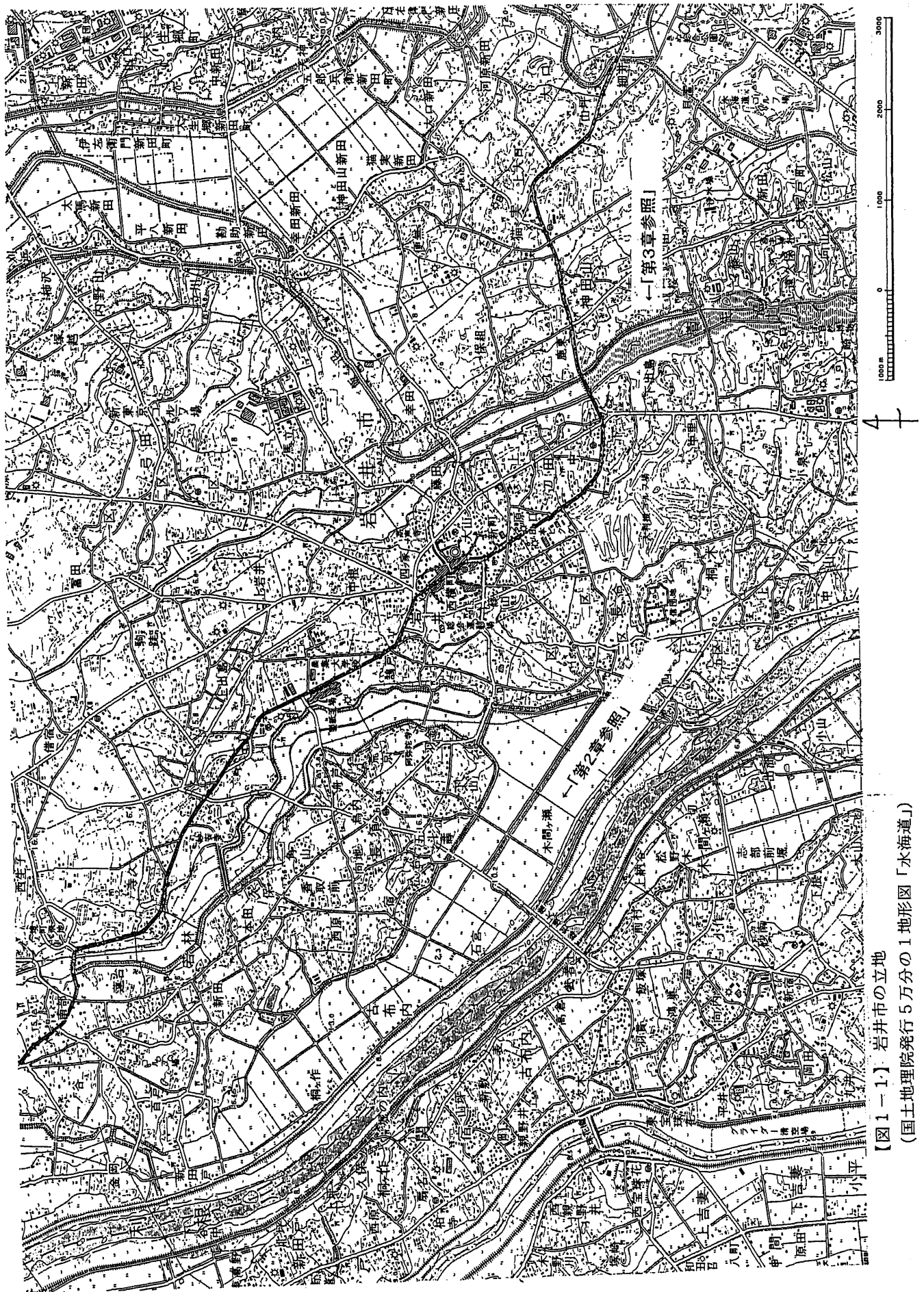
乗れるサツパブネと呼ばれるもので、特に定期便のような形で往来をしていたものでもなく、ある程度人数がそろったら出る、ないしは「早く出してくれ」と船頭に頼んで出してもらおう、といった形で移動を行う状況であった。

こういった交通環境が大きく変化をとげたのは、1958年（昭和33年）に、利根川にかかった芽吹大橋が竣工してからである。芽吹大橋は千葉県野田市に渡って架橋されており、この橋によって容易に千葉県側へ出て国道16号へ、ひいては東京との生活的な距離間も

【表1-1】岩井町内(当時)のバイク、自動車の所有台数

種類	1959年	1960年	1961年	1962年
50cc以下	642	973	1476	1972
90cc以下	186	155	129	142
125cc以下	371	599	762	815
軽自動二輪	138	168	217	266
単車	11	10	6	5
農耕用耕耘機	138	281	417	784
軽三輪車	0	5	46	61
乗用車	0	0	5	16
四輪貨物	0	0	15	29

〔岩井町郷土史研究会編 1962 p159〕より筆者が作成。



【図1-1】 岩井市の立地
 (国土地理院発行5万分の1地形図「水海道」)

かなり近いものになった。架橋前は東京と結ばれている国道はおろか、1本の国道も通っていなかった岩井市は、サツパブネで向こう岸の千葉県に渡る以外は、大きく迂回しなければ東京に出ることはできなかった⁽²⁾。

車で容易に東京との往来ができるようになり、ゴルフ場、企業の工場が多く進出を始め、また都市生活者向きの野菜であるトマト、レタス、夏ネギを作って出荷する農家がこのころから増えてきた。岩井市にとって橋の開通は「交通革命」であったといってもよい。芽吹大橋開通後4年間の岩井町（当時）の自動車、バイクの所有台数の推移を【表1-1】から見ていきたい。50ccバイクが開通後、4年で約3倍になり、また開通前は軽三輪車、乗用車、四輪貨物車はなかったが、開通後台数を相当延ばしている。これは各家庭での乗り物が自転車からバイクにかわってきたことと、輸送に関わる点で、いわゆるモータリゼーション化が進んできたことを示している。

2. 岩井市の農業の現況

岩井市の農業生産額の割合において、野菜の占める割合は非常に高い。【図1-2a】から現況を見ていくと、野菜の生産額は全農業生産額の割合に対して55.1%を示している。さらにその生産額のかなりの部分を取り扱うことになる岩井市農協の販売取扱比率を【図1-2c】で見ると、野菜の生産販売額は全体の販売額中90%を占めている。この点から岩井市の農家は野菜の作付、出荷によって経営が成り立っていると見ることが出来る。さらに【図1-2b】の耕地利用の割合を見てみると、野菜に使っている耕地は全耕地の35.2%と田の耕地面積と比べて低い点から、先に示した生産額と合わせて考察すると、野菜を柱にした集約性の高い農業経営を行っていると考えられることができる。

米 13.9	野菜 55.1	畜産 23.3	その他 7.7
-----------	------------	------------	------------

(単位) パーセント

* 「岩井市の野菜について」岩井市農業協同組合 1993より筆者が作成

【図1-2a】岩井市の農業生産額の割合 1990（平成2）年度

田（水田、陸田含む） 52.7 （183231アール）	畑 45.9（159325アール）	
	そのうち野菜76.7	（全体で35.2）

↑
その他 7.7
(単位) パーセント

* 「岩井市の野菜について」岩井市農業協同組合 1993より筆者が作成

【図1-2b】岩井市の耕地利用の割合 1991（平成3）年度

畜産 1

米 8	野菜 90		
--------	----------	--	--

麦・落花生 1

*「岩井市の野菜について」岩井市農業協同組合 1993より筆者が作成

(単位) パーセント

*総販売取扱金額に関しては非公開

【図1-2c】岩井市農協の販売取扱比率 1989（平成元）年度

3. 町村合併の状況

次に岩井市が、現在の行政区画となる際の状況を述べておきたい。岩井市は、明治維新以後、1955年（昭和30年）までの合併に至るまで、数回にわたる行政区画の変更が行われている。明治維新直後、現在の行政区画は天領と、関宿藩領に分かれていた。1889（明治22年）、町村制施行のため36あった村が統合され、8つの村にまとめられた⁽³⁾。それらが、1955年（昭和30年）、町村合併促進法に基づき、新制岩井町（現在の岩井市、当時町制）になった。

町村合併に伴ってまず最初に達成したかった目的のひとつに、利根川への架橋、すなわち先に述べた芽吹大橋の着工と早期完成があった。これまでの利根川への架橋は、昭和に入ってから千葉県・茨城県双方から、地元の住民による架橋運動が起こっていたが、渡し舟で生計を立てている人達の生活問題などがからんで紛糾し、当時なかなか実現されなかった。

しかし、合併前旧町村各役場の連名で出された『岩井町新町村建設計画』には、国および県に対する要望事項の筆頭に次のように掲げた⁽⁴⁾。

一、利根架橋の早期実現

当地方は農業地帯にして、一大消費地東京都及び近郊都市にたいする生産物資との供給源としての機能を有しあるをもつて、その販路拡張をはかると共に縣南地方の發展を期するため利根架橋の早期実現を要求する。

その要望に沿って、茨城県は県営事業として橋の建設に着工し、日本道路公団によって翌年より進められて1958年（昭和33年）の開通に至るのである。

そして利根架橋の重要性と関連して、『岩井町新町村建設計画』の結びには、「一大農村都市たるの特異性にかんがみ」て、「農産業振興」に重点を置いて町の運営を行うとしている⁽⁵⁾。つまり、町の運営の中において、農業を基幹産業に見据えて、消費市場である東京を意識した施策を進める必要がある点を述べている。

しかし、この当時、新町の進める農業の育成と保障の支えとなる、農協の町単位の合併

はされておらず、8つの総合農協が各旧町村部に存在する状況であった。これら8つの総合農協が合併したのは、1968年（昭和43年）になってからである。昭和30年代、都市向けの蔬菜栽培を行う農家が急速に増えていき、その出荷のための大きな母体として、市単位の（当時は町単位）の出荷集団を組織する必要性が出て、農協の合併気運が高まったといわれる。町村合併と芽吹大橋の開通は、非常に密接なものであり、ひいてはそれ以降の岩井市の基幹産業である農業のあり方を大きく変えていくきっかけとなったといえる。

【註】

(1)〔茨城県猿島郡 1956 pp17-18、本稿では岩井市史編さん委員会編 1993 pp407-408〕『岩井町建設計画基礎調査書 昭和31年』によれば、水田の状況に対するコメントとして3項目を掲げている。

1. 利根川流域の流作地帯は平坦な水田で、川の影響を受けやすい。
2. 管内中心部の台地には、強湿田および谷津田が点在する。
3. 鶴戸沼周辺は、二毛作などの生産効率はかなり低い。

とし、「今後、土地改良事業を大きく進展させる中で生産性を上げていかねばならない」と述べている。

(2)現在の感覚で説明するならば、自動車を利用し埼玉県幸手市側に抜け国道4号に出るか、茨城県取手市まで出て国道294号を経由し、国道6号に出て東京に向かうしかない。しかしこの当時、車を所有する家は少なく、この橋の架かったころに、その当時20歳前後の若い男性たちがこそって免許を取ってオート三輪にのり始めたころだという。車の所有が恒常化していないこの当時は、やはりサツパブネが東京へ出るもっとも普通の方法であった。

(3)8つの村と明治22年の町村制施行前の近世村は以下のとおり。

岩井村 : 岩井村 鶴戸村 辺田村の三村

弓馬田村 : 弓田村 馬立村 幸田村の三村

飯島村 : 大馬新田村 平八新田村 勘助新田村 幸田新田村 猫実新田村

神田新田村 大口新田村 庄右エ門新田村の八村

神大実村 : 神田山村 猫実村 大口村の三村

中川村 : 長谷村 桐木村 小山村 薙打村の三村

七重村 : 半谷村 富田村 借宿村 駒跣村 寺久村 三村 上出島村の七村

七郷村 : 法師戸村 矢作村 大崎村 中里村 大谷口村 小泉村 下出島村の七村

長須村は一村のまま町村制施行以降も継続。しかし、1899年（明治32年）千葉県古布内村の一部と、木間ヶ瀬村の一部が合併することになる。

(4)〔猿島郡岩井町 『岩井町新町村建設計画』1955、ただし本稿では、岩井市史編さん委員会編 1993年 p370〕

(5)〔前掲書註(4) p372〕

第2節 岩井市農業協同組合園芸部とその生産計画について

1. 農協の合併—「園芸部」発足の契機

ここでは、調査対象地での農業による生産活動、そのなかでも蔬菜栽培の生産、流通、検査を統合している、岩井市農協「園芸部」（以下、略して「園芸部」と称する）について述べていきたい。「園芸部」は、ひとことでいうならば、蔬菜栽培の生産指導、出荷計画の立案、そして農産物の流通管理を行う営農集団で、岩井市農協内の組織の一つである。しかし、組織の運営自体は、農協からは独立した体制で営まれている。

1955年（昭和30年）の岩井町発足までに、1町7村それぞれにひとつずつ総合農協が存在していた。設立は8つすべて1948年（昭和23年）で、この総合農協のほかにも、開拓農業協同組合3つ、畜産農業協同組合が1つ、部落農業組合が1つの合計5つの部門別の農協が存在していた⁽¹⁾。

しかし、これら部門別農協は1955年（昭和30年）までに、それぞれが8つの総合農協にあるいは猿島郡単位で合併されていった。新制岩井町の町村合併当初、これらの総合農協は旧町村単位で併置されたままで、農協の統合はされなかった。統合されるまで8つの総合農協による岩井町農業協同組合連合会、同協議会が設置され、合併準備が進められることになった。これは、各旧町村の有力者によって占められていた役員を、合併によって一本化することが難しかったことや、合併農協の組織を整備するには時期尚早と考えられたからである。8つの総合農協を統合するには何かしらの経営戦略がないと難しい。

しかし、町村合併の大きな柱であった利根架橋—芽吹大橋の開通—が実現し、昭和30年代は、トマト、秋白菜を中心とした蔬菜栽培農家の急増によって、各集落ごと、もしくは近隣周辺のグループによって任意に作られ

た生産組合・出荷組合（以下出荷組合と称する）が濫立してくるようになった⁽²⁾。こういった、各集落単位で、あるいは近隣の仲間内で作られた出荷組合の結成のいきさつには、それぞれの出荷組合で様々な事情、背景がある。それらに対し、岩井町農協連合会では、農協合併を機会にこれらの出荷組合を一本化していく方向性を打ち出した。

1968年（昭和43年）、町内にある農協すべての合併が実現し、岩井町農業協同組合（現在の岩井市農協）が成立した。それを機会に、蔬菜栽培を行う農家、出荷組合が集まり岩井市農協「園芸部」が設立された。この「園芸部」の目的は、共同選別、共同出荷によって市場での競争力をつけ、安定した収入を確保し、将来にわたっての農家経営の維持を行うところにある。個人やもしくは仲間だけで作った出荷組合ではとても太刀打ちできない流通手段の確保や、品質の統一を行うための等級検査を「園芸部」がすべて計画を立てて

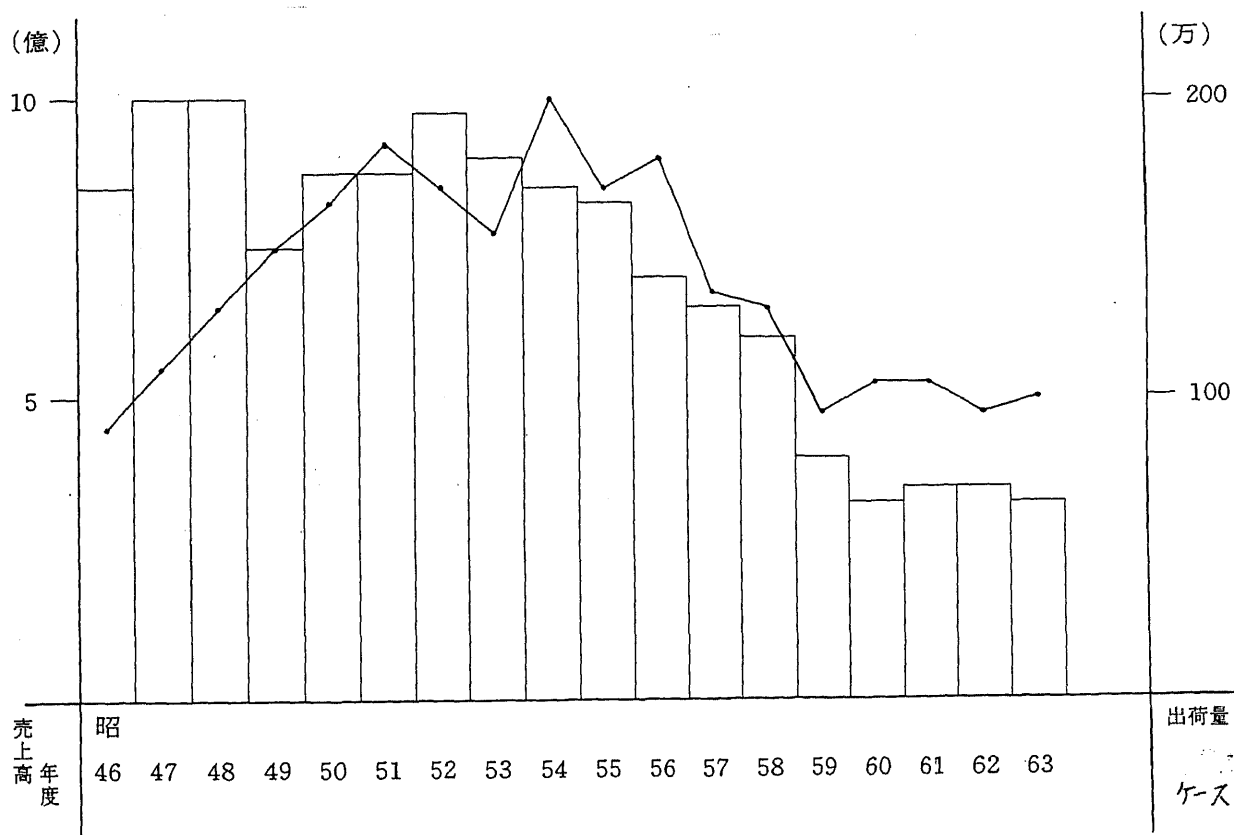


【図1-3】岩井市農協園芸部マルイワのマーク

参加農家に指導する。そして、「園芸部」参加農家の結束と市場で売り出すための銘柄として、出荷する蔬菜にはマルイワのマーク（【図1-3】参照）をつけて出荷する。これは「園芸部」参加農家の結束と統一銘柄によって、各農家の責任を喚起するためのものであり、かつ青果市場で優秀なブランドマークとして成長させていく意味もあった。

さて「園芸部」で最初に売り出された売れ筋の蔬菜はトンネルトマトであった。もっとも、町村合併当初、換金作物の柱として期待されていたのは、煙草栽培であった。岩井町役場も、「当地唯一の換金作物」として、煙草製造工場の設置を日本専売公社に希望している⁽³⁾。しかし煙草の銘柄が多様化し、日本専売公社（当時）が必要とした葉煙草の品種が、岩井市内で多く作られていた品種とは異なり始めてきた。煙草は、次第に換金作物として多くの収入を望めない状態になってきていた⁽⁴⁾。そうした中、昭和40年代、「園芸部」が設立されたことをきっかけに、煙草に代わってトンネルトマトを作る農家が急速に増えていった。

このトンネルトマトは「園芸部」発足から4年後の1972年（昭和47年）に、年間220万ケースを出荷し、当時トンネルトマトの年間出荷量は日本一に到達した（【図1-4】参照）。



【図1-4】トンネルトマトの年次別売上額と出荷数量

*出典：〔岩井市農協園芸部 1989 p32〕

*1970年（昭和46年）～1988年（昭和63年）の数値がグラフ化されたもの。

*棒グラフは出荷数量、折れ線グラフは年間売上額

*出荷量単位はケース、売上高は円

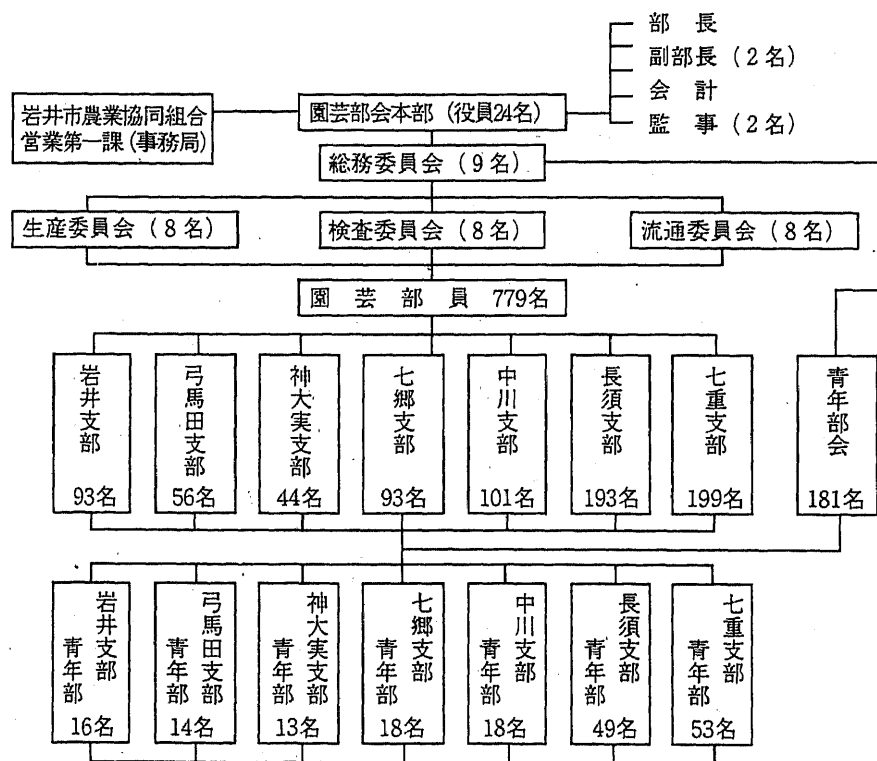
*各年次の正確な数量は公開されず。

出荷量日本一になった年の翌年におこった石油ショックにより、肥料と生産資材の暴騰を招き、1974年（昭和49年）以降、トンネルトマトの出荷量は急速に落ち込んでいった。さらに連作障害による土壌病害を起こす畑が増えたため、それに伴う品質の低下と価格の下落を招き、蔬菜栽培農家は、トマトによって収入、畑の土壌両方を保つことが困難になりはじめていた。そこで急速に農家の間で広がったのが、レタスとネギを組み合わせた一年間の生産計画である。現在の「園芸部」参加農家の大半は、この2作物の組み合わせを基本としている。

2. 「生産」「流通」「検査」の統合

次に、「園芸部」の組織運営とそれに関わる役員について述べていきたい。事務局は、岩井市農協の営農第一課にある（以下事務局と記す）（【図1-5】参照）。事務局では、出荷の際の事務的な売上の処理、そして収益の振り込みを行うほか、出荷の際の茨城県経済連からの市況報告を受ける窓口としての役割を担っている。事務局は、基本的には出荷物の販売業務の事務的な管理と情報の確保がおもだった仕事であり、「園芸部」自体の組織面での運営に対する決定権は持っていない。実際に組織自体の出荷方針や、品質の基準を定めた等級のあり方、どの作物を「園芸部」の売り筋にしていくかという重点作物の決定などを行うのは園芸部参加農家で作られる役員会である。

役員会は、園芸部内の7つある支部の代表者によって構成されている。そしてそれぞれの支部から役員を3～4名選出する。



【図1-5】岩井市農協園芸部の組織構成図

【図1-5】から各地区の役員の構成と3つの委員会の役割について整理していきたい。まず園芸部会本部があり、その長が園芸部長である。「園芸部」発足当初園芸部長になった人物は、発足前本格的にトンネルトマトを導入した際の中心的リーダーであり、かつ最も整った大規模な出荷組合を自身の集落に作っており、実績から見て選ばれてしかるべき人であった。また各支部ごとに選出された役員は、発足時、ある特定の作物を作ることができる名人と評判であったり、市場通と呼ばれる流通手段—たとえば必要な時必要なだけトラックを確保できるなど—の確保に秀でている人が選出されていた。当然彼らは「園芸部」発足以前、それぞれの集落や近隣の有志たちで作っていた出荷組合で実績を上げている人たちばかりであった。さらにそういった支部の役員の上部組織として1974（昭和49年）から生産委員会、検査委員会、流通委員会の3つが設置され、それぞれの委員会から1名ずつ委員長を選出することになる。

〔生産委員会の位置付け〕

生産委員会は、主に、計画的な生産・出荷のための作付指導を行うもので以下の7つの項目を中心に「園芸部」全体の生産計画を検討している⁽⁵⁾。

(1) 重点品目の選定 (2) 品目別作付体系の確立と生産計画の樹立 (3) 計画的な生産出荷のための作付指導 (4) 栽培技術向上対策と新品目、新品種の検討 (5) 予冷施設を利用した品目、品種、作型の確立 (6) 立毛競作会の実施 (7) 他産地の生産状況の調査

この中で、(1)～(5)は直接各農家の生産暦に関わる内容のもので、野菜作付体系表が作成されている。農家は、この野菜作付体系表【図1-6 a, b】を参考にして、それぞれの作物の収穫の時期と種蒔きや定植の時期が重複しないように、生産計画を立てていく。さらに新たな作型を開拓し生産計画の中に取り込むために、毎年1回、立毛競作会を行う。これにより各農家は、作物の品質向上を競い合い、出荷作物の新たな品種を見つけたり、既成の品種に加える付加価値—たとえば今までと違う収穫の時期を設定することは可能かなど—を発見し、「園芸部」全体でその情報を共有するようにする。これによって、新たな作付体系への導入や、既成の生産計画の中に折り込まれている作型のものを、高品質のものへと変更することも可能である。

この作付け体系表がどういう意味を持っているか検討したい。まず出荷したい奨励品種が設定されていることにより、集荷した野菜の品種が均一化できるという点である。

春どりのレタスはトンネル収穫時期が3月中旬から5月いっぱいまで段階的に収穫できるように指導しており、出荷時期に合わせた品種が設定されている。例えば早出しにあたる3月どりのレタスはシリウスかコロラドで、出荷時期最終時期の5月どりの品種はカーチスカ極早生シスコである。収穫時期に合わせた品種の設定に基づいて作業計画が示されている。これにより作業日程が参加農家で統一できること、収穫時期に集荷されるレタスの品種がすべてそろっているというメリットがある。この段階で品種を自らの好みで選択する要素は薄れ、「園芸部」の出荷計画に基づいた営農指導が行われていることがわかる。

また単一の品種に絞った春に出荷するキャベツ出荷時期はA, B, Cの三期に区分している。Aは5月上旬から中旬に、Bは5月下旬から6月上旬に、Cは6月中旬から下旬にかけて出荷時期を設定して、それをもとに種まき、トンネル、定植の計画を指示している。同じ品種で出荷時期を旬単位ですらして三期区分にすることでほぼ採れたときの状態を統

○は種、×は定植、nはトンネル、aはつるあげ、—は収穫

作目	作製	奨励品種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
トマト	加温ハウス	スーパーファースト									○		×	a
	無加温ハウス	桃太郎	○		n n x x	a a								○
なす	無加温ハウス	春鈴		×									○	
	トンネル	千黒2号、千両2号	○			n x								
レタス	3月どり	シリウス、コロラド										○	×	n
	4月上旬	コロラド、クイーンクラウン	n x										○	x
	//中旬			n x									○	
	//下旬	グリーンレーク2B 61、テキサスグリーン												○
	5月上旬	カーチス	○		n x									○
	5月どり	極早生シスコ		○	○		n x							○
サニーレタス	3月どり												○	n
	4月上旬	レッドファイアー、 レッドウエーブ	n x										○	x
	//中旬			n x									○	
	//下旬				n x									○
	5月上旬		○		n x									
5月どり			○	○		n x								
はくさい	A	クリーム2号、はるさかり	○	n x										
	B		○		n x									
	C	新理想		○	○	n x	n x							
カリフラワー	A		n x x										○	○
	B	スノークラウン	○		n x									
	C			○	○	n x	n x							
ブロッコリー	A		○	n x										
	B	グリーンコメット、 シャスターハイツ	○	○	n x									
グリーンボール	A		n x											○
	B	ダンディボール、 アーリーボール	○		n x									
	C			○	○	n x	n x							
キャベツ	A		○	n x										
	B	中早生2号		○		n x								
	C			○		n x	n x							

【図1-6a】岩井市農協園芸部野菜作付体系表(春~夏)

〔出典：平成5年度園芸部農家に配布したプリントより筆者が補訂〕

○は種、×は定植、nはトンネル、aはつるあげ、— は収穫

作目	作製	奨励品種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ねぎ	A	長悦	×	n		n	—	—			○	○		×
	B			×			—	—				○		×
	C	越谷、吉越、増取、太宮、十國		×	×			—	—		○	○		
	春まき			○	○	×	×				—	—		
レタス	A	レイク S、ユーレイクス								○	×	—		
	B	サニーボーイ1号、エクシード								○	×	—		
	C	テキサスグリーン、極早生シスコ								○	×	—		
	D	グリーンレーク2 B 61、クイーンクラウン								○	×	—		
	E	シスコ、カルマーMR								○	×	—		
サニーレタス	A	晩抽レッドファイアー								○	×	—		
	B	レッドファイアー、レッドウエーブ (ハウス)								○	×	—		
	C									○	×	—		
	D										○	×	—	
	E										○	○	×	×
カリフラワー	A	サマースノー、名月						○	×		—			
	B	花月、スノートップ							○	×		—		
	C	スノーキング								○	×	—		
	D	スノークラウン								○	○	×	×	
ブロッコリー	A	グリーンコメット						○	×		—			
	B	マーシャルジャスター、ハイツ							○	×	—			
	C	緑嶺、グリーンハット								○	○	×	×	
はくさい	A	新理想								○	×	—		
	B									○	○	×	×	
	C										○	×	—	
グリーンボール	A	アーリーボール							○	×	—			
	B									○	×	—		
	C										○	×	—	
キャベツ	A	YR秋徳							○	×	—			
	B									○	○	×	×	
抑制キュウリ		アンコール10							○	○	×	—		
ほうれん草	加温ハウス	おかめ、バレード								○	○	—		
	無加温ハウス	バレード									○	○	—	
	マルチトンネル	ソロモン									○	○	—	
	ロジトンネル											○	—	

【図1-6b】岩井市農協園芸部野菜作付体系表 (秋~冬)
 [出典：平成5年度園芸部農家に配布したプリントより筆者が補訂]

一する事が可能である。

このように生産暦、品種の選定、規格、等級の分類に伴う作業は、すべて収穫後の作業に基づいて計画的に指導されている。この作付け体系表は毎年品種を定めてその年に状態のいいものを策定し「園芸部」参加農家全体の作付けを統一するのである。

この生産委員会による作付け表に基づけば、小規模な作付けをしている蔬菜栽培農家も「園芸部」の指示通りの時期に適切な品種で出荷すれば、大規模出荷集団のなかで収穫物を「商品」として出すことも可能である。作付け表は、大規模経営の農家も小規模経営の農家も参加しやすいシステムを作り出している。

〔検査委員会の位置付け〕

検査委員会は、主に、規格の統一と等級の設定が検討される仕事である。仕事の項目は以下の4項目にまとめられている⁽⁶⁾。

- (1) 出荷規格の検討、目揃会の実施
- (2) 規格の統一及び品質の平準化
- (3) 巡回指導検査による選別選果の指導
- (4) 他産地の品質及び規格の研究

「園芸部」がマルイワという統一銘柄で出荷する際、最も神経をとがらせなければならないことは、出荷する作物の質を均一化することである。それはその作物の大きさから、その作物に対して与えられている条件に至るまで、1ケースの中すべて同じ規格の野菜でなければならない。検査委員会は、収穫した蔬菜に対して、出荷の際に、どういった基準で分類していくかといった点について、明確な出荷規格を提示していく。徹底した等級・規格の統一を行うために、(1)の「目揃会」は特に有効であるが、(3)のように、「巡回指導検査」を行う場合もある。これは、等級・規格の統一に著しく反して出荷する「園芸部」から見れば「迷惑な農家」に対して行うものであり、「巡回」という言葉から感じる恒常的かつ徹底した検査といった意味合いは持たない。同一の等級でかつ、規格が統一されている出荷物は、市場での信頼を保つための必要条件であり、もし不統一な出荷がなされてしまったならば、マルイワという銘柄の持つ信頼を落としてしまいかねない。この点に関して、検査委員会は非常に厳格に取り組んでいる。

〔流通委員会の位置付け〕

流通委員会は、市場での適正な時期の出荷はいつであるか、また消費者の好みにあった蔬菜は何か、などといった消費者動向を見ることが主な目的である。流通委員会の具体的な仕事であるが、以下の6項目である⁽⁷⁾。

- (1) 販売計画の樹立
- (2) 指定市場の検討及び適正出荷の検討
- (3) 流通動向、消費動向の把握とその対応
- (4) 消費宣伝及び消費拡大の販売対策
- (5) 予冷品目野菜の販売対策
- (6) 安値対策

(2)の指定市場の検討についてであるが、「園芸部」は34の指定市場(1995年当時)と取引契約を結んでいる。指定市場とは、マルイワ野菜を仕入れて、せりを行う卸売市場である。当然のことだが、毎日それぞれの卸売市場でせりが行われる。その日に行われたせりの状況は早速、茨城県経済連を通じて事務局に入る。今日マルイワの野菜がどれくらいの価格で落札したかを検討して、明日出す出荷数量の配分を行うのである。こういった毎日の市場出荷の調整事務は、岩井市農協の職員が行うが、それぞれの卸売市場で行われる生産者と卸売市場共同の販売対策会議では、この流通委員会の委員が出席して「園芸部」全体の販売計画を提示する役割を持っている。また宣伝活動、たとえば、販売促進のため

の街角での野菜の無料配布であるとか、スーパーの店頭での販売PRを行ったりするのも流通委員会の仕事である。

このように、生産、検査、流通の各委員会によって、マルイワという銘柄を付して、出荷する野菜に対して付加価値を与えるよう工夫されている。その付加価値を堅持するために、「園芸部」という出荷する側が考える生産暦が必要であり、かつ、出荷物に対しての等級・規格の統一も必要である。さらには、市場の動向にあった必要量のみの出荷も調整していく必要性もある。こういった、流通のための生産暦、等級分けは、農家にとって、自家による農作業の意志決定がある程度制約されてしまうが、「園芸部に任せておけばあとは楽だ。(野菜を売りに行かなくてもいい。)」という利点を大きく与える要素にもなっている。

「生産」「検査」「流通」を整備したうえで、さらに必要なことは集荷した野菜の出荷量と均一化した品質の集中管理である。そのためには一斉に同じ場所に出荷する野菜を農家に持ってきてもらい、そこで規格等級の検査を行い、どこの青果市場に売り出すか「園芸部」自体で把握しなければならない。そこで当初「園芸部」の7つある支部に集荷場を設け出荷量、等級検査の管理を行ったうえで出荷する一元集荷体制を作った⁽⁸⁾。「鮮度の高い野菜」「正確な出荷量」という青果市場でのイメージと実績を作ることが、蔬菜産地としては重要なことである。

3. 出荷作業を軸とした生産サイクル

一元集荷体制によって、「園芸部」の経営は軌道に乗り始めた。しかし「園芸部」に出荷する農家は、ここで大きな生活の変革を経験する。

ある蔬菜栽培農家の一日の流れを見ていきたい(【図1-7】参照)。これは夏ネギの出荷の最盛期である7月の例である。出荷準備が始まるのが、朝の6時から午前中にかけて行われる。この事例の農家に限らず、園芸部参加農家は午前中に畑に出て収穫作業をあまり行わない。出荷する野菜は、前日のうちに収穫しておく⁽⁹⁾。

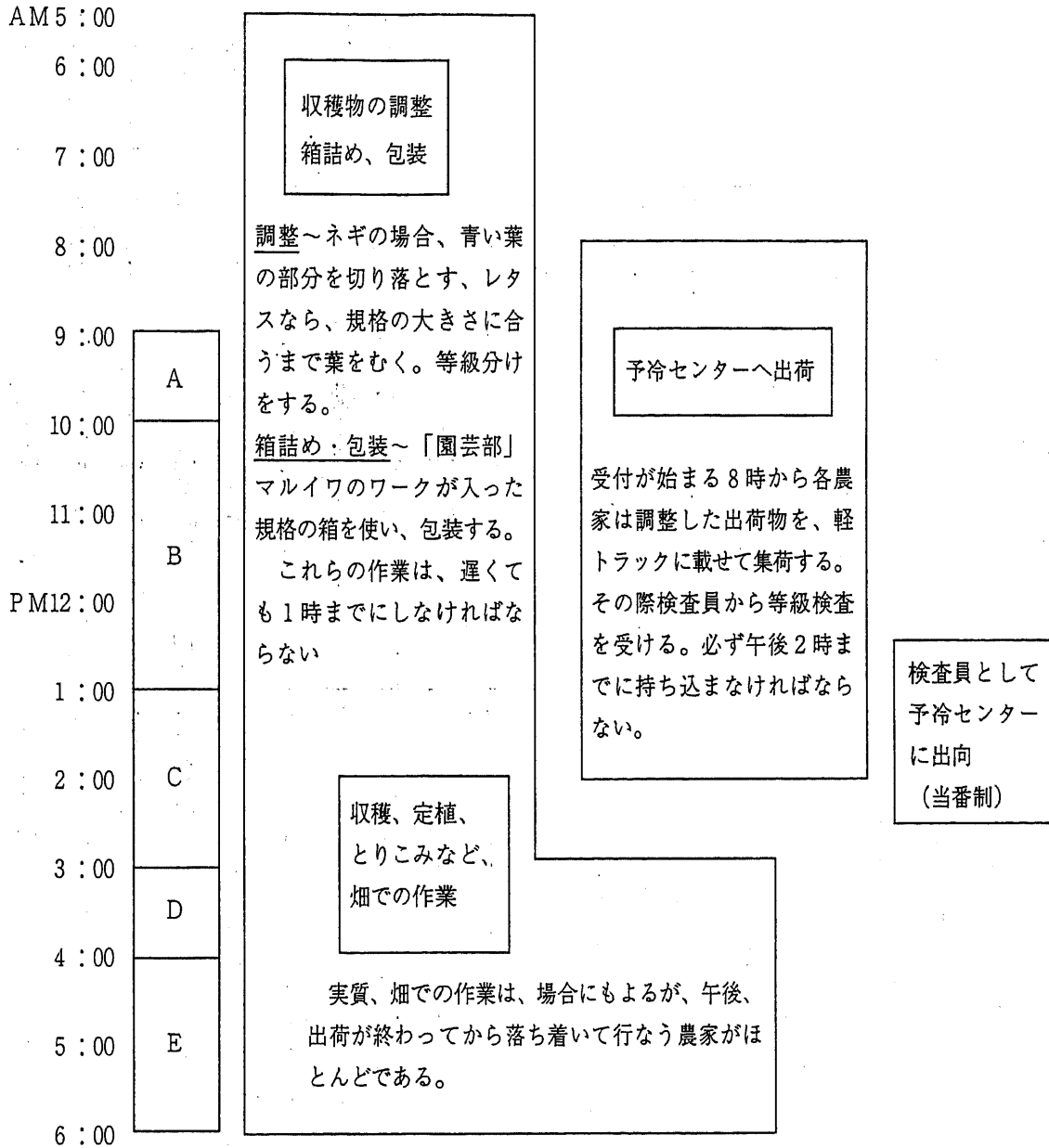
出荷準備の第一段階として、収穫物の調整をまず行う。夏ネギを事例にして説明して見たい。まずネギの部位であるが、緑の部分を「首」白い部分を「軟白部」というが、まず首の部分を10センチメートル以内になるまで切り落とす。緑の部分は出荷の際、ほとんどが捨てられてしまう。商品価値がまるでないからである。問題になるのは、軟白部である。軟白部の長さは、規格では最低20センチメートルなければならない。一番上の等級であるA等級で出すためには、25センチメートルなければならない。この長さを維持するためには、畑で出荷一週間前にネギの根もとに土を高く寄せ、日光に当てないようにする。この土寄せの一週間後収穫すると、軟白部の規格を確保することができる。出荷できるネギを、25センチ以上か、もしくは20～25センチ未満かの2分類に分ける作業が必要である。この区分を厳密にやっておかないと、等級検査で規格に合っていないことが指摘された場合、「格落ち」という形でマルイワの銘柄のついた包装、箱をすべて外され、場合によってはその日に持ち込んだ出荷物は全部別のルートで出荷されてしまう。せっかく規格に対して敏感に作業をしてきたのに安値で引き取られる結果となる。そのため出荷する農家はこの作業に神経を使う。

そして、調整がすんだら、箱詰めと包装である。夏ネギの場合、包装の必要はなく、箱

「園芸部」

ある農家の現在の1日のローテーション

の1日の動き



A～市況概況（今朝の市況の速報を経済連東京事務所から受ける）

B～今日市場に出荷できる出荷量の予約数を、経済連東京事務所に報告。

C～経済連東京事務所から、指定されている市場に対する分配出荷量の指示を受ける。

D～分配出荷量の指示に従い、「園芸部」が調整した出荷量を改めて経済連東京事務所に報告。

E～分配出荷量、その等級、そして発送したか否かの報告（くだり）を指定市場に報告。

【図1-7】一日の作業の流れ（蔬菜栽培を主として作付、7月）

詰めのみである。箱はマルイワ特製のもので、マルイワの商標登録のマークが入っていることはもちろんであるが、箱の構造に大きな特徴がある。ダンボール箱底部の中央の部分が窓のように開いてあり、なかのネギが見えるようになっている。そしてその窓の部分の外枠に目盛りが2点打ってある。これは軟白部が、20～25センチメートル、もしくは25センチメートル以上かを「園芸部」の検査員が一目で分かるようにするためのものである。農家は軟白部が見えやすいように、その目盛りに合わせて軟白部が見えるように箱詰めする。これらの作業はすべて、各農家一戸単位で行われる。朝早くからの作業であり、かなりの労働量であるが、まずこの作業は近隣の家で、もしくは親戚同士でといった協同作業が行われることは絶対にありえない。この箱詰め作業は、収穫物の出来不出来を厳密に判断していかなければならないものだからである。もし、同じネギを出荷する家同士が調整作業を協同で行うなら、おのずと自家の収穫物と他家の収穫物の比較をしてしまう。したくなくてもよその収穫物を等級分けする行為から、余計なことを考えてしまう。「うちのネギよりとなりのネギのほうができがいい。」こういったよその家に対するねたみを生じさせてしまう要因となる。ねたみは等級分けをする調整作業の際に若干の影響を与えてしまうこともなくはなかった⁽¹⁰⁾。

調整、箱詰めがすんだ段階で、軽トラックに出荷物を載せて集荷場（現在は予冷センター）へ向かう。集荷場での受付は、午前8時から始まり、午後2時でその日の出荷受付をすべて終了する。農家が出荷物を持ち込むピークは、午後1時から2時までの間である。農家はとにかく、2時までには出荷を終えなければならない。午前中は調整、箱詰め作業が行われるのはそのためである。等級検査は、各農家で調整した出荷物に対して等級基準にあった出荷をしているかどうかを確認するものである。しかしこれは全部の出荷物に対して細かくチェックされるのではなく、持ち込んだ出荷ケースの中の1ケースを無作為に抽出して検査する簡便なものである。しかし、その中で検査基準に合致しない場合、さらに2～3ケースが検査され、さらに見つかればその日の出荷は別ルートに回され、警告を受ける。この警告が、具体的な回数は定められていないが、数回続けば、出荷停止となる。

一元集荷体制の確立は、出荷物の高水準価格での販売と販売農家への迅速な売り上げの振込を可能にした。その結果、茨城県経済連の情報と「生産」「検査」「流通」各委員会が研究してきたもつとも効率の良い一日の生活時間に合わせた形で、蔬菜栽培農家の一日のローテーションが決定されるようになったのである。とりわけ、午後2時までの出荷納入は、「園芸部」が確実に午後4時までに各市場に正確な出荷数の報告をしなければならない点から、「2時までに出してしまわないと、作ったもの全部だめになってしまう。」⁽¹¹⁾ といひ、生活の節目となる時間といえる。

4. 等級検査

ここまでの「園芸部」の説明において、等級検査による品質の平準化と、それに伴う青果市場との信頼関係を述べてきた。ではこの等級検査がこういった基準でなされているかについて触れたい。

等級検査は、専門検査員と「園芸部」所属の農家による当番制の検査員によって、持ち込まれる出荷物を分担して行っている。専門検査員は、他の青果市場で仲卸しをしていた人を雇い、「園芸部」が契約を結んでいる。1994年（平成6年）現在、専門検査員とは2

規格	本数	太さ(直径)の目安	軟白部の長さ
A 2 L	33以下	2.3cm以上	25cm以上
A L	35	(以上)(未満) 2.0cm~2.3cm	
A M	45	(以上)(未満) 1.7cm~2.0cm	
A S	55	(以上)(未満) 1.5cm~1.7cm	
A 2 S	70	(以上)(未満) 1.2cm~1.5cm	
2 L	33以下	2.3cm以上	上記の軟白部に 達しないもの 但し (20cm以上)
L	35	(以上)(未満) 2.0cm~2.3cm	
M	45	(以上)(未満) 1.7cm~2.0cm	
S	55	(以上)(未満) 1.5cm~1.7cm	
2 S	70	(以上)(未満) 1.2cm~1.5cm	
細	80以上	(以上)(未満) 1.0cm~1.2cm	
B	混み まがり わかれ	1.2cm以上	

調 整
1. むき方は、成熟葉3枚を残すまでむくことを原則とする。
2. 1c/s内の太さを揃えて定められた本数で詰める。
3. 根部は根切りとする。(5mm)
4. 「首」の部分は葉柄のつけ根から10cm以内とし、それ以外のボケは認めない。
5. 葉の部分が10cm未満の棒ねぎは、B出荷とする。
6. 検査落ちのものは、一階級以上の等級落ちとする。
7. 1.0cm未満のものは、「外」として出荷することができる。

量 目	5 kg標準。 但し 正味5 kg以上を原則とする。 量目不足の時は、M 48本 S 60本 2 S 75本 詰めを認める。
詰め方	逆さ詰めとし、ねぎの表を上にして揃え、箱いっぱい詰める。

「注」

- 規格に反するものは、格落ちとする。
- 上記規格に該当しないものは、「外」とする。
- 等級は、太さを揃えた本数で区分する。
- 軟白部の長さは、25cm以上を原則とし、これを確保するために土寄せを完全にする。
- ボケは認めないので、出荷に合わせて完全に土寄せをすること。
- 葉数は付け過ぎないこと。根元は切り過ぎないこと。
- 病害虫のものは一切入れないこと。
(防除・追肥を行ない新葉になるまで出荷しないこと。)
- 一本一本きれいにふきとり、土や汚れのないようにすること。
- 機械むきは丁寧にして、根元にむき残しのないように手指でむき取ること。
- 機械むきは空気圧を高くすると、割れたり傷ついて変色するので、3 kg/cm以下で使用すること。
また、水や油の噴出に注意し、機械の点検をよくすること。
傷やイタミの発生しているものは、格落ちとする。
- 出荷の予約は、正しくすること。

【図1-8】夏ネギの出荷規格

名契約している。検査をする人間として、基本的に岩井市農協の職員は関わらない。残りの人手は、毎日、「園芸部」参加の農家が交替で検査員の仕事を行う。一日のうち、午前中は専門検査員のみで検査を行う。午後から出荷の持込みが多くなるので、当番の園芸部員の検査員が加わり、午後2時の出荷締切のピークに備える。検査方法について、夏ネギを事例に示していきたい（【図1-8】参照）。規格は「A級」「級なし」「細」「B級」の4分類に分かれる。これは「A級」「級なし」の2つと「細」「B級」の2つとは意味合いが違う。前者はマルイワの銘柄で出すもので出荷するが、後者はマルイワの銘柄で出せないいわゆる規格落ちである。まず検査員は持ち込まれた箱の脇に記されている等級規格の記号を確認する。たとえば、軟白部 25 センチメートル以上で、太さ 2.3 センチ以上の場合、記号は「A 2 L」と、出荷する農家はあらかじめ記号をスタンプしておく。その等級規格を確認した後、箱を開ける前に、一箱のみはかりにかける。基準内の重量ならば次に箱を開け、1本のネギを取り出し、調整がなされているかどうかを確認する。そして、箱の中に詰められているネギを見渡して、「ほけ」⁽¹²⁾があるネギがないかどうか確認する。1箱異常がなければ、検査印を押して、すべての出荷物を指定のトレーの上に出荷物を降ろさせて検査完了である。1箱の無作為検査であるから、全部を見るわけではない。もし、検査をしなかった箱に粗悪品があり発見されたなら、指定市場は「園芸部」に連絡することになっている。箱には必ず生産者の名前、もしくは屋号がスタンプされているのでだれの出荷物から発生したかよく分かる。そういった場合、警告を受け、出荷停止になる場合もある。

【註】

(1)〔猿島地方事務所編『猿島郡勢要覧』1950、ただし本稿では、岩井市史編さん委員会編 1993年 pp274-276〕。1948年（昭和23年）に設立された岩井町内の農業協同組合は以下の通り。

総合農協：七重村農協、弓馬田村農協、飯島村農協、神大実村農協、岩井町農協、七郷村農協、中川村農協、長須村農協。これらの農協は預貯金、貸付などの信用事業が行える出資組合である。

開拓農協：弓馬田村開拓農協、弓馬田村第一開拓農協、七重村開拓農協。この3つの開拓農協は1956年（昭和31年）の段階で猿島南部開拓農業協同組合に統合され、岩井町（当時）を越えて猿島郡単位で広域統合されていった。

畜産農協：岩井町畜産農協。後に岩井町農協に統合。

部落農協：飯島村緑農協。

(2) こういった出荷組合が、昭和30年代に数的にどのように推移したか捉えることはできない。聞き取りの中だと、1、2回で解散したところもあれば、小さいグループが合併し大きくなったところもあり、複雑な推移であると思われる。ただし1968年（昭和43年）、農協合併の際「園芸部」に参加した生産・出荷組合の参加者は1265名であった。

(3)〔前掲書註（1）p370〕

(4) この当時、岩井町内で作られていたたばこの品種はおもに「桐ヶ作」と呼ばれるものであった。桐ヶ作は、利根川沿岸の畑作農家の間で非常に多く作られていたという。しかし昭和40年代より桐ヶ作よりもパーレイ種と呼ばれる外国煙草葉が人気となり、桐ヶ作は十分な買値がつかなくなり、次第にやめていく農家も多くなったという。

(5)〔岩井市農業協同組合園芸部 1989 p11〕。この冊子は、園芸部誕生 20 周年を記念して作られたもの。この中で役員会の運営についてまとめて掲載されている。

(6)〔前掲書註(5)p19〕

(7)〔前掲書(5)p19〕

(8)1988 年(昭和 63 年)以降、予冷センターと呼ばれる蔬菜の鮮度を高める冷却装置のある集荷場を作り、「園芸部」参加農家はそこに出荷物を持ち込んでいる。それまでは広域合併前の旧農協の建物内に作った集荷場に集めていた。しかしながらそうなると、大きな集荷場が7カ所になり、いち早く全出荷量を事務局が把握しづらい状況であった。一元集荷体制はこの問題を解決し、出荷したその日の午後には、翌日の出荷予定数を指定市場に知らせることが可能になった。指定市場に出荷予定数を知らせそれを守るということは、「マルイワの野菜」を他の産地の野菜と差別化することにもつながり、常に高値で取引できる状況を作ることができる。

(9)もっとも、これは野菜の特性によって若干変わってくる。たとえばレタス類の出荷の場合、収穫してから長時間が経過してしまうと水分が飛んでしまうことから、前日の収穫ないしは出荷する早朝に収穫を行うようにする。しかしネギ(ここでは夏に収穫される白ネギ、通例夏ネギといわれる)の場合、収穫してから出荷の期間が一週間ほどあいても工夫すれば品質を損なうことはない。夏ネギの場合、白い部分を下にして立て掛けておけば、水分の蒸発も少なくすむ。したがって夏ねぎの出荷最盛期は、ある程度まとめて収穫しておいて一気に出荷準備に時間を割くといった農家もある。

(10)それぞれの家による等級分けは、「園芸部」発足時には現在のような厳しさでは行われなかった。発足当初は、かなり仕上りがバラバラなものが青果市場に一ケースに入れられて出荷されたが、仕上がりが良い野菜を作る農家からは出来上がりに見合った売上を欲しいという声が、そして市場からは統一された等級や品種でない信頼がおけないといった意見が出された。そこで等級分けの基準を厳密に定め、これを各農家に守ってもらう制度を確立した。しかしこれは栽培技術の優れた農家からは、「出来るだけほかの家には手のうちを見せたくない。」「出来の良い自分の収穫物を、他人に等級分けされたくない。」といった労働の閉鎖性を生み出した。また出来上がりに引け目を持っている農家は「ほかの家に文句言われちゃたまらない。自分たちが作って売するのに何で嫌な思いをしなきゃいけないんだ。」とやはり等級分けによる他人の目を気にしたくないという傾向が強く、こちらも個々の家でこもってやる方向に進んでいった。

(11)出荷予定日はそれぞれの農家の中で緻密に計画されている。夏ネギのような一週間ぐらいの予定のズレに耐えられる作物であれば良いが、レタスの場合、遅れて出荷して受け付けられないと、翌日には明らかに傷みはじめ、その時点で等級と合わない出荷物になってしまう。「園芸部」はこれを特に嫌う。もし間に合わなければ、翌日もう一度、箱詰めしてあるものをばらし、確認のうえ出さないと、検査に引っ掛かってしまう。その失敗をしないためにも、「園芸部」の農家は朝から調整作業に入るのである。

(12)「ぼけ」とは、軟白部と首の境目、つまり、緑色の葉の部分と白い根もとの部分の境界がぼやけている状態のことをいう。ネギは白い部分と青い部分がはっきりと分かれているようになっていないと、指定市場から高く評価されない。しかし、すべてがすべて境界がきっちりしたものができただけでなく、よほどひどい場合を除いて、いかに規定のものと混合するかも農家のテクニックの一つでもある。

第3節 生産暦の大きな変貌

ここでは、岩井市域の農業の変遷について、特に昭和30～40年代の変化を明らかにしておきたい。先に述べた「園芸部」による蔬菜栽培農家の組織面の充実は、昭和40年代に急速に行われていった。それまで岩井市内の農家は、米、麦を軸に茶、煙草を栽培することで生計を立てるのが一般的であった。しかし昭和30年代にトンネルトマトを中心とした蔬菜栽培が急速に広がり始めて以来、農家の毎日の生活が大きく変わってくる。本節では日々の生活の在り方がどのように変わったか「米・麦・茶・煙草」の時代（昭和30年代前半まで）、「蔬菜栽培の時代」（昭和30年代後半からそれ以降）とに二分して考察してみたい。

1. 「米・麦・茶・煙草」時代の農作業

米と麦を中心にして農業が行われていたとき、どうしても一軒の家では作業ができなくなる農繁期は年に2回存在し、それ以外の期間については、個々の家々でできる作業がほとんどであった。1年に2回ある農繁期をどのようにして乗り切っていくのかという点で、たとえば後に取り扱う木間ヶ瀬集落（第2章）、下出島集落（第3章）の場合、シンルイウチで組まれるゆるやかだが固定的な協同労働を行うつきあいが存在した。ここでは協同労働を組まなければ乗り切れない農繁期の作業がどういう状態であったか、下出島集落のある家における昭和30年代前半までの生産暦と年中行事を【図1-9a】【図1-9b】を見ながら、一年間の流れを描きたい。

稲作はこの集落の場合大変な作業であり、田の大部分はヤツダ（谷津田）で占められていた。ヤツダは、三日月状の形をしたものや三角形に近い形と様々であったが、ヤツダ一枚あたりの大きさはほとんどが1反ほどで、ヤツダ1枚の事を「ヤツダイツタンブリ」とか「ヤツダヒトッコサ」とよんでいた。一人前の人間は1日で1反分の仕事をこなすと考えられている事もあり、収穫の際、1日に刈り取る作業の標準的な量も「ヤツダイツタンブリ」といわれていた。ヤツダは泥状の水田で水はけが悪く、田植えの前段階の代かきにはさらに泥状となるので、牛馬を使った作業が困難であった。そのためほとんどが人の手で耕作されていた。

稲作に関わる一年の流れは以下のようなものである。株田の状態を碎土する作業をカベツタといい、12月ころから起こしておく場合もあったが、2月から3月にかけての間に行うのが標準であった。この時期は農閑期で、作物に関しては麦、小麦の手入れをするぐらいしか農作業に手を取られる事はなく時間的にも余力があった。カベツタが終った後、田の寄せ付けを行い、あぜのふちを作る。これをクロヌリ（畔塗り）といい八十八夜の二週間前までに作っておく事を目安にした。種つけは種籾を水に浸して浮いたものだけを選別するだけで、何日も浸して芽が出るまでやることはなかった。苗代の準備は八十八夜の2日前までに行う事を目安とした。苗代はネエマと呼ばれ、田の1区画を取って作られた。苗代への種まきは八十八夜に行われる事を通例としていた。ネエマは種をまいた後、水を抜きその上に油紙をかぶせ密閉状態を作る。保温効果を高めるために行うもので、40～50日で苗は田植えが可能な大きさまで成長する。苗が成育し、植えごろになる6月上旬から中旬にかけて田植えを行う。田植えの初日はタウエコワメシ（田植強飯）を作って神棚、

	水稻	陸稲	麦	小麦	茶	煙草
1月	耕起作業 (カベツケ)		麦踏み (二 月上旬まで続 く)	麦踏み (二 月上旬まで続 く)		
2月			イチバンキリ	イチバンキリ		苗床作り
3月	田のよせつけ (クロツケ)		ニバンキリ	ニバンキリ		種蒔き 仮植
4月	種もみを浸す 作業 (シンス イ) 苗代の準備 代かき	種蒔き (直播 きする)	オサメ 除草	オサメ		定植 (4/10頃 に畑へ)
5月 (ノウノ ゴガツ)	種蒔き 田植え (旧暦 の6/20頃)	草取り (7月 から8月頃ま で継続的行 なう)			茶摘み (八十八夜か ら約一週間)	
6月	田の草取り (こ の月に2回 やる)		刈り入れ (6月1日頃)	刈り入れ (6月25日 頃)		
7月	田の草取り					収穫
8月						乾燥
9月	刈り入れ 脱穀	刈り入れ				収納
10月			種蒔き (10月 下旬から11月 月上旬まで)	種蒔き (10月 下旬から11月 月上旬まで)		
11月						
12月	耕起作業		麦踏み	麦踏み		

【図1-9a】ある農家の生産暦I (昭和30年代前半)

年 中 行 事			
	農事に関する行事	農休日	
1月	3日 クワイレ 4日 山入り 14日 アワボ・ヒエボ	1日～7日 マツノウチ 14日 トリマトメ ショウガツ 15日 モノビ 16日 ダイサンニ チ 20日 ハツカショ ウガツ (二十日正 月)	1日 初詣 2日 デソメ 新年会 1日もしくは1～3日 餅なし正月 7日 ナナクサ オカガミ 14日 カガリビ ワカモチ 15日 アズキゴハンを食べる 20日 オビシャ エビス講 24日 ジゾウマツリ (地蔵祭または花嫁 祭ともいう)
2月		1日 ジロウノツ イタチ 15日 モノビ	セツブン ハツウマ
3月	4日 ウラゼックの日に水田の水路掃 除をする	1日 15日 モノ ビ 3日 ヒナマツリ (モノビとする)	3日 ヒナマツリ
4月		1日 モノビ 8日 ヤクシサマ (この日は土をい じってはいけない)	8日 薬師様参り
5月 (ノノゴ ガツ「農 の五月」)	2日 八十八夜 サナブリ (田植え終了後)	4日 ヨイゼック 5日 端午の節句 6日 ウラゼック	4日 ヨイゼック 5日 端午の節句
6月	1日 コサギリ 2日 (農休日ではないが、田には入 ってはいけない日とされている。)	1日 ムクレツイ タチ 15日 モノビ	1日 コサギリ (コサバライ) 6日 カヤバシウドンを食する
7月			7日 七夕 15日 ミヤナギ
8月	1日 ハッサク 14日 ノマワリ	1日 モノビ 13日～17日 盆 25日 ジゾウマツ リ	1日 カマアケ ドウナギ 13日 迎え盆 16日 送り盆 17日 施餓鬼供養 (西念寺) 25日 施餓鬼供養 (蓮華寺) 盆地蔵祭
9月		1日 ニヒヤクト ウカ 15日 モノビ	9 19 29 日 ミツクンチ オヒマチ 15日 十五夜 30日 ミソカダンゴ
10月	10日 トウカンヤ	1日 モノビ 15日 モノビ	15日 ルスギョウ 20日 エビス講 31日 ミソカダンゴ マチモウケ
11月		特にモノビを意 識しない (農閑期 であるため)	1 15 24日にはダイシガユを食する 15日 ヒモトキ 七五三
12月			13日 ススハライ 27～28日 モチツキ 31日 ミソカッバライ

【図1-9b】下出島集落の年中行事・農休日一覧 (昭和30年代前半)

仏壇、オカマサマにお供えした。田植えは手植えで行い、何軒かで協同で作業した。田植えの際、ネエマは最後に植えることになっていた。「ネエマが終ると田植えはおしまい。」といい田植え終了の目安としていた。自分たちの家の田が植え終れば、他の手伝わなければならない家の田が終っていなくてもサナブリをした。サナブリの日には、炒った米をあぜのふちに山盛りにした。また余った苗はオカマサマにお供えし、取っておいて七夕の日に七夕馬を作る材料にした。

9月の下旬から10月の中旬にかけて収穫作業が行われる。刈り入れ・乾燥・脱穀・粃殻の乾燥・俵づめの順番で各々手作業で行われていた。刈り入れは手刈りで、刈った稲は10束ほどまとめて小束を作る。まとめた稲束は、家の庭や畑に木で組んだ三角形上のホダにかけて乾燥させる。このことをノロシをかけるといい、一週間その状態で乾燥させる。ここまでの作業がひとつの区切りで、協同で行う場合、一軒の家の田がここまで終ると、次の家の田を同じ手順で作業を行う。この当時の仕事量で、ここまでの作業工程を、一日あたり一反分の収穫を仕上げるのが標準とされており、「イッタンブリの仕事」量となる。この当時のヤツダの広さがほとんど一反前後の広さであったという点から、刈り入れ・乾燥までの作業を行う場合「ヤツダ一枚仕上げる人手があれば何とかなる。」と考えられていたという。脱穀・粃殻の乾燥・俵づめは庭の軒先で行う作業であることから、ニワシゴト（庭仕事）といわれていた。ニワシゴトでは特定の家同士協同で作業を行っていた。

麦・小麦は、稲の刈り入れが終った後すぐに種まきに入る。種は、畝を作って（このことをサクヒキという）から畝上に直播きをする。芽の出だした12月ころから麦踏みを行い、育てていく苗を選別していく。この時期は農閑期で、その他の作物で手入れするものもないのだが、正月の準備で忙しいこともあり、子供と一緒に手伝い、作業を進めた。この当時の子どもは麦踏みを手伝って小遣いをもらうことを楽しみにしていた。2月になって、麦の穂が成長してくると畝の足下の土寄せを行う。順番としては畝の片側に土を寄せ、1ヶ月経過すると、もう片方の土を寄せて固める。さらに1ヶ月が経過するとウネスジ（畝筋）に土を寄せ最終的に麦の根元を固めていく。最初の土寄せをイチバンキリといい2月の中旬に行い、次の土寄せをニバンキリといって3月の中旬に、そして最後の土寄せをオサメといって4月の中旬に仕上げしてしまう。この土寄せは非常に労働量が多いため、家によっては何軒かの家で協同で行ったこともある。そして6月から7月にかけて刈り入れ作業を行う。麦は6月1日に、また小麦は6月25日に行うのが決まりになっていた。刈り入れの作業前にあらかじめ、麦穂を根元から倒し寝かしておき乾燥させる。刈り取った後は脱穀を行う。それ以後の作業行程は稲の場合と全く同じニワシゴトであり、これも特定の家同士で協同で行う。また小麦の収穫が終わった後は、コムギマンジュウを作って手伝い合った家同士で配って祝った。

茶については、岩井市内では茶業を主とした経営を行っている農家はなく、畑と畑の間の境界に茶の木が植えてある農家が多かった。境界に植えてある茶木であるからケイカイチャ（またはケイハンチャ）と呼ばれていた。ケイカイチャは即現金収入につながる作物として貴重なものであり、特に忙しい農繁期に収入があるということは、とても楽しみなことであった。摘んだまま茶葉の状態で問屋に卸し、各自で製茶は行わなかった。八十八夜からおよそ一週間の間に茶摘みを行った。この時期は苗代の準備と種まきに時間を取られるので、早目に茶摘みを終える様にした。煙草は苗床作りを2月の下旬から3月の下旬

の間に行く。「秋の彼岸までには床を作っておかなければならない」とされており、ヤマからとってきた落ち葉に水を掛けて足で踏みつけ、かなり柔らかい状態になるまでほぐし床を作る。落ち葉の量はかなりの量で、ヤマでとってくる場合、「およそ五反の広さの敷地にある落ち葉をかき集めなければならない」とされ、11月から1月の間の農閑期に少しずつ集めておく。彼岸過ぎに種をまきそれ以降20日ほどで畑に定植する。定植する場所は煙草専用に畑のスペースを取っておいて定植することもあったが、麦の畑の脇に小さく場所を取って定植したこともあった。収穫は7月下旬から行い、収穫後は2週間ほど乾燥させる。収穫して、乾燥させるために葉を縄につるす作業を終える目安は盆までにしてしまうことであった。

この当時の生産暦を整理すると、4月の中旬から6月の田植え終了までの作業、そして9月の稲の収穫から麦・小麦の種まきが終了するまでの作業の2つの農繁期が見えてくる。特に春の農繁期は農作業の流れとして、陸稲の種まき→苗代の準備→稲の種まき→茶摘み→田植え→麦・小麦の刈り入れと集中しており、この時期の農繁期のことを特にノウゴガツ（農の五月）とよばれていた。この時期の仕事をどう乗り切るかを、それぞれの家で工夫する必要があった。秋の農繁期も同様である。例として出した下出島集落はもともとから戸数の少ない集落であり、労働力をいかにうまく集中していくかが、この忙しい時期を乗り切っていく課題であった。この当時の一年間の節目は農の五月と秋の収穫におかれていた。

2. 「蔬菜栽培」時代の農作業

昭和30年代後半から現在に至るまでに形成されていった「蔬菜栽培」時代の生産暦から、ある蔬菜栽培農家における一年間の生活を【図1-10】に示す事例から考えていきたい。

これは【図1-9a】【図1-9b】で上げた家における1992年（平成4年）当時の生産暦である。現在の岩井市全体の野菜販売比率【表1-2】を見てみると、レタス・ネギ・サニーレタス・トマトが高比率を占めている。特にネギは専業・兼業の農家を問わず栽培されており、「園芸部」の年間販売額は全国で1位である。ネギがこれだけ生産されている理由はいくつかある。まず収穫から出荷準備までの作業（ネギムキ）が機械を使って作業をするとかなり短時間でネギの根もとをきれいにむくことができ、出荷するための梱包に手間がかからないという点、さらに一反あたりの収益が高く、農家の経営規模に左右されないことが上げられる。下出島集落の場合、ほとんどの農家がネギの作付けを行っている。

はじめにこの家のネギを中心とした生産暦を見ていくことにする。ネギの種まきは9月の下旬から10月の中旬にかけて行われる。出荷する時期を少しずつずらしていくため、10日おきに3回に分けて種をまく。作る場所はハウスのある農家はハウスの中で、ない家はトンネルを作ってその中で作る⁽¹⁾。2月の下旬から3月の中旬にかけて畑に定植させる。5月の段階で成育したものについては、ネギの根もとの白い部分を作るため土寄せを行い、ねぎの根もとの周辺を高く盛り土をする。6月下旬から8月上旬にかけて収穫、出荷と移っていく。ネギの場合、収穫の時期を予定していた日よりも10日遅らせても支障はなく、出荷物としての劣化にはつながらない。

	稲（水稲）	ネギ	レタス	
			春レタス	秋レタス
1月			○ ○ ○	
2月	耕起作業 (カベッタ)	○		
3月	田のよせつけ (クロヌリ)	○	□ □ □	
4月	育苗作業 代かき	○	□ □ □	
5月	田植え		□	
6月	田の草取り	□ □		
7月		□ □		
8月		□		○ ○
9月	収穫作業	○		○ ○ ○
10月		○ ○		□
11月			○ ○ ○	□
12月			○ ○ ○	

註： ○ 種まき ◎ 定植 □ 収穫
 これらの記号をつなぐ破線は田畑に作物が植わっている期間を示す
 この家は一年間通じて均一した農作業が行われるような生産計画を立てている。

【図1-10】ある蔬菜農家の生産暦II（平成4年当時）

【表1-2】岩井市農協園芸部における野菜取扱数量

売り上げ	品目	出荷量(単位:万ケース)	売上(単位:億円)	備考
1位	レタス	180	32	全国第2位の売上
2位	ネギ	145	23	全国第2位の売上
3位	サニーレタス	40	5.5	
4位	トマト	46	4.5	全国第23位の売上
5位	白菜	22	4.2	
6位	グリーンボール	35	3	
7位	ほうれん草	7	2	
8位	ナス	10	1.4	

* 1991年度(平成3年度)岩井市農協のとりまとめたものより作成。

これがトマト、レタスの場合、収穫の時期を一週間遅らせると葉がしなびたり、また実が熟しすぎたりして、収穫の時期を逸することはすべてを無駄にになってしまうことになる。その点ネギの場合、土から抜かないでそのままにしておくならば、遅れても差し支えない。

ネギの種まきまで2か月(8~9月)の猶予があく。この期間に秋レタスの作付けを始める。秋レタスは生育が早く70~80日で成育する。8月の上旬から中旬にかけ盆が始まるまでに種まきを行い、盆開けから九月の下旬にかけて畑に定植される。ここまでの作業を2~3日ずつずらしていきながら畑に定植していくと、収穫の時期もそれだけずれてくるので、10月の出荷の時期は毎日出荷作業に追われることになる。秋レタスは10月に出荷の時期をむかえ、さらにネギの種まきをする時期になる。それが終わると11月中旬から1月の上旬にかけて春レタスの種まきが始まる。春レタスは150日で成育し出荷できる状態になる。種まきは10日ずつずらしながら種まきをする。寒い時期なので根を畑で育てず、育苗箱で育て1ヶ月が経過したところで畑に定植する。定植した上にはトンネルをかぶせて、ビニールの中で栽培する。これから先はビニールの開閉によって空気の流通を施すのが仕事であり、この時期は比較的手があく。そして3月の下旬から5月の上旬にかけて出荷の最盛期をむかえる。

以上がネギとレタスを中心とした生産暦である。もちろんこれ以外の作物も出荷用に作っている家はたくさんある。「園芸部」としては、たくさんの方の作物の産地銘柄化を進めるために、サニーレタス、ハウス物のトマトを作ることを奨励しているが、新しい作物に着手する場合、市場においてどれくらい変動するか個々の農家の眼からは見込みにくいので、農家として個別に着手する冒険はしにくい。つまり個別の家単位で新作物に着手しにくいのが現実である。ほとんどの農家がレタス、ネギの輪作体系を組んで自家の所有面積と労働力に見合った量だけ作る体制をとっている。現在では農作業は一軒の家族労働で作業を行い、協同で収穫、種まきをするのではない。

また農繁期にあたる時期を見てみると、3月から5月の中旬にかけて春レタスの出荷と

ネギの定植が重なるが、春レタスの出荷は基本的に30日から40日の枠の中で毎日少しずつ収穫、梱包をし「園芸部」へ出荷するといったプロセスを踏めばよい。したがって、「米・麦・茶・煙草」の時代における米の収穫のときのように、10日前後で一気に収穫・脱穀をしなければならないために、人手を多く確保しておく必要があったことと比べて、これらの野菜の場合、収穫のあと作物を「園芸部」から配布されるセロファンに包み、箱に梱包し、予冷センターに持っていく流れを少しずつ作業していけばよいので、経営規模の小さい農家でも、無理なく一軒の家でやっていけるのである。

以上、1, 2.から考察すると、かつての農繁期であった4月中旬から6月上旬にかけての農の5月と、秋の水稲の収穫作業と麦、小麦の種まきが重なった9月中旬から10月にかけての時期は、春、秋レタスの出荷作業に変わったことがわかる。そしてこれらの出荷作業は個々の農家で行い、収穫物を「園芸部」に持っていくという一日の流れであれば良いのであり、旧来のつきあいの中での協業を行う必要性はない。大事なことは野菜の出荷時期を、作業の節目と考えるところにある。【図1-10】に示したネギとレタスの畑での占有時間をつなげると、ほとんど1年中畑に何らかの作物があることになり、継続的に農作業が1年間続くことがわかる。かつては農繁期、農閑期の仕事量の多少があったが、現在では継続して1年間、ほぼ平均的に作業を行なえるような作付け基準が「園芸部」から出され、それが各農家に定着してきている点を考えあわせると、農繁期と農閑期はなく、出荷作業（梱包など）と畑作業のローテーションを一年間続けるという生活に変わってきていることがわかる。そして農繁期を乗り切る過程で集落内の協業関係を十分生かす必要があった「米・麦・茶・煙草」の時代と比べて、現在では「園芸部」への出荷を基準にして、個々の家単位で出荷のための調整をしていくような傾向が強くなってきているといえる。

【註】

(1) トンネルは、アーチ場に組んだパイプを高さ50センチメートル、幅80センチメートルに取り、畝の上に掛ける小さなビニールのドームである。温室効果を高めるためトンネル内の地表に定植する場所だけ円形にくりぬかれてあるビニールを敷く。これをマルチグ（あるいはマルチ）という。これによって冬場の作付けにハウスを使わず、比較的安価にすることができるようになったので野菜栽培農家に普及していった。

第2章 流通の統合にのったムラー木間ヶ瀬集落の事例一

本章では、第1章で示した「園芸部」統合における大規模な協業関係の確立に貢献した集落一木間ヶ瀬集落一の事例を示したい。木間ヶ瀬集落は周囲のどの集落よりも早い時期にレタス栽培を手がけ、かつ出荷組合の組織化や流通販路の開拓を進めてきた。また集落内の結束が強い歴史的背景を持ち合わせている。そこで集落の歴史的成り立ちや形成過程を示しながら、「園芸部」統合において主導的な立場について検討することにする。

第1節 調査地概観

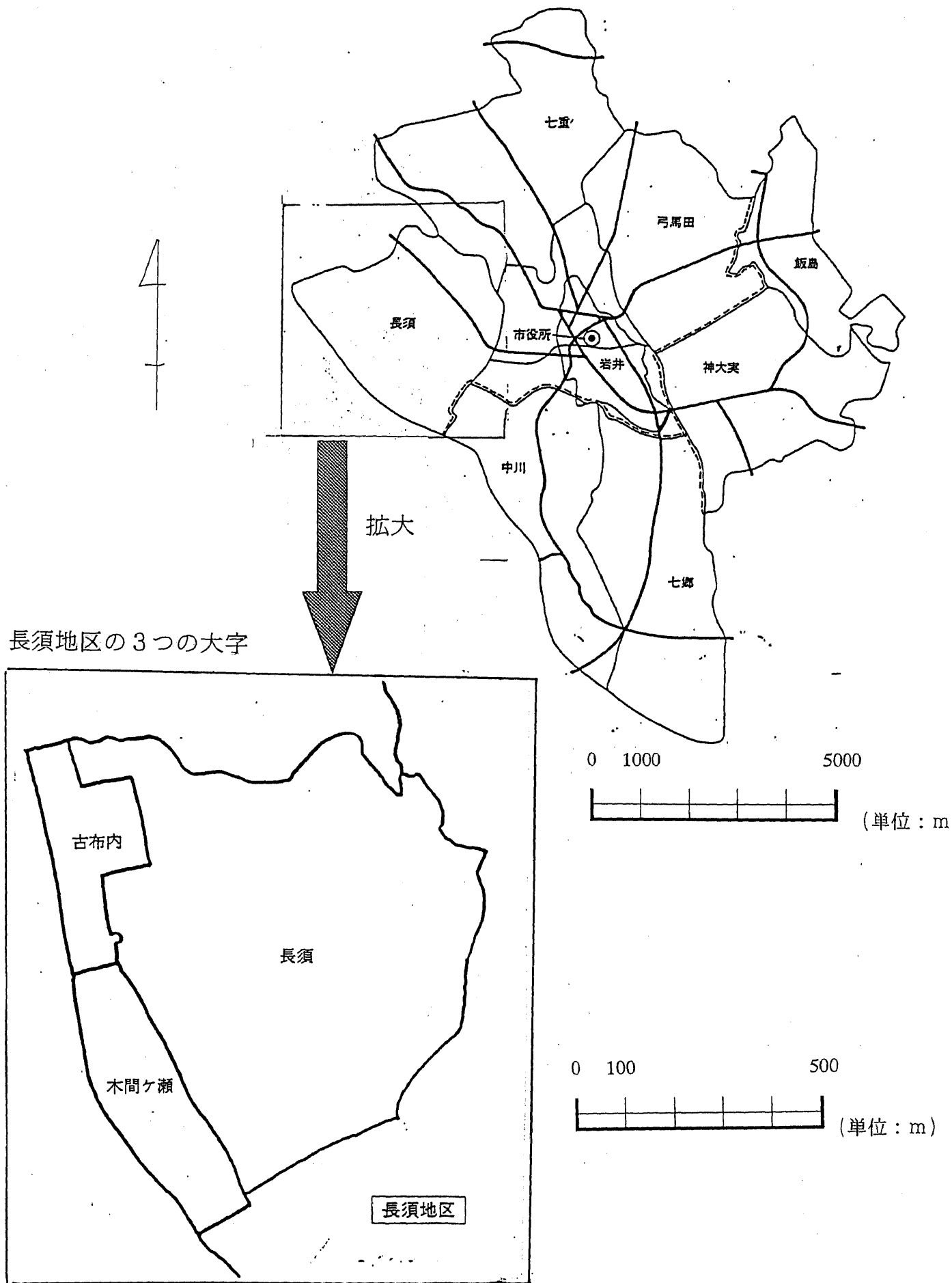
1. 長須地区の地理的・社会的概観一飛び地編入された木間ヶ瀬集落一

木間ヶ瀬集落は岩井市長須地区の中の小さな集落である。長須地区は、江戸時代、関宿藩領内の一村から、昭和30年の町村合併まで、基本的には大きな合併は行われなかった（【表2-1】参照）。したがって1889年（明治22年）の市制・町村制施行の際も、統合は行われず継続し、当然ながらそれによって生じる大字も存在しなかった。しかし10年後の1899年（明治32年）千葉県東葛城郡の木間ヶ瀬村の一部（上納屋集落の一部と、メ切集落の一部）、二川村の一部（古布内集落の一部）が飛び地編入されてこの両者が大字となり、長須村の中で、長須、木間ヶ瀬、古布内の3大字が成立した（【図2-1】参照）。つまり、本節で対象とする木間ヶ瀬集落はこのとき千葉県側の本村から移り住み、茨城県猿島郡長須村（当時、現在の岩井市長須地区）のなかに飛び地編入されて形成された小さな集落である。

【表2-1】長須地区の行政区画の変遷

時代・年代	行政区画	備考
江戸時代	関宿藩領	基本的に、昭和30年の合併まで長須村は、1か村のまま継続する。
～1869（明治2年）	葛城県管内に	
1871（明治4年）	印旛県管内に変更	
1873（明治6年）	千葉県に編入	
1875（明治8年）	茨城県に編入	
1899年（明治32年）	千葉県東葛城郡 木間ヶ瀬村の一部 二川村の一部が合併	両村の飛び地が長須村に合併
1955年（昭和30年）	岩井町に合併	1町7村が合併して新制岩井町発足。旧町村部はそれぞれ「00地区」と呼び名が変わる。
1972年（昭和47年）	市制施行、岩井市に	

*岩井市史編さん委員会編1993『岩井市史資料目録 第四集 長須・七重地区の古文書』より筆者が整理。



【図2-1】岩井市内の行政区画と長須地区の大字

長須地区は猿島台地の南端に位置している。南側には利根川が隣接し、東側には鶺鴒沼くぐいどぬまが隣接していた。現在埋め立てられて存在しない鶺鴒沼は利根川とはつながっており、氾濫によってよく被害にあうのは、この鶺鴒沼と利根川のつながった周辺であった。この周辺は流作地域と呼ばれ、利根川の氾濫が毎年のように生じていた（【図1-1】参照）。

もともと肥沃な土壌として評価の高かった長須地区は、古くから畑作を中心とした土地利用が行われており、1934年（昭和9年）当時の状況はコンニャク栽培がかなり盛んで、大麦、小麦の作付を中心とした畑地の土地利用面積は、田の83町5反に対し、387町5反あった⁽¹⁾。しかし、鶺鴒沼の干拓事業が終了した1955年（昭和30年）には、田は133町6反と約50町増加した⁽²⁾。

次に長須地区内の行政区分について整理しておきたい。1993年（平成5年）当時では【表2-2】のように区域は12に分けられ、それぞれ1～12区と呼ばれている。そして区長が各区1名選出されるが、選出方法は各区の中で自由に決定されている。それぞれの区は、3～4の班で構成されている。班はおよそこの地域でツボ（坪）と呼ばれている区域と重なっており、それらの坪ごとで行われていた寄合とは別の区会が催されるようになった。この12の区に分割されたのは1989年（平成元年）のことであった⁽³⁾。

【表2-2】 長須地区の行政区域と班名（平成5年当時）

区	班名	世帯数
長須1区	羽 金	25
	小間口	16
	小間口同志会	16
長須2区	荒 京	34
	荒 久	27
長須3区	下山前	20
	下山中	20
	下山後	31
長須4区	鳥 内	29
	古布内	14
	矢 口	12
長須5区	東新田	28
	東五斗蒔	17
	西五斗蒔	17
長須6区	西新田	15
	向地	42
長須7区	木間ヶ瀬上	17
	木間ヶ瀬下	15
	石 宮	8
長須8区	舟 戸	18
	田 向	15
	芝山前	17
	芝山中	27
長須9区	中の内	19
	三角山	26
	久保前	12
長須10区	久保後	18
	香取前	30
長須11区	台	29
	西原乙	17
	西原前	26
長須12区	西原中	24
	西原甲	19
	新岸	15
	竹の内	18
合計	宿	18
	松の台	31
	37 (班)	933

2. 木間ヶ瀬集落の地理的・社会的概観

木間ヶ瀬集落は世帯数が32戸（【表2-3】参照）であり、集落の中は木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下に分かれている（【図2-2】参照）。長須村への飛び地編入の際から、木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下と分かれており、前者のほうは、おもに東葛城郡木間ヶ瀬村の上納屋集落から、後者は同郡同村のメ切集落の一部から編入された⁽⁴⁾。現在の行政区は長須7区に組み込まれており、区の中の班は木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下のほかに石宮の合計3班で組まれている⁽⁵⁾。

集落は利根川の北側沿岸を東西に細長く広がる。集落の真ん中に雷神神社があり、ここを境に下流側を「木間ヶ瀬下」上流側を「木間ヶ瀬上」と呼んでいる。戸数は、木間ヶ瀬下は15戸、木間ヶ瀬上は17戸である（平成7年現在）。川沿いに立地し流作地域であるため、高水工事を行った以後も利根川と鵜戸沼の外沼は排水路でつながっており、大雨でそこがあふれ出ると、土手を破って内沼に流れ込んでしまう被害は後を絶たなかった⁽⁶⁾。

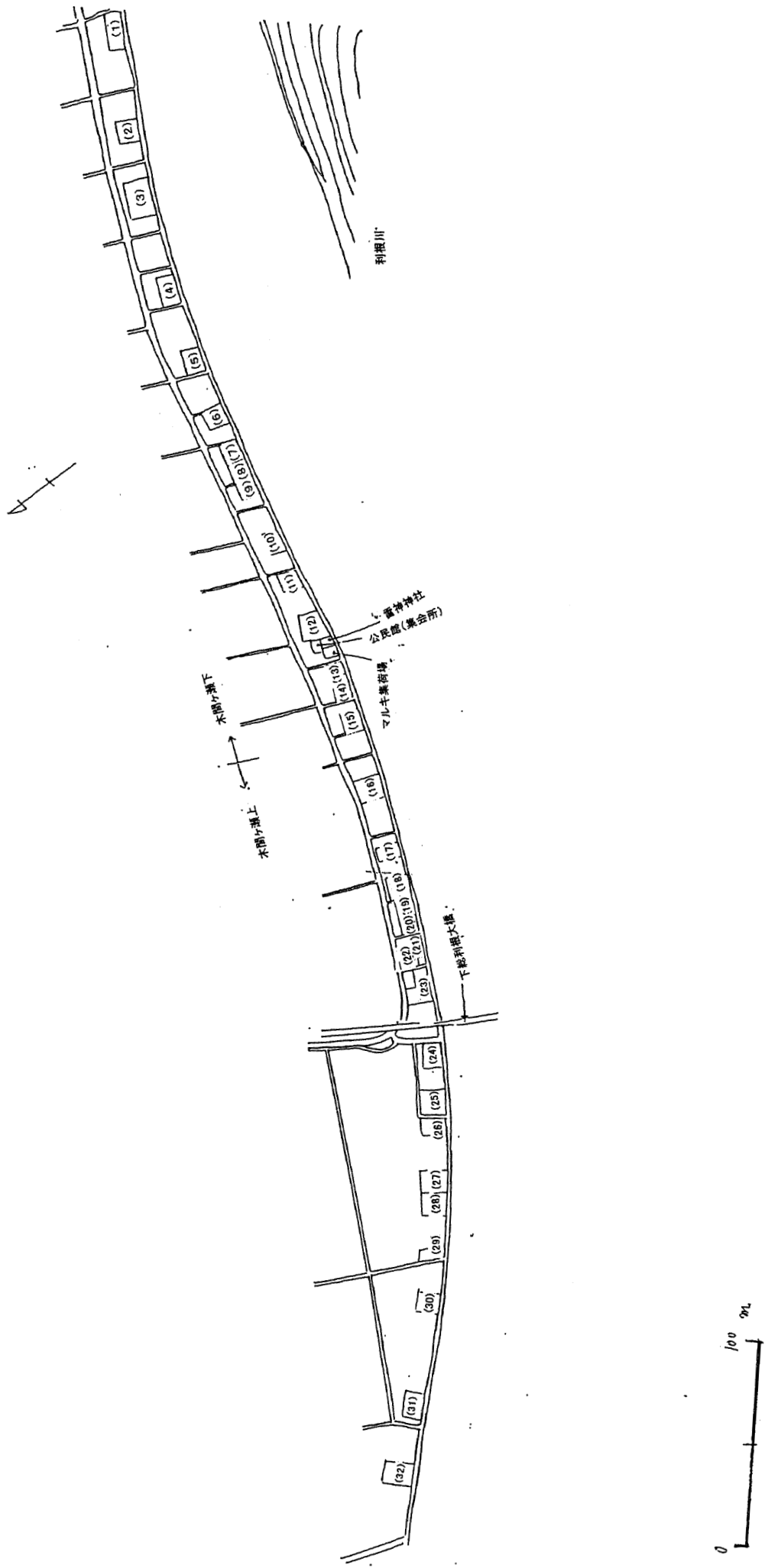
つぎに木間ヶ瀬集落の村落運営を概観しておきたい。戦前の常会は「木間ヶ瀬上」、「木間ヶ瀬下」と別々に行われていたが、戦後より上・下合同で常会が行われている。戦前のそれぞれの常会においては、それぞれで部落長が選出されていた。現在では2つの常会単位が班の単位になっているので、班長という呼び名に変わっている。戦前の部落長選出は、2つの常会とも、新年会で行われる選挙によって決まっていた。しかし現在の班長選出は、双方とも違う。木間ヶ瀬上の場合、家継ぎ順に毎年交代で回っている。木間ヶ瀬下の場合、長須7区の区長によって、班長も兼ねられており、継続してその役職をつとめている。区長は、平成元年の長須地区内における行政区改正の際に選ばれた人物が継続して行っている。そのときの選出は話し合いによって、7区の中にある木間ヶ瀬上、石宮両方とも集まった初めての集まりで、全会一致で決まった。投票によるものではなく、行政区改正運動の中心になった人物であったこともあり、木間ヶ瀬集落をさまざまな面で先導するリーダーであったので、自然に話し合いで決定したという。

この集落のおもだったつきあいを概観したい（【表2-3】参照）。ここでは、4～6戸単位で五軒組とよばれるグループがある。五軒組は主に冠婚葬祭の互助で、これは現在でも木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下それぞれの単位で運営されている。それぞれの単位の中で、上組、中組、下組と分かれている。葬式を出す際、その葬式を出す家の五軒組は、必ず2人テツダイに行くことになっており、さらに一升分の米を重箱につめて持っていくことになっている。そして、その五軒組以外の組の人は、1人がギリで行けばよいということになっている。しかし、ロクドウは、必ず葬式を出す家とは違う五軒組から2人ずつ出すことになっている。上組で葬式を出す場合は、中組から2人、下組から2人といった形で、中組や下組が葬式を出す場合も同様に他の組から出すことになっている。ロクドウの順番は、それぞれの組で家次ぎ順で回っていく。葬式のシラセは、五軒組の仕事であった。太平洋戦争が始まるころまで、まだつきあいがあった千葉県側本村のシンルイへ伝えることは重要な仕事であり、また厄介な仕事であった。利根川をはさんで向こう岸にシンルイの家が見えるにしても、渡し舟で行かなければならない。当時木間ヶ瀬集落の付近には渡し舟はなく、渡しをしている場所まで行くとどうしても遠回りになるので、シラセをすることが遅れることが多々あった。また千葉県側に渡った後もシンルイの家を効率的に回ることを優先するため、本村へのシラセが後回しになることがあり、本村側からのシンルイ、

【表2-3】木間ヶ瀬集落世帯表

家番号	世帯主名	班	五軒組	檀那寺	屋号	マルキ参加者
(1)	細谷正和	木間ヶ瀬下 (1)～ (15)	下組 (1)～ (5)、 (22)と (23)	無量寿院		○
(2)	木村進			浄禅寺		○
(3)	木村利一			浄禅寺	ヨザエモンノイ ンキョ	○
(4)	杉野谷和夫			無量寿院	テンロクドン	○
(5)	小林久男			無量寿院	ヤヘエドンノイ ンキョ	○
(6)	岡安正雄		中組 (6)～ (11)	小流寺	クラノウチ	○
(7)	小林力弥			無量寿院		
(8)	岩本文雄			小流寺	サンシロウドン	○
(9)	岩本富夫			小流寺	サンショウロウ ドンノシクタク	○
(10)	鈴木昇			無量寿院	ヘエロクドン	○
(11)	小林忠男			無量寿院	ヤヘエドン	○
(12)	小林博		上組 (11)～ (15)	無量寿院	ヤゴエモン	○
(13)	和田忠男					
(14)	鈴木明			無量寿院		
(15)	相沢登			無量寿院		
(16)	石田茂雄	木間ヶ瀬上 (16)～ (32)		下組 (16)～ (20)	無量寿院	トンヤ
(17)	佐怒賀福夫		陽泉寺			
(18)	木村博			コビキ		
(19)	藤井勝行					
(20)	藤井貢		無量寿院		○	
(21)	中村修作		中組 (21)、 (24)～ (27)			
(22)	杉野谷登	木間ヶ瀬 下の下組				
(23)	細谷勇		無量寿院		○	
(24)	横川長治	中組 (21)、 (24)～ (27)	浄禅寺		○	
(25)	森川知良		小流寺	カンロクドン	○	
(26)	森川秋男		阿弥陀寺		○	
(27)	後藤明	陽泉寺	ハナヤ			
(28)	古谷文雄	上組 (28)～ (32)	阿弥陀寺			
(29)	古谷建設事務所		阿弥陀寺			
(30)	横川丈夫		浄禅寺		○	
(31)	池沢滝之					
(32)	内田昇					

*檀那寺の空欄は確認できず



【図2-2】木間ヶ瀬集落の集落地図

特に本家にあたる家が後回しになったとき、苦情が寄せられることが多かった。

千葉側のシンルイにシラセをすると同時に、寺に対するシラセもかなり骨の折れる作業であった。これは木間ヶ瀬集落にあるほとんどの家の檀那寺が千葉県側にあったからである。その檀那寺は無量寿院、浄禅寺、小流寺の3つのうちいずれかである。无量寿院は真言宗で通称東の寺と呼ばれ千葉県関宿町の木間ヶ瀬地区の中であり、浄禅寺は曹洞宗で同県同町の古布内地区の中にある。小流寺は浄土真宗で、埼玉県庄和町にある⁽⁷⁾。この3つの檀那寺への連絡は、檀家代表は木間ヶ瀬集落の中で、それぞれの寺の檀家グループごとにおり、その代表と五軒組とでシラセにかけた。

このように、葬式の運営で五軒組の果たす役割は大きい。そしてこの集落の大きな特徴は、それぞれの五軒組協同で作物の品種研究を行っていたところにある。これは昭和10年代から「園芸部」が発足する昭和40年代までのことで、特に新しい作物の試し植えや、育苗箱の協同購入、そして新しい米の品種である苗の試し植えをすることなど緊密に行われていたということである。また田植えは、イーゴトといって五軒組単位で協同で行われることが多かった。

この集落は現在では本村のある千葉県側とのシンルイヅキアイをほとんど行っていない。茨城県側に合併された後、戦前までは祭礼や女性の月に一度の集まりであるオトキなどで頻りに本村と交流があったが、現在ではそれらの交流もなく、祭礼（雷神神社に関する祭礼）もオトキもすべて木間ヶ瀬集落の中でのみで単独で行われている。

【註】

(1)〔帝国公民教育協会編 1934、本稿では岩井市史編さん委員会編 1992 pp62-63〕。長須村の当時の米・大麦・小麦の生産高売り上げは、米が51,531円であるのに対し、大麦が59,552円、小麦45,612円である。鵜戸沼西側の氾濫低湿地が干拓が終了する昭和30年までは、稲作の生産はこの状態で、麦を中心とした生産が行われていた。

(2)〔三木隆太郎編 1958、なお本稿では岩井市史編さん委員会編 1993 p530〕

(3)それまでは、5つの区に分かれていた。名称は、長須1部、2部、3部、4部、木間ヶ瀬である。しかし木間ヶ瀬集落から、同じ長須地区でありながら、木間ヶ瀬のみ名称が違うのはおかしいといった点が指摘され、もう一度細かく行政区分けを検討し直し、12の区に再編成されたのである。

(4)上納屋集落に居住していた数戸は、1911年（明治43年）の利根川大氾濫を機に、高水工事と呼ばれる堤防の大改修を行い、現在の茨城県側（長須村大字木間ヶ瀬）に住むようになった。メ切集落の数戸は、この工事によって川筋が南のほうに修正されたため、川の南側に住んでいた数戸が対岸にある茨城県側（長須村大字木間ヶ瀬）に移住してきたといわれている。

(5)石宮集落は、集落戸数8戸で構成されており、木間ヶ瀬集落とは1989年（平成元年）の行政区改正による統合まで、ほとんど日常的な交流の接点はなかった。石宮集落はもともと利根川の大氾濫以後、長須9区の三角山集落などから移住してきた家だとしている。したがって木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下のように県境を越えて移ってきたのと違い、もともと長須村に住んでいた家が移住して作られた集落である。

(6)鵜戸沼の部分名称を示すと、沼の中央を東西に横切っている「土手」があり、その土手を境にして、北側を「内沼」南側を「外沼」という。外沼は、排水路で、利根川とつながっていたが、現在ではその排水路が整備され、利根川との入り口の部分に排水機が取り付けられ、普段から水は流れ込まないように栓が閉められている。これは1955年（昭和30年）まで行われた干拓事業の中で整備された。干

拓終了までこのような排水機がないため、外沼と利根川の周辺は氾濫の被害にあいやすかった。

(7) 庄和町は埼玉県にある。東側に隣接して千葉県関宿町があり、関宿町にある木間ヶ瀬地区にも多くの檀家がいる。

第2節 木間ヶ瀬集落の親族関係の展開

長須村への編入から100年足らずしか経過していない木間ヶ瀬集落が、かつての本村から完全に離れ、新しく編入された地域へどのように溶け込み、そしてつきあいを変化させていったか。このことについて、集落内の親族関係の形成から述べていきたい。この集落では古くとも4代さかのぼると、その家を興した人に行き着いてしまう。現在ではその家の出自である千葉側の集落の家々とほとんど交流がないという。現在では移住してきた時点を出発点にして、それぞれの家のシンルイ関係が考えられている。そういった集落内の家同士の関係を事例提示し、昭和10年代には本村とのつきあいが希薄になった点を示したい。

1. イッケの形成～小林姓、木村姓の事例

木間ヶ瀬集落のなかで、本家、分家の関係にあることをシンルイと呼び、姻戚の関係にある家同士をシンセキと呼んでいる。そしてこの集落のシンルイ関係で、特に小林姓の家4戸と木村姓の家2戸は、「小林イッケ」「木村イッケ」と呼ばれている。

【事例1】小林イッケ（【図2-3】参照）

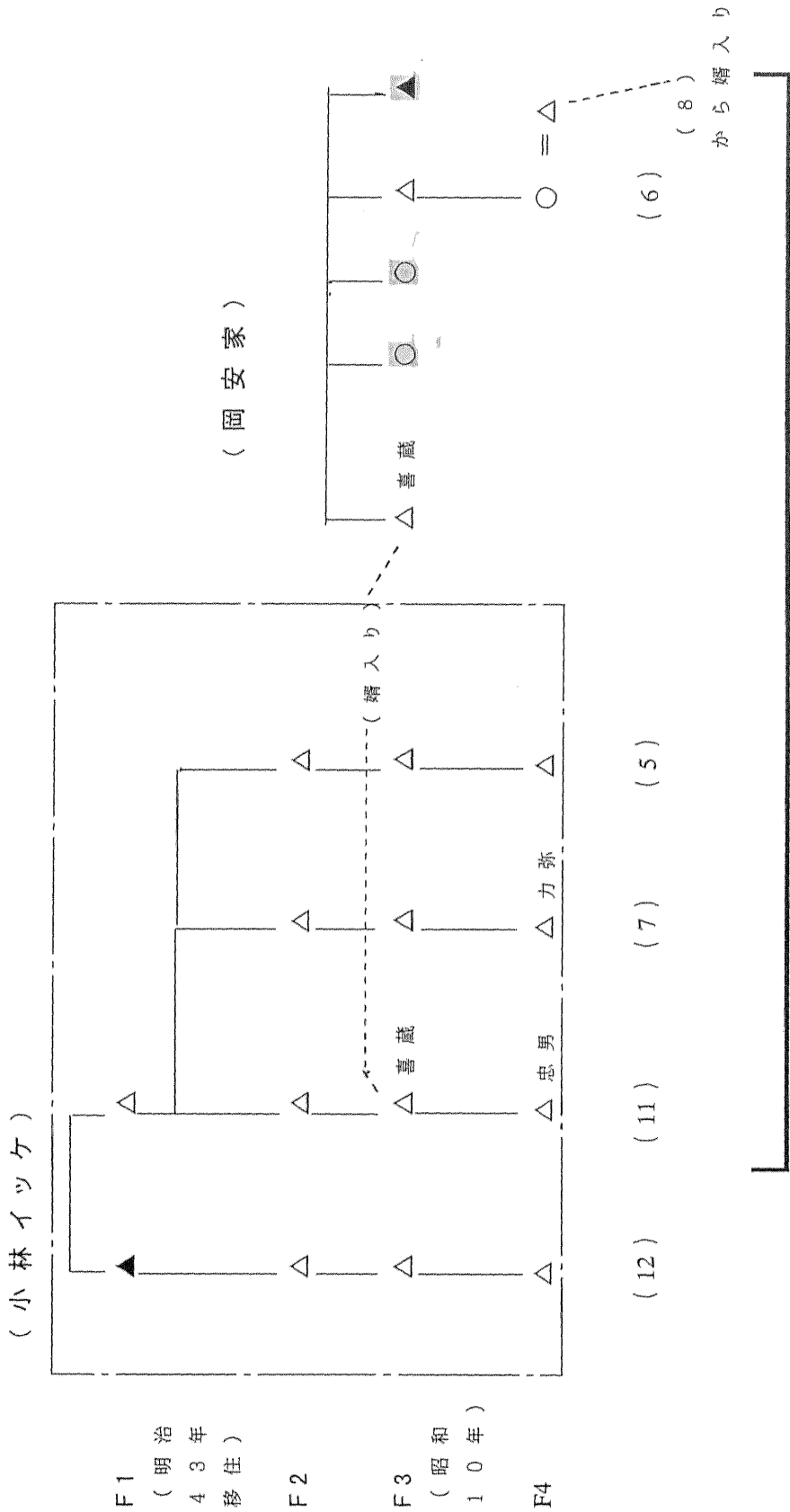
小林姓の家は、家番号(12)、(11)、(7)、(5)の4戸である。(12)の家のヨウスケ(屋号はヤゴエモン)は1911年(明治43年)本格的な河川改修のために、現在の地に移転してくる。その後すぐに、ヨウスケの弟(11)家がシntaxとして家を構え、さらにそこから(7)、(5)と繰り返しながらインキョ分家をした。こういった形で現在の4戸の小林イッケが形成されたのは、大正時代であるといわれている。そして、特に(12)の家はほかの3戸からはオオホンケと呼ばれていた。

時が経ち、昭和10年代、(11)は男子に恵まれず、当時移り住んで間がない岡安家の末弟を婿養子として迎える。したがってこの段階で(11)と(6)はシンセキ関係となる。

さらに(6)の岡安家は(8)の岩本家から婿養子をとっていることから、おたがいのシンセキ関係が成り立っている。ここで、(6)の岡安家を中心として、(11)(6)(8)のシンセキ関係が成り立っている。さらに、(11)と(7)がシンルイ関係であることから、(6)(7)(8)(11)の4戸での生産面での協同作業が特に緊密に行われていた。制度上(6)～(11)間での5戸⁽¹⁾が同じ組であったということもあり、その中の4戸が昭和10年代に村内婚を通して、家同士の関係を強めていったことがうかがえる。

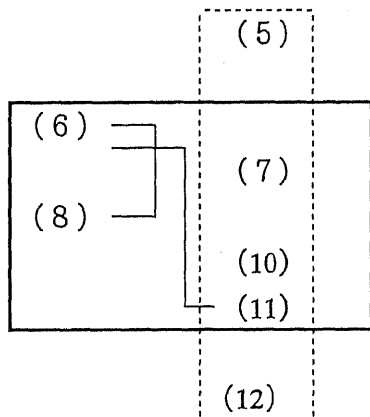
小林イッケには、オオホンケを中心として行われる行事、慣習は特にはない。しかしオオホンケは、無量寿院の檀家代表であり、オオホンケの先祖ヨウスケの年忌供養には必ず4戸が集まって行うことになっている。また結婚や祭り事などのオイワイは必ず、オイワイをされる家に対して、残りの3戸が協同で贈物をする事になっている。たとえば、お七夜するときには長さ一丈分の木綿生地を贈ったり、またオビトキのときには、反物を一着こしらえ、婚礼には足袋と下駄を贈る。またオオホンケはオビトキや婚礼の際の座順も上座に座し、このときばかりは座って何もしない。

冠婚葬祭の贈答関係でイッケの意識が出てくる以外、日常のつきあい、特に生産に関わるつきあいに関しては、先に述べた姻戚関係にあるシンセキと五軒組を重複させた関係がベースになっていたことを読み取ることができる（【図2-4】参照）。



▲は家を興した人、番号は家番号、網掛けは死亡により家継承、婚出せず。

【図2-3】小林イッケと岡安家の関係



(凡例)

———— シンセキ関係 (姻戚による関係)

▭ 五軒組 (冠婚葬祭互助の組)

▭ (dashed) 小林イッケ

(9) はこの当時存在せず。

【図 2-4】 小林イッケを中心とした協業関係

【事例2】木村イッケの事例

木村イッケは家番号(3)と(2)の2戸である⁽²⁾。そもそも、木間ヶ瀬村メ切集落のヨザエモンという家から順に、(3)(2)の順でインキヨ分家していたが、2戸とも1910年(明治43年)の河川改修を機に、長須村のほうへ移ってきた。ただし、(2)は移住した際に世帯主が死亡したので、代わりにその世帯主の兄の娘(姪)を養女として迎え、家を継続させた。(3)(2)ともに、屋号がヨザエモンノインキヨと呼ばれており、両者を区別するために、屋号を用いて呼ばれることはない。(3)は、昭和10年代、5人の兄弟姉妹が婚出入している。長男の利一氏は家を継ぐが、後の4人のうち、女性は本村⁽³⁾に嫁ぎ、弟の寿平次氏は隣村の中川村⁽⁴⁾に養子として出た。また利一氏の妻も中川村より婚入する。

昭和10年代は、他集落との出入りが激しく、(3)の家では、木間ヶ瀬集落の中で、シンセキ関係にある家はない。むしろ中川村とのつながりも多く⁽⁵⁾、シンセキ関係は、茨城県側の他村に展開していた。

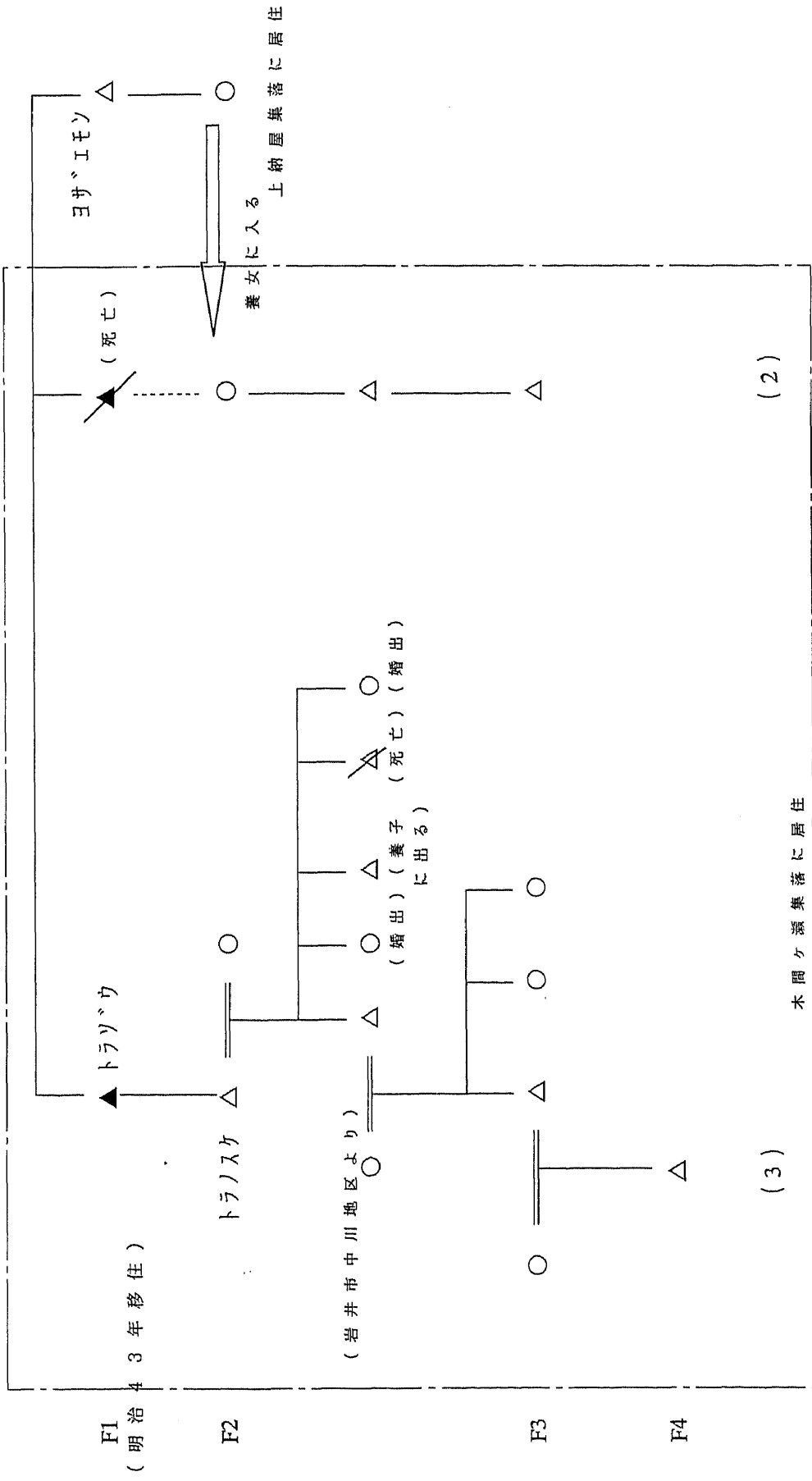
木村イッケの中で行われる特定の慣習はなく、メ切集落との接点も(2)(3)ともにない。また(3)の場合、男は養子に行き、女は他家に嫁いでいるので、利一氏を起点としてのシンルイ関係は展開していない。つまり飛び地編入以降の分家はされていない。(2)も同様である。【図2-5】参照

2. 相沢・横川姓の家の事例【図2-6】参照

イッケとは呼ばれていないが、相沢姓、横川姓の家々もお互いシンセキ関係を形成している。相沢家は家番号(15)で、木間ヶ瀬集落の中では同姓の家はなく、シンルイ関係にある家はない。(15)は、集落が次第に形成されつつあった1921年(大正10年)に移住してきた。もともと千葉県側にあった家からシntaxとして5人家族で移ってきた。移ってすぐ1931年(昭和5年)に家番号(30)に次女が婚出する。

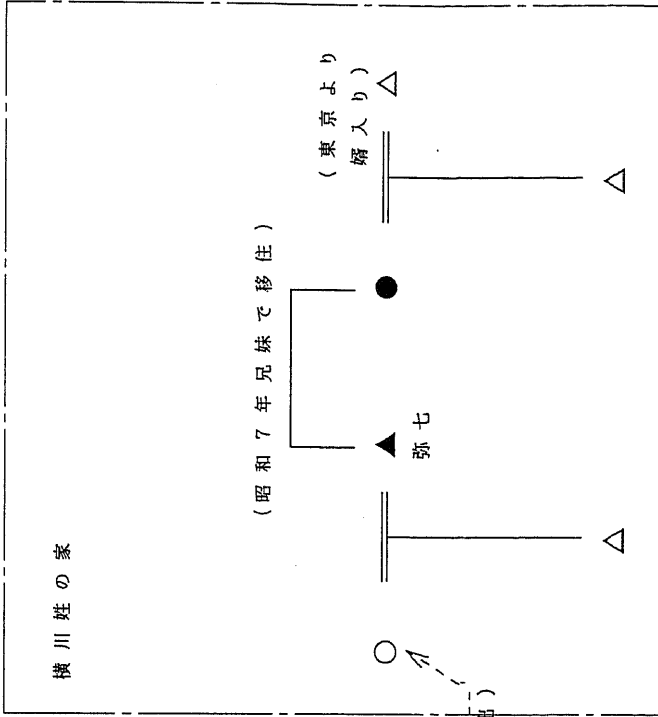
横川姓の家は、家番号(30)と(24)である。両家の始まりは、1930年(昭和4年)にこの集落に移転したところからである。もともと(30)の弥七氏と(24)のまちはんは兄妹で千葉県の木間ヶ瀬村出洲集落の出身である⁽⁶⁾。2人とも、東京のほうで暮していたが、戻ってきて行政区は違うが、本家が所有していた向こう岸の敷地一すなわち長須村木間ヶ瀬集落の所有地一を分けてもらってまず(30)が分家しその後、すぐに(15)の家から嫁をもらった。また(24)は東京より婿をもらってすぐに(30)から分家した。(30)は移転した際、屋号はニヘエドンと呼ばれていた。しかし分家してすぐの(24)もニヘエドンと呼ばれており、屋号でおたがいの家を区別することはなかった。

相沢姓の家とこの横川姓の家2戸は昭和10年代、特に緊密に生産面での関係強化を図ってきた。横川姓の2戸はもともとの本家で行われる冠婚葬祭に顔を出すことも少なくなり、次第に疎遠になっていた。そして相沢家を含んだ3戸で、集落北側の劣悪な低湿地を開墾したり、また田植えや収穫までおよそ農繁期のほとんどの作業を行った。またこの3戸の結束は冠婚葬祭の互助においても、五軒組と同様の仕事をする強いものであった。五軒組が担う互助は、たとえ家の人間が出稼ぎなどで東京に出向いていても、互助の必要性が生ずれば、必ず木間ヶ瀬集落に戻ってこなければならない。この3戸はすべて違う五軒

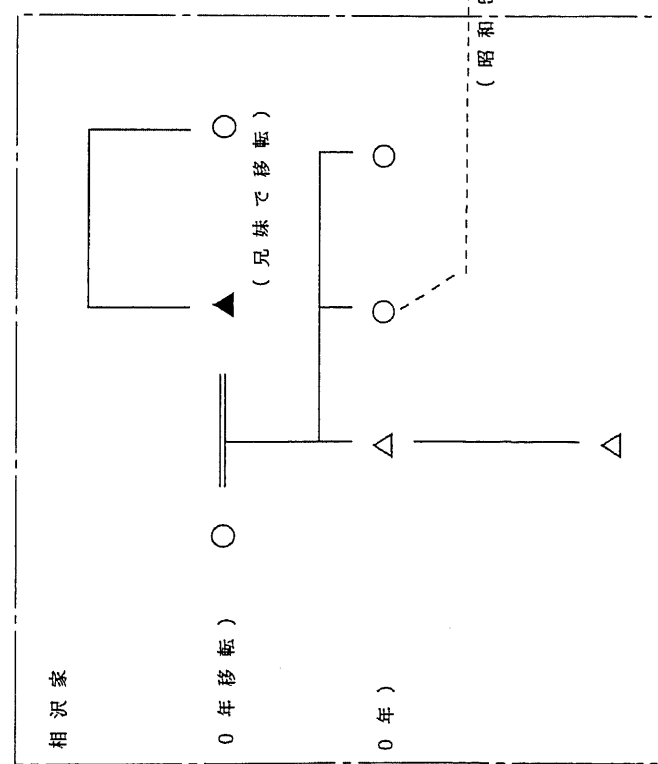


▲はその家を買した人、番号は家番号

【図2-5】木村イッケの系譜



(24)



(15)

▲●はその家を興した人、番号は家番号

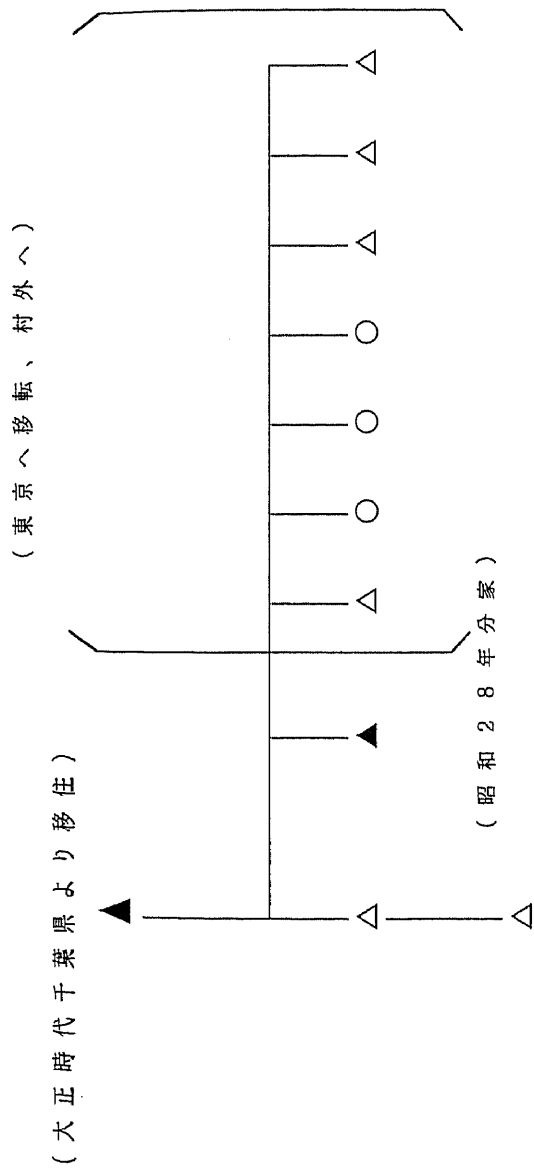
【図2-6】相沢家と横川家の関わり

組に所属しているが、お互い何かあったときは、必ず知らせあうという関係であった。

3. 森川姓の事例（【図2-7】参照）

森川姓の家は集落内で2戸あり、家番号(25)と(26)である。(25)は千葉県木間ヶ瀬村の出洲集落から1921年(大正10年)に分家してきた。屋号はカンロクドンという。昭和10年代に入るところには、9人の子供がいたが、長男、次男を除いてはすべて東京へ移転していった。屋敷地が小さいため、集落の中に残って家を構えることに無理があった。したがって他集落などへ出て新たに家を構えることを考えていた。しかし(25)の家からは、集落内および隣接している身近な集落に移り住んではない。(26)のみが屋敷地の半分を分けてもらって1953年(昭和28年)分家した。屋号は、そのままカンロクドンノシntaxと呼ばれている。森川姓の家は、もともと小流寺の檀家であり、木間ヶ瀬集落にも岡谷家、岩本姓の家2戸がこの小流寺の檀家である。しかし(26)は小流寺の檀家にならず、長須村の陽泉寺の檀家になり、墓も共同墓地ではなく、陽泉寺のほうへ構えた⁽⁷⁾。

森川姓の家は、大正時代、河川改修がひと段落し、木間ヶ瀬集落が形成され始めるころに移住してきている。しかし、(25)のヘイロクドンを中心としての分家の拡大はなされず、集落内の所有地が小さかったということもあって、木間ヶ瀬集落への定着度は低い。またシntaxとして出た(26)には子供はなく、集落内のつきあい自体も、五軒組などの地縁的なもののみである。寺に関しては「古くゆかりのあるところより身近なところへ」といったことから長須村の寺を選んだという。もはや血縁のつながりは、生活の面でも出洲集落にある横川の本家は全く意識されていない。



(25)

(26)

▲は家を興した人、番号は家番号

【図2-7】森川家の系譜

【註】

(1) 家番号(9)は、戦後(8)からシタクとして家を構えたので、ここで述べられている昭和10年代には、世帯として存在していなかった。

(2) 家番号(18)の木村博家は、木村イツケの中には入らない。(18)は、戦後、長須村のほかの集落から移住してきた家であり、千葉県の木間ヶ瀬村とは全く縁のある家ではない。

(3) 姉妹ともに、本村である千葉県側の木間ヶ瀬村に嫁入りしたが、もともとの彼らの出身であるメ切集落への嫁入りではない。特に出身の集落を意識した婚出は意識されていなかったようである。

(4) 現在の岩井市中川地区。長須地区と南東部で隣接する。

(5) 3点ほど家番号(3)と中川村との関係を整理しておきたい。寿平次氏が養子として出ていったことにより、その家とは毎年、農作業が協同行われる(イーツバカという)ようになった。また、さのさんとの実家とのツキアイの中で、新しい作物の栽培技術などを協同で試す機会があったということ、さらに木間ヶ瀬集落の小作の地主は、中川村に居住しており、木間ヶ瀬集落側の小作代表として先頭に立っていたのが(3)の家であった。

(6) 千葉県関宿町木間ヶ瀬地区にある農業集落。当時は木間ヶ瀬村の中の集落のひとつで、位置的には、メ切集落の東に隣接する。先に述べたように、木間ヶ瀬集落は、おもに、上納屋集落とメ切集落から分かれて形成されているが、出洲集落からも移ってきた家も数戸ある。しかし、それらの家が移ってきたのは利根川の河川改修を機にというのではなく、改修工事が終了し、しばらくたってから移ってきた家がほとんどである。

(7) 長須地区には、寺が2つあり、ひとつは曹洞宗の陽泉寺、もうひとつは、浄土真宗阿弥陀寺である。長須地区の家は、木間ヶ瀬集落を除いて、どちらかの寺の檀家である。

第3節 木間ヶ瀬集落の形成過程－飛び地独立した集落－

この木間ヶ瀬集落は飛び地編入して千葉県側の本村とのツキアイが疎遠になりながら、現在の集落状況に近づきつつあった。それは集落内で姻戚関係の家々が増え、また飛び地に移った家同士で、より集落内の結束を固めていくことになる。これらの消息は、昭和10年代からさまざまな行動で見取ることができる。本節では昭和10年代からどのような集落結束の契機があったかを見ていきたい。

1. 雷神神社の勧請と灯籠祭りの始まり

飛び地編入されたとき、木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下どちらにも神社がなかった。正月のオビシャ行事や祭などには、利根川を越えてそれぞれの出身集落に戻って行事を運営していた。

しかし長須村のほうに合併された家側からすれば、利根川を越えての交流が次第に縁遠いものになってきていた。そこで上と下の両方で協議し、上納屋集落にある白山神社のヌキバ（神殿の軒下）にあった雷神サマを譲ってもらうため、木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下両方の代表者が、水海道市にある雷神神社の神主を連れ、本村に出向き分祀してもらった。1929年（昭和4年）のことである。分祀してもらった雷神神社は、木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下の境界に位置する場所に神殿を立ててそこに祀った。オビシャ行事はそれ以来、木間ヶ瀬集落独自に行われることになる。オビシャは、雷神ビシャ、もしくはウドンビシャと呼ばれている。これは、木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下別々に分かれて運営される。それぞれ一年交代でヤドを決め、ヤドの家に集まって飲食をともにする。その際に必ずうどんを食べることになっている。うどんは前日にそれぞれの家で打ったうどんをヤドの家に持ち寄って、ヤドが調理をする。その際に、餅や米などは食べない。自分の畑で採れた小麦を使ってうどんを打って持っていくのが通例であったが、現在は、市販のもので済ませている。自分たちで作った小麦で打ったうどんを食べることにより、今年の豊作を祈る行事である。ヤドで作ったうどんは、まず雷神神社の神殿に供える。これは上、下協同で行う。それからそれぞれのヤドに戻って飲食する。

木間ヶ瀬集落では、集落で雷神サマの掛け軸を所有しており、これは隔年ごとに上と下交代で使用している。この掛け軸を所有している方の雷神ビシャを特にホンビシャと呼んでいる⁽¹⁾。

こういったオビシャ行事のほかにも、木間ヶ瀬集落で、独自に運営されている祭礼がある。上納屋集落で行われている地蔵サマの祭りを、木間ヶ瀬上、下で協同でやりたいといった話し合いがなされ、毎年、9月15日に雷神サマのトウロウ祭りが行われるようになる。まずそれぞれの五軒組単位で、もち米10合を集め、それをその年のヤドに持ちよって餅をつき、紅白の餅を作り、雷神サマにお供えする。ヤドは、上、下別々に回り順が決められており、一年交代で家継ぎ順に回る。神社の前の灯籠に火を入れ、毎年、浮世絵師に様々な絵を描いてもらい、灯籠の窓に張ったり、また別に絵を描いてもらって、紅白の餅とともにお供えした。また木間ヶ瀬集落から婚出した人は、トウロウ祭りに里帰りするのが通例になっており、帰ってきたとき、お賽銭を雷神サマに上げる。これをトウミヨウセンといい、それを出した見返りに紅白餅を切ってもらい持って帰ることになっている。

この行事の発生は、雷神神社の勧請から起こったものである。雷神ビシャにしてもトウロウ祭りにしても、もともとは上納屋集落で行われていたものをまねて、新たにできた行事である。それまでは、それぞれの家が、自分の本家のある集落に出向き、オビシャであるとか、地蔵サマの祭りに参加していたが、完全にここで住んでいる地域の祭礼の場を作り出すことになる。どちらの行事も運営の単位は、木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下の2つである。しかしこの2つは、同じ日に同じ行事をし、同じ雷神神社を氏神とする形を形成しつつあったのである。雷神神社の勧請は、木間ヶ瀬集落の運営の独立と結束に大きなきっかけを与えた。

2. オトキの独立と共同墓地の移動

雷神神社の勧請は、新たに自分たちの運営による行事の形成を生み出した。そのとき同じように運営が独立したものに、毎月1回の女性の集まりであるオトキがある⁽²⁾。オトキは、もともとは上納屋集落でもメ切集落でも行われており、念仏を唱えながら参加者で数珠を回していくものでヒヤクマンベン（百万遍）とも呼ばれていた。それぞれの集落でオトキが始まったいわれは、言い伝えによると、明治時代の初めに、近辺で赤痢が流行し、こぞって周辺の集落ではやりはじめたという。長須村に編入後も、木間ヶ瀬集落の人たちは、それぞれの出身集落でのオトキに参加していたという。しかし雷神神社の勧請によって、本村とのツキアイが希薄になってきたとき、正月のオビシャ行事の際に行われる寄合で、木間ヶ瀬集落のみのオトキをやるということが話し合われ、決定した⁽³⁾。

この集落では、上、下それぞれの単位で、雷神ビシャ、水神ビシャ、稲荷ビシャ、トウロウ祭りの直会の際に、集落内で相談するべき議題を出し、そこで話し合う機会を設けている。そして、雷神ビシャのときには、木間ヶ瀬集落で決める話し合いが年に1回この場で行われる形をとっていたので、実質この集落では、定期的な寄合が開かれることはなかった。ビシャ祭りなどの場が、実質的な寄合のかわりとなった。

そういった話し合いの中で決定したのが共同墓地を作ることであった。この集落は、檀那寺が千葉県側など4つ分散しており、それと同じく、墓地のほうも分散していた。不便さを解消するために、雷神神社の裏手の北側を切り開いてそれぞれの墓を一斉に移動した。その際に、4つある寺のそれぞれの檀家代表を取り決めた。檀家代表は、木間ヶ瀬集落の中での寺への取り次ぎ（葬式の際のシラセ）から檀家費用の徴収など集落の代表として仕事をする。この共同墓地への移動は、昭和10年代、オトキが独立して行われるようになったと同時に決められたことである。

雷神神社が勧請してからの集落運営は、千葉県側本村との交流を切り離す形で進んでいく。祭礼の飲食の場が寄合の形として定着し、利根川を越えなければならない不便さを克服するための変更が、昭和10年代に大きく進んでいく。

昭和10年代までに集落として結束の象徴である神社と祭礼、そして共同墓地を作り上げた木間ヶ瀬集落は、戦後「利根川のドテキリ」と呼ばれるキャサリン台風の被害および復旧⁽⁴⁾でさらに結束を強め、昭和30年代をむかえる。そこで問題になったのは出稼ぎからの脱却であった。次項では、そのきっかけとしてはじめた野菜栽培について述べていきたい。

【註】

(1) 基本的に神主を呼んで神事は行わず、また弓引きも行わない。もともと、上納屋集落もメ切集落も神主の祈祷があつてから弓引きが行われていたが、木間ヶ瀬集落はそれを受け継がず、ヤドの家に集まってうどんや甘酒を飲食する行為のみを受け継いだ。また、1月27日には水神ビシャが、初午には稲荷ビシャが行われる。これも雷神ビシャ同様に上、下別々に運営され、ヤドもそれぞれで毎年交代で家継ぎで回っていく。しかしこれは雷神ビシャのように掛け軸の引き渡しはないが、午前中に、神社の脇の集会所に上、下両方の家から1名ずつ集まり、御神酒の交換を行う。全戸の家長が集まり、ここでみんなでお酒を飲んで、集落全体で決定する事項が何かある場合、話し合う寄合の場になっていた。

(2) オトキには、ヤドが決められており、一連のオビシャ行事と違って、組単位でヤドが回っていく。組ごとに順番が決まっているが、五軒組も毎月交代でヤドが移っていく。たとえば、毎月交代で、上組→中組→下組と移っていくが、あつた五軒組の中でも順番が決まっており、五軒組の中では、結局3か月に1回ヤドの順番が回ってくることになる。ヤドにあつた家は各家を回り、米を2合ずつ集めて回り、それでちらし寿司を作る。さらにヤドの家で作られている野菜、特に根菜類を中心にケンチン汁を作る。現在では、集会所が雷神神社の裏にできたので、そこで行われるが、それまではヤドの家に集まって営まれた。しかし、上納屋集落とメ切集落で行われているオトキとの明らかな違いは、ヒヤクマンベンをやらないということである。しかしヤドの家にある神棚の脇に掛け軸を掛け、簡単に念仏を唱えるのみである。当初オトキに参加するのは、その家の主婦で、かつ子供が結婚した人たちであった。現在ではそういった参加条件はなく、女性だけでなく、男性も参加する形をとるようになってきている。このような形への変化は、戦後すぐに生じたことだという。懇親会的な意味の強いものとして、月に一度は集まって話をしようという自由なスタイルへと変化した。

(3) 聞き書きによる確認。実際にその寄合にたちあつた人からの確認であるが、具体的に何年のことで、どのオビシャ行事のときの話し合いであつたかまでは定かではなかった。しかし、オビシャの際の寄合で決まつたという記憶から、また昭和10年ごろという、ある程度具体的に時代の的が絞られていることからここで資料として活用した。

(4) 1947年(昭和22年)の利根川決壊(キャサリン台風)から1955年(昭和30年)の鵜戸沼干拓事業完成まで、木間ヶ瀬集落は幾度となく洪水に泣かされてきた。集落そのものの北側が低湿地で、洪水の際は必ず冠水するところであつた。そういったなかで戦後間もなく、1947年から3年続けて台風による冠水が続いた。そのなかでもキャサリン台風は鵜戸沼の外沼と内沼の境である土手を決壊させ、内沼の水がこの低湿地内に逆流する大洪水を生じさせた。この時の洪水は、利根川のドテキリといわれ、集落を含めて長須地区全体で人々の記憶に残されている。台風が過ぎた後、冠水していた水が利根川に引き戻っていったと同時に、外沼の水も引いていった。その結果、沼の底がむき出しになり、陸地化してしまった。泥地であるため、干拓の必要性があつたが、農林省(当時)は、もともと外沼を干拓した後、満州からの引き上げ移民を居住させる計画をたてていた。この利根川のドテキリをきっかけに、その計画を周辺集落に告知した。しかし、これに対して、ヌマワリによって鵜戸沼の所有権を持っていた木間ヶ瀬集落の家々は、自分たちの集落の脇に大規模な開拓団が引き上げて定住することによって、自作地の開放が阻害されるのではないかという危惧が生じていた。木間ヶ瀬集落は先頭にたつて、当時沼の権利を持っていた長須村の他の集落の家々や隣村の中川村に声をかけ、農地委員会や鵜戸沼干拓期成同盟会へ陳情に何回も出向き、国が買い上げた干拓地を満州からの引揚者に売り渡さないでほしい旨を訴え続ける。このとき、木間ヶ瀬集落の人々の危惧間は大きかつたという。農業を営んでいる農家は小作、

もしくは自小作であり、完全自作農は一戸もなかった。農地改革に対する期待度は大変高く、また洪水の被害にも絶えられる干拓地となることが見込まれていたため、是が非でも干拓事業の促進と木間ヶ瀬集落への払い下げを考えていた。また小作地や所有しているわずかな自作地にしても、劣悪な条件の低湿地であるということ、流作地域で毎年のように作物の被害があるということに引け目を感じていた。特に同じ長須村の他の集落に対する引け目は大きかった。木間ヶ瀬集落は、自分たちの住んでいる場所を、リュウサクと表現していたのに対し、長須村の他の集落のことをウエ（上）と呼んでいた。ウエは、台地状になっており、かねてより肥沃な土質で、麦を中心としたとした畑作が盛んで、特に葉煙草やコンニャクの栽培が盛んであった。木間ヶ瀬集落の人達は、ウエと同じ位の生産力をつけないと長須村の中で置いていかれるという意識が高かったという。満州からの引き上げ移民の定住によって、さらに木間ヶ瀬集落自体小さくなってしまわないかと感じ、「長須村以外のものにてかい顔をさせてはいけない。」と声をかけて各集落を回ったのである。この行動は、「長須村」という単位を非常に意識しだした最初の事例である。昭和 20 年代、終戦間もないころ、完全に生活面での集落運営が千葉側から分離し、独自性を持ち出していた。これは 1940 年（昭和 15 年）に結成された戦時体制下の部落会の単位が木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下を合わせた単位で結成されたことも一つの要因であろう。当時、この部落会単位で、長須村農業会（当時）へ供出する米や麦を持っていったのである。その際の供出場所で、他集落の作った作物の供出量、品質などをかいま見る機会がその場で生じ、生産高の低さを非常に感じさせられるきっかけになった。同じ村（行政村）のなかでの経済的な違いが、意識されだしたゆえに、経済的に大きく伸びるきっかけを失いたくなかった。それが満州開拓団拒否の動きにつながったのである。利根川のドテキリ（決壊）はそういった干拓による木間ヶ瀬集落の思惑が、長須村の集落全体を巻き込む形で顕在化したといえる。

第4節 木間ヶ瀬集落独自の出荷組合マルキの誕生から「園芸部」合併へ

1. 近隣の家同士の協業関係－昭和10年代－

昭和10年代、雷神神社の勧請や共同墓地の造成など、木間ヶ瀬集落は本村から離れて独自の集落空間を作り上げてきた。生産面に関わる協業関係もこの当時積極的なものとして存在した。特に小林イツケは、自身のシンルイ関係やシンセキ関係をもとに、さらに五軒組の家々が参加する形で田植えや刈り入れを行っていたという。【図2-4】のように、隣り合わせの家同士に小林イツケの関わりのある家が集まっていたこともあって、家番号(12)を中心に田植え、収穫の作業といったひとつの作業で人手を多く必要とする作業を行っていたという。ただし人手を必要としない作業－籾の選別や草取りなど－に関しては関わることはなかったという。

木村イツケの場合、近隣の家同士で行うことはなかった。家番号(3)の場合、この当時中川村から(3)の家に嫁いできた現在世帯主の妻の実家と、農作業に関わるすべてのことを緊密に行っていた。たとえば、人手を必要とする作業とは別に、新しく植えてみたい作物の協同購入(この当時はコンニャクイモの種イモやトマトの苗、サツマイモの苗など)を行っていた。お互いの畑地で作ってみて研究し合うことも行っていたという。家番号(2)は特に人手が足りなかったということもなかったので、自分の家で何事も作業を行ったという。農作業に関してはお互い別々という意識を持っていた。

そしてシンルイ関係や五軒組とは関係なく、個別にさまざまな農作業－人手のいる仕事から協同での新作物の試作まで－に関わるツキアイを行っていたのが、家番号(15)の相沢家と家番号(30)(24)の横川家くらいである。

集落内の他の家々はどうであったか。小林、木村両イツケ以外では、麦や甘藷の供出作業を農事実行組合で協業を行った以外は、あまり近隣で行った記憶はないという。農事実行組合は木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下と2つに分かれていた。木間ヶ瀬集落では農事実行組合は木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下単位で組まれていたが、供出に関わる連絡事項の回覧や供出作業を行うだけの集団にすぎなかった。

神社の設置などの行為と違い、生産に関わることは積極的にお互いで何かをやるという風潮はこの当時はなかったという。

2. マルキの結成

しかし事態は戦後大きく変わってくる。集落それぞれの家で栽培する作物が大きく変わり、集落内で協業で行う関係が生じてくる。このころの一年間の生産暦についてふれておきたい。

〔不可欠な出稼ぎ〕

1955年(昭和30年)、鶺鴒沼干拓事業の完了にともない、木間ヶ瀬集落は干拓地の割り振りも完了し、自作農としての活動が活発化することを見込んでいた。これまでの木間ヶ瀬集落の生業形態は、専ら「米・麦」にわずかな煙草と出稼ぎの組み合わせによるものでしかなかった(【図2-8】参照)。

したがって、収入を上げるために、冬の1～3月の期間、出稼ぎが活発に行われた。東京へ土木作業員として出る人がほとんどであり、数戸を除いて、集落のほとんどの家がこ

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
① 稲作				—————								
② 麦作	-----			—————						—————		
③ 煙草			-----	—————								
④ 出稼ぎ	~~~~~										~~~~~	
⑤ 露地トマト	—————								—————			

(凡例)

- 一家の主人が必ずいるときに行う仕事
- 田畑での作業 (必ずしも多くの人手を必要としない)
- ~~~~~ 出稼ぎ期間

〔註〕

①稲作の場合、4月上旬は田起こし、クロナリで力仕事であるので、男手が必要である。下旬になり苗の準備をするが、昭和30年に入る頃には苗代は作らず、苗を購入して使っていた。苗を植えやすいように束ねたり、苗箱に整理したりするほどなのでさほどの重労働ではない。しかし田植えになると、その準備と植える人間の確保で協同で行うことが必要であった。これから後収穫までは草取り程度の軽作業である。9月上旬より刈り取りの作業を行うが、昭和30年に入る頃は手刈りであったが、集落内にマルキを組織してからはバインダーを使うようになった。バインダーは集落内での協同購入・協同管理であったが、それまでは男手がなければならない状況であった。

②麦作の場合、種まきは稲の収穫が終わった後で、種まきの作業よりも畝作りを行うのに、男手が必要であった。一番切り、二番切りは軽作業であり、子どもにさせてお駄賃を上げるといったものであった。収穫では多くの人手が必要で協同で刈り入れを行うことが一般的であった。

③煙草で一番大変なのは4月に行う苗の定植と、7月からの収穫、乾燥、収納、そして販売である。乾燥作業は他の家と協同で行うことはないが、虫に食われて商品として売れなくなることもあり、注意が必要な作業であった。また岩井町(当時)にある専売公社煙草葉買い取り所に持ち込み販売するが、これは男が行う仕事であった。

④したがって一家の主人がいなくても何とかやっていける時期が11月中旬から3月下旬までである。この時期に東京に出て土木作業員として働いた人は非常に多い。

⑤露地トマトは出稼ぎ解消のために作られ、昭和30年代木間ヶ瀬集落内で広がっていった作物である。まだ作付に成熟していない分、常に一家の主人が畑で調節する作業を行っていた。例えば9月中旬の種まきはさほどの重労働ではないが、施肥の方法や苗の定植のタイミングなど確認しながらやっていた。したがって1月から3月までは集落にとどまりこの作業に従事する家が増えていった。

【図2-8】昭和30年当時の作業暦(家番号(3)の例)

の出稼ぎを経験している。しかしこの集落にとって、出稼ぎの大きな難点は冠婚葬祭の際に五軒組としての仕事をしなければならなくなったとき、絶対に集落に戻ってこなくてはならないことである。五軒組の中で葬式を出すことになったとき、その五軒組内の家から必ず2人テッダイに出なければならなかった。2人出るというのは最低限の人数で、その家の家族全員がテッダイに出るのが通例であった。本村に住むシンセキや檀那寺への連絡はすべて利根川を越えていかねばならない。一家の主人が家にいないのでは、そのシラセを行うことができない。できれば外に出稼ぎに行かず収益をあげられることをしたい。そのように考えられているところであった。

〔横川弥七氏の試作〕

農閑期にあたる1～3月の間もできるかぎり集落内に留まっておきたいがために、始められたのが、インゲンマメ、ナス、トマトの栽培である。最初に木間ヶ瀬集落に持ち込んだのは、家番号(24)の横川弥七氏であった。インゲンやナスを始めたきっかけは、弥七氏が戦友に勧められたため、また今までの出稼ぎによる収入を補完できる可能性の模索として家番号(24)だけで始められた。インゲンマメの栽培は、当初五軒組の中でわずかばかりの共有していた畑でタメシウエ(試し植)の中で行われていた。しかし当時インゲンマメの市場での価格相場には安定感がなく、自然とやめられてしまう。

そして次に始められたのが温室トマトの栽培である。そのためにまず弥七氏は温室(ハウス)を作ったが、この設備は弥七氏個人が行ったものであり、インゲンマメのような協同のタメシウエから始めたものではない。昭和30年代、利根川の向こう岸の千葉県関宿町木間ヶ瀬地区では、ハウスものの野菜の栽培が盛んな時期で、利根川の河原から向こう岸にたくさんの温室やビニルハウスが軒を並べて見られたという。弥七氏はこれにならってハウスを建て、トマトやキュウリの栽培とともにレタスの栽培も始めた⁽¹⁾。

しかしハウスものの野菜よりも露地栽培のほうが、当時の青果市場でのうけがよくなってきた点を考えて、露地栽培のトマトも始めた。こちらのほうはハウスを使わなくて良い分、木間ヶ瀬集落の農家に広がっていき、露地トマトを軸にした1年間の作付がはやりだす。当時、最大の難点であった出稼ぎによる不在で生じる相互扶助の困難さも解消できる。横川家から始められた露地トマトが木間ヶ瀬集落内の家々に一気に広がっていった⁽²⁾。

〔出荷組合マルキの結成〕

その中で作られたのが出荷組合のマルキである。これは、集落の中でトマト栽培を始めた15戸で結成された(【表2-3】内○印参照)。1960年(昭和35年)のことである。集荷場は雷神神社の脇の私有地を借りて建設した。その際それぞれの家で作っていたレタス、ナスなども、少ない量ではあるが併せて出荷していた。組合長は横川弥七氏が選出され、青果市場との契約、市場に運ぶ運送業者との提携などを行った。そして、会計役を決めマルキ単位で市場からの売り上げを分配させていた。マルキ結成において、このときの協同性は「みんなで協同でトラック(運送屋:筆者註)を雇い、みんなで協同で市場に出荷する」点にあった。農協組織とは別に木間ヶ瀬集落内の蔬菜を作り始めた農家が、みんなだまどめて出荷しようとしたものにすぎなかった。このころこういった農家に協同で雇われる運送屋が岩井市周辺に多く現れたという。こういった運送屋はナゲシと呼ばれていた⁽³⁾。そしてなによりもレタス栽培に関してノウハウを持っている横川氏の先導により、レタス栽培を他集落に先駆けて手がけるようになったのである。協同で出荷し新作物を協

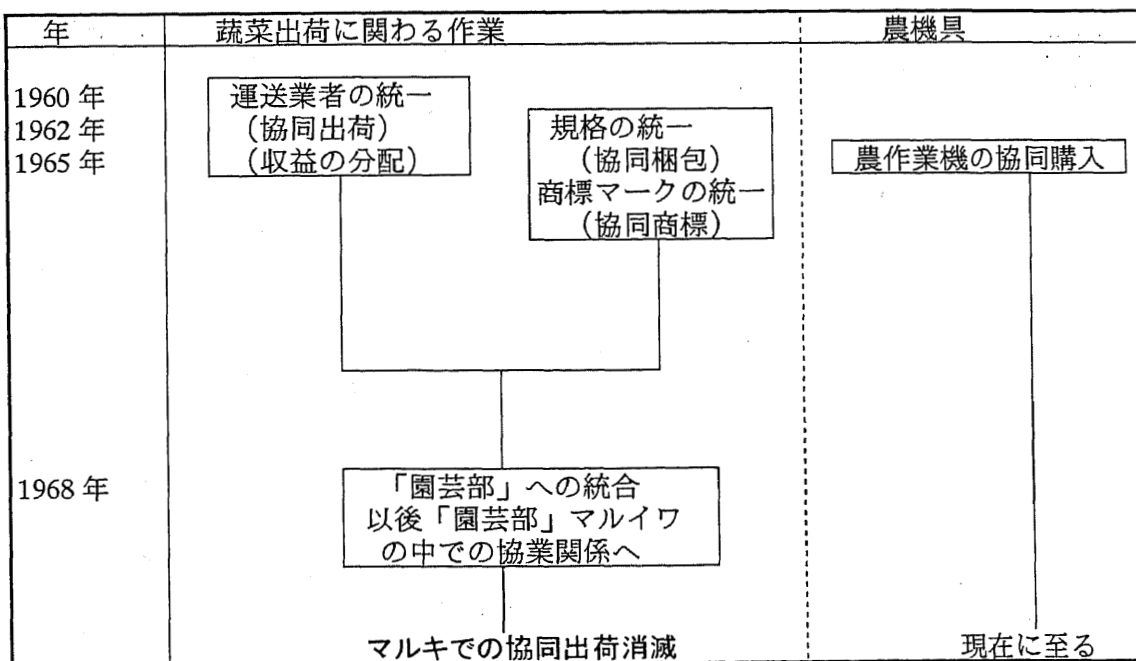
同で試すことでマルキの結束は強くなっていったという。

集荷場の建設費や、運送費のための組合費は年単位で徴収を行い、協同出荷は軌道に乗り始める。さらにマルキはトラクターの協同所有を始めた。集落内協業組織の拡充である。もちろん野菜の出荷をせず、稲作、麦作のみという家もこのマルキに参加していった。したがって市場出荷の運送費とは別枠の会費で行っていた。そのうち、農作業機の協同所有の活用度の方が高くなり、協同出荷からコンバインの購入、乾燥機の購入へとこちらの業務も拡大されていった。

〔マルキの「園芸部」への統合〕

そして、1968年（昭和43年）、「園芸部」の結成によって、マルキを統合したい旨、岩井町長須農協（当時、合併前）から打診を受ける。その際、岩井市管内全域を出荷単位にする点、そしてレタス栽培のノウハウをほかの集落よりも知り尽くしている点で⁽⁴⁾、マルキにとっては園芸部において自信を持って参加できると考え、「園芸部」への参加をそのまま承諾した。マルキの参加者の中では何ら反対意見もなく、弥七氏の意見にしたがって参加の意志を示した。弥七氏は、そのまま発足と同時に、長須地区の役員となり、支部長（理事）として、「園芸部」の運営の中心となっていった。

マルキは、「園芸部」結成によって統合されたが、農機具の協同使用だけは継続して行われていたので、組合長、会計役の選出、運営は行われていた。



【図2-9】生産・出荷組合マルキ誕生から統合までの流れ

こういった形で、昭和 30 年代に始められた種々の蔬菜栽培は、この集落にとって出稼ぎの解消をすることを目的としていた。そして【図 2-9】に示すように、マルキをベースにしての出荷販路の確立から、農作業機の協同化という形で、集落内の経済活動は木間ヶ瀬上、木間ヶ瀬下が一体化しながら進んでいった。集落が形成されていく過程で、向こう岸の千葉県側の本村から祭礼やツキアイも自立化していった。そして戦後飛び地編入された木間ヶ瀬集落は、内部で結束を高める過程でレタス、トマトの栽培、出荷をめぐる協業関係を形成していった。レタス栽培の先導者がいたこと、市場との交渉力のある人が組織運営したこともあり、小さい集落ながらも「木間ヶ瀬は進んでいる」と評判を立てるようになってきた。そういった経緯の中でマルキは「園芸部」への組織統合を行ったのである。

ここまでの経緯を整理したい。木間ヶ瀬集落にとって飛び地編入した集落としての意識を払拭するきっかけとして、「園芸部」への合併があったといえる。

マルキが「園芸部」に合流して、木間ヶ瀬集落はどう変わったか。まずは長須支部内での優位的立場が示されるようになった。昭和 43 年から 46 年にかけての 4 年間、横川弥七氏は「園芸部」長須支部支部長として長須支部全体の等級・規格のノウハウについて「園芸部」参加農家全体を指導していく。【表 2-4】をもとに説明したい。これは「園芸部」ができてから役員が旧 7 農協の中でどういう人数バランスで選出されているかを示したものである。長須地区の役員は当初 2 名から 3 名であったが、結成当初から 4 年間はずべて木間ヶ瀬集落から選出されている。特に「園芸部」結成から最初の 5 年間は長須地区の中でもまた「園芸部」全体にとっても、この役員がレタス作付の中心として特に重要な立場にあった。飛び地編入された集落から本村（長須地区）関係組織の理事が出たのは、「園芸部」への組織統合がきっかけである。

マルキはさまざまな蔬菜を市場に出し、そして出荷量が少量であるがために安く買いたたかれるなど、市場の要望をいち早く受け入れる経験をしていた。運送業者との取引、梱包の方法などをマルキ参加農家は明確な基準のもとに行っていた。それにより、マルキ参加農家は、長須支部での出荷指導において、他集落の蔬菜農家へノウハウを浸透させていく立場に立つことになった。

横川氏をはじめ木間ヶ瀬集落マルキ参加者が主体となり、支部全体の協業関係を打ち立てていくことになり、ひいては「園芸部」全体の営農指導の基礎を作っていくことになる。

そしてもちろん合併により大規模出荷が実現したことによって、経営耕地面積も増加していった。「園芸部」合併(1968 年)前の、木間ヶ瀬集落における野菜類の経営耕地面積は 1.7 ヘクタールと少なかったが、園芸部への合併後は、その面積を 7.4 ヘクタールから 11.7 ヘクタールへと急速に広げている。麦、雑穀の栽培をやめて完全に「園芸部」への出荷を前提とした畑作農業に変わっていったことは明らかである（【表 2-5】参照）。

【表2-4】「園芸部」役員の数一覧（昭和43年～昭和53年）

年度	園芸部長 (1名)	園芸部 副部長	生産 委員長	検査 委員長	流通 委員長	各地区ごとの役員（飯島地区を除く） (部長、副部長、委員長も含む)							
						岩井	弓馬 田	神大 実	七郷	中川	七重	長須	そのうち 木間ヶ瀬
昭43 ～45	七重	岩井1 七重1				2	3	2	3	2	3	2	1
46		岩井1 七重1				2	3	2	3	2	3	2	1
47		岩井1 弓馬田1				2	3	2	3	2	3	3	1
48		岩井1 弓馬田1				2	3	2	3	2	3	3	1
49		岩井1 弓馬田1 長須1	長須1	岩井1	七重1	3	3	3	3	4	4	3	0
50		岩井1 長須1	長須1	岩井1	七重1	3	3	3	3	4	4	3	0
51		岩井1 長須1	長須1	岩井1	七重1	3	3	3	3	4	4	3	0
52		岩井1 長須1	長須1	岩井1	七重1	3	3	3	3	4	4	5	0
53		弓馬田1 長須1	七重1	岩井1	七重1	4	3	3	3	3	5	5	0

〔註〕

*旧7農協の地区ごとに出身者の人数を記載している。ただし飯島地区は水田地帯であり、本格的な蔬菜栽培を行っていないことから、この役員には1人も入っていないので、除外した。

*昭和43年～48年の間、木間ヶ瀬集落のレタス栽培に関して評価が高く、特に試作を早いうちから行っていた横川弥七氏が長須支部長として「園芸部」の生産計画（生産暦、作付体系）に関して積極的に関わり、「園芸部」の生産に関わる運営を支えていった。この期間、生産、検査、流通の各委員会は設置されておらず、各出荷組合のノウハウを持った人たちが中心に運営の基礎を築いていった。木間ヶ瀬集落で行われていたマルキは当時先進的な出荷組合であったらしく、そのノウハウは「園芸部」に相当生かされた。

【表 2 - 5】木間ヶ瀬集落の経営耕地面積

	1960年	1970年	1975年	1980年
全収穫耕地面積	21.6	36.1	28.5	36.5
稲	8	16.3	15.2	19.4
麦類・雑穀	9	7	0.6	0
野菜類	1.7	7.4	11.7	11.7
その他	2.9	5.4	1.0	5.4

(単位：ヘクタール)

(1970 年世界農林業センサスおよび 1980 年世界農林業センサス農業集落カードより筆者が作成)

【註】

(1)「園芸部」そのものの中で、レタスの出荷実績が出始めたのは、1971 年（昭和 46 年）からである。それまでは、レタス生産による売り上げは岩井市内では見かけることはない。ただし横川弥七氏は、昭和 30 年代から始めた人であり、そのノウハウを持ち得ているという点で、「園芸部」発足のときに大きな影響力を与えた人であった。現在の生産サイクルの柱であるレタス栽培の先駆者的存在であり、のちに「園芸部」から表彰を受けている。

(2)もっともこのころは、露地トマトの栽培が岩井市全体で大流行していたものであり、木間ヶ瀬集落だけが行っていたものではないという。しかし横川弥七氏から苗を分けてもらったり、種を購入する先を紹介してもらったり、栽培の手法を教えてもらったりと、トマトに関する情報は、横川弥七氏を通じて集落内の中でのみであったという。

(3)ナゲシという名の由来は、農家が出荷するために箱詰めした野菜をあたかも投げるようにトラックに積み込み集荷し、市場に持って行く様からいわれたという。また作っている作物はトマトだけでなく、インゲン、ホウレンソウ、レタスなど出荷量としてはたいして多くないものまでいろいろと出荷しようと試みたと本文には書いた。しかし野菜などは出荷量が少ないと、市場に出た際、他の産地で作られた出荷量の多い同一の野菜と比較されたとき、価格競争に負けてしまうことが多い。出荷量の少ない作物は、できるかぎり近くの卸売市場へ自ら出かけ売りさばくほうが、輸送コストがかからなくてすむ。それが周辺集落の行う、少ない数量しかない野菜の出荷方法であった。しかし、木間ヶ瀬集落は違っていた。マルキが雇ったナゲシは無許可の運送屋で白ナンバーであった。であるから出荷の際無理を頼んで青果市場に持ち込むことを頼んだという。通常の運送屋だと出荷量が少ないと結果的に割高の運送費になるが、相手が無許可であることもあり安い運送費で持ち込めたという。

(4)統合の際、「園芸部」は何種類もの作物を茨城県経済連による銘柄化をさせることを大きな目的にしていた。したがって、それぞれの作物のノウハウを知り尽くしている先駆者は、発足時役員として選出されることが多かった。「あの人はきゅうり専門だ。」「あの人はレタスを作っている。」「あれだけトマトを作れるのはあの人しかいない。」など、それぞれの地区で噂になっている人を中心に「園芸部」統合を

説得していった。そういった背景もあり弥七氏は、レタスの作付の先駆者であったので、有利な立場を長須支部の中で保つことができた。

第3章 流通から離反したムラ—下出島集落の事例—

本章では「園芸部」統合に参加はしたが、のちに離反し新たに出荷集団を形成した集落を取り上げる。大規模出荷集団からの離反は、主産地化の中で生産計画、検査方法、流通販路を整備してきた「園芸部」からの脱落と見ることができるのか。旧来より行ってきたムラ内の家同士のつきあいを越えたところで「園芸部」の協業関係が成立するが、そこには当事者にしかわからない無理は存在しないのか。生産をめぐるつきあいを恒常的に行っていたムラにおける「園芸部」参加と離反の事例を検討したい。

第1節 系譜内の諸関係

1. イードリ、ヤデー昭和30年代までの場合—

下出島集落は岩井市の東部に立地する（【図1-1】参照）。東側は菅生沼に面する低湿地だが、集落は高台にある。世帯戸数59戸（1989年現在）で、そのほとんどが大久保姓と中野姓で占められている（【表3-1】参照）。大久保姓の系譜が4つ、そして中野姓の系譜が1つの親族集団で構成されている集落である（【図3-1a、b】【図3-2】参照）。

ここでは、もともと、昭和30年代までのいわゆる「米・麦・茶・煙草」時代においては、緩やかなつながりではあるが、同じ系譜の中での協業関係が成り立っていた。これは、特に農の五月と呼ばれる農繁期を乗り切るために組まれるものであり、これをイードリ、ヤデーと呼んでいた。

イードリは、ある農作業において1戸の家で独力でできない作業において何戸かの家で労働力を結集し、交互にお互いの田畑で作業することをいった。下出島集落ではイードリは必ずほぼ同じ量、同じ質の労働力を交換するとされており、手伝ってもらえば必ず同じ作業でお返しに行くのが原則であった。お返しの労働提供は「エゲーシに行く」といった。イードリによる農作業を行うときは、「イードリする」「イードリしながらやる」といい、基本的にはここでいうシンルイウチと呼ばれる本分家関係で組まれていた。

下出島集落において、5つの本分家の系譜それぞれのイードリの方法、考え方は若干違っていたが、基本的なところは同じである。まず基本的には本分家間で組まれた。また、第2次世界大戦中の農事実行組合は坪単位で組織されており、シンルイウチとは若干違う関係の家同士でイードリをしたが、本分家関係同士と全く組み合わせが変わるものでもなかったという。

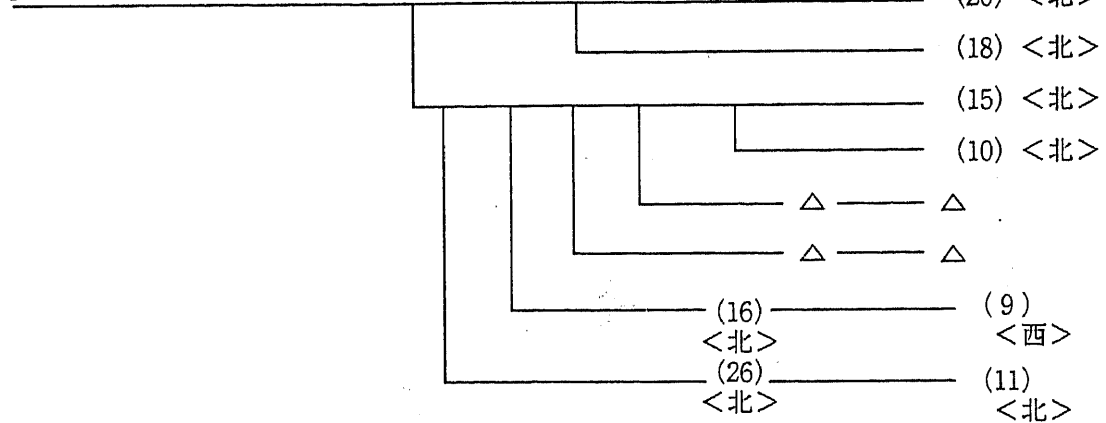
太平洋戦争後、シンルイウチで行うイードリは緩やかに変わっていったという。他集落のシンセキと組む場合や、同じ本分家関係にはないが、同じツボに住む家と「イードリをする」こともあった。その場合は、おたがいの経営面積がほとんど同じ程度であること、そして経営形態がほとんど同じであることが大事であった。これは坪単位で協同で行った農事実行組合の関係をそのまま生かし継続させていったという。

「骨の折れ方がほとんど同じ」であるということがイードリを行うときは意識された。あくまでも手間の貸借といった意識がイードリの中にあつた。戦時中は人手が兵隊にとら

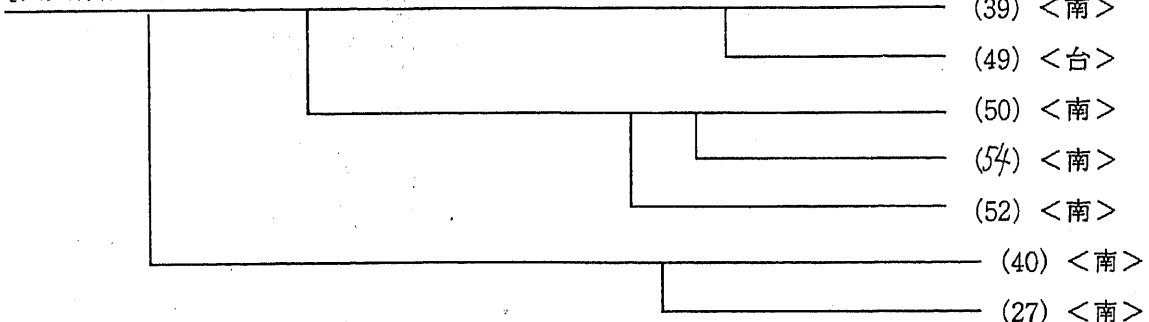
【表3-1】下出島集落世帯表（平成元年当時）

家番号	世帯主名	坪名	屋号	本・分家	備考
(1)	中野昭	西			西坪は下出島集落西側の雑木林を切り開いて作られた分譲地で旧来よりの住民はここには住んでいない。(1)(9)は最近の分家。
(2)	張替貞朝	西			
(3)	張替圭吾	西			
(4)	倉持弘三	西			
(5)	小林なか	西			
(6)	羽山嘉三	西			
(7)	飯田薫	西			
(8)	平良政賢	西			
(9)	大久保紀男	西		(16) から分家	
(10)	大久保二男	北		(15) から分家	
(11)	大久保章男	北		(20) から分家	
(12)	大久保勝唯	北			
(13)	中野次男	北		(19) から分家	
(14)	古谷とよ	北			他地からの転入
(15)	大久保貞治	北	シマヤ	(20) から分家	マルシマ主催
(16)	大久保進	北		(15) から分家	
(17)	中野稔	北	サカ		
(18)	大久保敏雄	北		(20) から分家	
(19)	中野清男	北	アラチ	中野姓の本家のひとつ	
(20)	大久保貞男	北	キタ、ナヌシ	大久保姓の本家のひとつ	
(21)	熊倉久雄	北			他地からの転入
(22)	神戸幸雄	台	カンドリサキ		
(23)	大久保与三郎	北	ハラノシンタク	(24) から分家	
(24)	大久保良幸	北	タイラ	(51) から分家	
(25)	大久保進	台		(43) から分家	
(26)	大久保昇	北	カンドリワキ	(15) から分家	
(27)	大久保以せ	南	マサエモン	(44) から分家	
(28)	中野富基	南		(19) から分家	
(29)	小林和夫	中			中坪は分譲地として宅地が建てられた場所で、すべて他地からの転入
(30)	伊藤勉	中			
(31)	鈴木弘	中			
(32)	本橋春男	中			
(33)	高信俊男	中			
(34)	安澤稔	南			他地からの転入
(35)	木村明	南			他地からの転入
(36)	大久保正男	南	タナ	(43) から分家	
(37)	大久保俊英	南	イチダラ	(50) から分家	
(38)	笹川守治	南			他地からの転入
(39)	大久保誠勇	南	アラヤシキ	大久保姓の本家のひとつ	
(40)	大久保晟吾	南	サンエモン	(39) から分家	
(41)	大久保國雄	台	コシンタク	(51) から分家	
(42)	大久保誠	台	ショウエンドン	(43) から分家	
(43)	大久保精一	台	ショウエモン	大久保姓の本家のひとつ	
(44)	大久保久三郎	台	インキョ	(43) から分家	
(45)	中野藤三郎	台	セエベエ	(46) から分家	
(46)	中野志郎	台	シンベエ	中野姓の本家のひとつ	
(47)	大久保章蔵	台		(44) から分家	
(48)	蓮華寺	台			
(49)	大久保有	台		(39) から分家	
(50)	大久保成雄	台	シンデン	(39) から分家	
(51)	大久保定	南	マツヤマ	大久保姓の本家のひとつ	
(52)	大久保武雄	南		(50) から分家	
(53)	横張茂雄	南			
(54)	大久保武	南	タナ	(39) から分家	

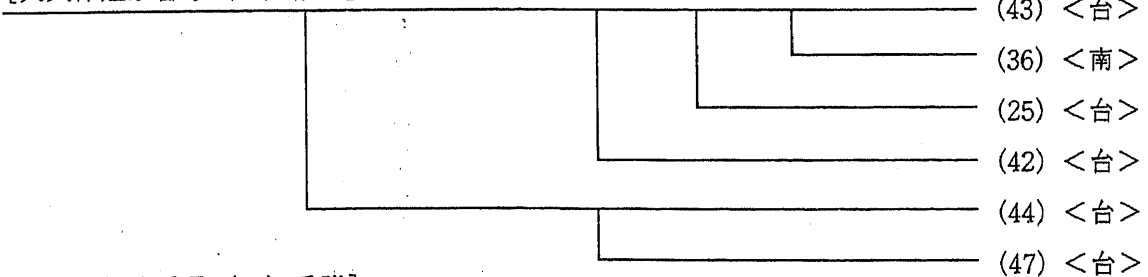
[大久保姓家番号 (20) 系譜]



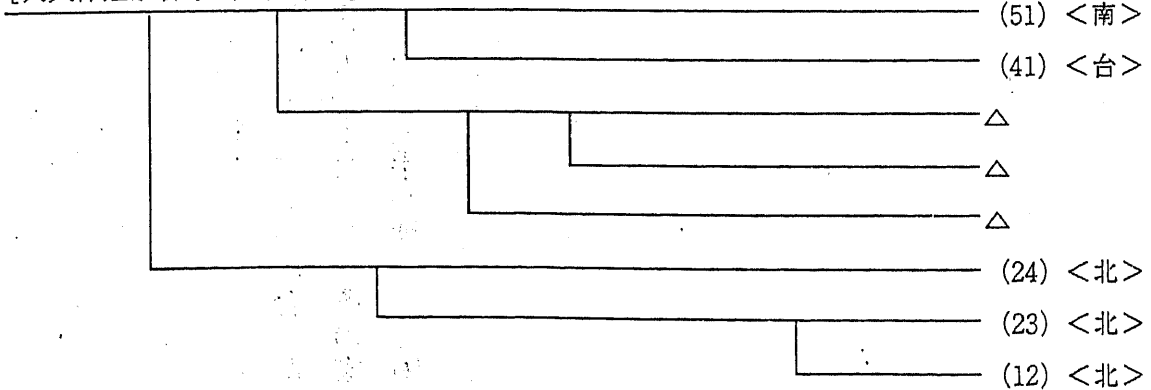
[大久保姓家番号 (39) 系譜]



[大久保姓家番号 (43) 系譜]



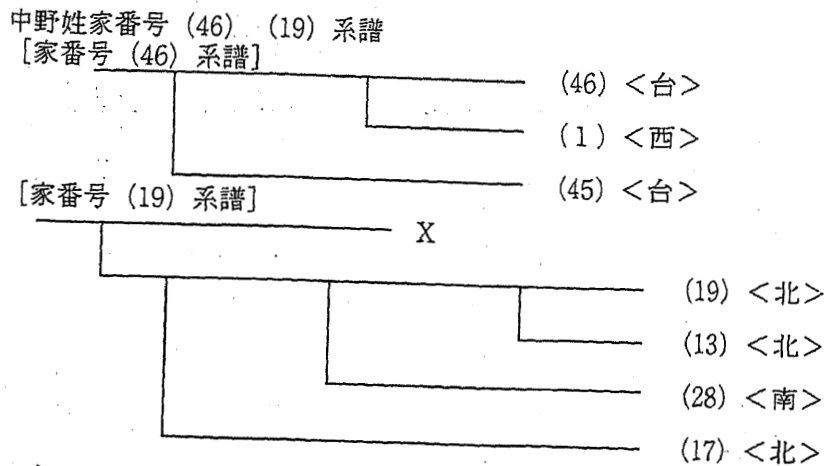
[大久保姓家番号 (51) 系譜]



* < >内は居住する場所の坪を示す。<北>は北坪 <南>は南坪 <台>は台坪
<西>は西坪を示す。

* △は他集落に転出

【図 3-1 a】 大久保姓の系譜関係



* < . . . >内は居住する場所の坪を示す。<北>は北坪 <南>は南坪 <台>は台坪
 <西>は西坪を示す。

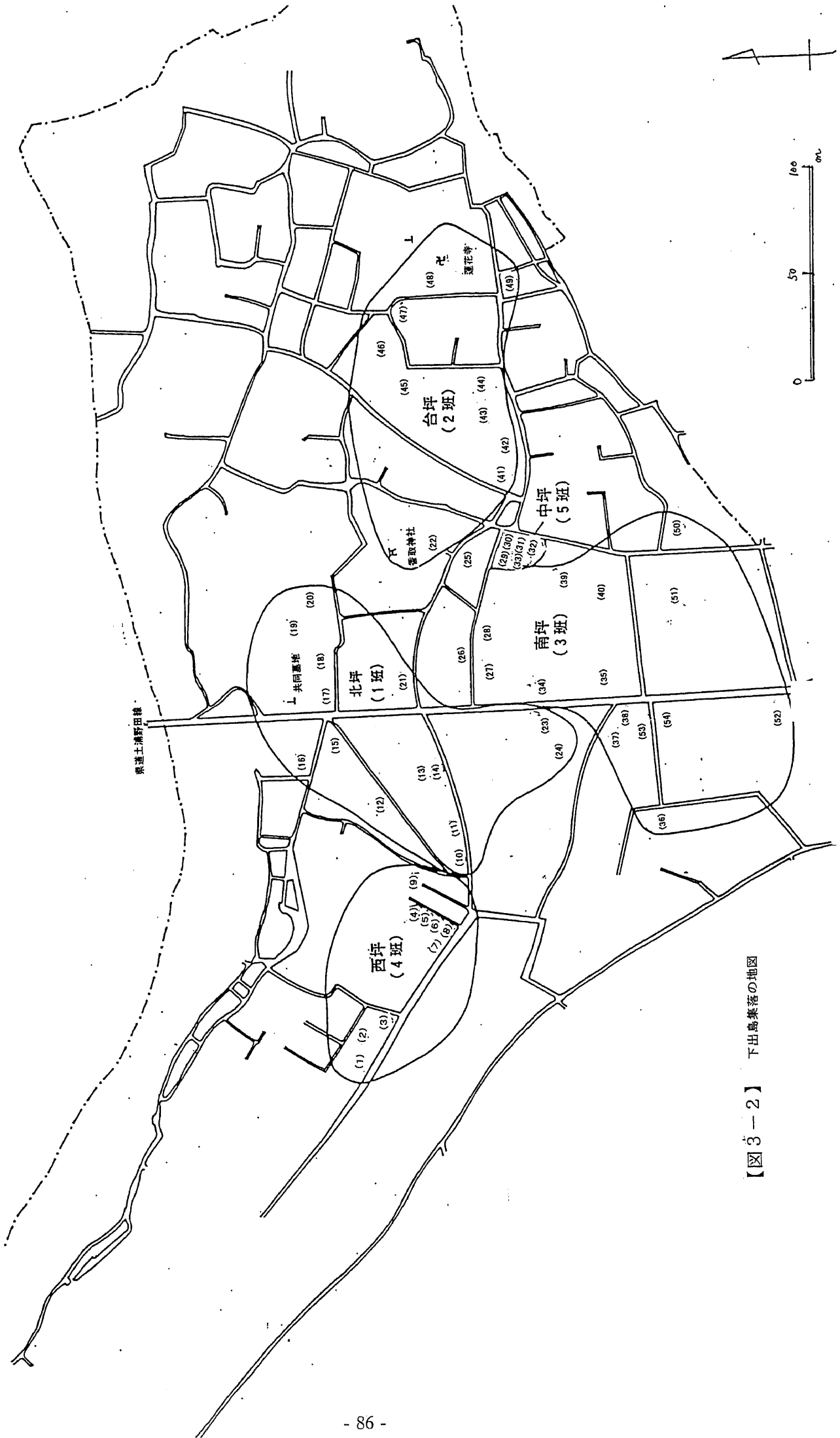
* Xは他集落に転出。中野姓の本家とされている家であった。

【図3-1b】 中野姓の系譜関係

れるため、手不足を無理して頼めるという点から、ツボ内の家々の関係もさることながらほとんどシムルイウチを中心にイードリを積極的に行ったという。つまりイードリの場合、シムルイウチで組まれるという基本的なパターンがあって、さらに坪単位の農事実行組合の関係が意識される。昭和20年代は、農家経営の規模がほとんど同じであること、または耕地面積がほぼ同じ程度であることが、協業する関係に意識された例も多い。

ヤデとは、手伝いに行くことをいう。イードリの場合と違って、一方的に労働力を提供することをいい、エゲーシは存在しない。イードリが農作業に関わる労働の交換であることのみであるに対して、ヤデの場合、農作業以外でもヤネカエ、イドアライ、餅つきなどの場合にも使われる言葉である。また家で病人が出ると、その家に対して農作業の手伝いに行く。こういった、人手が欲しくて困った状態になったとき、シムルイウチにヤデをお願いすることが通例であった。ヤデで手伝いに行くことを「ヤデに行く」「ヤデに出る」という言い方をする。ヤデの場合、手伝いにきてくれた人に対して金銭などのエゲーシは一切しない。困ったときに手伝ってもらうことは、いずれまた困ったことがあったときにお返しする訳だから、どんな形であれ金銭で返礼をすることはなかった。そしてヤデは、性格上シムルイウチ同士の間柄で行われるのが通例であった。「雇う」ことをしなくてもシムルイウチで解消していくことができる集落であった（【表3-2】参照）。

具体的にはどういった関係のもとに行われていたのか。それぞれのシムルイウチの系譜の中から5つの事例を示しながら、イードリの形態と実態を考察していきたい。なおここで示す時代は昭和初期から昭和30年代までの中での変遷であり、先に述べた「米・麦・茶・煙草」時代のことである。



【図3-2】 下出島集落の地図

【表3-2】 イードリ、ヤデの関係

	イードリ	ヤデ
労働交換の対象	農作業に関する労働力。 (農の五月に行なわれる作業について：田植え、茶摘み、麦・小麦の刈り入れ、もしくは秋の米の収穫期)	農作業に関する労働力。 (イードリの場合と同じく、農の五月に行なわれる) ヤネフキ、イドソウジのような生活に関するテツダイ。
交換をする相手	本家分家関係でまとまって。 (恒常的にはそうであったが、強固なつながりではなく、親しい友達と行なうといったいろいろな形が、戦後特に行なわれた。また経営面積も大きく関わってくる。)	本家・分家関係、親しい友人、姻戚関係。
理由	農の五月・秋の農繁期を乗り切るため。	その家ではどうにも成らないことがはっきりしているとき。 (家の働き手が病気である、死亡したなど)
交換の期間	農の五月・秋の農繁期の期間中にすぐ返す。	必ずしも近いうちに返す必要はない。(「めぐりめぐっていつかは返してもらえる。’)といった長期的に見た労働交換の意識がある。
現金による代替	存在しない。 (手伝い返す労働力がない場合「ヤデにきてもらう」訳だからイードリにはならない。)	存在しない。 (全くその場では一方的に奉仕してもらう。)
認められる特徴	短期的な労働の等価交換。 一緒に作業をすることに意義がある。	短期的な労働奉仕。長期的にはお返ししてくれるという前提は存在する。

2. 「米・麦・茶・煙草」時代の協業関係

【事例1】家番号(20)系譜にみるイードリの関係

家番号(20)は大久保姓の家の草分けのひとつ⁽¹⁾で、この家から分家した家はほとんどが北坪に居住している。昭和15年ころまでであるが、家番号(20)、(18)、(15)、(16)、(26)の5戸が農業を営んでいた。この5戸がすべて出揃ってイードリを行ったのは、麦、小

麦の収穫・脱穀のときのみであった。ちょうど農の五月の最終的な作業だけを協業で行われたということであるが、田植えや茶摘みに関しては個々の家で行うことを原則としていた。茶摘みの場合は、5戸ともさほど耕地面積が大きくなり、1戸で十分な労働量を確保することができたのであるが、田植えの場合は耕地面積の広さとテゴ（人手のこと）が余りにも極端な差があり過ぎた。家番号(20)のみがこの系譜の中で一番水田の耕地面積を広く持ち、とても(20)だけではテゴの数は不足していた。

それに対して家番号(18)、(15)、(26)の3戸は水田の耕地面積は小さいが、テゴはたくさん持っていた。それぞれの家単位で田植えを行うことが十分に可能であった。

したがって、この3戸は個々に田植え作業を行っていたが、(20)の場合はシンルイウチであるかないかに関係なく、早く終わった農家に対して作業を手伝ってもらうように頼んで、手間賃を支払う方針をとっていた。このことを「ヒヨドリをする」と言っていた。(20)の場合、テゴを確保する基準はシンルイウチにはなく、下出島集落の家の中で、早く田植えの終わった人をお願いするといった方針がとられていた。

まとめると、この系譜の中では、麦・小麦の収穫と脱穀のときにはイードリをやって5戸協同で作業を行ったが、田植えや米の収穫に関しては、(20)の家がヒヨドリ（日雇）を雇うほかは、特に結集することはなかった。本家である(20)は「ヤデには出るがイードリは気を遣うので戦前からまったくやってない。」と行って行わなかった。

【事例2】家番号(39)系譜にみるイードリの関係

家番号(39)も大久保姓の家の草分けの一つで、この系譜はほとんどが南坪に居住している。このとき農業を営んでいたのは(39)、(50)、(54)、(40)、(27)の5戸であった。基本的にこの5戸が一斉にイードリを組んで協同でお互いの田畑を手伝っていた。田植えと麦・小麦に関するすべての作業に関して行われた。種まきはさしたる作業量ではないが、イチバンキリからオサメまでと収穫作業が協業であった。特に戦時中、男手が少なかったために南坪に住むシンルイウチのなかで農作業に関するテゴのやり取り、労働力の交換を積極的に行っていた。もっとも隣組の構成とシンルイウチがほとんど重なるので積極的に行ったイメージが当事者には強いと思うが、特に秋の農繁期におけるイードリは麦の種まき、麦踏みでシンルイウチでイードリを行うといった意識がこの系譜の家々には強い。これらの家々では、蔬菜栽培に変わろうとする昭和30年代後半まで、麦、小麦の作付けが多く、こういった関係は5戸全部がそろわなくとも、このシンルイウチ同士でイードリは行われていた。

【事例3】家番号(43)系譜にみるイードリの関係

家番号(43)も草分けの一つで、ほとんどが台坪に住んでいる。昭和15年頃、農業を経営していたのは、家番号(43)、(42)、(44)、(47)の4戸であった。この系譜では4戸が一斉にイードリを行った事例はない。この系譜にとってイードリは本家と直接の分家2戸で行うのが基本的なパターンであった。まず、家番号(43)を基準に考えてみると、直接のシントクにあたるのが(44)と(42)である。(43)にとって、(44)とはお互いほとんど同じ経営規模という意識であったので、2戸の家でイードリを行っていた。作業内容は田植えと稲の収穫作業、麦、小麦の種まきのときに行われていた。それに対して(42)の場合、経営規

模は(43)の方がかなり大きかったので(42)とはイードリを組むことはなかった。(42)でどうしてもテゴが足りないとき(43)からテゴを出すことにしていた。つまり(42)にとって、農作業に関して(43)へは「ヤデに行く」関係しか成り立たず、イードリは行っていない。またこれは家番号(44)と(47)に対してもいえることで(44)の方が(47)よりも経営規模が大きいため、イードリは組まれず、(44)が(47)に「ヤデに行く」関係になっていた⁽²⁾。基本的にはシムルイウチでも、労働力が等価交換できる関係の中において組んでいたということになる。しかし同じ集落内で、シムルイウチでない家とイードリをやったという記憶はなく、経営規模にこだわるにしても、組むのはシムルイウチであることが大事であったという。

【事例4】家番号(51)系譜に見るイードリの関係

家番号(51)の家はこの系譜の中でもっとも経営規模が大きく、他の分家した家々は小作、あるいは自小作であった。そのためこの系譜の中でイードリを行うといった関係はなく、(51)の家にヒヨドリに行って農作業を手伝っていたという。また分家した家同士でイードリを行うことはあったが、特にどこの家と行ったという記憶はないという。もっとも、同じ坪内で行った協業については記憶を持っている家は多く、シムルイウチでイードリを行う関係はなかった。戦後昭和30年ころまではそのときそのときで組む家が変わり、特に協業の意識は強く持っていなかった。

【事例5】中野姓の系譜にみるイードリの関係

中野姓の家の系譜関係は、大久保姓それぞれの系譜とは少し形式がちがうので、おたがいの家々の関係から述べていくことにする。系譜関係は家番号(46)の流れと家番号(19)の流れとの2つがある。家番号(46)は大久保姓の三つの草分けの家の先祖の家来としてこの地に住み着いた最初の家の一つである、という伝承がある。しかし家番号(46)と(45)は現在では本家・分家といった意識はおたがいには存在しない。かつて(46)の家に後継ぎがいなくなって、本家としての冠婚葬祭の指揮が十分にできなくなったとき、(45)の家がかわって取り仕切ったことから、おたがいの本家分家としての意識がなくなってきており、また回りの家からもこの二者の本家分家の関係は逆転してとらえられている。家番号(19)の系譜であるが、もともとはかつてこの集落に住んでいた家番号Xから分家したと伝えられている。家番号Xは戦前に下出島集落を去って東京に出たといわれており、現在ではこの家とはシムルイヅキアイはない。現在では家番号(19)が系譜の中で中心になっている。現段階において家番号Xと家番号(46)との系譜上のつながりをたぐることができないが、中野姓の家はすべてシムルイウチとして考えられている点、伝承や史料ではたどっていけない部分で何かしらの系譜のつながりがあると考えられる。またかつて家番号(45)から(19)へ嫁入りがされており、この両家は姻戚関係でもあることになる。この関係が中野姓の家の両者の系譜を強化し、シムルイウチの意識が高められたことは確かである。

したがって、中野姓の家は下出島集落に住んでいるかぎり、すべてシムルイウチであるといった考え方から、イードリを組む際は、中野姓の家々みんな組んでいたという。昭和15年ころまで、農業を営んでいたのは、家番号(46)、(45)、(19)、(28)、(17)の5戸であって、家番号(1)と(13)は最近シムタクとして分家した家で、現在も農業を営

していない。これらの農業を経営していた5戸はナカノグミ（中野組）とよばれるイードリ（イードリ）の関係を持っていた。おたがいがテゴを出し合って、作業を行うといった点から、経営規模に限定されることはなく、すべての家が平等に農作業における「手間の貸し借り」を行っていた。この5戸が一斉にイードリを組んだのは、田植え、麦・小麦の収穫、といった農の五月の中で最も手のかかる作業、及び秋の稲の刈り入れ、麦・小麦の種まきのときであり、すべての農作業において協業が行われていた。

以上、5つの事例よりイードリの基本的な実態を述べてきた。それぞれの系譜によって、イードリの解釈は違っている部分もあるのだが、昭和30年ころまではまずシンルイウチで農繁期を乗り切るための協業を行っていたことは確かである。そしてその前提の上に、経営規模の大小が条件として絡んでおり、また個人で十分農繁期を乗り切れる場合は、無理に組むこともなかった。つまり、イードリを組むことで本分家間の結束を高めるといった意味合いはさほど強くなかった。しかし、中野姓のシンルイウチのように、5戸が一緒になって、テゴのやり取りをするといった形をとり、耕地面積の大小を前提としないことにより、シンルイウチの結束を高めるための意味合いを強めた事例もある。戦時体制における隣組での協業関係を経て、戦後より昭和30年代にかけて、同じツボ内の親しいつきあいの家なら自由にイードリを組むようになってきた。その際、最初に経営規模の前提があって組まれたものから、一緒に仕事をやって楽しくやろうといった例まで現れてきた。ゆるやかにシンルイウチのつきあいを越えて、集落内でのつきあいをひろげていきながらも、このイードリは続けていかれたのである。

【註】

(1) 下出島集落は落武者である大久保3兄弟その家来中野某が開いた、という開村伝承が伝えられている。もともと家番号(20)(39)(43)の家が、それぞれホンケ（本家）あるいはクサワケ（草分け）といわれている。この3つの家は(20)は北坪、(39)は南坪、(43)は台坪を切り開き分家を出していったと伝えられる。家番号(51)は外から移り住んできた家でもとは藤原某といわれていたが、その後大久保姓を名乗り経済的に力をつけていった家といわれる。ここは本家とはいわれるが草分けとはいわれない。この家は下出島集落の中でもっとも経済的に力を持っており、大正時代より醤油醸造業を行い、成功をしたため周辺山林田畑を広く所有していた。また中野姓の家はひとつの系譜であるが、本家に相当する家は集落を出ていき、二度と戻ることはなかったため、家番号(19)と(46)の2つの家が本家に相当する役割を果たしている。これらの家々は系譜関係の中で協同で祭祀している神はないが、12月8日のオトリコシと呼ばれる行事では、それぞれの系譜関係の中で集まって先祖の供養を行う。また下出島集落では山林のような共有財産は持ち合わせず、蓮華寺脇の共同墓地と香取神社敷地だけである。

(2) この当時の経営面積がどれくらいの差があったのか、資料を見つけることができなかった。しかし「うちよりあそこの方が大きい」という意識は現在でも残っており、またこの意識がいっしょにイードリを行ったか、そうでないかを思い出してもらおうきっかけになったことから、裏打ちされる統計がここでは示せないが、かなり信憑性があるものではないかと考えている。

第2節 「園芸部」による統合と分裂―反「園芸部」グループ、マルシマの結成

1. 「園芸部」参加の背景

「米・麦・茶・煙草」を栽培していた昭和 30 年代まで、イードリやヤデがシングルユチ同士で、あるいは集落内の家同士で恒常的に行われてきた。そしてこの昭和 30 年代よりこの集落も、ほかの岩井市内の他集落と同様に、秋白菜やトマトの栽培を始める家が増えてきていた。

しかしこの集落は岩井市内の他集落とは少し違っていた。どの集落も作物ごとに、またはいくつかの作物を組み合わせて出荷組合を結成し活動していたが、下出島集落では栽培した野菜を協同出荷することなく、個々の家単位で、隣市にある水海道市中央卸売市場に直接販売に出向いていた。収穫量も少ない上に「小遣い程度」でしか作っていなかった農家にとって、手のあいている時に荷車を引いて売りに行ける近くの小さな市場が最も良かった。

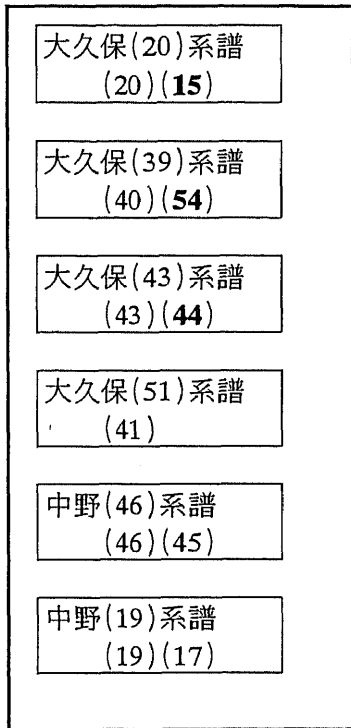
そのような中、昭和 43 年結成された「園芸部」は、東京などの大都市に売り出す自分たちの出荷販路を持っていなかった下出島集落にとって、利点の大きい存在であった。そこで当時野菜栽培を始めていた農家はすべて「園芸部」に加入した。

2. 「園芸部」への参加、他集落との軋轢

このとき加盟した農家は 11 戸である（【図 3 - 3】①参照）。これまで個々の家々でネギなどの野菜を出荷していた 11 戸の家々は、「園芸部」内の協同出荷体制の中に入っていくことになる。

しかしここで大きな問題がおこった。他集落や「園芸部」との軋轢であった。「園芸部」同一の銘柄マルイワで出す際、当然統一された規格、等級があった。しかしながら発足当初は、規格等級基準に合った作物を栽培し、調整する技術に関して、各集落間でばらつきがあった。当然、調整の出来不出来には集落間で大きな差が現れた。協同で出荷作業を行う段階で、はじめて「自分たちより向こうの方が形がいい」ということをいやでも感じざるを得なかった。いままで自分たちのペースで「小遣い程度」にと思って作っていた下出島集落の家々すべてが、必ずしも「園芸部」を先導していく栽培・調整技術のある他集落の農家のようにうまくはいったとはいえない。足並みが乱れば「園芸部」から注意がなされる。「規格等級は厳密に守ってもらわないと困る」という、今まで農業をやって来たなかでは感じなかった戸惑いであったという。収穫物のでき上がりのばらつきがあるのは当然である。しかし下出島集落の人にとって出荷する際、ほとんど規格、同じ形状の収穫物を箱に梱包しなければならないという抵抗は心なしかあったという。しかしながら大規模出荷集団を目指す「園芸部」は市場での信頼確立のため徹底して規格、等級の検査を行う。今までの個人出荷では厳密な等級分けをしてこなかったのも、協同出荷体制になじまない家々がいくつか出現してきた。「園芸部」とは違う体制で集落内に組合を作りたいという動きが出てきた。その組合をマルシマといった。

①「園芸部」発足時の参加農家(11農家)



〔凡例〕
*太数字はマルシマを
発起した農家

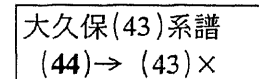
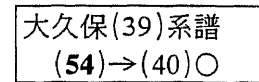
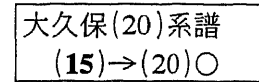
*->は勧誘した相手
*○は勧誘成功
*×は勧誘に乗らず

* は系譜関係 (シンルイウチ)

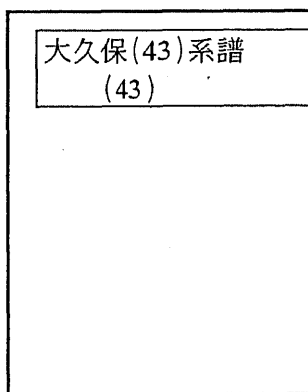
* は園芸部参加農家

* はマルシマ参加農家

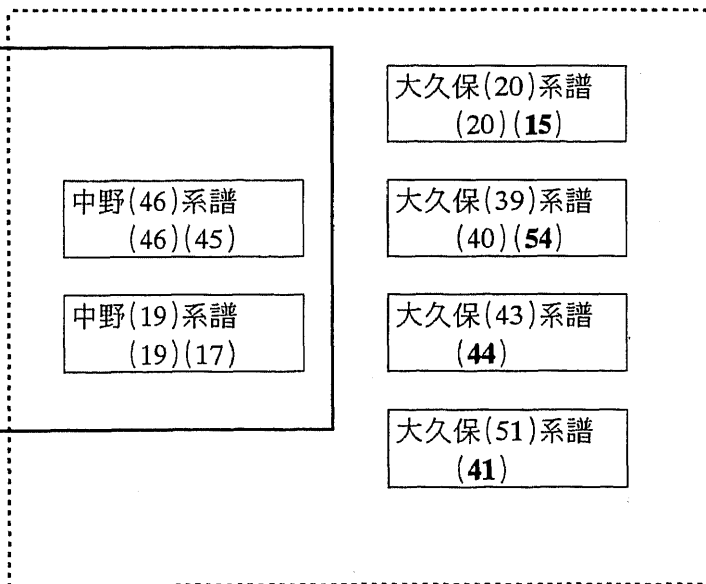
②「園芸部」脱退の勧誘とマルシマ参加農家



③ マルシマ結成時における出荷集団の所属
【園芸部に残った農家】



【マルシマ参加農家】



【図3-3】下出島集落の「園芸部」分裂までの道筋

3. 集落内の結束・分裂—マルシマの結成—

マルシマとは下出島集落にできた出荷組合のことで、最初に結成した際、出荷用の野菜をみんなで集めた場所にある家の屋号シマヤからとってつけた名前である。岩井市内の他集落では、昭和30年代に自分たちの集落で出荷組合を作り、それが母体になって「園芸部」に統合されていたが、下出島集落は「園芸部」に参加後、離反して出荷組合を作ったのである。つまり「園芸部」結成後の組織である。マルシマは家番号(15)、(54)、(44)、(41)で当初結成された（【図3-3】参照）。「園芸部」ができた当初、出荷は合併前の農協の集荷場、つまり農協の支部へ持って行くのであったが、そこで下出島集落は他の6つの集落と協同選別、規格、等級検査を行うことになっていた。その際、作物の出来不出来を比較する点で、少しでも出来が悪いということになると、その段階で作物は流通からはずれるものもあった。その過程で、どうしてもよその集落の人間に選別され、できた作物を低く評価されることに納得できない農家も出てくる。下出島集落内ではその点で2つの考え方が出てきた。ひとつは「ムラのことばムラで決めるのがスジである」、もうひとつは「農協に任しておけば全部やってくれるんだから任しておけばいい」といった二つの出荷に対する考え方が生じてくることになった。

4. マルシマ勧誘のプロセス

そこで(15)が中心となってシンルイウチを中心に独自の出荷組合を作るように動き始めた。(15)は本家にあたる(20)を勧誘、(54)もシンルイウチの(40)を誘って両者ともに、「園芸部」を脱退した。(41)はシンルイウチに野菜を作っている人はいなかったので誘わなかった。(44)は直接の本家である(43)が野菜栽培していたので、勧誘したが、こちらは「どこに出そうが個人個人の好きにしよう」ということで誘いには乗らなかった。つまり発起人となった4戸の家でそれぞれのシンルイウチから一戸ずつふやしていくが、一戸はシンルイウチの中に野菜栽培をしている家がなく全く勧誘せず、もう一つは「考え方の違い」で一緒に出荷をしなかった。誘うときは4戸一緒に回って「ムラのもので一緒に出荷しよう」と誘って回った。シンルイウチである家にはそれぞれがさらに勧誘していった。中野姓の家でこの当時野菜の経営をしていたのは家番号(45)と(46)であったが、両方とも返事はしなかった。

こうやって「園芸部」には(43)(45)(46)が残ることになり、残りの野菜栽培農家はマルシマを組織し、「園芸部」をやめていったのである。

マルシマ設立までの動きを考察してみたい。発起した家々は、すべて勧誘の最初に、「いままで何でも一緒にやって来た。下出島のことは、下出島の中で済ませられた。出荷もいちいち気を使ってるよりも、昔のイードリのようにうちらで楽しくやったほうがいいんだ。」と、こういった形でまずそれぞれのシンルイウチに声をかけている。この発起者の中に、中野姓の家々はいなかったため、脱退が決まる最終段階で話に行くことになる。その際、中野姓の家々ははっきりとした断りを出すでもなく、ときに「園芸部」に持って行くよりも、マルシマに持っていかうといった形で、少し距離を置いてみる態度をとっていた。「園芸部」設立後昭和40年代は、当然ながら、イードリを組まないでも十分に農作業が可能になっていた。にもかかわらず「園芸部」からの分裂の時にそういったイードリをしたころの意識を持ちだす点に注目したい。

下出島集落の協業関係は、戦後緩やかにシンルイウチの関係を崩しながらも、シンルイウチ以外と組むときも集落内の親しい友人と組むいうことで、すべてにおいて集落内の閉じた状態で行ってきた。そして「園芸部」結成までの予備的段階として出荷組合が作られることもなく、すぐに市全域を包括した「園芸部」に所属することになった。そこではじめて、自分たちのムラ（下出島集落）の外部からの指示によって出荷が左右されるといった状況に出くわしたときの衝撃は、他のムラよりも大きかったといえる。そこでムラ内でもう一度結束した状態で、出荷という作業を乗り切っていこうという動きが出てきたのである。つまり、協同で行うときはシンルイウチ、さらにムラの中の家で助け合う、といった理念がマルシマの結成の際に持たれたと考えられる。

第4章 収穫後における検査・流通の選択と農協の関わりー茨城県牛久市を例としてー

第1～3章では、大規模出荷集団の結成を契機に市単位の農協合併をした近郊畑作地域（岩井市）が、それぞれのムラを基盤にした出荷組合を中心に先導的な立場に立ったり、離反したりすることの背景と意味を検証した。しかし岩井市のような、生産計画も規格、等級に関わる検査も流通方法も共有する大規模産地もあれば、そういった検査・流通は大がかりに統合せず、ある程度農家が自由な裁量をもって出荷する産地も当然ある。農協は大がかりな出荷集団の統合をせず、市況情報等は各農家に提供し、苗などの協同購入をする以上の強い一元指導をしない例もある。本章では首都圏近郊の畑作地域において、先にあげた岩井市農協園芸部とは別の視点で、農家に選択の余地ある協同化をしてきた農協の戦略について、市単位の農協合併を行った経緯とあわせて検討していきたい。

第1節 調査地概観

1. 茨城県牛久市の立地

本章で対象とする地域は、茨城県牛久市である。牛久市は人口 73,114 人⁽¹⁾、東京より北東約 50 km 圏内にある（【図 4-1】参照）。市内にある JR 常磐線牛久駅では約 25,000 人が東京方面への通勤通学に利用しているといわれ、新興住宅地としての一面を持つ。隣接する竜ヶ崎市、土浦市とともに常磐線沿線のベッドタウンという位置づけができる。しかしながら、市の面積の 39% が田畑⁽²⁾であることから伺えるように、農村的光景が印象的な市でもある。

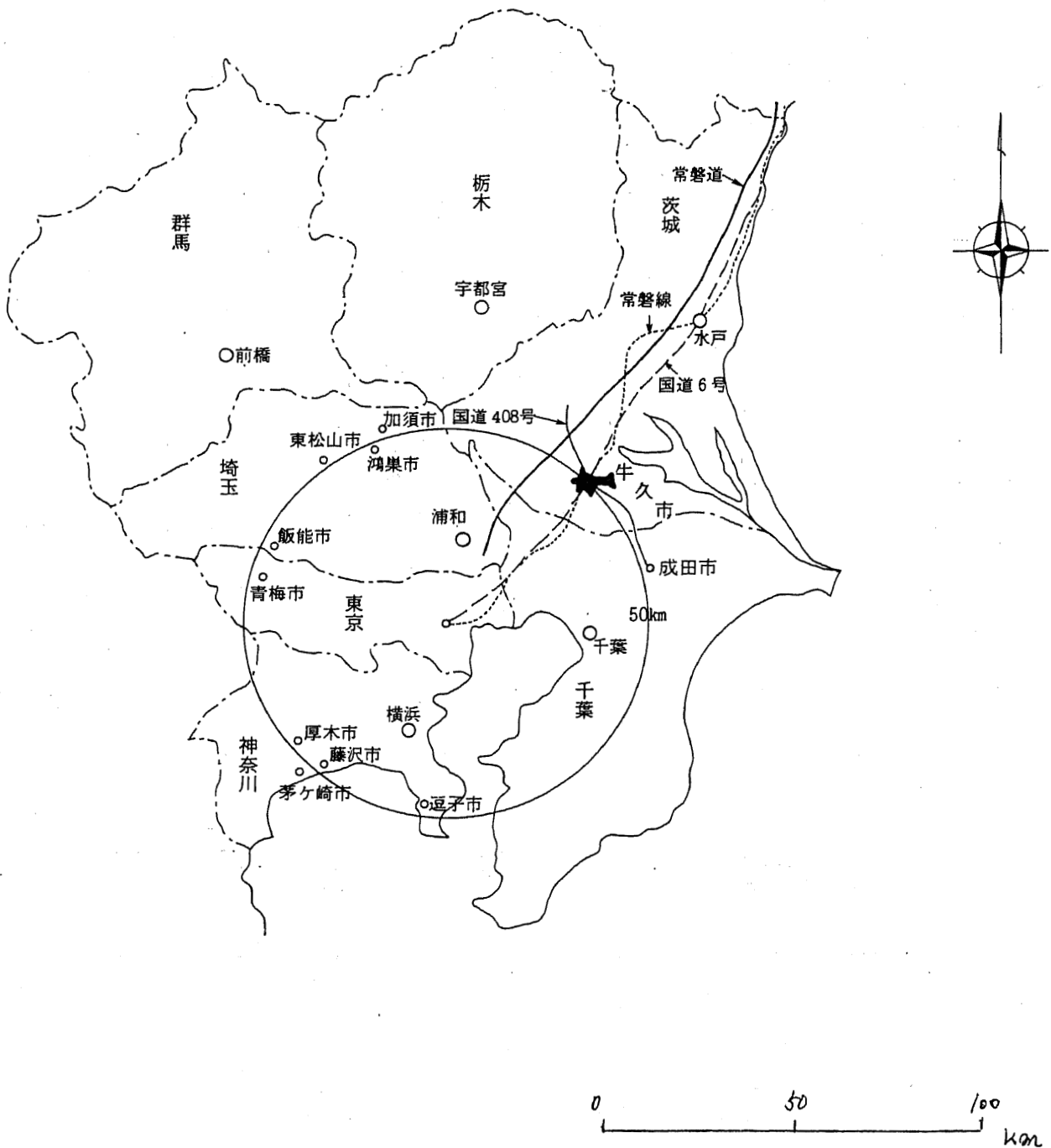
現在、牛久市は市内の新駅（ひたち野牛久駅）を中心としたニュータウン計画を進めており、将来的には現在より人口約 21,000 人の増加を見込んでいる⁽³⁾。農業を中心とした集落は、このニュータウン計画や先に行われた筑波万博に伴う開発によって、生活面でも大きな変貌を遂げている。

市内には国道 6 号と 408 号があり、前者は水戸街道（陸前浜街道）とほぼ重なり、東京から水戸、仙台へと抜けていく幹線道路として古くより交通量も多い。また後者は筑波研究学園都市と新東京国際空港（千葉県成田市）を結ぶ道路として、交通量は近年非常に増えている。牛久市は主要道路が充実していることもあり、はやくより宅地開発が進み、宅地は地目別面積で市面積全体の 16.3%（1995 年現在）を含め、1975 年と比べて約 2 倍の増加である（【図 4-2】参照）。

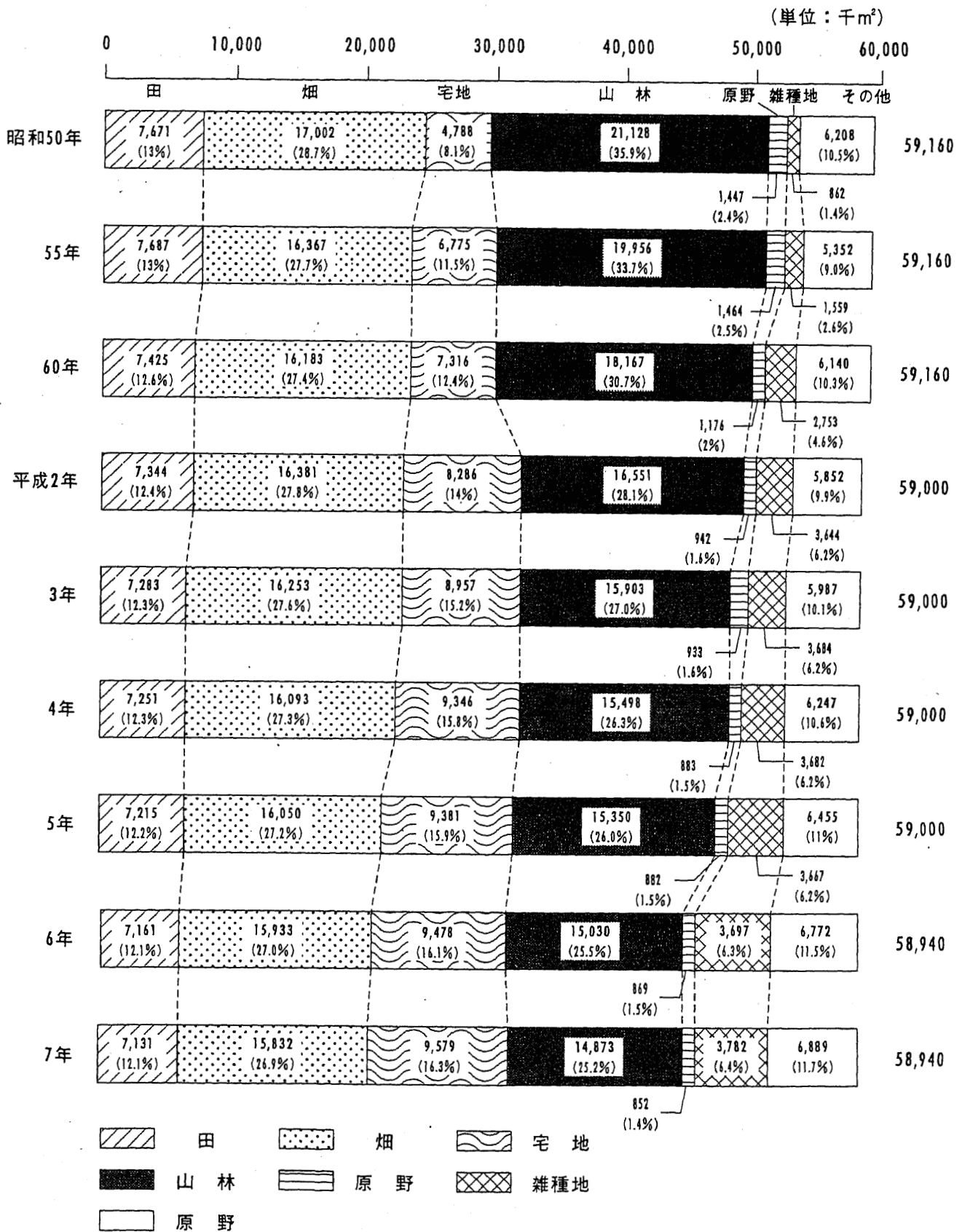
2. 町村合併の経緯と変遷

現在の市制と農協の合併にどのような関係性があるかを見るために、牛久市合併の変遷を整理しておきたい。

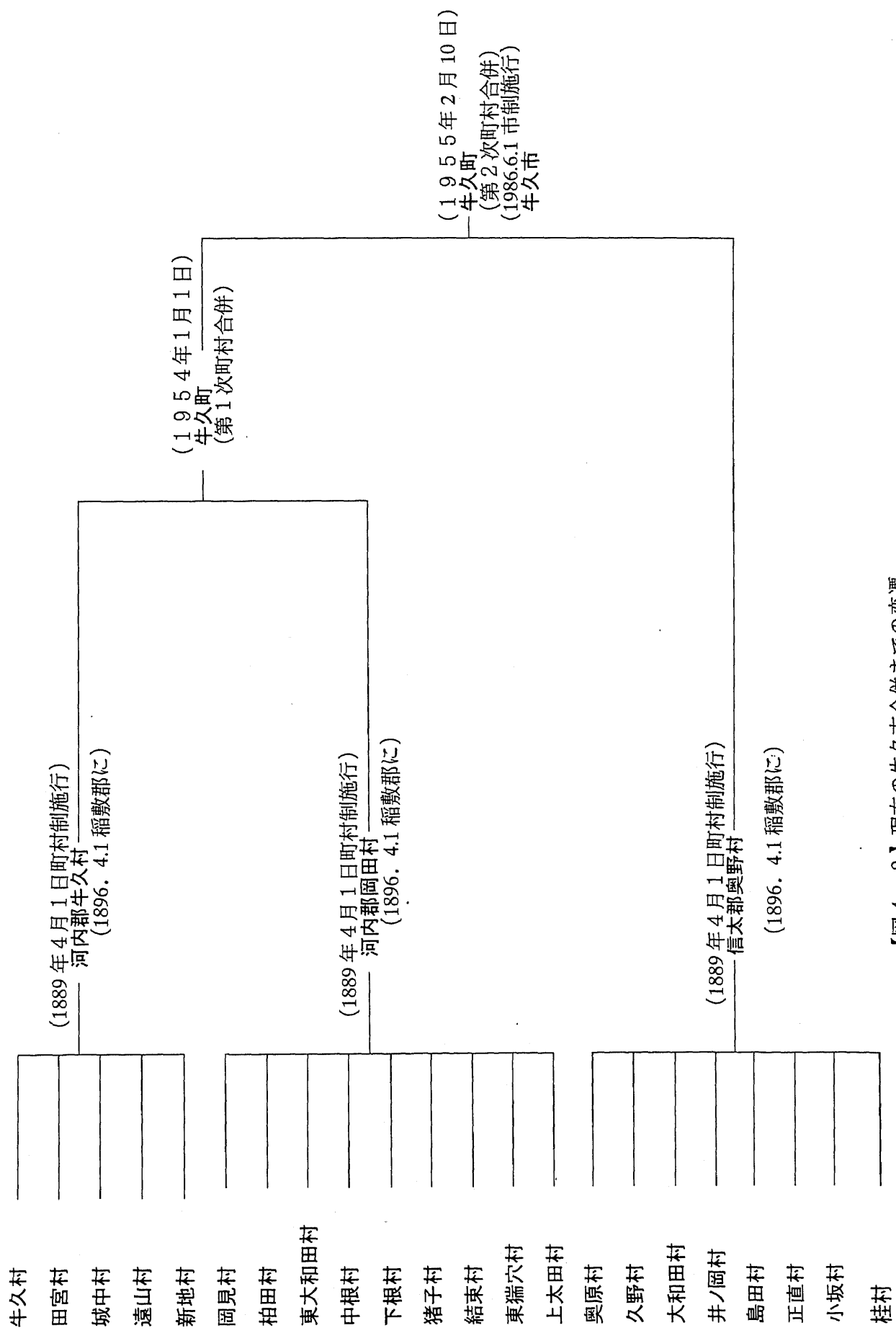
現在の牛久市域は、1890 年（明治 22 年）の町村制施行前は 22 の村に分かれていた（【図 4-3】参照）⁽⁴⁾。この町村制施行により、牛久村、岡田村、奥野村の各 3 村に大きく合併された。現在の牛久市でもこの 3 村は、それぞれの地域的差異がはっきりと出ている。以下現在の市域になる前の 3 地区（牛久、岡田、奥野）について簡略に述べる。



【図4-1】 牛久市の立地〔牛久市 1996 p10〕



【図4-2】 牛久市の地目別面積の推移(1975年～1995年)〔牛久市 1996 p25〕



【図4-3】現在の牛久市合併までの変遷
 (出典：「統計うしく」平成7年度から筆者が作成)

牛久村は市の西部に位置し、水戸街道が村内を南北に貫いている。村内には牛久宿があってマチバとしての要素が強い。現在は牛久駅周辺の宅地開発により、従来はヤマ⁽⁵⁾の多い土地であったところだが、そこに新興住宅の団地が形成され大きな変貌を遂げたところでもある。

岡田村は市の中央部に位置し、また市域を流れる小野川沿いの水田と高台での畑作が盛んな地域である。この旧岡田村の中でも女化と呼ばれる地区は、1878年（明治10年）津田出による大規模な西洋式農場開発も行われたが失敗し、その後に入植開拓が行われ1893年（明治25年）には40世帯が居住する土地となった。それまでの女化は岡田村大字柏田の中にある土地であったが、本村である柏田とは別の集落として発展していった。したがって岡田村にある他の旧9か村とは別の発展をしていったいわば開拓の集落であった⁽⁶⁾。

奥野村は市域の東側に位置し、南側に小野川、真ん中に桂川と乙戸川が流れる最も農業の盛んなところである。南側の川沿いは水田、集落のある高台には畑地が多い。旧7か村の合併により奥野村が成立したが、牛久村、岡田村とは頻繁な交易があったわけではない。たとえば、買い物は牛久村、岡田村まで出向くことはなく、北に上って阿見町域、南に下って竜ヶ崎市域の商店に出向くことが多かったという。現在の牛久市域は東西に長いが、奥野村の人たちからすれば、東西の移動よりむしろ南北の移動が日常では普通であった。

さて、町村合併促進法に基づく3地区の町村合併は、円滑な形ではいかなかった。牛久村は1954年（昭和29年）牛久村が町制施行後、すぐに岡田村と合併して牛久町になった。しかし奥野村は、この牛久町との合併が当初の目標にはなく、隣接する朝日村（現阿見町の一部）や江戸崎町との合併交渉を視野に入れていたが、交渉は不調に終わり、あまり交易圏とはいえない牛久町との合併が奥野村議会で検討され、わずか1票差で牛久町との合併が議決されたという⁽⁷⁾。そして現在の牛久市域が成立したのが1955年（昭和30年）である。

3. 行政区の構成

牛久市域では住民の自治組織を行政区⁽⁸⁾と呼んでいる。行政区の範囲は、農業を中心とした集落の場合、その集落を単位に行政区をかぶせている。また新興住宅地は、団地単位で行政区を形成しているところが多い。行政区は、市からの連絡を周知させる単位としてグループ化され、回覧板や広報誌の配布を行うほか、行政区会ではさまざまな議決をする意思決定機関でもある。たとえばゴミ収集場所の清掃や道路整備に関わる行政区としての意見の統一、または町名や町界などが変更される場合、市側の素案を検討し、了承するか否か検討する場でもある。

ここでこの行政区が、市街化区域である新興住宅領域を除くと、ほぼ農業集落を単位に現在構成されている点を見ていきたい（【表4-1】参照）。2000年4月現在、行政区は58存在する。そのうち農業センサスの調査単位である農業集落の単位になっていない行政区は25ある。ほとんどが団地造成により居住人口が増える家庭で作られた行政区である。残りの33の行政区を旧大字（合併前の旧3村）ごとに分析したい。

牛久地区の場合、ひとつの農業集落を単位にひとつの行政区が組まれているのは上町区、

【表 4 - 1】 牛久市内における農業集落と行政区の関係

旧大字	現町名	農業集落名	行政区名	集落-行政区		
牛久	牛久町	上町	上町	1-1		
		下町	下町	1-1		
			本町			
	南			エスカードビル		
				本町第2		
				みどり野		
				東みどり野		
				東		
	城中町		城中	城中	1-1	
			成井	南部	2-1	
	遠山町		南部			
	新地町・庄兵衛 新田町		新地	新地	2-1	
			弘化新田			
	田宮町		田宮	田宮	1-1	
					つつじヶ丘 第2つつじヶ丘	
刈谷町			刈谷			
				秋住団地		
岡田	上柏田	上柏田	上柏田	1-1		
				竹の台		
				松ヶ丘		
				むつみ		
	柏田町		中柏田	中柏田	1-1	
			下柏田	下柏田	1-1	
	神谷		神谷	神谷2区		
					神谷	1-2
					かわはら台 柏田台	
	女化町		女化	女化	1-1	
			女化西	女化西	1-1	
	東獺穴町		東獺穴	東獺穴	1-1	
			栄町	栄町	1-1	
	猪子町		猪子	猪子		
				一厚西	一厚西	1-1
				一厚東	一厚東	1-1
	東大和田町		東大和田	北部		
	中根町		中根	大中		
	下根町		下根	下根	1-1	
					東下根	1-1
	結束町		結束・上太田	下根ヶ丘		
					上太田	2-1
	上太田町					
岡見町		岡見	岡見	1-1		
				東岡見	1-1	
				第8岡見 上池台		
奥野	福田町	向原	向原	1-1		
				小坂	1-1	
	小坂町		小坂	小坂団地		
	正直町		正直	正直	1-1	
					中央	1-1
	島田町		島田	島田	1-1	
	桂町		桂	桂	1-1	
					報徳	1-1
	久野町		久野	久野	1-1	
					上久野	1-1
					大和田	1-1
	井ノ岡町		井ノ岡	井ノ岡	2-1	
奥原町		奥原	奥原	2-1		
				奥野開拓		

〔凡例〕
 * 農業集落名は1995年度農業センサスにおける農業集落カードを基準にした。
 * 1-1...1集落で1行政区(集落単位で行政区が成立)
 * 1-2...1集落に2行政区(2集落合わせて1つの行政区)
 * 2-1...2集落に1行政区(1集落に2行政区)
 * 無記号は新興住宅地4戸以上新地町とは別になっているが、実質的なツキア
 * 庄兵衛新田は戸数4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ
 * 伊新地は新興住宅地4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ
 * 中央は新興住宅地4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ
 * キは新興住宅地4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ
 * アは新興住宅地4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ
 * ぶは新興住宅地4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ
 * きたは新興住宅地4戸以上新地町に併合されているが、もともとは中央という集落のツ

下町区、田宮区、南部区である⁽⁹⁾。4つとも区内は市街地化が進み、新住民が増えてきているが、もともとの寄合の単位に行政区をかぶせ、さらに新しい住民の人にも参加してもらう体制を作っている。もともとの寄合と行政区会の区別はなく、寄合・行政区会一体型といえる。2つの農業集落で1つの行政区が結成されているのは、城中区と新地区である。城中区の場合、成井集落が住居表示は城中町であるが、遠山町の中にある飛び地の集落であるため、成井集落の家々にとって、城中区に入る家と地続きの南部区にはいる家とに分かれてしまうためこのようになっている。新地区の場合、新地集落と弘化新田集落でひとつの行政区である。ここは寄合と行政区を分けている。寄合はそれぞれの集落ごとで行われるが、市役所からの連絡事項に関しては行政区で行うという寄合・行政区会完全分離型といえる。

岡田地区の場合、ひとつの農業集落ごとにひとつの行政区が作られている例が13存在する。ほとんどが寄合・行政区会一体型であるが、必ずしも新住民は行政区会に参加するとは限らない。原則として新住民が冠婚葬祭の互助に関わる場合、行政区会に参加するが、そうでないなら集まりに参加せず、ゴミ集積所の当番と回覧板の連絡の順序にはいるだけである。岡田地区の場合、行政区会は旧来からの住民によって行われる寄合とほぼ重なっているといっている。しかし神谷区、神谷2区の場合は少し事情が異なり、農家戸数が少なく、非農家戸数が非常に多い。ここは新興住宅地化した広い区域に農業を行っている家が点在している。また結束と上太田は戸数が少なく、もともと2つの集落でひとつの寄合が行われていたものに行政区がかぶさったもので、あえていえばこれも寄合・行政区会一体型といえる。

奥野地区の場合、新興住宅地である小坂団地を除いてほとんど寄合・行政区会一体型である。ただし井ノ岡町と奥原町のみ事情が違う。井ノ岡町は井ノ岡集落と勤農集落に分かれる。前者はホンソン（本村）、後者はシンデン（新田）と呼び、別の集落として寄合は運営されている。したがってゴミ集積所の掃除当番、市からの広報の回覧を除いて別々に運営されている。奥原町も奥原集落と奥野開拓に分かれ、前者をオクバラ（奥原）後者はカイタク（開拓）と呼び、井ノ岡町と同様に寄合・行政区会分離型である。

以上を総括すると、旧来より行われていた集落の寄合・行政区会一体型は27例存在し、寄合・行政区会分離型は新地区（新地集落と弘化新田集落）、神谷区・神谷2区（神谷集落の家々はこの2つの行政区に分散している）、井ノ岡区（井ノ岡集落と勤農集落）、奥原区（奥原集落と奥野開拓集落）の6例である。

新興住宅地を除いて考えたならば、ほとんどが旧来の集落で行われていた寄合や常会に行政区会がかぶさっていることがわかる。つまり寄合・行政区会一体型は、集落内における議決が、集落内の問題だけでなく市の運営に関しても意志決定する機関の末端としてみることができる。

4. 牛久市域における農業生産一畑作物の特徴一

牛久市域における農業生産の現況について述べたい（【表4-2】参照）。稲作は、1位の水稲と5位の陸稲を合わせて50,855アールで、全収穫面積136,073アールに対する比率は37.3%となり、決して高くない。収穫面積を見る限りでは、畑作物が生産の主力であることがわかる。ではどのような作物が栽培されているか。収穫面積上位から順に落花

【表4-2】牛久市における作物別収穫面積と収穫農家数(1993年度)

面積順位	作物名	A:面積(単位:a)	B:収穫農家数(戸数)	一戸あたりの収穫面積(A/B)
1	水稻	45541	869	52.4
2	落花生	13077	431	30.3
3	大根	7716	771	10
4	スイカ	6750	246	27.4
5	サツマイモ	6005	345	17.4
6	白菜	5446	706	7.71
7	陸稲	5314	179	29.6
8	メロン	3439	98	35
9	さといも	3045	536	5.6
10	ジャガイモ	1731	330	5.2
11	そば	1399	17	82.2
12	小麦	1371	27	50.7
13	ねぎ	1040	590	1.76

*牛久市内の全収穫面積は136073a

*牛久市内の全農家数は1163戸

〔出典:「統計うしく 平成7年度」より筆者が作成〕

生、大根、スイカ、サツマイモ、白菜となる。落花生の需要についてであるが、殻付きで買い取る落花生工場を持つ会社が市内だけで4社あり、牛久市を含む稲敷郡全域で生産が盛んであることがわかる。収穫された落花生はほとんどが市内の4社と取り引きされる。牛久市内における落花生の流通は、農協や出荷組合を経由することではなく、落花生栽培農家が個別にこの4社—あるいは市外の別の落花生工場を持つ業者—と取り引きされる。

大根も収穫面積は広いが、扱う農家も多く1戸あたりの収穫面積は10アールであり、決して基幹作物とはいえない。これは白菜に関しても同様である。白菜も1戸あたりの収穫面積は7.71アールで大根よりも下回る。

しかしスイカとサツマイモは少し事情が違う。スイカは1戸あたりの収穫面積割合は27.4アールでかなり広い。また出荷に関しても牛久市農業協同組合(2002年1月より龍ヶ崎農業協同組合に広域合併される。以下「旧牛久市農協」と略す)で市内全域のスイカ栽培農家が利用できる集出荷場を持っており一元集出荷ができる体制にある。ここで出荷されるスイカは、茨城県経済連による銘柄「惚れ惚れ」を付して出荷される。一元集荷されるもののほとんどは「惚れ惚れ」の規格にあったスイカである。しかし市内にある牛久市青果市場や市外の土浦市営卸売市場への個別出荷を行う農家も多く、産地として出荷規模が決して大規模であるとはいえない。

サツマイモは1戸あたりの収穫面積が17アールである。現在品種はベニアズマを中心に栽培されているが、出荷販路は、農協甘藷部会を経由するものと出荷組合を結成しそこから出荷するもの、そして個人販売・出荷の3つである。市農協甘藷部会による出荷規模は決して大規模なものではなく、関東圏内の甘藷栽培の盛んな農業地域と比べると市場での占有は小さい。スイカと比べて産地化はされていない。出荷組合を結成している集団は市内でもひとつだけであるが、この集団は市場では品質面で高い評価を得ている。この事例以外のほとんどの甘藷栽培農家は個人出荷をしている状況である。

【註】

(1) 2000年3月31日現在。『広報 うしく』第783号 2000年4月15日号によった。

(2) 〔茨城県牛久市企画部企画課 1996 p25〕

(3) 1998年に開駅したひたち野牛久駅周辺は都市基盤整備公団による「^{ひとひと}人人ニュータウン」の名称で宅地開発が進んでいる。^{ひとひと}人人ニュータウンは3地区に分けて牛久北部地区、東下根地区、荒川本郷地区で開発を進めている。牛久北部地区と東下根地区は牛久市で、荒川本郷地区は隣町の稲敷郡阿見町である。

(4) これは1872年(明治4年)廃藩置県が行われたときの状況とほぼ重なる。廃藩置県後、1875年(明治7年)大小区制、1876年(明治8年)改正大小区制、1883年(明治15年)連合村、1885年(明治17年)改正連合村の4回の再編成が行われた。しかし1890年(明治22年)の町村制施行によってほぼ廃藩置県前の状況に戻った。おおむねこの段階での村は江戸期に存在した村としてのひとまとまり、近世村として捉えることができる。

(5) 牛久市域では雑木林のことをヤマと呼んでいる。

(6) 〔女化開拓史刊行委員会編 1985〕

(7) この点に関しては〔牛久市史編さん委員会 2001〕に詳しい。

(8) 牛久市における住民組織は行政区と呼ばれ、その長を区長という。これは1964年(昭和39年)規程により制定されている(牛久市区長設置規程)。これによると、区長の仕事は「市長の指示を受け、市の行政に関する事務を補佐し、区内住民の便益を図ることを本務とする。」とあり、行政区とは基本的に自治会のような一定度の発言権を持つものというより、市行政の下部組織的なものと位置付けることができる。

(9) ここでは農業集落名と現町名の混同がないように、行政区の単位には末尾に「区」をつけることとする。

第2節 旧牛久市農協の合併、その経緯―理事決定のプロセスを通じて―

ここでは現在の旧牛久市農協がどのような組織体制を形成し、組織内の力関係を形成したか検討したい。2002年1月まで牛久市域には総合農協がひとつだけ存在し、いわゆる「一市一農協」が成立していた⁽¹⁾。これは昭和30年代以降積極的に進められた施策であるが、当然合併の過程において、複数の総合農協同士の調整における葛藤もあったという。旧牛久市農協の場合、結論的にいえば予定調和的合併に成功したといえるが、その要因は何なのかも合わせて検討することにする。

1. 町村合併と総合農協への合併との関わり

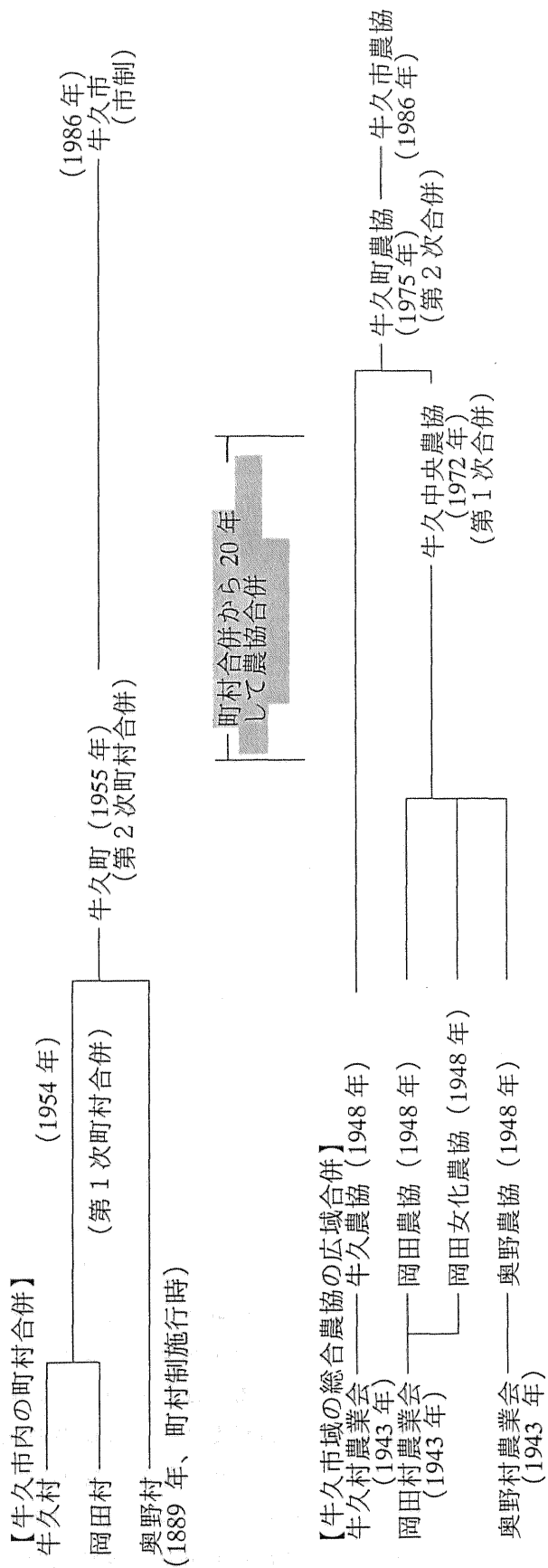
まず旧牛久市農協合併までの流れについてみていきたい（【図4-4】参照）。牛久市は1955年（昭和30年）2月に奥野村（当時）の編入合併により現在の市域になったが、この当時は、市域に4つの総合農協が存在したことになる。これらの総合農協は戦時体制下の農業会の財産整理により、1948年（昭和23年）に発足した出資組合⁽²⁾である。市内には非出資組合⁽³⁾が相当数存在したといわれているが、数は定かではない。牛久農協も奥野農協も旧村単位でひとつの総合農協が設立されたが、岡田村のみ少し事情が違った。岡田村（当時）は9つの大字で構成されていたが、大字柏田の中にある女化は明治以降の入植による開拓地として形成された集落である。もともと女化以外の集落は岡田村産業組合を、女化の集落では女化産業組合を結成し信用・購買事業を行っていた。しかしこのふたつの産業組合は産業報国体制のため解散し、岡田村農業会に組み込まれていった。しかし1947（昭和22年）農協法制定により岡田村農業会は解散となり、もともとの産業組合を母体にした総合農協結成のため、同農業会の財産を分割精算した。

このとき岡田農協と岡田女化農協の設立に関して、どのような役員の選出方法をとったかについてふれておきたい。岡田農協は、女化集落を除いて各集落ごとに寄合を行い、1名ずつ代表者を選出した。その代表者から代表理事（組合長）、理事、代表監事、監事を協議によって決定した。女化集落は集落の中にある小組と呼ばれる近隣で組まれる互助組織の中で話し合わせ1名を選出し、代表理事（組合長）に決定した。その組合長は経理に強く岡田村農業会の財産分割に対等かつ公正に対処しうる能力があると見られたという。

さて昭和30年に現在の牛久市（当時町制）になって、4つの総合農協は牛久町農協合併促進協議会において将来的な合併を協議されたが、具体的な施策が出ないまましばらく併存する形で続いた。しかし牛久市（当時町制）も農協の広域合併を促進するため、当時の町長宮本進は昭和30年代後半より重要政策に掲げ働きかけた結果、1974年（昭和47年）岡田農協、岡田女化農協、奥野農協の3つの合併が実現した。これにはそれぞれの農協の思惑があり、お互いの合意のもと対等な合併を行ったといえる。以下それぞれの思惑を整理したい。

岡田農協は組合員数は3つの中でもっとも多かったというが、農産物の売上高が3つの中でもっとも低かった。もっとも甘藷の売り上げは伸びていく途上でもあり、今後の産地指定を目指した動きが出てきた矢先でもあった。

岡田女化農協は組合員数が3つのなかで一番少ないが、経営耕地面積は正組合員あたり



【図4-4】町村制施行以降の牛久地域における町村合併と総合農協の合併

の割合でもっとも大きく、また専業農家数の数も多いことから、もっとも安定した組合であったという。奥野農協はスイカ、泥大根といった商品作物の生産が軌道に乗り始めていたが、当時資金力、組合員数が不足していたという。このとき奥野農協は、特にスイカの産地化を目指し、市場での評価を高めたい意欲を持っていた。そのため集出荷体制を整える新たな組織基盤を作りたかった。農協の広域合併が行われたならば、事業を行うための補助金申請の幅も広がる。スイカの集出荷施設を建設するためにも、総合農協の1町単位の合併は奥野農協にとってメリットのあるものであった。合併は資本金が増えることになり、組合員への融資およびさまざまな補助金申請を行う面で、3農協にとっても有利なことが多かった。

また行政側もなぜ合併を願ったか。収穫後の出荷作業および出荷販路の拡大が整えられたならば、スイカや泥大根、甘藷を作っている農家の所得向上につながり、税収に還元されるという見込みを持っていたという。そして1974年（昭和47年）7月1日、3組合が合併し牛久中央農協が発足した。

この牛久中央農協の合併によって、牛久農協は規模的にも相対的に小さくなり、また宅地開発が進んだことで正組合員数の数も減少傾向にあったことから、牛久町農協合併促進協議会の斡旋により、1975年（昭和50年）牛久中央農協に統合される形で牛久町農協が発足した⁽⁴⁾。これによりすべての総合農協が市内で一本化されることになり、1986年（昭和61年）には市制施行とともに旧牛久市農業協同組合という名称になった。現在は龍ヶ崎市農協と広域合併をし、龍ヶ崎市農協牛久支所となっている。2001年度までの機構図は【図4-5】に示すとおりである。

2. 役員(理事)の選出について

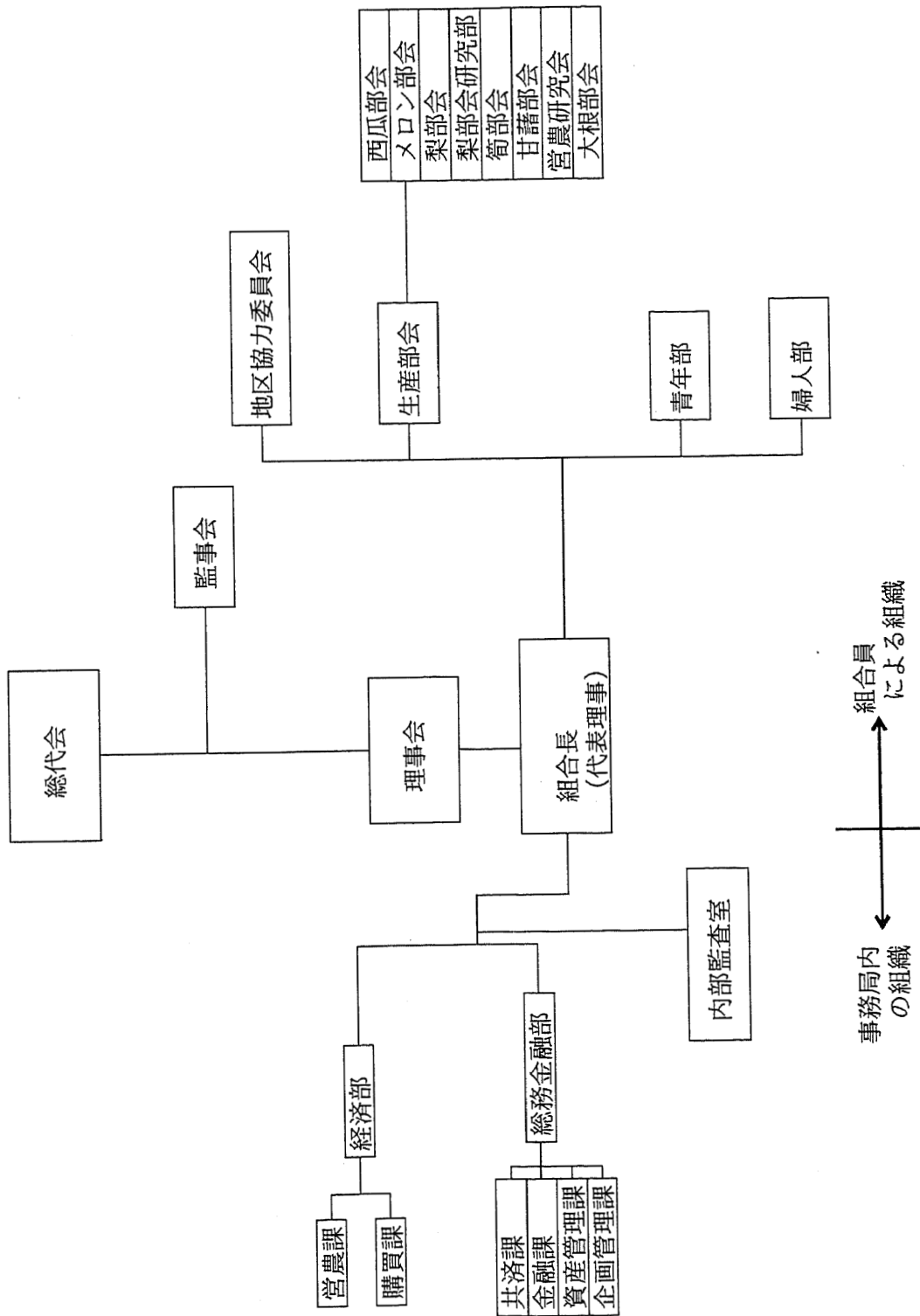
1975年（昭和50年）に統合された旧牛久市農協はどのような役員選出を行っていたか。役員と旧4農協および管内の農業集落との関連を検討してみたい。

組合員による意志決定は総代会によって行われる。総代会は通常年に一回行われる⁽⁵⁾。通常行われるものは次の4点である。ひとつは前年度の事業報告とともに決算報告を行う、ふたつめはその年度の事業計画を示し予算状況を説明する、みつめは規程改正などの了承、そしてよっつめに役員の変更がある。

役員は理事、監事そして代表理事（組合長）である。役員はすべて3年任期で再選を妨げない。理事の選出は旧4農協を母体にした地区協力委員会によってまず検討される。地区協力委員会は各集落ごとの協力委員で構成され、それぞれ旧4農協の単位で委員会が編成されている。協力委員はさまざまな農協からの連絡を各農家に伝える連絡係であるとともに、理事候補者を決めるときの調整も行い、その意志を各集落に伝える役目も持つ。

【表4-3】をもとに説明したい。まず各町名ごとに支部が編成されている。支部は全部で23あるが、支部での集まり（集会）のようなものはなく、その支部に相当する行政区の集まり（行政区会）あるいは行政区とは別に集落の集まり（寄合・常会）のどちらかで検討される。つまり支部は文字通り農協の下部組織であるが、実質的に協議が行われるのは行政区会や集落の寄合ということである。

理事選出の詳細について述べたい。1975年（昭和50年）の最終合併より、理事候補者は岡田地区9名、女化地区3名、奥野地区7名、牛久地区5名である。この選出に関して



【図 4 - 5】旧牛久市農協の機構図 (2001 年度まで)

【表4-3】旧4農協と理事の出身農業集落

旧四農協	支部名	町名（現農業集落名）	理事数
旧岡田農協 岡田地区 協力委員会	柏田	柏田町（上柏田集落、中柏田・下柏田集落）	2名
	大中	東大和田・中根町（東大和田集落、中根集落）	1名
	東獺穴	東獺穴町（東獺穴集落）	1名
	下根	下根町（下根集落）	1名
	東下根	下根町（東下根集落）	1名
	岡見	岡見町（岡見集落）	1名
	福田	福田町（向原集落）	1名
	神谷	神谷（神谷集落）	1名
合計	8支部		9名
旧岡田女化 農協 女化地区協力 委員会	女化	女化町（女化集落）	2名
	女化西	女化町（女化西集落）	1名
合計	2支部		3名
旧奥野農協 奥野地区協力 委員会	久野	久野町（久野集落、上久野集落）	1名
	桂	桂町（桂集落、報徳集落）	1名
	井ノ岡	井ノ岡町（井ノ岡集落、勤農集落）	1名
	島田	島田町（島田集落、中央集落）	1名
	正直	正直町（正直集落、大和田集落）	1名
	奥原	奥原町（奥原集落、奥野開拓集落）	1名
	小坂	小坂町（小坂集落）	1名
合計	7支部		7名
旧牛久農協 牛久地区協力 委員会	田宮	田宮町（田宮集落）	1名
	牛久	牛久町（上町集落、下町集落）	1名
	遠山	遠山町（南部集落）	1名
	城中	城中町（城中集落）	1名
	新地	新地町、庄兵衛新田町（新地集落、弘化新田集落）	1名
合計	5支部		5名

は、各町ごとに1名という単純な割り振りになっているように見えるが、誰を理事に選出するかは、行政区会や各集落の寄合に委ねているところが多い。そして候補者として上がった人の採否は信任投票という形であるので、基本的には候補者になった段階で理事に決定しているといってもいい。

では旧4農協ごとに理事候補者選出の状況を示したい。岡田地区の中で上柏田、東獺穴、下根、東下根、岡見の4つの集落は、それぞれの寄合—この4つの場合行政区会も兼ねている—により諮られてから理事候補者を選出する。東大和田と中根、そして中柏田と下柏田の各集落の場合、改選ごとに交代でそれぞれの寄合で話し合われ候補者を選ぶ。集落単位で理事選出の意思決定がなされるという点が如実に現れているのが、神谷集落と向原集落である。これらの正組合員は前者が戸数30戸、後者が15戸で他集落と比べても少ない。それでもこの枠が統合されたり減らされることはなかった。

女化地区の場合、定数は3名である。女化集落から2名、女化西集落から1名である。双方とも寄合—この2つの集落も行政区会と兼ねている—で最終的に意思決定される。ただし、誰がやるかということは寄合で議論を重ねられるよりも、候補者がそれぞれの小組⁽⁶⁾の中である程度推薦され、一本化されたのち寄合で最終決定される。

奥野地区の場合定数は7名である。ここでは各町名ごとに1名の割り当てで、小坂町のみひとつの集落から每期選出することになっている⁽⁷⁾。基本的に町ごとに1名の割り当てとはいえ、それぞれの集落の寄合に持ち帰って検討される習慣になっている。

久野町の場合、久野集落と上久野集落が每期交代で寄合（あるいは行政区会）で検討するが、他はひとつの集落で数期連続して理事を出している。たとえば桂町は桂集落と報徳集落に分かれているが、桂集落から連続して理事が出ているし、井ノ岡町の場合も井ノ岡集落と勤農集落があるが井ノ岡集落から、そして奥原町の場合も奥原集落と奥野開拓集落があるが、奥原集落から連続して出ている。理事候補者選出の際、当初から報徳、勤農、奥野開拓の各集落での検討はない。しかしこの3集落の農家が参加している別の農協である奥野開拓農業協同組合⁽⁸⁾には理事候補者を出している。

牛久地区の場合、基本的に各1町ごとに1名の選出である（新地町、庄兵衛新田町は2町だが前述したとおり1町と見なす）。ほとんどが寄合—行政区会を兼ねる—の場で每期理事候補者を選出する。ただし新地町、庄兵衛新田町だけは少し事情が違う。この2つの町は新地集落と弘化新田集落に分かれる。庄兵衛新田町は戸数4戸で、すべて新地集落にはいる。ここは新地区の行政区会と新地集落、弘化新田集落の寄合は別々に行われている。新地集落も弘化新田集落も寄合は新年会の1回だけである。また行政区会も定例のものは正月1日に行われる新年会のみである⁽⁹⁾。理事候補者はこの1日の新年会で話し合われる。ここでは新地区の区長、副区長、会計の選出は選挙によって行われるが、農協理事候補者はおおむね選挙を行うことなく決まる。

ここで正式決定までのプロセスをまとめてみたい（【図4-6】参照）。支部が形成され支部ごとに定数のバランスが固定されているが、支部が候補者を決定する機関となっているわけではない。支部という言葉は便宜的にそこに住んでいるという範囲で分けたものであって、意志決定をするまとまりと同一であるとはいえない。意志決定はあくまでそれぞれの集落による話し合いの場に委ねられるシステムができあがっている。

さらに理事になる人はどういう人になるのか、いくつかの事例を検討してみたい。

(1) 組合員農家への理事選出の連絡機関

旧 4 農協単位の地区協力委員会 * 岡田地区協力委員会 * 岡田女化地区協力委員会 * 奥野地区協力委員会 * 牛久地区協力委員会	〔役割〕 理事改選の際各地区ごとの候補者のとりまとめを行う。
--------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------

↓

(2) 理事候補者定数の母体

各町単位の支部での検討 岡田地区（8 支部） 岡田女化地区（2 支部） 奥野支部（7 支部） 牛久支部（5 支部）	〔役割〕 支部会と呼ばれるような集まりはなく、割り当ての中で各行政区あるいは集落ごとに検討するように協力委員が通知。候補者決定後とりまとめて支部ごとに候補者を総代会に提出する準備をする。
-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

↓

(3) 理事候補者の実質的決定の場

行政区の集まり（行政区会） 集落の集まり（寄合、新年会）	〔役割〕 各集落ごとの寄合あるいは行政区ごとに候補者を決定する。実質的な決定機関。
---------------------------------	----------------------------------------------

↓

(4) 候補者の調整

各支部 ↓ 各地区協力委員会	〔役割〕 該当者なしの場合、旧 4 農協単位の地区協力委員会で他候補者を検討する。
----------------------	----------------------------------------------

↓

(5) 最終決定機関

総代会	〔役割〕 信任投票により正式決定
-----	---------------------

【図 4-6】農協理事決定までのプロセス

たとえば下根集落では選出する場合、必ず行政区の代表である区長を経験していなければ理事候補に推さないという慣習がある。区長は年齢が 50 歳代を越えている、また子どもが独立して働いているといった、やや漠然とはしているがそういった条件の人を推薦し決める。区長をやる人は下根の代表という意識を持たれることが強く、たとえば祭礼の神事であるオムカエも必ず区長が立ち会うことになっている⁽¹⁾。区長は下根集落の中では当然集落の長と位置付けられ、区長の任期を全うしたならば、対外的に代表者となれるといった考え方がある。

また新地集落でも区長を経験した人から基本的に理事候補者を考える。「区長をやっていないのに、理事には推せないよ。」ということがいわれ、集落や行政区内部をとりまとめはじめ外部でも発言できるという発想がある。

これは旧牛久市農協の組織編成と大きな関わりがある。集落単位あるいは行政区単位で下部組織を作り、それをとりまとめるのが各町名を単位とした支部である。しかし地域的連関を必ずしも持たない地図上の区分である支部は、必ずしも候補者を決定させる機関ではない。あくまでも支部から各集落、行政区に決定を委ねるシステムになっている。また支部を統合するのが旧 4 農協単位の地区協力委員会である。ここで最終的にそれぞれの地区ごとの理事候補者を調整する。調整という言葉を使ったが、たとえば理事候補者該当者なしといった結果も十分あり得る。その時、地区協力委員会単位で他集落—あるいは他行政区—より複数の候補者を出すように調整するのである。あくまでも旧 4 農協の理事配分は変わらない。

最後にもうひとつの役員職である監事について述べておきたい。監事は農協の予算編成、決算報告、事業展開について誤りがないか検討する役職である。実質的経営責任は理事を中心とした役員であり、監事は総代会のとき決算報告の詳細な確認を行った旨証明することが主たる職務内容である。監事も旧 4 農協単位で各 1 名の合計 4 名である。

ここまでの経緯を整理すると、理事の選出に関してみれば、旧 4 農協単位の均衡を重視し定数を確定しているといえよう。また集落や行政区が支部のさらに下部組織として系統化ができあがっている点も明確である。つまり理事候補を出す決定権はおおむね集落、行政区全体の総意によるものとされており、そういった寄合や行政区会に非組合者がいたとしても、原則として自分たちの住んでいるムラの問題として検討するプロセスができあがっていた。ムラから送られる代表者としての農協理事である認識は、「行政区長を経験しないで理事になることはあり得ない」という言葉からも読みとることができる。また監事の人数にしても旧 4 農協を単位としており、各集落の意志を融合する形で農協の中樞が決定されるといえる。

【註】

(1)〔農業協同組合制度史編纂委員会編 1968〕。この当時の農協の広域合併は町村合併促進法(昭和 28 年)による町村の統合と大きな関わりを持つ。この法律の目的は、町村合併により地方自治体としての税収基盤の大型化を図ることで、それぞれの地方自治体の経営を円滑にさせていくところにある。その

過程で、この法律の運用主体である自治庁（当時）は、「町村合併基本計画」（昭和 28 年 10 月）のなかで、「新市町村の一体性をすみやかに確立するものとする。農業協同組合については、同組合が農村経済の機関としての機能が充分果たし得るよう、可能な限り合併を行うものとし、合併不可能な場合においては連絡組織を結成すること。」と述べ、また同年同日同庁より出された「新町村建設準則」には「農業協同組合に関しては昭和 30 年 4 月 1 日を期して統合するものとする」と努力目標を掲げた。これは町村合併を期に 1 市町村 1 農協にする方針であり、本来あるべき農民の協同組織としての性格を無視しようとする目標であるともいえる。もっともこの段階における農協の数は膨大なものがあり、信用事業面で弱い農協の整理は早急の課題であった。農林省（当時）は、そういった意味で農協の合併には問題ないが「1 市町村 1 農協」という枠組みには必ずしも賛成ではなく、農協に関しては有機的なつながりを前提としてする事が重要であり、むしろ各市町村における農業委員会の組織強化をこの町村合併を期に望んでいた。また全国の農業協同組合をとりまとめる全国中央会（当時、現全国農業協同組合中央会）も国会に「町村合併に際し緊急に措置すべき事項に関する要望書」（昭和 30 年 6 月）で町村合併と農協の広域合併は別問題である点を意思表示した。これにより町村合併促進法と農協の広域合併は別の文脈で行われることとなったが、ひとつの努力目標としてひとつの市町村にひとつの総合農協の統合は自発的に行われるようになった。

（2）組合員による出資金を前提とし、信用事業（貯金や貸付）を行い得る組合をいう。

（3）信用事業を前提とせず、協同購入や協同労働などの母体として結成された組合をいう。出資金がない分事業展開は不可能であり、運営上発展性のある形態とはいえない。

（4）1972 年（昭和 47 年）の牛久中央農協の発足と 1975 年（昭和 50 年）の牛久町農協発足とは、出来事の重要性という点では前者の方が高かったといえる。牛久市（当時町制）が出している広報紙「広報うしく」の記事を見ると、牛久中央農協が発足したときに出た第 163 号（1972 年 7 月 25 日発行）では、合併開所式の模様が写真とともに 4 段抜きで掲載されている。しかし昭和 50 年では合併した 12 月前後の広報紙には牛久町農協の発足に関しては全く記事にはなっていない。それだけ牛久中央農協への牛久農協の編入という意味が強く、1 市町村 1 農協といったことがさほどの重要性を持ち得なかったといえる。

（5）原則として総代会は決算報告と事業計画の了承、役員改選を目的としているので、年に 1 回であるが緊急を要するような議事が生じた場合、臨時に総代会を開くことがある。

（6）先にも述べたが冠婚葬祭による互助を行う組織で 5～10 戸で構成されている。小組の会合は存在しないが、それぞれの小組で理事の候補者に相当する人を内々に相談する。適任の人がそんなに多数出るわけではないので、最終的には寄合—行政区会—の前に候補者に内諾を取る。

（7）先にも述べたが、小坂町域内ではふたつの行政区があり、ひとつは小坂区、もうひとつは小坂団地区である。前者は農業を主体とした集落に行政区がかぶさったものであるが、後者は団地造成によってできた行政区であり、農協の正組合員は少なかった。したがって最初から理事の選出に関わることはない。

（8）酪農に関わる協同販売、協同購入を事業の中心とする農協。おもにこの 3 集落の農家と隣町にある江戸崎町の酪農農家によって組織されている。

（9）新年会は、新地集落の場合正月 2、3 日に、弘化新田集落の場合正月 4 日に行われる。新地町では寄合、行政区会あるいは常会といった言葉は聞かれず、すべてシンネンカイ（新年会）という言葉で表現される。また 1 日の新年会では区長、副区長、会計の選挙も行われ、当然理事の改選のときはここで理事候補者について話し合う。

(10)〔和田 2001 pp86-103〕。下根集落では毎年7月27日、28日に五十瀬神社の祭礼が行われる。その時御神輿を五十瀬神社から持ち出すが、持ち出す前にオムカエと呼ばれるお祓いを行う。そのオムカエへの参加者は氏子総代、その年の当屋、運営を補助する当番組合、そして区長である。区長は祭礼を取り仕切るときの下根集落の代表者の役割も果たす。それだけ区長の存在は大きい。

第3節 生産部会の活動

旧牛久市農協では大規模かつ統一された出荷集団はなかったが、作物ごとに営農指導、研究および出荷体制を整える生産部会が存在した。しかしながらこの生産部会は参加農家数も多くなく、かつ部会活動も出荷の際の徹底した検査体制を取っているわけではなかった。ではこの生産部会は旧牛久市農協にとってどういう位置づけであり、かつ参加農家はどのような利用をしていたのかを検討したい。

1. 生産部会の種類とその特徴

生産部会の活動と特徴について説明したい。生産部会は作物を基準として構成されており、全部で8の部会に分かれている。まずそれぞれの生産部会がどのような活動をしているか述べたい（【表4-4】参照）。

【表4-4】旧牛久市農協における生産部会参加農家戸数と販売農家戸数(1995年)

作物名	生産部会参加農家	販売農家			
	3地区合計	牛久地区	岡田地区	奥野地区	合計
すいか	38	1	16	73	90
甘藷	28	21	104	18	143
大根	23	13	31	108	152
白菜	0	6	57	43	106
落花生	0	この4作物はセンサスに詳細項目ない。 また販売農家戸数も記録に残っていない。			
メロン	13				
なし	22				
たけのこ	11				

* 作物名は【表5-2】に基づき、収穫面積の広い作物上位5位(米を除く)と

上位には該当しないが、生産部会で出荷している作物を列挙した。

** 白菜、落花生で生産部会参加農家0とあるのは、生産部会が存在していない。

*** 単位は戸数

【出典: 1995年度農業センサスより筆者が作成】

(1) 西瓜部会

西瓜部会は集出荷場を農協で所有しており、スイカやメロンを集めて東京方面を中心に出荷している。この集出荷場は奥野地区内の小坂町に立地している。スイカは市内農家90戸が市場に販売している。そのうち8割以上の73戸が奥野地区からの生産、出荷である。奥野地区のうち小坂町、島田町、桂町、井ノ岡町は高台に家が建ち並び、その家々の周辺には広大なスイカ畑が広がる。スイカは、奥野地区中心に栽培される作物であり、牛久地区や岡田地区では、大量に販売できるほどはスイカを栽培していない。スイカの集出荷体制に関しては旧奥野農協による営農目標のもと、1970年(昭和45年)より茨城県経済連による産地銘柄指定を目指し主産地化を進めており、その過程で牛久中央農協への合併(昭和47年)が行われた。旧奥野農協はスイカの集出荷場建設に関わる資金の確保と主産地化の面でも合併がプラスであると考え、合併後集出荷場の建設を行っている。また茨城県経済連で展開している銘柄野菜のブランド「惚れ惚れ」を作ってVFS構想⁽¹⁾のもと、

茨城県の青果物園芸事業を展開している。旧牛久市農協においてスイカは「惚れ惚れ」ブランドの産地銘柄指定を受けている。西瓜部会は、「惚れ惚れ」ブランドの登録を行っている栽培農家により構成されている。その結果、計画的営農に成功している。もちろん銘柄指定されたものだけでなく、「惚れ惚れ」ブランドがついていないものも「牛久のスイカ」ということで、「惚れ惚れ」ブランドと混同をさせることなく、市場に出荷・流通をさせている。スイカ栽培の展開に関しては旧奥野農協からの戦略が継続しており、現段階ではその産地化を牛久市全域に拡げていくよりも奥野地区で重点的に展開させている。西瓜部会参加農家 38 戸は、そのほとんどが旧奥野農協区域の農家で占められている。

(2)甘藷部会

甘藷部会参加農家は 28 戸であるが、ほとんどが旧岡田農協区域の農家で、そのうち 7 戸が下根集落の農家で占められている。販売農家も牛久市全体で 143 戸であるが、そのうち岡田地区は 104 戸を占めている。収穫農家数が全体で 345 戸であるのと比べると、生産部会の構成からは販売を前提とした甘藷栽培はあまり進んでいないと見ることができる。現実のところ岡田地区、特に下根集落に特化して販売が行われているのには事情がある。ひとつは早くから出荷販路を作っていた下根出荷組合が出荷に関わる協同だけでなく、新品種の試作やその統一を図って栽培していたこと、そして甘藷の品質を維持するキャリング施設を持っていることがあげられる⁽²⁾。甘藷部会の仕事は、新品種の苗を共同購入することとキャリング施設の使用について管理すること、そして規模は大きくないが農協単位で集出荷を行うことの 3 点である。

(3)メロン部会、梨部会、梨部会研究部、筍部会

メロン、梨は「惚れ惚れ」ブランドによる主産地化をめざしている。現在近隣の町村はメロンの「惚れ惚れ」の産地指定を受けており⁽³⁾、安定収入のためにもメロン部会を中心に生産計画の研究を行っていた。梨部会は収穫の時期にのみ活動する完全な集出荷部会であり、梨の場合個別出荷だと安価に流通しやすい事情があり、栽培農家はすべてこの梨部会に参加していた。梨部会研究部は、品種の選定など栽培に関わる技術協同が可能かについて 7 戸の農家で活動をしていた。筍部会も春の季節に販売用に協同集出荷を行うためのものであり、それ以外の活動はほとんどしていない。

(4)生産部会の存在しない作物－落花生、大根、白菜について－

最後に生産部会は存在しないが、牛久市における作付け面積第 2 位の落花生、第 3 位の大根、第 6 位の白菜について述べておきたい。落花生は収穫面積 13,077 アールで水稻に次いで多く作られている作物である。牛久市をはじめ周辺町村では落花生の栽培が盛んであるが、この集出荷に関しては市農協は特に取り扱わない。落花生は各農家と加工業者との間で直接売買が行われる作物であり、市内には 4 つの加工業者が存在することは先に述べた。大根の場合、収穫農家数が 771 戸あるのに対し、販売農家は 152 戸しかない。また 1 戸あたりの収穫面積も約 10 アールと少なく、ほぼ自給用に栽培している農家が多いことがうかがえる。同様なことが白菜でもいえる。白菜は収穫農家戸数 706 戸であるのに対し販売農家数は 106 戸、また 1 戸あたりの収穫面積も 7.7 アールと極端に小さい。白菜は

土地の集約性が低いことからこれも自給用で栽培している農家が大半であるといえるが、スイカの輪作により、多くの収穫をあげているところもある。

したがって特産品である落花生も大量集出荷体制をとることはなく、また収穫面積上位を占めている大根や白菜も産地化するには各農家の経営は小規模である。

2. 栽培・集出荷の態様

1. で述べたように、生産部会における主たる集出荷体制があるのはスイカと甘藷のみである。ではこの2作物の集出荷の態様はどのようなものなのか整理したい。

(1) スイカの場合

スイカはそのほとんどが旧奥野農協区域の農家によって集出荷されている。スイカは一年間でどのような作付けがなされているか。畑での作業は3月から8月までである。スイカは9月から4月の間に関しては畑を使うことがないので、その間に白菜、大根の作付けを行うことが多い。6月から8月にかけて収穫、集出荷が行われる（【図4-7】参照）。

集出荷先の選択について述べたい（【図4-8】参照）。先に述べた「惚れ惚れ」ブランドを取得し、県経済連に登録している農家はすべて市農協集出荷場に持ち込む。しかし必ずしも品質が悪いわけではないが「惚れ惚れ」の登録に参加していない農家は、集落内で結成した出荷組合を通じて出荷する⁽⁴⁾。小坂集落を例にこの出荷組合の編成と作業について示したい（【図4-9】参照）。小坂集落は集落内が7つの坪に分かれている。坪とは家同士が集住しかつその家同士の冠婚葬祭および祭礼の関係が成立している最小単位である⁽⁵⁾。出荷組合には坪内で成立するものと、いくつかの坪がまとまって作られるものがあった。昭和30年代スイカの栽培が盛んになったころ、集落内では2つの出荷組合があり、ひとつはマルサカ組合（西坪、台口坪、和田坪、荒地坪、新田坪）、もうひとつはマルシヨウ組合（下坪）である。マルサカ組合、マルシヨウ組合ともども、収穫期において組合参加農家は、スイカ畑からの運び出しから箱詰めまですべてを協同で行う体制を取っていた。スイカの収穫が他の作物と違い重労働ということもあるが、その収穫や箱詰めまで協同で行うのは、よその家の収穫物を規格、等級分けすることにもなり、非常に珍しい例といえる。さらに運送業者の手配、売り上げの分配、トラックへの積み込みなど収穫後の作業での協同性により緊密な組合の関係ができあがっていた。

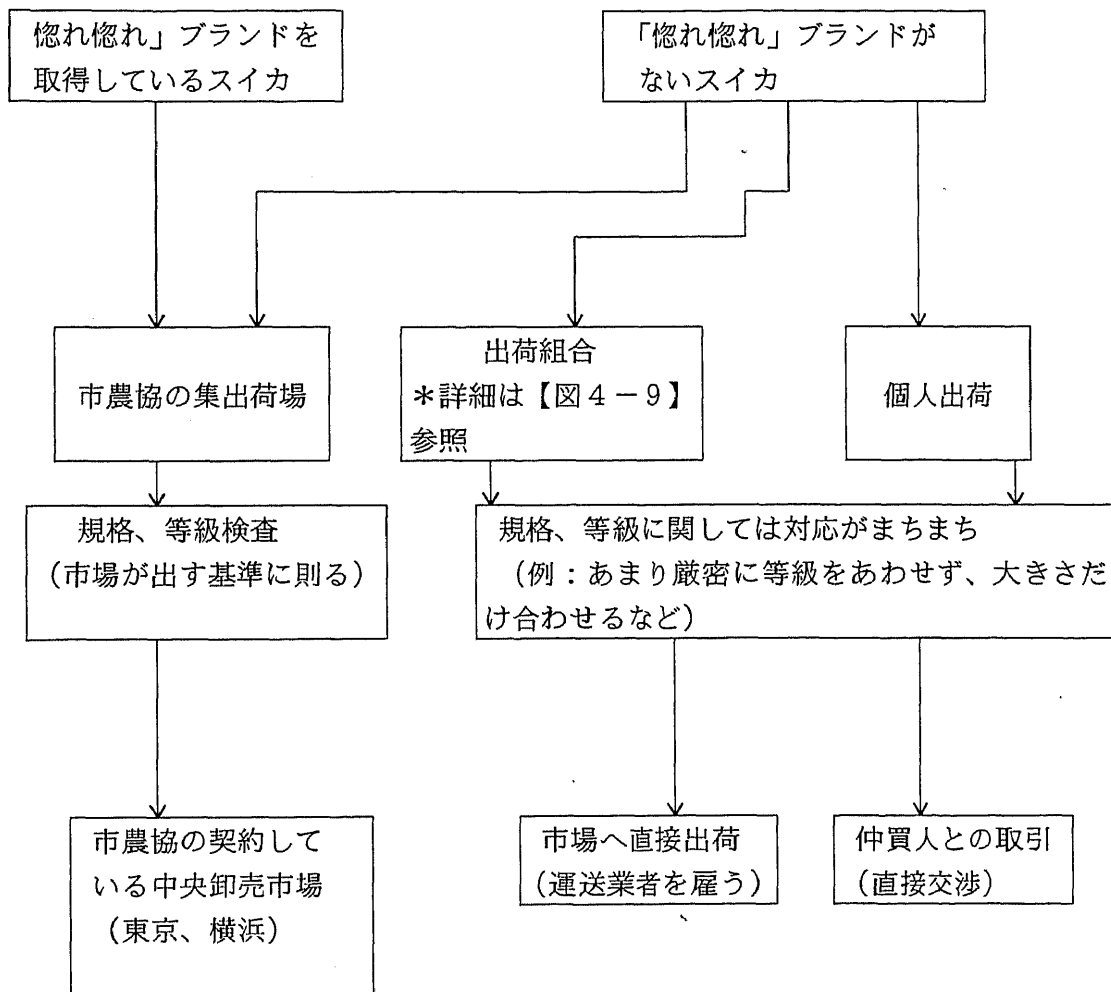
しかしマルサカ組合はそういった規格等級分けまでの協同性を維持することの難しさを感じ始めていたため、3つの出荷組合（マルサカ組合、マルジヨウ組合、マルカ組合）に分かれた。この3つは農協集出荷場が集落内にでき、スイカの主産地化の過程で農協を経由する出荷がされるようになり、出荷組合の関係は解消された。現在では「惚れ惚れ」ブランドを持っているスイカもそうでないものも市農協集出荷場に出されている。

マルシヨウ組合は状況に応じてどちらかに出荷するようになっている。マルシヨウ組合の場合、スイカ以外の出荷も協業しており、そちらの出荷はほとんどマルシヨウ組合で出し、スイカに関しては規格のよいものは農協集出荷場へ、そうでないものはマルシヨウ組合で出荷している。岡部坪にあるマルオカ組合は1970年（昭和45年）設立で歴史が浅く自然に消滅したという。岡部坪のスイカ栽培農家は、ほとんどが個人出荷で仲買人に直接販売して、市農協集出荷場には出していない。「惚れ惚れ」ブランドがないというこ

月	作業	詳細	場所
1月	①苗床の準備	① 落ち葉を集め藁、米糠、水を使って練る。発酵させることで熟を持たせる。	ビニールハウス
2月	②種まき・接ぎ芽		
3月	③定植・花付け	② 苗床にかんぴょうの種とともにスイカのためを撒く。双方の芽が出たところで、かんぴょうの双葉の間にスイカの芽を接いでいく。	ビニールハウス
4月			
5月		③ 接ぎ芽して伸びた蔓を畑に定植する。畑にはビニールのトンネルとマルチと呼ばれるビニールシートを土にかぶせる。花が咲くと受粉させる。受粉を花付けという。	畑（花付けまではトンネルとマルチを使う。）
6月	④収穫・出荷		
7月		④ 花付け後約40～50日で収穫。時期を見ながら集落単位の出荷組合、あるいは農協集出荷場に持ち込む。	畑、農協の集出荷場
8月			
9月			
10月			
11月	この時期は畑があくので、大根、白菜との輪作を行う農家が多い。		
12月			
1～4月			

【図4-7】スイカの生産暦

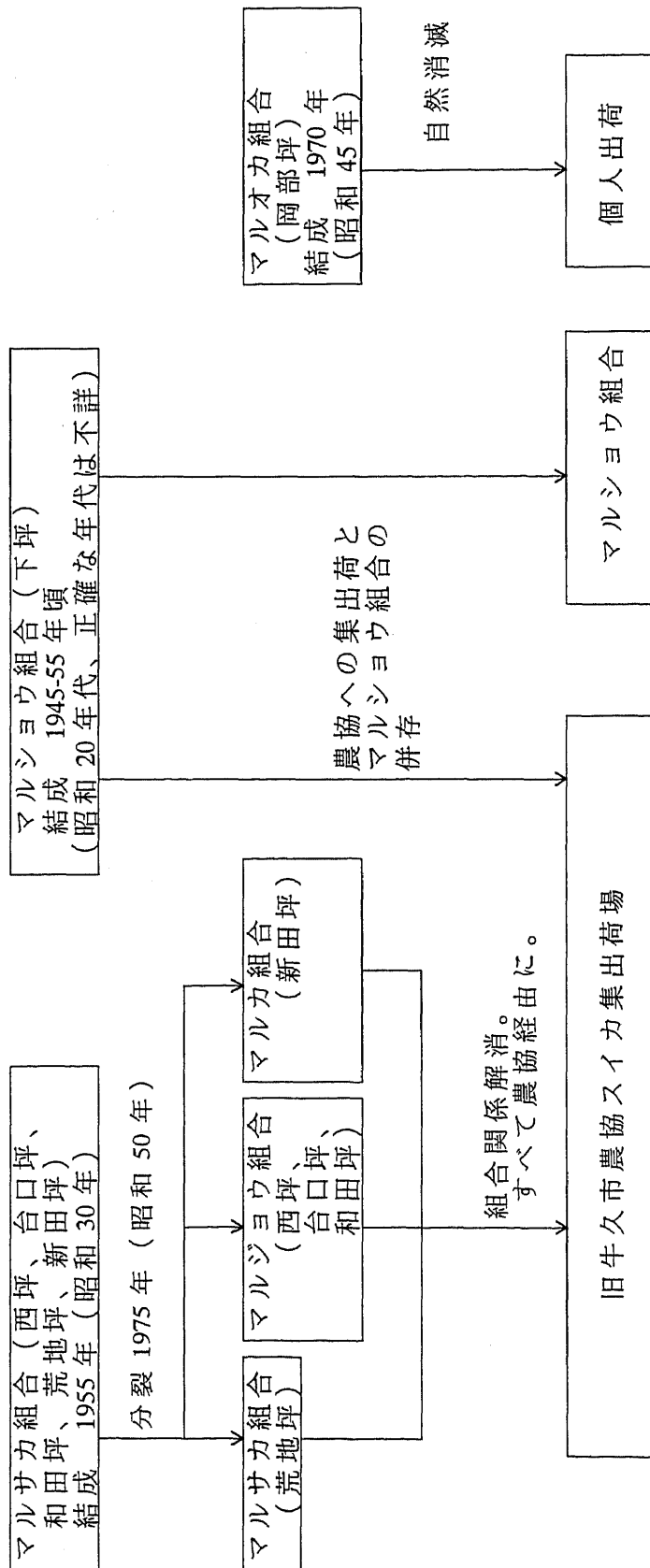
ともあるが、あまり規格、等級に左右される出荷をしたくないという点もあるようである。
つまり坪単位で形成された出荷組合による協業関係は、「惚れ惚れ」ブランドのもと営農団地化していくところと自由に出荷を選択するところというように、任意に選択されていったといえる。



【図4-8】スイカの出荷販路の選択（小坂集落の場合）

(2) 甘藷の場合

旧牛久市農協における甘藷の販売実績は決して高くない。そのほとんどが個人で仲買人に販売される。甘藷部会を通しての販売は10月から12月に集中する。農協や個人出荷ではなく、唯一甘藷の出荷組合を設立し運営しているのが下根集落である。下根集落の例お



【図4-9】小坂集落の出荷組合の変遷

よび甘藷の生産暦については第5章で詳述するとして、ここでは市農協生産部会（甘藷部会）での集出荷についてふれるにとどめる。甘藷部会参加農家は全部で28戸（1996年（平成8年）現在）でそのうち7戸が下根集落の農家である。この下根集落以外の農家21戸が10月の収穫より3ヶ月の間に規格、等級にあわせた箱詰め梱包を各家で行う。集められた甘藷のケースには生産者の名前と等級、規格の記号を入れて市農協の集出荷場に集められる。しかしこういったルートでの出荷はこの3ヶ月だけで終わってしまう。この非常に小規模な出荷体制にはいくつかの要因がある。

ひとつは、甘藷栽培農家の中に販売を前提としている農家が少ないことがあげられる。甘藷の栽培農家は市内345戸あるが、販売農家はその半分以上の143戸である。したがって半分以上は自給用レベルの少量の作付けを行っているに過ぎない。ふたつめは、出荷体制の問題である。販売農家のうちさらに少ない28戸しか農協の出荷体制に入っていない点、大量出荷の強みである市場での占有度にもつながらない。そして甘藷の販売農家143戸のうち104戸が旧岡田農協区域の農家であるにもかかわらず、甘藷部会の体制では旧奥野農協区域の施設（市農協集出荷場）に運ばなければならないという距離的な制約が出てくるなどの問題がある。これは農協合併によるデメリットともいえる。そしてみつめに、甘藷栽培の技術力があげられる。甘藷そのものは土質の栄養度が高くなくても比較的作付けの可能な作物といわれる。そういう意味で多くの農家が作付けを行うが、市場販売を前提とすると少し事情が変わってくる作物でもある。まず規格の面で甘藷は大きさ、長さがまちまちになりやすい作物であり、それらを区分して出荷するにはそれなりの収穫量がないと箱詰めしづらい事情がある。そして何よりも連作障害がおきやすい作物であり、同一品種を同一の畑で2～3年作ると育った苗は枯れやすい⁽⁶⁾。誰もが作りやすいとしても、誰もが「商品」としての利潤をあげられる作物とはいえないのである。その技術力を持っていたのは下根集落の少数の農家だけであった。よつめに、甘藷の鮮度を維持し長期的に保存させられる施設のキャリング施設が下根集落内にあることもあり、そこに甘藷を持ち込み保管する協業関係が、他集落の農家にとって組みにくいことがあげられる。こういった事情により甘藷の主産地化、大量集出荷体制は組みにくいといえることができる。

以上の点から考えて、旧牛久市農協の生産部会は総合的な出荷集団とはいえ、わずかにスイカの主産地化によるブランド化で青果市場などでアピールする以外は、各自の個人販売および各集落の出荷組合での販路に委ねられているといえる。各集落（ムラ）や坪などで築き上げてきた協業関係や個別の出荷に対しての努力と知識がどう運用させているかが重要な要素ともいえる。

一方で梨部会研究部やメロン部会のように高品位性のある作物を試作し、「惚れ惚れ」ブランドで市場に挑戦する戦略性が強い側面もある。生産部会はむしろそういった営農指導の要素を強くもつ部会であったといえる。

【註】

(1) VFS構想は、Vegetable Fruits Stationの略で、各地の農協を越えて茨城県経済連で集出荷システムを強化しようとする事業である。ここで銘柄指定を受けたならば、使用する品種も固定し、かつ栽培

作付け状況も常に県経済連に報告し、そして作付けしている畑の面積、番地も登録しなければならない。牛久市の場合、スイカがこの構想の中で県経済連に登録されていた。

(2) キャリング施設はサツマイモの収穫後水分の蒸発を最小限にするための皮と実の間を硬質化させる作業をするのに必要な施設である。この詳細については第5章で展開する。(3) 牛久市の隣市つくば市ではメロンの産地指定を1983年(昭和58年)に受けている。県経済連にとって、「惚れ惚れ」ブランドは広域に産地化されることを望んでいるが、牛久市域の場合十分な栽培面積を持っているとはいえ、産地化はこれからのところである。

(4) [牛久市史編さん委員会 1998年 pp121-123]

(5) [和田 2001年 pp86-103]

(6) 現在関東で販売用に作付けされている品種はおもにベニアズマ(紅東)であり、これは比較的連作障害に陥りにくいといわれる。このベニアズマの栽培が関東に広がりだしたのは、地域により違うが1983年(昭和58年)ころである。それまでは特定の産地でしか大規模な集出荷体制を組むことはできなかった。

第5章 大規模産地化を選ばなかったムラー牛久市下根集落の事例ー

第1節 調査地の社会的環境

1. 問題の所在

第4章で扱ったように、牛久市の農業環境は、スイカが茨城県経済連の「惚れ惚れ」ブランドを持っているものの、大規模に主産地化されているとは言い難い。産地間競争においても、先の第1章で扱った岩井市の農業環境に比べれば、野菜などの収穫物を「商品」として流通させる競争力が強いとはいえない。それでは牛久市域の農家が経済的に苦しい状況であるかという点、必ずしもそうではない。統計上目を見張る生産額、販売額をあげてはいなくても、十分な成果を上げている場合もあるのである。それは生産農家同士での協業関係を発展的に形成していく土台に、従前のムラ内のつきあいを重視しながら農業経営を安定させていくといった歴史的過程をとるものである。多層的な集落（ムラ）内の関係をもとに、収穫に関わる協業関係を作り、市場という、より大きな広がりを獲得していく過程を本章では検証したい。

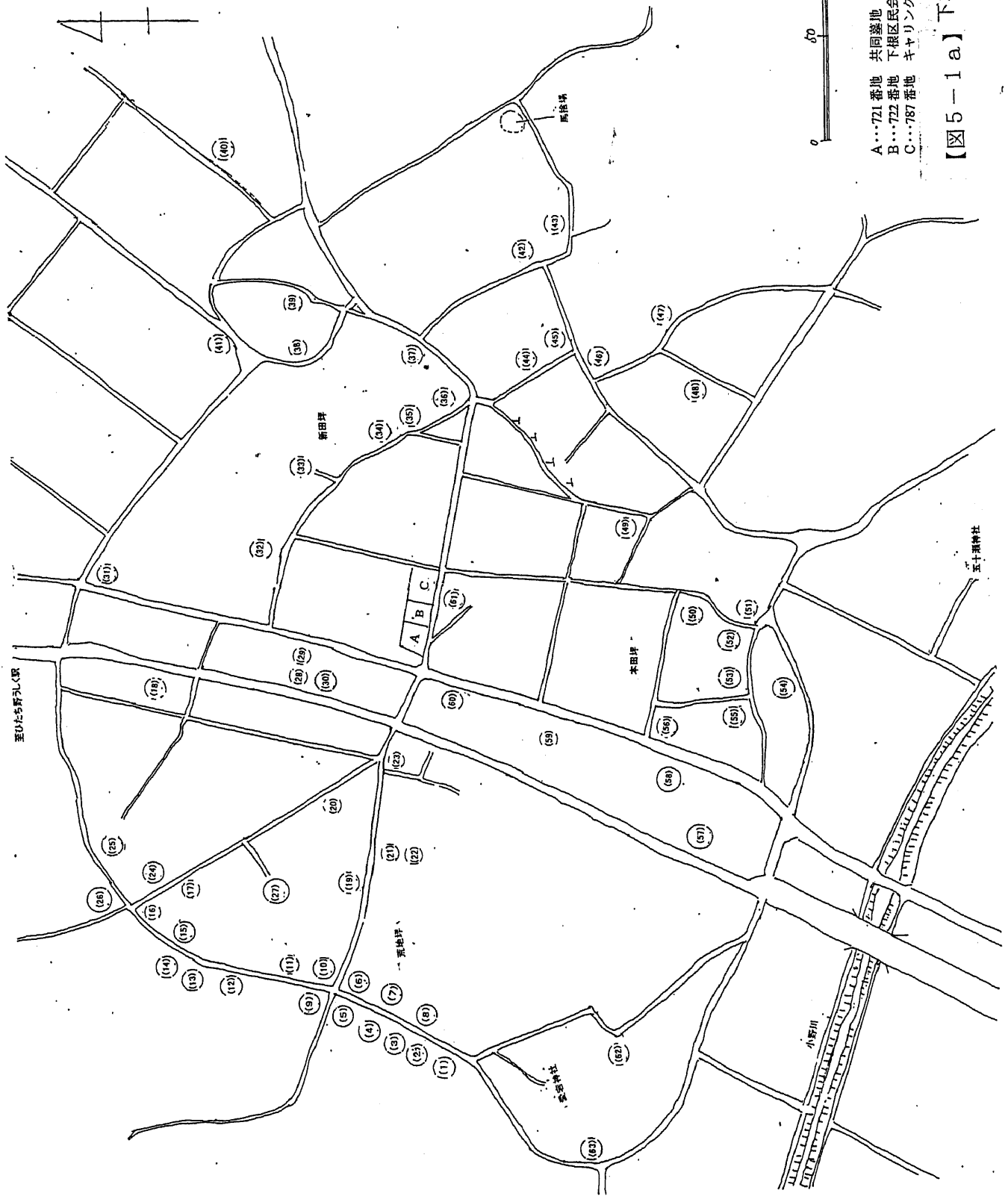
統計で語られる生産力や販売力の高さが、必ずしも理想的な農業経営を意味するとはいえないのではないかと。そして集落（ムラ）は閉じた静的な社会ではなく、動的で有機的な存在なのではないか。集落（ムラ）のまとまりから市場での評価を獲得していく戦略とはどのようなものなのか検討したい。

そこで本章では甘藷栽培・収穫・出荷の協業関係を組み、一定の成果を上げていた下根集落の事例をもとに検討したい。牛久市域において甘藷の生産状況は第4章で示したように、作付け・収穫している農家は多数あるが、販売を前提にしている農家はさほど多くない（【表4-3】【表4-4】参照）。そして販売農家についても旧岡田農協区域の農家が圧倒的に多い。その中でも下根集落は顕著な成果を上げている。「マルシモのイモ」といわれ、市場での高い評価は、市域にある他の甘藷栽培農家と比べても群を抜いている。下根集落の甘藷農家が高評価を得た背景やそれをもたらしたムラ内の関係性について検証していくことにする。決して大きな産地にはならなかったが、高評価を得る作物を作り続けた農家同士のつきあいとその歴史を考察する。

2. 下根集落の成り立ち、世帯の構成

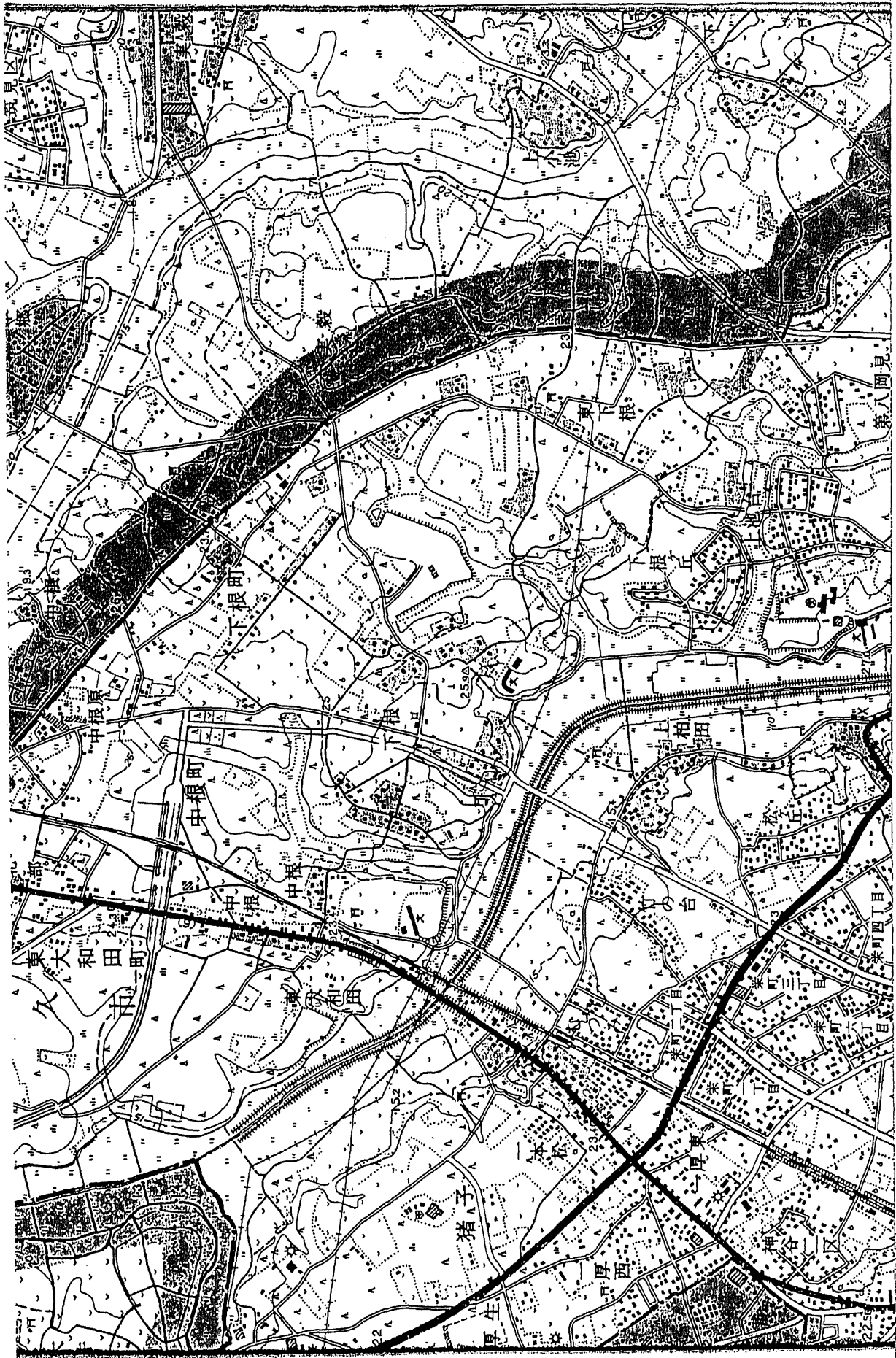
ここでは下根集落の歴史的概観と世帯構成を示したい。下根集落は集落戸数63戸（1994年現在）であるが、言い伝えによると文化年間（1804年～1817年）に約20戸の家で始まったと伝えられる。しかし1913年（大正5年）に刊行された『稲敷郡志』によると、1689年（元禄2年）酒島村から分村し、現在の下根集落の原型である下根村ができたこととある⁽¹⁾。

下根集落は高台に立地する集落で、家の並びが環状に並ぶ特徴を持つ（【図5-1a, b】参照）。環状の集落を南北に2本大きな道路が通っており、東側の道路は旧道で西側の道路は1993年（平成5年）に開通したものである。この道路は、新しく近隣にできたJR常磐線の新駅「ひたち野牛久駅」⁽²⁾を経て隣市である土浦市へ向かい、JR常磐線



A...721 番地 共同墓地
 B...722 番地 下根区民会館
 C...787 番地 キャリング施設、集出荷場

【図5-1 a】下根集落地図



【图 5-1 b】 下根集落周辺地形図

土浦駅前に通じる予定である。高台に立地し環状に集落が成り立っている状況を『新編常陸國史』では「小名ヲ本田、新田、荒地、中内ト云ヘリ」⁽³⁾と記している。「本田、新田、荒地」はツボ（坪）と呼ばれている。この3つの坪を単位にしたツボツキアイが存在する。また「中内」と呼ばれるところは環状の集落のど真ん中にあたるところで、集落の中でもっとも高台に位置し、ここに甘藷畑が一面に広がっている。集落を南に下ると小野川が東西に流れ、川沿いは水田である。現在は水田の土地改良事業が完了し、灌漑施設も整えられ整然と区画された水田であるが、もともとは高台の集落からしみ出てくる湧き水で灌漑を行っていた。この湧き水のことをネスイ（根水）と呼んでいた。この小野川沿いの水田が並ぶ中に五十瀬神社が立地する。下根集落は五十瀬神社の他に愛宕神社がある。愛宕神社は荒地坪内にある下根保育所の隣に立地する。五十瀬神社では夏の祭礼が、愛宕神社では秋の祭礼が行われる⁽⁴⁾。寺院は現在存在しない。明治の終わりごろまで本田坪の中にあつた普門院という寺が火事で焼失して以降、寺を再建していない⁽⁵⁾。そして葬式は神葬祭である。神葬祭になったいわれは定かではないが⁽⁶⁾、ふるくからの家々はすべて神葬祭である。

下根町は本章で扱う下根集落以外に東下根集落と下根ヶ丘の合わせて3つの区域で成り立っている。東下根集落は明治の初期、下根集落の雑木林であつたところを、遠くは徳島県からまた県内では結城郡、猿島郡などから移住してきた人が開拓した集落である。下根集落から見れば、東下根集落は原野であつたところを開拓された新しい集落であり、ハラツパ（原っば）とかシモネハラ（下根原）とよび、さほどつきあいは深くなかつた。したがって別々の寄合が行われ、また現在でも別々の行政区が構成されている。下根ヶ丘は昭和40年代に団地造成によりできた住宅区域で、下根および東下根集落と深い親交はない。

3. 坪の構成、組合の構成—ツキアイの構成—

次に下根集落内のつきあいについて述べたい（【表5-1】参照）。坪の中に住む家同士はお互いを近い存在としてみており、それをツボツキアイという。ツボツキアイは大事なつきあいのひとつである。本田坪を除いて荒地坪、新田坪では坪の下に組合のつきあいが存在する。組合のつきあいは2通り存在する。ひとつは葬式やオビトキなどの冠婚葬祭の組合で、もうひとつは五十瀬神社や愛宕神社の祭礼運営での互助関係にある祭礼の組合である⁽⁷⁾。このほか、ロクドウのグループおよび納税組合のグループ分けも別々である（【表5-2】参照）。

冠婚葬祭の組合は荒地坪で4つの組に、新田坪で3つの組に分かれる。本田坪は坪全体で1つの組と見なす。冠婚葬祭の組合ではおもに葬式のとき、必ず家から2人手伝いに出なければならない。危篤、通夜、葬式のシラセから運営に関して、ロクドウ以外はすべてクミアイツキアイで行う。ロクドウだけはこのクミアイツキアイではやらない。下根の集落内に住んでいれば、香典の中に米を1人1升持っていく習わしがあり、クミアイツキアイでは2人分持っていくことからニシヨウツキアイ（二升ツキアイ）と呼ばれている。またオビトキに関わる運営では、昭和40年代までは、クミアイの家々が餅をついたりごちそうを作ったりし、また当家の親戚への連絡も行う役目を持っていた。また裏方的なことだけでなく、式典には必ず列席することもこのクミアイツキアイでは普通に行われた。現在ではレストラン、式場などの会場を借りて盛大に行うことが多く、クミアイツキアイで

【表5-1】下根集落世帯表

家番号	世帯主氏名	坪 (3つ)	冠婚葬祭 の組合 (8組)	祭礼の 組合 (5組)	庚申講 (3組)	不動講 (1組)	観音講 (1組)	道祿神講 (2組)	下根出荷組 合参加者
(1)	池田市三	荒地	荒地①組	4	A	(A)		A	
(2)	池田邦雄	荒地	荒地①組	4	A	A		A	
(3)	山越隣義	荒地	荒地①組	4	A	(A)		A	△
(4)	矢口正人	荒地	荒地②組	4	A	A		A	
(5)	山越初夫	荒地	荒地②組	4	B	A		A	
(6)	桜井利夫	荒地	荒地②組	4	A	A		A	
(7)	桜井安男	荒地	荒地①組	4	A	A		A	○
(8)	山越貫男	荒地	荒地①組	4	A	A		A	
(9)	山越博	荒地	荒地④組	5	B	A		A	○
(10)	山越清	荒地	荒地③組	5	B				
(11)	板垣志磨	×	×	×					
(12)	藤田俊道	荒地	荒地④組	5	B	A		A	
(13)	藤田静雄	荒地	荒地④組	5	B	A		A	
(14)	松本正一	荒地	荒地⑤組	5	B	A		A	
(15)	藤田武夫	荒地	荒地④組	5					
(16)	池田信一	荒地	荒地③組	×					
(17)	桜井美喜男	荒地	荒地②組	5					
(18)	桜井文雄(君恵)	荒地	荒地②組	5					
(19)	山越保	荒地	荒地③組	5	B	A		A	△
(20)	袖山和也	荒地	×	5					
(21)	松本芳雄	荒地	荒地③組	4					
(22)	飯田茂	×	×	×					
(23)	男沢明夫	荒地	×	4					
(24)	池田武	荒地	荒地③組	5	B	A		A	
(25)	蛭原兼夫	荒地	荒地④組	5	B	A		A	○
(26)	池田英明	荒地	荒地④組	5	B	A		A	
(27)	桜井文雄	荒地	荒地②組	5		A		A	
(28)	桜井照夫	荒地	荒地②組	5					
(29)	桜井重夫	荒地	荒地②組	5					
(30)	羽村富代美	荒地	荒地①組	5					
(31)	塚原保	新田	新田①組	2	C		A	B	
(32)	池田亨	新田	新田①組	2	C		A	B	
(33)	山越益	新田	新田①組	2	C		A	B	△
(34)	吉川平	新田	新田①組	2	C		A	B	
(35)	谷口英雄	新田	新田②組	2	C		A	B	
(36)	渡辺信一	新田	新田③組	2	C		A	B	
(37)	板倉はる	新田	新田②組	3				B	
(38)	谷口信夫	新田	新田②組	3				B	
(39)	相沢三次	新田	新田②組	3				B	
(40)	金井定信	本田	本田	3					
(41)	中島孝	新田	新田③組	3					
(42)	松本聡雄	新田	新田③組	2			A		△
(43)	矢口精重	新田	新田③組	2	C		A		
(44)	谷口一雄	新田	新田②組	2	C		A		△
(45)	永井薫	新田	新田②組	2	C		A		
(46)	板倉久夫	新田	新田③組	2	C		A		○
(47)	山越達民	新田	新田③組	2	C		A		
(48)	板倉勝	新田	新田③組	3					△
(49)	桧山富雄	×	×	×					
(50)	古矢吉秋	本田	本田	1					△
(51)	山越すみ	本田	本田	1					
(52)	板倉菊男	本田	新田③組	1				B	○
(53)	吉川稔	本田	本田	1					○
(54)	原千尋	×	×	×					
(55)	吉川孝良	本田	本田	1					
(56)	×本八郎	本田	本田	1					△
(57)	山越操	本田	本田	1					○
(58)	池田三郎	本田	本田	1					
(59)	平松照義	×	×	×					
(60)	佐伯真一	荒地	×	4					
(61)	木村謹吾	×	本田	1					
(62)	横田幸介	荒地	×	4					
(63)	野口清造	荒地	荒地①組	4					

* () は、現在この世帯に参加者はいないが、もともとは講集団に参加している。
 * 下根出荷組合○は現在も参加している農家、△は当初は参加していたが現在では参加していない農家。

なにかしらのテツダイをすることはないが、そのオビトキの会場には必ず招待される。

祭礼の組合は冠婚葬祭の組合から分かれ、1985年（昭和60年）に再編成されて、荒地坪で2組、新田坪で2組、本田坪はそのまま1組で構成されている。この組は五十瀬神社と愛宕神社の祭礼運営を毎年交代で行う。その年の運営を行う祭礼の組合をトウバンあるいはウワドウ（上当あるいは上頭）と呼ぶ。トウバンの中で神様が泊まる家とされる家をトウヤ（当屋もしくは頭屋）と呼ぶ。それぞれの祭礼でトウバンは5年に1回は回ってくる⁽⁸⁾。

行政班は回覧板やゴミ捨て場の掃除当番の順番を決めるなど、おもに市行政側の下部連絡組織となっているが、ほぼ冠婚葬祭の組合に重なる。冠婚葬祭の組合をもとに行政班を割り振ったが、冠婚葬祭のつきあいは別にしたいという家々一家番号⁽¹¹⁾⁽²²⁾⁽⁴⁹⁾⁽⁵⁴⁾⁽⁵⁹⁾—もこの行政班の中には入っている。

ロクドウは本田坪と新田坪で1グループ、荒地坪で1グループである。これは、例えば荒地坪で葬式が行われた場合、本田、新田坪のグループから4名がロクドウに出る。逆に本田坪、新田坪のどちらかから葬式を出すならば、荒地坪から4名ロクドウに出るということである⁽⁹⁾。納税組合も本田坪・新田坪で1グループ、荒地坪で1グループである。青色申告をするとき一括申告するグループとして、いまもこの中から世話役を出している。このグループ分けであると、ちょうど家の数が集落戸数のほぼ半分ずつになり、バランスがいいといわれている。またかつてこの単位で農事実行組合が組織されており、今ではあまりいわれないが本田坪・新田坪の方は第一組合、荒地坪の方は第二組合といわれていた。このことから単に「第一」「第二」といういわれ方がされていた。

【表5-2】下根集落における坪ごとの組合とグループ、その種類と組数

坪	冠婚葬祭の組合 (組数)	祭礼の組合 (組数)	行政班 (班数)	ロクドウおよび納税組合のグループ (グループ数)
本田	1	1	1	1 第一組合
新田	3	2	3	
荒地	4	2	4	1 第二組合

〔註〕

- * 冠婚葬祭の組合は行政班と重なるが、行政班には入っているが、冠婚葬祭の組合からははずれる家もあり、すべて同じというわけではない。
- * 祭礼の組合は新田坪、荒地坪の冠婚葬祭の組合を再編成して、祭礼だけ別の組合にした。これで新住民の中で冠婚葬祭の組合には入らないが、祭礼には参加しやすくなった。
- * 墓掘り、棺担ぎのロクドウは下根集落を2つに分け、葬式を行う家の所属するグループと別のグループから出ることになっている。納税組合もこの単位であり、かつて農事実行組合の単位であったことから第一組合、第二組合といわれていた。

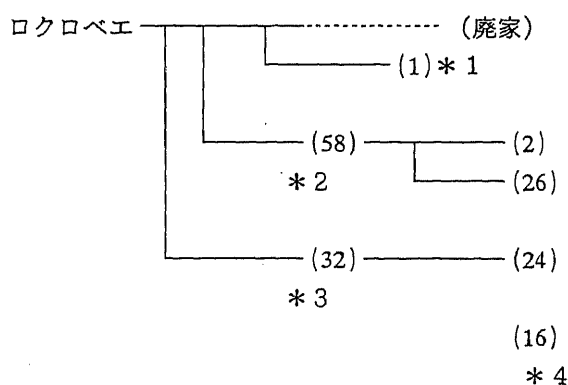
以上のように近隣のつきあいは、目的にあわせてさまざまな区分がされていることがうかがえる。本田坪に関しては葬式、オビトキ、祭礼もすべて坪単位であるが、荒地坪、新田坪に関しては目的にあわせて坪のツキアイがクミアイツキアイに細分化されているとみることができる。では荒地坪、新田坪に坪内のツキアイはないかという、イツキと呼ばれる習俗がある。これは本田坪でも同様であるが、結婚をして下根集落に嫁入りしてきたならば、結婚式とは別に坪内の主婦を集めてその嫁を披露しなければならない。その集まりと紹介の場をイツキという⁽¹⁰⁾。このイツキを行わなければ下根集落では正式に嫁入りを認めたことにはならないといわれるくらい重要なお披露目の場なのである。現在でもこれはそれぞれの坪単位で行われている。

4. 本分家関係、ムラシンセキという枠組み

(1) 本分家関係とウジガミー強固とはいえない系譜関係一

下根集落における本分家関係および親戚関係について述べていきたい。まずこの集落でもっとも古いとされている家一クサワケ（草分け）と称している一は3戸ある。その内の2戸は家番号(33)の山越益家と家番号(44)の谷口一雄家である。しかしもうひとつは池田姓の家の本家で屋号をロクロベエとあったが、大正時代に入ることになったといわれる。山越姓の家は集落内で7戸あるが、すべての本分家の関係を当事者が認識しているわけではないところに特徴がある⁽¹¹⁾。谷口姓の家々も本家の家番号(44)と分家の(35)(38)だけである。また特に本家を中心とした集まりや行事もない。

池田姓の家について、ロクロベエから分家した(32)は、もっとも古い分家といわれ、ロクロベエ家で祀っていた氏神を祀っている。同じく分出した(58)は下根集落のもっとも大きい地主であった。また(1)はロクロベエの家に奉公に上がっていた人による分家である。これら池田姓の家々で集まって祭礼を行う慣習も特にない（【図5-2】参照）。



*1……家番号(1)はもともとロクロベエ家の奉公人であったが、池田姓をもらって分家を許されたという。

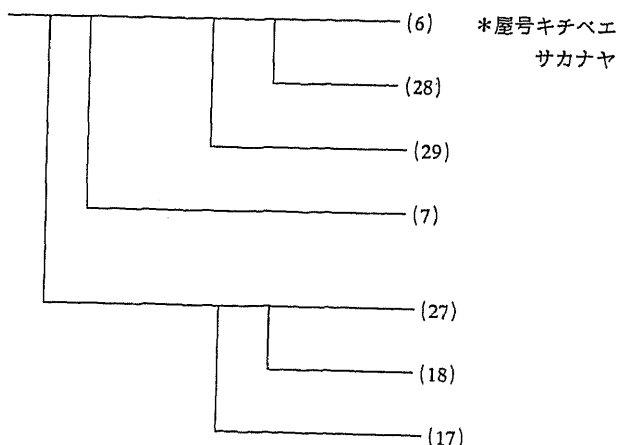
*2……家番号(58)は下根集落でもっとも大きい地主であった。

*3……家番号(32)はロクロベエ家がなくなったあと、ロクロベエ家で祀っていた氏神を受け取り家で祀っている。

*4……家番号(16)はこの系譜と無関係で下根集落への転入者。

【図5-2】池田姓の家の系譜

草分けではないが、下根集落で次に多い姓である桜井姓の家々がある。桜井家は家番号(6)が本家で、他の6戸はシntaxと呼ばれる。この7戸で行う行事は特にはないが、7戸すべてが荒地坪に居を構えており、お互いの冠婚葬祭には、たとえ冠婚葬祭の組合が違っていても必ず顔を出すようにしている。また不動講や道禄神講もみな同じグループであるが、これも必ずしも桜井姓の家々の集まりではなく、荒地坪全体でグループとなっている



* () は家番号

【図5-3】桜井姓の家の系譜

といえる（【図5-3】参照）。

このように本分家関係を基盤にした行事やさまざまな互助は、下根集落には存在しない。このことは氏神様の祀り方にも見て取ることができる。下根集落では古くからの家であればどの家にも氏神様が祀られている。氏神様は、屋敷の北側には藁奉殿が祀られており⁽¹²⁾、またひとつの家で複数の神を祀っているところも多い。たとえば家番号(32)の場合、池田家の本家で祀っていた氏神様1体と天神様2体、稲荷様1体の合計4体が祀られている。この中で本家からの氏神を祀ってはいても、特にそのことでの池田家の祭礼が存在するわけではない。また家番号(57)の場合も金比羅様と稲荷様の計2体を祀っている。これも特に山越姓の家々で共通してお祀りすることはない。

しかしながら下根集落では11月15日に行われる秋の祭礼を愛宕様の祭礼といわれるほかに、氏神様の祭礼ともいって、この日はどの家もそれぞれの屋敷内に祀ってある氏神様に米やお餅、お神酒を供える。集落全体で氏神様の祭礼を行うが、必ずしもそれが本家分家関係と関わりを持たないところに大きな特徴がある。

(2) ムラシンセキー柔軟な横のつながり

下根集落ではムラシンセキ（村親戚）という概念がある⁽¹³⁾。ムラシンセキの絶対前提は、まず同じ集落に住んでいることである。その上で本家分家関係にある、もしくは姻戚

関係である家は、必ずムラシンセキの関係であるという。同じ集落に住んでいなければ本分家関係も姻戚関係の家々もただの親戚である。そして全く関係ないと思われる家同士でもムラシンセキと呼んでいる例も多い。例えば、かつてお互いの家が同業者であったとか、赤ん坊に乳を与えてくれた家であるとか、友人関係であるなど理由はさまざまである。したがって何代も前にムラシンセキの関係になったとされる家は、その理由がわからなくなっている場合がある。そういうとき、ここでは家にある香典帳で判断する。香典帳には、先に述べた香典で持っていく米の量によってツキアイの濃さを読みとることができる。冠婚葬祭の組合の場合は2升の米を持って行くので、2升ツキアイといわれるが、ムラシンセキの場合は、それ以上の米を持っていく。米の量に決まった定量はないが、4升、6升、8升と偶数の数字が出てくる⁽¹⁴⁾。この数字を見て、お互いの家同士がムラシンセキであると認識することも少なくない。ムラシンセキはとても重要なつながりとされており、何か問題が起こった場合、ムラシンセキの家―それは必ずしも本分家関係の家とは限らない―に相談に行くという家も多い。

5. 寄合・部落集会の運営方法

下根集落での決め事はどのように行われているのか。先に述べた行政区は下根集落にほぼ同一にかぶせられており、かつては寄合もしくは部落集会と呼んでいたが、現在では下根区行政区会が正式名称である⁽¹⁵⁾。寄合は年に3回行われる。もっとも大事なのが新年の集まりである。そして五十瀬神社の祭礼が行われる7月に1回、愛宕神社の祭礼が行われる11月に1回である。それ以外でも緊急を要する場合は集められることがある。通常、世帯主が寄合に参加する。

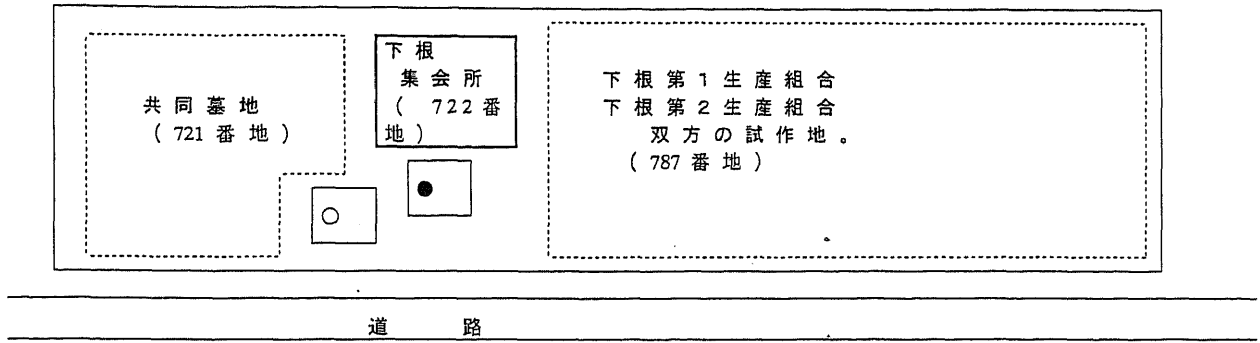
新年の集まりでは区長1名、副区長2名、評議委員10名を選出する。さらに評議委員の中から議長1名と副議長1名を選出する。区長、副区長に関してはひとつの坪からの2人選出を避け、それぞれの役職を荒地、新田、本田の順に改選ごとに選ぶようにしている。また評議委員も最初から坪ごとの人数が決まっているわけではないが、ひとつの坪に重ならないように選出される。評議委員は、集落全体での集まりをしなくても、この10人が集まって決められることは決めてしまう。市からの要請に関しては、重要性が薄ければ、ほとんどこの評議委員で済ませてしまうことも多い。また評議委員を経験したことのない人は区長、副区長になることはない。また旧牛久市農協の理事が改選のときは、この新年会で候補に相応する人を相談して決める。区長は基本的に重要事項を決めるこの3つの寄合に関しては議長となり進めていく。副区長は書記、会計を兼ねる。祭礼前の寄合は重要で、祭礼組合の当番、そして当屋と十分な打ち合わせを行い、祭礼の流れ、費用の使い道など全体に公開する形で進めていく。

このように区長、副区長といった役職者を一定の坪に偏らないように選出し、また評議委員がほとんどの議決事項を協議して決めるという方法をとっている。また評議委員を経験したことのない人が区長、副区長になることはないなど、役職の重要度も認識されている。そして祭礼の運営や役員の選出といったものは公開度を高くして決められる。

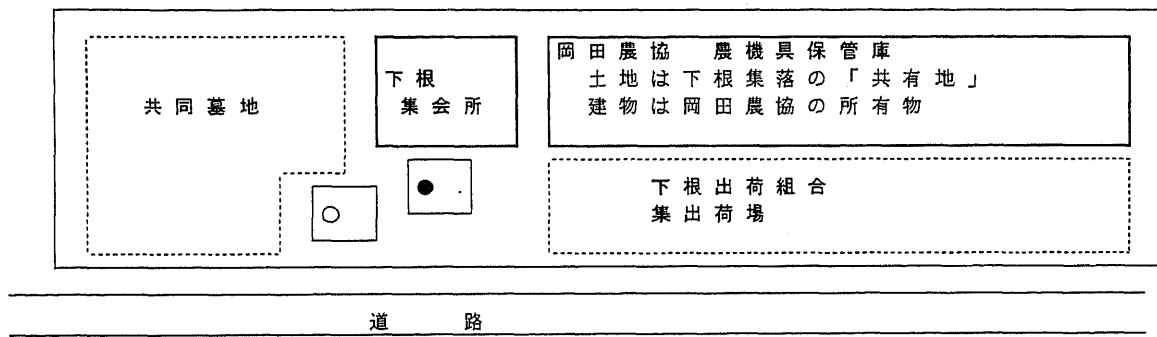
6. 「共有地」―所有の変遷が著しい―

下根集落では協同で利用されている土地がほぼ1ヶ所に集まっている。その「共有地」

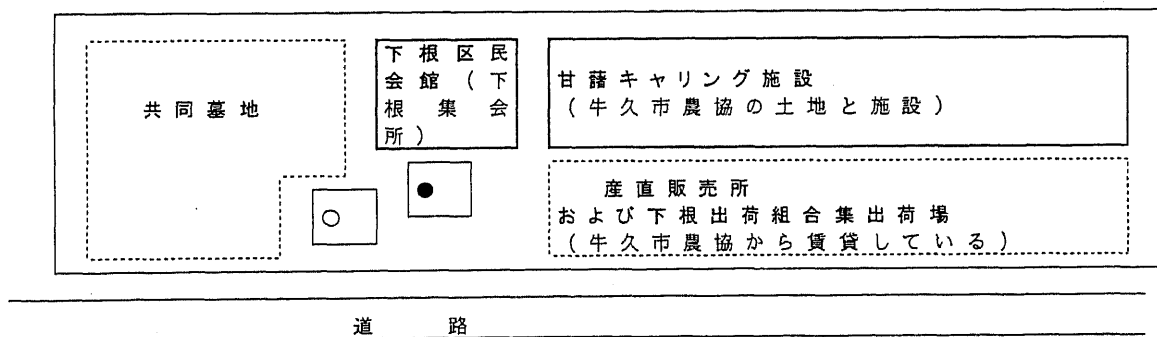
① 昭和 23 年（農地改革での払い下げ）～ 35 年まで



② 昭和 35 年（試作地の廃止）～ 47 年



③ 昭和 47 年（787番地の売却）～ 現在



* 甘藷キャリング施設は牛久中央農協合併の折に農機具保管庫のある土地を売却。その後農機具保管庫は別の場所に移り、その残った建物の中にキャリング施設を作った。したがってキャリング施設は登記上建物も土地も農協のもの。
 * 産直販売所は 1995 年（平成 7 年）から集出荷場と併用
 * 下根集会所（旧建物）は 1985 年（昭和 60 年）まで。以降は下根区民会館（新建物）と名称も変え、建物も新しくなった。

（凡例）
 ○ …… 弘法大師堂
 ● …… 御飯屋

【 図 5 - 4 】 下根集落「共有地」の変遷

の概要を説明したい（【図5-4】参照）。現在共有地となっているのは、下根区民会館周辺の土地、五十瀬神社および愛宕神社の敷地、共同墓地2カ所である。下根区民会館周辺の共有地に関しての歴史的経緯は後述するが、ここではまず現況における共有地の使われ方を説明したい。

【図5-4】の③では、「○」が弘法大師を祀っているお堂—以下大師堂と記す—で、「●」が五十瀬神社の祭礼のときに運んでくる御神輿を安置させる御仮屋—以下御仮屋と記す—である。御仮屋は文字通り祭礼のときに仮設で造る建物であるので常設ではない。7月28日に運ばれてきた御神輿は一晩置かれるが、そのとき下根消防団が夜を徹して見張りをする⁽¹⁶⁾。また大師堂は下根集落のみならず近隣地域に多数存在する。それらを巡礼していく回り大師と呼ばれる行事も下根のみならず近隣の人々により行われていた。共同墓地は2カ所で、下根区民会館西側に1カ所、そして道路を隔ててもう1カ所ある。下根区民会館は寄合や祭礼の宴会を行う場所となっている⁽¹⁷⁾。甘藷のキャリング施設は2001年末までは旧牛久市農協の土地所有であった。現在は広域合併した龍ヶ崎農協の所有となっている。

農協の所有地になる前は、土地は下根集落から岡田農協（当時）に貸し出す形を取っていた。このキャリング施設の前に広いスペースがあり、そこに簡易のビニールの屋根を張ったところが産地直売販売所であった。ここでは毎週月曜日と金曜日に畑で取れた野菜を販売するようになっていた。また甘藷を出荷する下根出荷組合の集出荷場としても利用されていた。このようにこの周辺はさまざまな利用がなされているスペースといえる。

今はなくなったがかつての共有地として、現在牛久市運動公園近辺に馬捨場があり、馬だけでなく牛もここに埋葬されていた。石碑や墓石はないが、毎日のように線香は絶やされることはなかったという。

以上下根集落のつきあいを中心に社会的環境を概観してみた。この中でいえることは坪の中のつきあいやさまざまな組合のつきあいが重要な意味を持っており、本、分家関係はさほど強固な関係であるとはいえない。そのかわりムラシンセキと呼ばれる関係が本、分家関係を包含しながら近しいつきあいを形成している。この関係も同じムラ（集落）に住むという第一前提があれば、比較的柔軟にその関係を組むことができる点、地縁的なつながりを重視している集落であるといえる。このようなムラ（集落）という枠組みがありながら柔軟に組まれる関係は、さまざまな協業関係を形成し発展させる素地を持っている。この点について、次節では甘藷をめぐる協業関係が、この集落の特性のもとで形成、発展していく過程を示していきたい。

【註】

(1) [野口如月 1913 p79]。酒島村はこの分村後、下根村、東大和田村、中根村に分かれた。酒島村という名称の由来は下根集落にいくつか語り伝えられている。現在の五十瀬神社のある場所に古井戸があり、その井戸から酒が湧いて出たところから「酒島」の名称がついたというものや、また別の言い伝えではこの神社の近くに寺があり、その住職が作ったどぶろくや酒粕を井戸に捨てたら、しばらくその井戸から酒が湧いて出たというものもある。この湧いてきたお酒が村の人々の安らぎを与えたが、

夜盗がこの古井戸に居座ったために酒がかれてしまった。その後そこに神社を建立し、村の神様になったというものである。現在そこには五十瀬神社とともに、「酒島村霊泉碑」が建立されている。

(2) JR常磐線ひたち野牛久駅は1998年(平成10年)3月に常設の駅として開業した。もともとこの駅は1985年(昭和60年)に開催された筑波万博の際に作られた臨時駅「万博中央駅」敷地跡に作られた。万博閉会後取り壊しの予定であったが、牛久市と住宅都市整備公団(現在の都市基盤整備公団、以下住都公団と略す)が共同で国鉄(現在のJR東日本)から駅舎を買い取った。牛久市はこの万博中央駅を常設の駅として営業することを求めたが、国鉄がそれを渋った。そのためこの周辺の方譲住宅地開発を進め人口の増加見通しが立った時点で再び払い下げられるように、宅地開発が進められた。このニュータウンの名は「人人ニュータウン」といい、そのパンフレットにはこの事業完成後牛久市内だけでも人口21000人の増加を見込んでいる。人人ニュータウン構想により下根集落も一部土地を住都公団に売却、そしてそのニュータウンと牛久市の市街地を結ぶ道路として、下根集落を南北に貫く道が造成された。下根集落もこのニュータウン構想により大きな変化の波を受けていることになる。

(3)〔千ヶ崎桑之助 1894〕

(4) この祭礼に関する詳細は〔牛久市史編さん委員会 1996 pp26-32〕に、またこの祭礼とつきあいの関係については〔和田 2001 pp86-103〕に詳述した。

(5) この点の真偽は確認しづらいが、普門院の寺の僧が、不真面目であったため追い出されたという伝えられ方もある。普門院なきあと、お寺に関わることで僧に来てもらうときは、土浦市永国町にある大聖寺にお願いするという。普門院が明治の終わりごろまであったとしたのは、この普門院で寺子屋が開かれていたとき、子どものころそこに通ったという老人の年齢(1873年(明治6年)生まれ、故人)から考えてのことである。

(6) 下根集落で語られるとき、この普門院消失のあと神葬祭になったといわれるが、真偽のほどを定かにすることはできない。しかし神葬祭を行う家々であっても、仏壇が必ずあり、たとえば盆のときにこの仏壇に注連縄を張るといったことも行われている。また神主に葬式の司祭をしてもらって共同墓地に埋葬し神主が帰ったあと、再び埋葬場所に葬式参列者が数珠と線香を持って集まってお経を自分たちで唱えるという。

(7)〔和田 2001 pp88-102〕。この祭礼の組合は当初存在せず、すべて冠婚葬祭の組合ひとつで行っていた。しかし、葬式や子どもの祝い(オビトキなど)ではあまり周りに気を使いたくないが、祭礼には参加したいという人が、新しく下根集落に住むようになった人から出始め、このような組合の再編成を行った。

(8) 当屋はその組合の中で家継ぎ順に回っていく。しかし祭礼の当屋は昔から住んでいる住民でないとなることはできない。新住民は祭礼の組合に参加し、トウバンになることはできるが当屋にはなれない。神様の泊まる家にはよそから来た人の家に泊まらせるわけにはいかないという考えからそのようなになっているという。

(9) ロクドウは墓の穴掘りおよび葬家から共同墓地まで棺桶を担いで歩く役目である。

1993年(平成5年)までは、土葬で埋葬されていた。すべて火葬にならなかったのは、牛久市内に火葬施設がなかったためで、近隣の土浦市、竜ヶ崎市、藤代町、取手市に遺体を搬送せねばならなかった。そのため市街地化されていない地域において、埋葬場所を限定して土葬が許容されていた。しかし現在牛久市内にも火葬施設が建設されたため、すべて火葬で埋葬される。したがってロクドウの仕事も棺桶分の穴を掘ることから骨壺分の穴を掘るものになってきた。

(10) イツキに出席する坪内の女性は結婚などのお祝い金相場の半分から3分の2を持参する。また紹

介の場では酒肴も出され、最後には蕎麦が出されてお開きであった。蕎麦は「長くつながりますように」という意味があるとされた。

(11) 個々の関係では本分家関係は認識されている。たとえば荒地坪にある家番号(10)から(8)(9)が分家したといわれているが、(8)(9)どちらが先に分家したかは伝えられていない。またこれらの3戸が新田、本田坪にある山越姓の家々とどう関係しているのか、当事者たちは認識していない。しかしおたがいムラシンセキであるという認識は持っている。

(12) 藁奉殿は毎年作り替えられていた。ほとんどの家が秋の愛宕神社の祭礼のときに作り替えるか、もしくは正月前に作り替えるかである。また例外として家番号(34)の吉川平家では夏の祭礼である五十瀬神社の祭礼(7月28日)に作り替えるというところもある。しかし最近では石祠にする家も多くなり藁奉殿の必要性もなくなってきている。

(13) [牛久市史編さん委員会 1996 p25, p101, pp186-187]。下根集落もさることながら隣接している他集落においてもこのムラシンセキという概念は存在する。どの集落も本分家関係や姻戚関係を越えており、かつ血縁である必然性もない点、共通性がある。

(14) 4升以上のツキアイでもっともツキアイが濃いとされる場合、その家は葬式の際、重箱に赤飯をつめて持っていく習慣がある。これをホカイ(行器)につめて持っていくところからホカイノツキアイという言い方をする。

(15) 市役所の言葉としては行政区会であるが、そのような呼び方をする人は下根集落にはあまりいない。行政区での決め事も行うが、ほとんどが下根集落内における寄合と変わらないので、ほとんどの人が寄合と呼んでいる。

(16) 下根消防団団員全員が下根区民会館に泊まり寝ないで見張りをするが、見張りとともに消防団団員による酒宴を行う場にもなっている。

(17) 五十瀬神社も愛宕神社も祭礼の宴会は、当屋の家で行われていたが、集会所が建て替えられて現在の下根区民会館になったときから、この場所で行われるようになった。

第2節 ひとつの「共有地」からの始まり

－青年会活動から出荷組合結成をめぐる協業関係の成立－

下根集落は、甘藷の高い作付技術と出荷・流通に関わる協業関係を持つ、市内でもぬきんでた集落といわれている。こういった協業関係は青年会活動から萌芽し形成されてきた歴史的背景を持つ。ここではきっかけとなった下根集落における「共有地」の利用と戦後の青年会活動を通して、甘藷をめぐる協業関係が成立した経緯について述べたい。

1. 岡田村青年会の活動－産業部の活動を中心に－

岡田村青年会は1946年（昭和21年）に新たな組織として再出発したが、その前身は岡田村戊申青年会で1909年（明治42年）に設立された⁽¹⁾。ここではまず戦後の青年会活動の実態をまず示したい。岡田村青年会は、本部に事業部をおいて6つの部会を編成していた⁽²⁾（【図5-5】参照）。この中の産業部が営農と関わる活動を行っていた。

産業部の活動はおもに3つある。ひとつは農産物品評会への参加活動、ふたつめは茨城県立農科大学（当時）への夏期研修参加、みつつめは農事試験場への視察である。その中でも農産物品評会の活動は積極的なものであった。農産物品評会－以下品評会と略す－は毎年10月の下旬から11月の上旬あたりに行われる岡田村公民館の文化祭行事のひとつである。品評会は公民館、岡田村農協、岡田村青年会の共催という形で行われていた。品評会は別名立毛品評会もしくは立毛競技会といわれ、各種農産物を出品し、その出来具合を点数化し、そしてそれをグループ単位で集計し競うものである。競争は各作物ごとに行われ、米、大麦、小麦、大豆、柿、白菜、大根、牛蒡、芋類ごとに1位は会誌にグループ名、集落名が掲載される。

参加グループがどのように分かれていたのかを示したい（【表5-3】参照）。産業部におけるグループ分けは、集落単位、坪単位、北側、南側などで分けられており、グループ名称は生産組合と呼ばれていた。生産組合は26あり、それぞれのグループごとに試作地を作り、そこで新品種やまだ作ったことのない作物を試し植えしていた。ここで収穫されたものは品評会で他の生産組合と競合することになるので、新手のものを作るか、あるいは集約性の高い作物の品種を出すかなど対抗心を持ちながら参加したという。生産組合で収穫した作物の売り上げは独立採算方式で、支部や本部での運営資金ではなく、作付けした人たちによる頭割りで配分されていた。

では下根集落では、生産組合はどのように運営されていたのか。下根集落にはふたつの生産組合があり、正式な名称は下根第1生産組合と下根第2生産組合といわれていた（以下第1組合、第2組合と称する）。1954年（昭和29年）の段階で、第1組合の参加者26名、第2組合の参加者は21名である。第1組合は荒地坪に住んでいる会員で、第2組合は新田坪、本田坪に住んでいる会員で構成されていた。組合は2つに分かれていたが、試作地は2つの組合で協同で使用していた。

この土地は下根集落の「共有地」という認識のもと使用されている⁽³⁾。共同墓地に隣接する土地（722番地）は家番号（58）より払い下げられ、下根集落の全戸世帯主の連名で登記されている。下根集落では寄合を行うための新しい建物を建設したい意向があり、そこに集会所を建設した。さらに、隣接する787番地の畑が青年会員に貸し付けられること

本部 (岡田中学校)	(会長1名)(副会長2名)(理事長1名) (常任理事1名)(理事4名)
---------------	----------------------------------------

(事業部)

学術部	(部長1名)(副部長2名)	←
会員の教養、講習会、文庫設置、視察、優良会員、善行者の表彰など		
産業部	(部長1名)(副部長2名)	←
共同試作、品評会、公共作業奉仕、共同貯金、共同炊事など		
体育部	(部長1名)(副部長2名)	←
運動会、競技会、球技会、遠足旅行等		
文化部	(部長1名)(副部長2名)	←
演芸、講習会、講演会、その他各般の文化事業等		
編集部	(部長1名)(副部長2名)	←
会報、その他発行物の編集、発刊等		
家庭部	(部長1名)(副部長2名)	←
料理講習会、栄養指導等		

各支部から各部へ2名ずつ
役員を出す。

支部構成 (支部長1名)(副支部長2名)	
第一支部	大字柏田 (女化、神谷を除く)
第二支部	大字下根 (東下根を除く)、大字東大和田、大字中根
第三支部	大字猪子
第四支部	東下根
第五支部	大字岡見
第六支部	大字上太田、大字結束
第七支部	女化
第八支部	神谷

【図5-5】岡田村青年会の組織構成

(出典：『岡田村青年会報』第6号 1948年。および筆者の聞き取りによる)

【表5-3】岡田村青年会産業部における品評会のグループ分け

生産組合名	大字	単位となっている領域
上柏田	柏田	集落ごと
中柏田		集落ごと
下柏田第1		各坪ごとにグループ分け
下柏田第2		
下柏田第3		
下柏田第4		
下柏田第5		
神谷第1		北部を第1, 南部を第2で区切った
神谷第2		
女化		集落ごと
猪子	猪子	集落ごと
一本松		集落ごと
厚生		集落ごと
東獺穴	東獺穴	集落ごと
大中	東大和田、中根	東大和田、中根の南部
大中北部		東大和田、中根の北部
東下根	下根	集落ごと
下根第1		第1は荒地坪、第2は新田坪と本田坪に分かれる
下根第2		
岡見第1	岡見	坪ごとにグループ分けする
岡見第2		
岡見第3		
岡見第4		
岡見第5		
上太田	上太田	集落ごと
結束	結束	集落ごと

(出典：『岡田村青年会報』第13号 1954年より筆者が作成)

になった。それは1949年（昭和24年）のことである。貸し付けられた土地は10代後半から20代後半にあたる人たちによる営農に関わる研究の場でもあった。そこで作られたものは大麦、小麦、大根、白菜、大豆、甘藷といったものであり、特に甘藷はさまざまなものを試したという。下根の2つの生産組合は、昭和25年度品評会においては第2位（第1組合）、第3位（第2組合）と入賞している。第1位は上太田生産組合に譲ったものの、もともと内実では2つの生産組合に分けての活動ではなかったため、実質的には第1位相当の成績ともいえよう。下根集落の2つの生産組合は出品品目数が多いことに加えて、それぞれの品種においても高得点であったことにより、上位入賞につながったといえる。第1組合、第2組合の甘藷の出来上がりは他生産組合と比べても相当よい仕上がりであったという⁽⁴⁾。

この評価の高かった甘藷は2通りの方法で現金化された。ひとつは隣の集落（現在猪子町）にあるでんぷん工場に直接売り渡す方法で、もうひとつは仲買業者に直接売り渡される方法である。前者は直接の食用というよりもでんぷんの保有量（歩留まり率）が高い品種を売り、後者は生食用を目的とした品種で、隣の集落に店を持っているイモヤと呼ばれる仲買業者に売り渡していた。牛車か馬車でやってきて俵詰めした甘藷を直接売り渡し、その場で直接換金された。収益はホネオリと呼ばれ、2つの生産組合参加者一つまり岡田村青年会第2支部内の下根に住む会員一の遊興費も含めた運営資金として使われた。

2. 下根出荷組合の結成

さて1955年（昭和30年）をこえて、青年会活動をしていた会員すべてが結婚、退会し、それぞれの家で農業を営む働き手となってきた。このころより青年会における試作活動も下火になってきていた⁽⁵⁾。試作地の使用があとの世代に継がれなくなり、試作地の別利用が検討されるようになってきた。そこで敷地の北側半分の畑をつぶし、岡田農協（当時）に貸し出された。岡田農協は当時、農機具の貸付を前提とした保管庫—以下倉庫と称する—建設を検討しており、下根集落の試作地跡を借りて倉庫を建てることになった。土地は下根集落の「共有地」のまま、建物が岡田農協の所有という形態をとった。賃貸費は下根集落の方に支払われていた。

そして試作地の南側半分はそれぞれの家で作った野菜の協同出荷を行う場として利用することが話し合われ、梱包した野菜を持ち寄る集出荷場を作った。筍、ゴボウ、人参、白菜そして甘藷などあらゆる作物を第1組合、第2組合は協同出荷を試み、直接近隣の青果市場⁽⁶⁾に持ち込んだ。しかし当時直接市場に持ち込んだ人の話を聞くと「あまりまともに相手にしてくれなかった」という。作物の種類は多いが、出荷量が十分な量でないことが要因であったという。そこで、2つの生産組合を統合し集落で一本化すること、いろいろな野菜の集出荷も扱うが、甘藷を中心とした組織にすることが話し合われて下根出荷組合（マルシモ、以下マルシモと称する）が結成された。1960年（昭和35年）のことである。マルシモの参加農家は当時15戸であった（【表5-1】右欄参照）。すべてが昭和20年代試作に関わった人たちで年齢も20歳代後半から30歳代の人たちが中心であった。甘藷を中心とした出荷組織の再編は、まとまった出荷量を見込め⁽⁷⁾、かつ販路の確立に見込みをもつことができた。

マルシモの主力販路は、特定の仲買業者への販売であった。この仲買業者は先の試作時

に販売したイモヤである。イモヤは北海道、東北といった、この当時甘藷の作付けが非常に難しい—つまり作物が市場に出回りにくい—といわれた地域を専門に販路を持っていた。需要は十分にあり、マルシモの運営は安定したため、ほぼすべて甘藷専門の出荷組合に変わっていったという。

集出荷に関しての協業関係から再びさまざまな品種を試し、品種の統一を図ることも考えられ、農林試験場からいろいろな品種の種芋を買ってはマルシモの農家で試作を継続していた。

このように甘藷に特化した形で試作集団の第1組合、第2組合は統合され、マルシモは販路の確保もでき、かつ新品種への取り組みも試作集団であったときと変わらず軌道に乗せることができた。「共有地」の東側（787番地）は、試作地からマルシモの出荷場へと変わり、協同で何らかの作業を行う場を保ち続けていったのである。

ここで戦後の青年会組織で行われた農業技術の体得が、いかに集落内の社会に影響を与え、その社会の中で協業関係が展開されていったかを整理しておきたい。

青年集団による生産技術の向上と村落社会の再編成との関係は、これまでの研究の中でも多く指摘されている。例えば江守五夫は地方改良運動における矯風組織としての青年集団の活動例として、個別的利害関心を排除し、村民の政治的エネルギーを動員するため年齢階梯組織が再編された例を分析している〔江守 1976 pp373-398〕。地方改良運動という政府レベルの政策の中で、同世代集団と階層組織—年齢階梯組織—を活用することにより、村落社会の中における協同力を喚起した点を、江守は明治国家と自然村的村落社会との関わりの中で述べたものである。同世代集団が、いかに協同意識を喚起しかつ発展させる集団であったかという江守の指摘に基づいて、下根集落の事例を考えたい。

青年であった参加者たちは、第1生産組合、第2生産組合で試作という作業を通じ協同性を結集させながら、品評会で他集落との対抗心を持ち競技性を伴いながら活動してきた。この段階においてはきわめて親睦的集団であったが、彼らが壮年になったとき、このとき持ち得ていた技術と集出荷に関わる試行錯誤を協同で検討する母体として、2つの生産組合が統合され拡充していったのである。同世代集団が、自分たちの住むムラ社会—下根集落—においても責任のある年齢になったことで、販路の拡大や品種の選定へと協業関係を広げていく役割を果たしたといえよう。

また「共有地」という場の問題も重要である。試作地という場が集出荷場になり、その場所が寄合の行われる集会所や、祭礼では御飯屋の建てられる重要な場に並んで立地している。これは当時マルシモの参加者が寄合や祭礼でも中心的な世代になってきており、出荷場はいわゆる集落（ムラ）の問題として認識される対象になりつつあったと見ることができる。

【註】

(1)〔東敏雄 2001 pp835-854〕。この初期の青年会活動では、農会の活動と青年会の活動が非常に密接であった、と指摘されている。営農活動で青年会の活動と関わりながら発展していった経緯は太平洋戦争後、新しい会としてスタートした岡田村青年会にも引き継がれることになる。

(2) ただし「家庭部」は青年会再編成段階では存在せず、1954年(昭和29年)の会誌にはじめて登場した部会である。

(3) 共有地の登記上の記載について正確に記しておきたい。厳密にいうとこの共有地すべてが下根集落住民による共有財産区ではない。共同墓地(現住所下根町721番地)は登記上下根集落住民のものではないが、墓地として使用しているのはすべて下根集落の住民である。現在の下根区民会館(下根集会所、現住所下根町722番地)は登記上、住民全戸の連名で登記されている。土地台帳によると、1893年(明治26年)10月11日に「池田与三郎他41人」と宅地登記されている。このころから集会所として使用されていたと比定される。また試作地のあった敷地(現住所下根町787番地)は個人名で登記されている。土地台帳の上では私有地であるが、当時の青年会員の話によると、畑の所有は協同での登記ができないので、代表者が名義を貸して登記したという。ただし青年会で共有しているものであるということ、そこでの収益は協同で分配することが申し合わされたという。しかし青年会の土地という意識よりも下根全体の土地という意識の方が高く、青年会支部で判断しての売却という展開ではなく、判断は寄合に諮られる筋道をたどっていく。したがって本章で下根集落における721、722、787番地をさすときはかぎかっこを付して「共有地」と表記する。

(4) 『岡田村青年会会報』吉川孝良家所蔵。

(5) 岡田村青年会は1955年(昭和30年)の町村合併を期に、牛久町岡田青年会と名称を変更した。この当時の会報では、町村合併を期に1日もはやく牛久町青年会と岡田村青年会の合併を望んでいることが書かれているが、それは実現しなかった。青年会活動そのものが以前ほどの活発さを失ってきたことが、会報の編集・発行状況から読みとることができる。

(6) 近隣の青果市場では土浦市営卸売市場、牛久町営(当時)青果市場から、茨城県取手市、千葉県松戸市までさまざまな市場に持ち込んでみたという。

(7) この当時の甘藷の正確な生産量あるいは販売量を読みとる史資料はない。しかし当時マルシモに参加していた農家の話だと、年間1戸あたり平均して20俵から30俵(1俵60キログラム)は出していたという。

第3節 甘藷をめぐる協業関係の発展－農協の合併、キャリングの導入－

ここでは甘藷のキャリング施設が作られ協業関係が著しく発展した1972年(昭和47年)から、さまざまな蔬菜を扱う産直グループに変わる1995年(平成7年)までの経緯を説明したい。この段階でキャリング施設が作られ、マルシモの中での協業関係に大きな変化が現れてくる。協同選別に関する体制の整え方とその意味についても合わせて検討することとする。

1. 用地売却問題－牛久中央農協合併実現の折－

1960年(昭和35年)から1972年(昭和47年)の間、マルシモは参加戸数15戸で順調に集出荷体制を整えていった。基本的には甘藷を協同で同じ取引先に出荷することのみ重点が置かれ、規格、等級の設定に対して、ある程度は調整するにしても厳格に徹底させることはなかった。中央卸売市場における評価はまさに規格、等級の統一を徹底させることで「商品」としての評価も上がるが、マルシモの場合仲買業者に一手に売り渡す方法を主力の出荷経路にしていたので、規格・等級の調整に関して協業関係を強化する必要はなかったといっている。

そのようななかで岡田農協、岡田女化農協、奥野農協の合併が現実的となり、1972年合併を目前にしていた。それぞれの農協の資産整理の過程で、下根集落にある農機具保管庫をどのようにするか検討され始めた。まず岡田農協側からすれば、農機具保管庫とその土地を所有することで、農機具保管庫以外の活用も可能になる。また道路側南側のマルシモの集出荷場敷地も確保しておけば、将来的にはさまざまな事業展開も可能であるという見通しであったという。また土地の取得を行っても、農協合併助成法による資産整理の税制優遇が受けられる。そのためマルシモを中心に集出荷場として使用していた「共有地」をどうするかについて、下根集落の人々も検討する必要があったのである。

さて下根集落の議決過程はどうであったか。当時の参加者の話をもとに再構成したい。この用地売却問題は、下根集落の評議委員会で具体的な意見が出された上で、寄合にかけられることになった。このときの評議委員会における意見は「用地(「共有地」東側半分)を売却し、売却資金は下根のために使おう。集会所を建て替えればどうだろうか。」というものであった。先にも述べたが、登記上個人の名義になっている土地ではあるが、下根全体で利用しうる土地という点は共通認識としてあったという。そしてこの段階で借り手である岡田農協は下根集落に賃貸料を払っていた。

またマルシモで使っている集出荷場敷地は、ひとまずそのまま集出荷場として活用するため、合併後の牛久中央農協へ賃貸料をはらって借り受ければどうか。そしてその賃貸料はマルシモ参加農家で支払うものであっていいのではないかと、いうものであった。貸し手と借り手が逆転し、そして集落全体からマルシモの問題へと展開したのである。

つまり集出荷場敷地は「共有地」であるかぎり集落の利点を優先に判断されたが、今後の活用に関しては、集落全体の問題と切り離して、利用者、すなわちマルシモで決済を済ませる。この段階で「共有地」東側一下根787番地、以下787番地と記す－は共有地ではなくなったといえる。「共有地は下根の問題、集出荷場はマルシモの問題」という認識がはっきり出た判断であった。したがって「共有地」は【図5-4】③のように所有関係を

変えることになった。

岡田農協は牛久中央農協として合併したあと、787 番地の農機具保管庫以外でもっと積極的な事業展開を検討されることになる。そこでマルシモから甘藷の品質を維持する施設であるキャリング施設を設置し、出荷販路を農協全体で広げていく事業を求めていくことにした。その補助金が下り施設が完成したのが、1978 年（昭和 53 年）のことであった⁽¹⁾。

2. キャリング設備の導入ーマルシモにおける協業関係の展開ー

(1) キャリング施設の持つ意味

キャリング施設は甘藷を収穫後、長期にわたり収穫時の鮮度に近い状態を保たせるために必要な施設である。キャリング施設は、倉庫の中にボイラーとサーモスタットを備えている。ボイラーは甘藷の高温殺菌および皮と実の間を硬質化させるために重要な装置であり、サーモスタットは常に一定の温度で甘藷を保管するためのものである。倉庫、ボイラー、サーモスタットが一体となっている設備のことをキャリング設備と呼んでいる⁽²⁾。甘藷に限らず、収穫後たとえ間隔があいても、とれたての食味を残すことは、市場において高い評価につながる。青果市場で高い評価を受けるためには、キャリング設備の存在は重要なものといえる。

この点について、甘藷の生産暦をもとに説明したい（【図 5－6】参照）。甘藷の作付けから収穫までの作業は、それほど時代によって変わってはいない。種芋から苗を作り、それを定植させると、そのあとは特に草取り以外の仕事はない。ただし定植をするときに、来年の種芋をとることと、種苗業者あるいは農協を通じて協同購入した苗（ツル）の作付けの両方をしなければならない。これは代々収穫したものから種芋を取って作付けすることももちろんであるが、同じ品種であってもいろいろなツルを使うことが連作障害になりにくくなるという認識から行われている⁽³⁾。

(2) 収穫後の作業における協業関係の成立

収穫後の作業について、キャリング施設を使わなかったころの作業から見ていく。10 月下旬から 11 月上旬にかけて収穫を行う。水稻の収穫が終わったあと、ひと段落してからの作業であり、ほとんどの場合、家族の手伝いのみで収穫作業を行う。したがって複数の家が集まって手伝いあうという労働力の行き来は収穫に関してはない。収穫した甘藷は、家の床下に保管するものと、畑のすみを掘ってイモアナを作りそこに埋めるものとある。前者は比較的早い時期に出荷する予定の甘藷であり、後者は年明けから少しずつ出荷する甘藷である。家の床下は温度差が緩やかでかつ一定の温度に保つことができる。イモアナは 3 尺ほどの深い穴に入れたあと土をかぶせ、麦藁をかぶせる。土の中は一定の温度が保たれ、麦藁は土の表面に霜がはることを防ぐ効果がある。甘藷にとって、収穫後もっとも怖いのは寒暖の差、特に急激な寒さと乾燥である。これを防ぐためには、収穫した各家の技術にかかってくる。

12 月から 4 月にわたって少しずつ出荷を始める。収穫後の甘藷は出荷前になって洗浄を行う。甘藷に若干土が付いている方が不要な乾燥をさせずにすむ。この作業と梱包は個別で行う。梱包する箱はマルシモで協同購入したのものを使う。共通のステッカーー下根の「下」という字を○で囲んだものーを箱にはり、規格、等級、生産者氏名を書く。こ

月	作付けから収穫前の作業	
3月下旬	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 苗づくり 木の葉に土をよく混ぜて踏み固める。種芋を埋めて苗を作る </div>	
4月		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 苗の購入 来年使う種芋用の苗を購入 </div>
5月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 苗の定植 種芋から芽が出てツルが15センチほどになったら畑に定植する。購入した来年の種芋用の苗もこのとき定植する。 </div>	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 適宜草取り </div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 収穫から出荷までの流れ </div>	
	キャリング施設ができる前	キャリング施設の活用
10月下旬 ～11月上旬	収穫および出荷作業 家の床下、もしくはイモアナに保管。イモアナは畑のすみに深さ3尺の穴を掘り甘藷を入れる。個人の畑で行われる。この作業はすべて個別。	収穫および出荷作業 コンテナに保管、キャリング設備の中で硬質化および協同保管。
12月 ～3月下旬	協同出荷作業 甘藷の洗浄、梱包は個別、業者との取引や運送業者との手配は協同で行う。	協同出荷作業 甘藷の洗浄、箱詰め、業者との取引、市場への出荷予定数の連絡は当番制う。
4月中旬		売り上げの協同分配 半年の全販売額を出荷量に比例して行う。

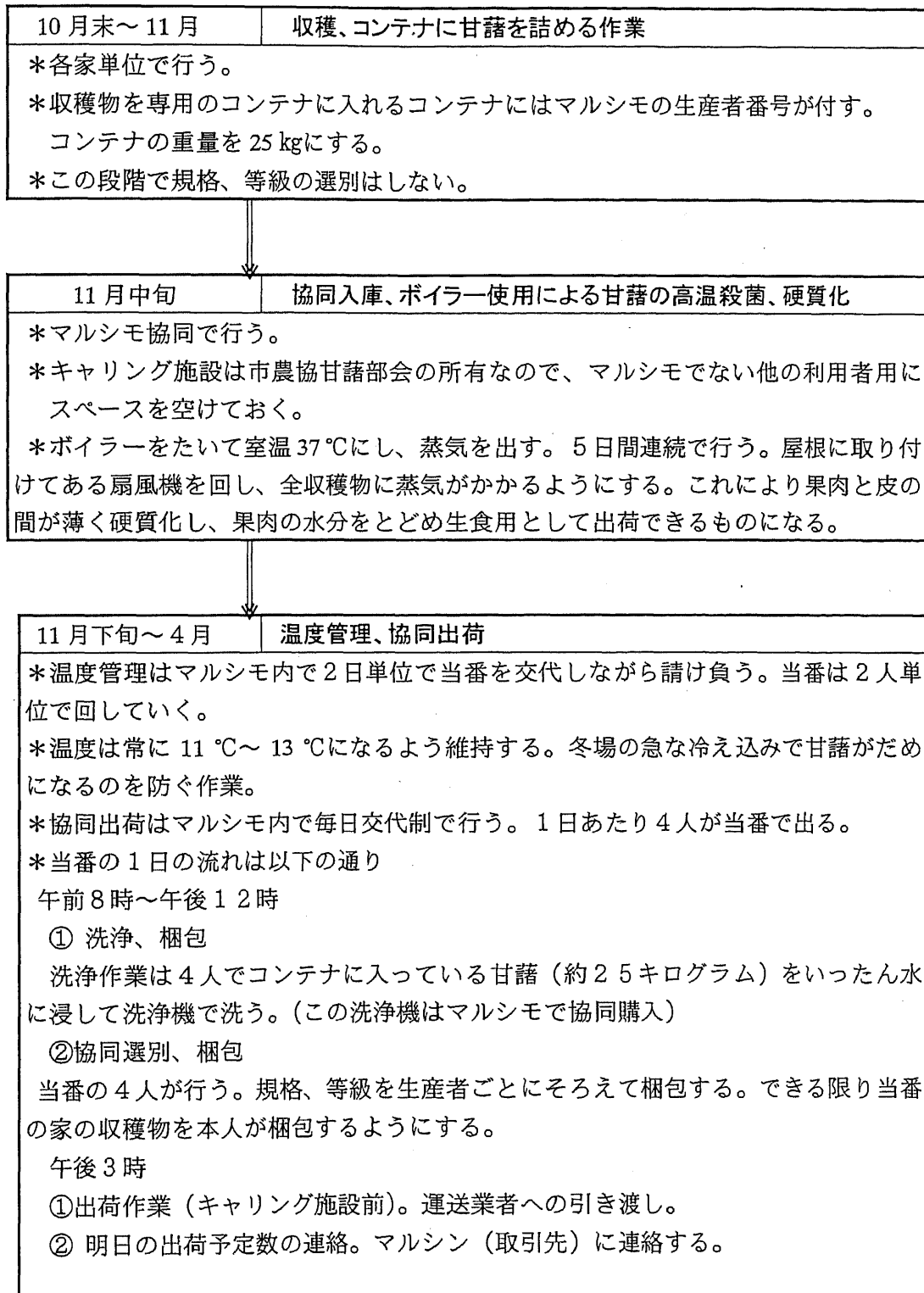
【図5-6】甘藷の生産暦

の規格、等級に関しても基準の遵守を徹底させるための協同選別を行っていたかという点、それほど徹底していなかった。これは甘藷という作物の特性も考えなければならない。甘藷は大きさによる選別は容易であるが、形状に関しては、ネギやレタスのような調整をしづらい。したがって若干不揃い感があるのは仕方ないところでもある。また、この段階で協同選別という検査における協業関係をもたなかったことが、集落内のお互いの関係を保つ要因であったともいえる。検査の協業はある程度の軋轢を覚悟しなければならない。マルシモはほぼ仲買業者への出荷が主力の販路であったこともあり、青果市場などの反応をあまり過敏に考えなかったため、あえて検査に関わる協業関係を徹底しなかった。一方で業者との取引や運送業者の手配、売り上げの分配などは協同で行われた。つまりこの段階では流通に関わる協業関係がマルシモの活動の柱であり、収穫後のしかも運送と販売における協業が中心であった。甘藷を収穫物から「商品」へ調整をすることについては、各参加農家で行うものであり、厳密な統一を行わなかった。

次にキャリング施設が入ってから作業の流れを見たい（【図5-6】【図5-7】参照）。施設導入後、明らかに変わったのは収穫後の作業である。収穫そのものは各家で行い、専用のコンテナに入れる。このコンテナはキャリングをするとき、収穫物全体に蒸気かけるための箱である。また25kg定量なので、出荷の段階でどれだけの量を出すか計算しやすい。このコンテナを使うようになってから協同で入庫する作業が行われるようになった。これはマルシモ参加農家全体で行う。できるかぎり家族の人手を集めてキャリング施設に運び込む。この作業を協業でやるようになったのには2つの理由がある。ひとつは重量25kgのコンテナを運び込むのは重労働であり、人手を結集した方がよいからである。もうひとつは高温殺菌を行う作業を、各家バラバラで入庫したならば、効率が悪くまた仕上がりにも影響が出るからである。やるのならマルシモ全体で行う方が均質化した仕上がりになる。ただしキャリング施設は牛久市農協甘藷部会の管理、所有であり、マルシモだけのものではない。キャリング施設導入時、マルシモ参加農家はすべてこの甘藷部会に参加していたが、当然他集落の甘藷栽培農家も利用する権利がある。そこでキャリング施設の収納スペースの一室を開けておくようにする。つまりキャリング施設はマルシモで独占しなように心がけていた⁽⁴⁾。

協同入庫後の高温殺菌は5日間行われる。4月までの順次出荷に耐えられるよう、害虫を駆除すると同時に、果肉と皮の間を薄く硬質化させる。いままで家の床下や畑のイモアナで品質を維持してきたが、どうしてもばらつきが生じてしまう。これによりマルシモ全体が均質化された出荷物を出すことができるようになる。

11月下旬から4月にかけて温度管理と協同出荷の作業が行われる。温度管理は冬場の急激な低温を避けるため、サーモスタットを使い庫内を11℃～13℃に維持する。協同出荷の方法は、キャリング導入から現在に至るまでにはさまざまな経緯をもって作られてきた。しかしながら【表5-1】右側に示したとおり、マルシモの参加農家は当初15戸であったが、その約半分が本格的な甘藷出荷をやめていった。この段階で7戸のみがマルシモで甘藷の出荷に関わっていたのである⁽⁵⁾。離脱した農家の理由は多様であり、軋轢が原因というわけではない。離農した家もあり、また甘藷栽培を出荷用に行わなくなったところもある。このころからマルシモは隣町の仲買業者への直接売買から、新宿卸売市場に卸す仲買業者に一元して販売契約を結ぶようになった。市場にマルシモのブランドで売っ



【図5-7】収穫後、出荷に関わる協業の流れ

ていこうという戦略を持ち始めた時期ともいえる。そこで規格、等級の徹底は非常に大事なものになってきた⁽⁶⁾。参加農家全戸が集まり出荷前に箱内のチェックをしなければならなかったが、必ずしも規格、等級にあったものが入っているとは限らない。甘藷の場合、厳密に整った大きさと形状で梱包するのは難しい。こういった箱詰めされた中身をチェックすることに嫌気がさして離脱していった農家もあった。ではその農家はキャリング施設を使用しなくなったかという、そうでもなかった。もともと農協の生産部会参加農家であって、マルシモで出荷しなくても他に農協甘藷部会を通じてなど出荷の方法はある。マルシモでの協業関係に入らなくても農協の甘藷生産部会に参加している農家である。そういうことでマルシモで協同入庫するとき、声をかけ、「いっしょにキャリングやってしまうか」と高温殺菌、硬質化に関してはいっしょに行っていた。規格、等級に関して協同しないという農家にも緩やかに参加できる姿勢を持っていたわけである。

規格、調整についてマルシモの中で行われたのが、当番制の活用である。当番の人4名が梱包し、かつ規格、等級を整えて出荷する。つまり4人が協同選別を行うことでマルシモで統一したという形を取っているが、できるだけ当番の家の収穫物を当番自身が規格、等級を整えるというシステムを取り入れていた。自分の収穫物をできるだけ自分で分類し、かつ他人も当番に混ざっていることから、検査のチェックもしているという形を作り上げたのである。これにより規格、等級の協業関係は軌轢なく進めていくことが可能になった。

さて売り上げであるが、マルシモとの取引が始まってから、すべて4月中旬に出荷量に比例して金額を分配する体制を作っている。誰の作った甘藷で、それがいつ出荷されていくらで売れたかについては帳簿に載っているが、そのときの販売額が支給されることはない。甘藷に限らず野菜の市況は、月によりまた天候などの影響で年により変動する。高値で売れるときに出荷したいのは当然であるが、マルシモの場合、倉庫の入り口に近い順からコンテナを取りだして出荷するので、同じ規格、等級で品質も同じであっても時期によって価格が変わり不公平感が出てくる。そのためすべての出荷が終了する4月に決算する。規格、等級ごとの総売上、各自が出荷した量の比率をかけて売り上げとして支給される。等級ごとに分類した出荷量に応じて平等に分配する体制をマルシモはこのとき確立させたといえる。

(3) 甘藷栽培に関わるさまざまな選択肢の存在

マルシモの収穫後における協業関係はキャリング施設によって発展したといえる。しかしマルシモが結束を徹底する集団であったかという、必ずしもそうとはいえない。先に述べたように、マルシモを脱退しても高温殺菌のときは声をかけたりする極めて緩やかなつきあいの中で成り立っている。さらにいえることは甘藷に関しては作付、出荷を個人決定できる選択肢を持ち得ていた集団であるということである。

【図5-8】をもとに説明したい。まず甘藷苗の購入であるが、農協の甘藷部会で一括購入することもできるし、また種苗会社から個別に買う農家もあるし、マルシモで何戸かでまとめ買いすることもある。基本的に同一品種による統一が出荷集団にとって重要な要素であるが、ベニアズマ以外の品種の苗も購入し作付けするマルシモの農家がほとんどである。現在はベニアズマにまさる品種はないようであるが、もしいい種芋ができればマルシモ内で分配することもあるし、現実にはいままでそれを行ってきた。高系14号からベニ

コウケイ（紅高系）に、そしてベニコガネからベニアズマに品種を変えていったのは、同一品種の協同購入にこだわらず、個別に品種を研究し、成功したら共有していこうという発想を持っていたからである。また出荷方法についても4通りの選択肢があり、規格外に関してはマルシモの農家は個人出荷、直販所、甘藷部会の3通りを選べる。仕上がりのいいものはマルシモで、それ以外はどれを選んでもかまわない。他の集の農家と比べて有利に出荷販路を選択できる。協業関係を集落内で完結させ、他集落への生産および出荷の拡大を行わなかった結果、マルシモは市場での一定の評価を得ることになったといえる。

① 甘藷苗の購入(2通り)

- 茨城県経済連からの購入…… 甘藷部会での協同購入
下根出荷組合参加者は甘藷部会に参加し仕入れる。
- 種苗会社からの購入 ……… 個人、もしくは下根出荷組合での協同購入

**現在甘藷苗は 10 アールあたり 200 本を目安に毎年補完している。毎年新しい苗を6月中旬に購入し、種芋用の作付けをする。

② 出荷方法(4通り)

- 個人出荷……自分で梱包し仲買業者と直接売買か近隣の青果市場に持ち込む。
- 甘藷部会……集出荷場に持ち込む。利用者は少ない。
- 下根出荷組合……下根集落の参加者はほとんどこちらで行う。
- 直売所(のち「産直グループ」)……集出荷場の前で直接消費者に売る。

【図5-8】甘藷苗の購入および出荷経路における選択肢

【註】

(1) 合併前、岡田農協は合併する3つの中で最も経営状態がよくはなかったという。牛久中央農協への合併は岡田農協エリアの組合員農家にとって、産地化も含めてさまざまな事業を展開するのに意味ある合併であったという。この合併によりマルシモ参加の農家は、農協の施設や事業を十分に活用できる立場になったといえる。

(2) 英語で表記すると curing であるので、片仮名表記すると「キュアリング」の方が近い。しかしここでは現地で行われている呼ばれ方に近い形で「キャリング」と表記する。

(3) これは科学的に立証されているというよりも、甘藷栽培を行う農家の品種に対する感覚に注目したい。現在牛久市を含めて関東一円で一番栽培される主たる品種はベニアズマ（紅東）である。この品種は連作障害に強く、甘味もあり市場での評価も高いが、それ以前この地域一帯で甘味があり評価されていたのはベニコガネ（紅黄金）であった。これはマルシモの農家からいわせれば「紅東よりうまい」という人もいほど評価が高かった。しかしつるわれ病のみならず、畑の土壌までやられてしまう連作障害を起こしやすい品種でもあった。甘藷の栽培は連作障害をいかに防ぐかについて試行錯誤することが必要で、そのためにできるだけ違う遺伝子のものを作付けする習慣を作り上げた、とマルシモ参加者は語っている。

(4) キャリング施設内は5つの部屋にスペースが分かれていた。それぞれに左側から1番、2番の順に番号が付されており、「1番倉庫」「2番倉庫」と呼ばれる。いちばん右側の5番倉庫は常に他集落の甘藷部会参加者が使えるようにしている。これは旧牛久市農協の中で申し合わせて行われており、原則的には下根集落の中にあっても旧牛久市農協参加者全体で使うものであるという立場をとっていた。

(5) 1990年世界農林業センサスの農業集落調査によると、下根集落の総販売農家戸数は32戸である。もともと甘藷栽培農家はその半数であったが、7戸というのは全体の栽培農家から見てマルシモ参加農家数は多いとはいえない。しかしながら1990年段階で甘藷単一経営の農家が5戸存在する。この5戸はすべてマルシモのメンバーであり、この段階（1978年（昭和53年）から1995年（平成7年））においては、甘藷を専門にした特化したグループへと変わっていきこうとしていたと見ることもできる。

(6) 規格、等級は青果市場で基準となるものを作成し、各販売農家はそれに基づいて箱詰めを行う。大規模出荷集団の場合、その基準に準拠したマニュアルを作り農家にその遵守、徹底を求める。甘藷の場合、規格は大きい順に3L、2L、L、M、S、2Sである。1ケースあたりの単価が高いものはMとSである。甘藷はまず大きさにしたがって以上の6分類を行う。等級は形状、特に紡錘形から細長くなる順にA、B、Cに分ける。紡錘形が保たれていないものはこの規格に入れず、丸、曲という規格にする。1ケースあたりの単価が高いのはAなので、規格、等級が「M・A」「S・A」であるものがいちばん市場の評価が高い。B等級のものは基本的にマルシモでは出荷しない。また「曲」というのは等級外であるが、料亭など天ぷらを出す店には重宝がられ、流通させず直接買い付けに来た人に販売している。

第4節 「甘藷出荷組織」から「産地直売」への拡大―直販所への拡大と葛藤―

ここではマルシモを母体として、1995年（平成7年）に再編成された「牛久市下根地区産直推進グループ」―以下「産直グループ」と称する―の運営について、マルシモ参加者における協業関係形成と関連させて検討したい。キャリング施設をきっかけに新たな収穫後の協業関係を形成し、農協の生産部会経由でなく独自に市場での評価を高めていたマルシモが、再び下根集落（ムラ）を単位とした再編の道をたどる。甘藷の出荷組織が本格的な産直グループの母体になっていく過程を考察する。

1. マルシモにとって付加的な活動―「直売」―

マルシモはキャリング施設ができた頃から小さい規模ではあるが、甘藷の集出荷を行う11月から3月にかけて、規格外の甘藷を買いにくる人たちに安く直売していた。それは集出荷場の前に袋詰めした甘藷を出荷作業をしている時間帯のみ販売するというものであった。近所の住民が新鮮な甘藷を安く買えるということで、車で買いに来る人たちもいれば、料理屋の調理人がイモの天ぷらにするため、規格外の「曲」専門に買いに来ることも頻繁であったという。

マルシモにとって箱詰めしなかった甘藷の直売は付加的な活動にすぎなかった。消費者の評判は大変よかったが、扱う野菜が甘藷のみで、販売は集出荷を行う期間だけであるというところから、消費者からは「甘藷以外の野菜も販売して欲しい」「集出荷場に店を構えて年間営業をして欲しい」という声が出てきた。そこでマルシモ参加農家を中心に「産直グループ」の運営に取り組むことになった⁽¹⁾。1995年当時、参加戸数は9戸であり、マルシモ参加農家に2戸加わった形である。店といっても今までの集出荷場に屋根をつけただけの作りであり、マルシモの集出荷場も兼ねていた。

「産直グループ」運営の基本は、まず参加農家9戸が作ったものを持ち込むことであり、仕入れをいっさい行わない。たとえ消費者の要望があっても、参加農家が作付けしていないかぎり扱うことを考えない。現在全国的に見られる農協が直営する産地直売所は、必ずしもその土地の作物だけでなく、仕入れを行い販売することが多い。時代が違うが、発足当時のマルシモの産直グループは、参加農家の生産物のみを販売していた。

営業日、時間は週4日（火、木、土、日）の午後2時から6時の4時間であった。基本的に年中開くようにしていった。9戸の参加農家で1日2名が当番として出て店番、レジを行う。そして参加農家は野菜、米を袋詰めして自分の生産者番号⁽²⁾と値段の書かれた値札を付けていく。値段は参加農家によって、およそ小売価格の相場を参考に付けていく。売り上げは10%が「産直グループ」の運営費になるが、のこりは生産者番号をもとに、それぞれの参加農家に配分された。営業時間の終わりに、農協職員が売り上げを集金し、レジ記録をもとに参加農家の口座に振り込む。したがって単純な任意組織であり、農業法人として登記していない。マルシモと「産直グループ」は参加農家がほぼ同じである組織で、代表者も同じ人物であるが、運営費は別会計になっている。甘藷の売り上げ分配と産直の売り上げは別の帳簿に付けられていた。

2. マルシモの協業関係と直売所経営に関する軌跡

「産直グループ」の展開とマルシモで甘藷の出荷を主体となってやっていた人との間に運営上のことでいろいろ調整が行われた。「産直グループ」ができたときの組合長は家番号(7)の世帯主(1948年(昭和23年)生まれ)である。彼はマルシモのキャリングが軌道に乗るころに一家の担い手になった人物である。したがって昭和20年代の青年会活動を基盤にした生産組合で試作を行っていた世代より若い世代である。「甘藷だけではやっていけない」という意識をもち、積極的に産直グループの運営を行う考えを持っていた。彼は産直グループの活動を拡大するためには、下根集落のマルシモ以外の参加を広げること、店頭に出す品目を増やせるよう、出荷ルートに関係なく産直用の野菜の作付けを増やすことを述べて下根全体に広げるよう試みている。つまり下根の中で産直組織を作り上げる運営を考えていたのである〔茨城県農業改良協会 1997 pp66-67〕。

かたや今までのマルシモの甘藷の評価をくずさぬよう、甘藷の生産、出荷に重点を置いてやるべきであるという人もいた。家番号(53)の世帯主は1933年(昭和8年)生で、戦後の岡田村青年会の試作からマルシモの結成、キャリングの導入に向けての活動などを行っていた人物で、マルシモ最初の組合長である。また「サツモイモの名人」と称される人で、牛久市域でも彼の技術力を知らない農家はいないといわれる。マルシモの活動の中で日常の対立はないが、運営の上でこの2つの活動をどう考えるか議論がなされた。産直を広げたい側からすれば、季節的作物に頼らず、通年店に置けるような作付けを行い、甘藷以外の出荷物あるいは直売物を広げて、直売による販路の拡大を行いたい意向があった。対してふるくからの甘藷栽培をしていた側からすれば、試行錯誤をしながら甘藷の作付けを行い信頼を得た限りは、それに応えるように甘藷の作付けに特化して行うべきであるという見方もある。

両者は対立した考え方にみえるが、マルシモと「産直グループ」の組織分離はこの段階でされていなかった。マルシモの運営は、当然マルシモ参加農家の問題でありムラヅキアイとは違う意味づけがされるものであろうが、なおもムラヅキアイ(下根集落の中でのツキアイ)を軽視しないつながりであるという点で特徴的である。つまり産直グループも基本的には下根集落の農家に参加を呼びかけながら活動を広げるという意図を持って活動しており、決して産直の拡大過程で牛久市域全体を包括するような産直所を作ることにこだわらなかった。甘藷以外の産直専用の作付けを下根集落の農家で行うことで、産直グループの組織の充実をねらう考え方を持っていたのである。これにより甘藷は作れなくとも大きく発展できるという考え方でマルシモの組織再編を考えていた。規格外の作物の直売から、産直専用の畑で作付けを行い直販することで、下根集落内の農家の結束を行えば、農業の活性化につながるというのが「産直グループ」拡大を考える側の意見でもある。この集落単位の産直グループは、農地改良普及所からの指導を受けながら、販売のノウハウを参加農家で共有できるようなシステムを作り上げた。

こうして新たな活動基盤になったマルシモであったが、もとは甘藷の作付けや販売で試行錯誤し発展してきた歴史的背景を持っている組織である。その点で旧来のマルシモとそれを母体として生まれた「産直グループ」の間に少なからずの方針の違いがあることは事実であった。今まで培ってきたマルシモの信頼か、新たな産直を通しての協業関係の再構築か、下根集落のなかでマルシモ再編の時期を迎えたといえる。

2002年1月に旧牛久市農協は、広域合併によって龍ヶ崎農協となり、牛久市、龍ヶ崎市の2市に住む農家の団体になった。もともとキャリング施設は旧牛久市農協の施設であり、当然産直グループが販売していた場所でもあるマルシモ集出荷場も農協の敷地である。広域合併の準備段階で旧農協同士の資産統合が行われる。かつて牛久中央農協への合併の時には下根集落から農協へ売却された。今回もこのキャリング施設および産直所をどのようにするか検討されることになった。旧牛久市農協は、資産統合を機会に産直グループを新たな農協組合員農家全体に拡げる産直所の経営を計画した。つまり下根集落以外の牛久市さらには龍ヶ崎市全体からも産直を行いたい農家を募集し、農協に事務局を置き経営したいという事業計画を持っていた。そしてマルシモの産直グループを基盤に、新たに募った参加農家をあわせて新農協の事業としたのである。マルシモは下根集落単位での任意組織から農協の広域合併を機会に、農協を基盤にした組織へと移行することになった。新たな産直組織への参加農家は結成時で125戸にのぼり、マルシモをめぐる産直グループの形成は6年目にして新農協を基盤に組織統合されたのである。

ここまでのマルシモにおける協業関係の経緯をまとめたい。マルシモは、集落内の農家で形成されていたとはいえ、土地の利用上でも下根集落全体の問題からいったん切り離して運営され発展してきた。つまり用地の農協への売却をきっかけに、マルシモの集出荷場は、マルシモが農協へ賃料を払って使用する土地になった。そしてキャリング施設もその売却された土地に建設されたことで、地の利を生かし農協の生産部会とは別の活動を行い得た。そしてマルシモ内部で産直グループを形成したのである。参加農家が感じていた産直の魅力は、「自分で値段が付けられる」というところにあったという。言い換えると自分の収穫物に「商品」としての価値評価を与え販売するところに魅力があったのである。

甘藷の規格、等級を高位平準化させる能力は評価されるものではあるが、生産者で値段を付けることはできない。マルシモ参加農家は、値段を付けられる状況で直接の販売を行うことによって協業関係を作り、さらに甘藷以外の作物を含めて自身の収穫物に対して、身近なつきあいの中で「商品」販売の協業化を図ろうとした。しかし2001年以降産直グループは農協の事業に組み込まれ、組合員農家単位での事業へと変わっていった。もはや下根集落を母体にした活動ではなくなったのである。

【註】

(1) 牛久市の中で市農協の直接運営でなく、任意の組織によって結成された産直グループは、マルシモがはじめてである。個々の農家が畑のすみでとれた野菜を袋詰めにして無人販売をすることや、市農協婦人部による不定期ではあるがフリーマーケットでの直売はあった。しかし、いち早く産直組織を作ったのは、市内のなかでも先進性のあった行動と位置づけられる。

(2) マルシモで出荷するときの生産者番号と同じ。ただし甘藷を作っていない「産直グループ」のみの農家は新たに番号を付されている。

終章 本稿の結論と今後の課題

第1節 結論

1. ムラと農協の関わりー3つの出荷組合を通じてー

以上2つの農協と3つのムラを対象に、出荷流通をめぐる協業関係がいかに関係形成されてきたかを検証した。ムラを単位とした出荷組合は、3事例とも何かしらそのムラの歴史的関係性、つきあいを意識しながら発展または離反したと捉えることができる。本章ではまずフィールドの地域性を総括し、第1章および第4章で示した農協の運営方法から理解できる事実と組合員農家に対して果たした役割を確認したい。そのうえで第1章から第3章まで、および第4章第5章までに区切ってそれぞれの事例から導き出される結論を出す。

(1) フィールドの地域性および2農協の位置づけ

本稿で対象化した2つの地域（岩井市、牛久市）の農業環境をまとめておきたい。まず共通しているのは双方とも首都圏 50 km圏内にある畑作を中心にした地域だということである。首都圏内の農村は消費市場である東京を意識し、収穫物を商品化させる技術と向き合う歴史をたどっている。岩井市のトマト、白菜、レタス栽培や牛久市のスイカ栽培などは、身近な消費市場を意識し産地化を試みるなかで位置づけることができる。

1960-70年代における産地化は、米のような国家管理型農産物と違い、野菜、施設園芸のような自由市場型農産物をいかに「商品」として評価を高めるかが重要な要素であったといえる。そして収穫物の規格・等級調整が農作業のなかで重要な技術として認知され、広い範囲でその技術を統一化する必要があった。この規格・等級の調整は、統一された基準のもとに行う「工業的発想」を基盤にしている。もちろん守田志郎のいうように工業的発想のもとでは農業が成り立たない側面はある〔守田 1971〕。農産物は、工業製品のように大きさを完全にそろえることは難しいし、「いかにおいしいものを作るか」よりも「いかに揃った形で、見た目がきれいなものを作るか」に重点を置くことになり、農と食の関わりが乖離してしまう。本末転倒である。

しかし規格・等級調整への関わりを全否定しては成り立たないのが当時のー1960-70年代のー現実であろう。本稿で対象にした2農協はその関わりに関して全く違う結論を出しながら高度経済成長期以降運営されていたといえる。

両者の差異を2つの視点に分けて整理したい。ひとつは「出荷をめぐる農家側の時間認識の統率」ふたつめは「農家個々の主体的試行錯誤の余地」である。この2点を意識しながら第1章および第4章で理解できることを以下に示す。

第1章の事例では年間暦の統一指導および出荷時間を徹底して意識化する活動を読み取れる。農繁、農閑期をなくし、年間の生産サイクルを均一化させ、常時安定出荷できる栽培計画を示す。消費市場を意識した出荷への関わりを「園芸部」参加農家全体に啓発し、作物の品種レベルで播種、収穫時期をカレンダーで示すことにより、より高値で売るための農作業を意識した年間暦を作り上げることに成功した。また翌日の出荷量を正確に示すため、午後2時までの出荷を奨励することにより、農家はこの出荷時間をひとつの目安として1日の農作業計画を立てることになる。出荷に間に合うように規格、等級調整を行う

屋内作業を軸にして、畑に出る農作業を考える。「出荷をめぐる農家側の時間認識の統率」が大規模産地化につながったといえるが、そのぶん農家側個々が「何を作るか」を試す余地は少ない。新作物の産地化を前提とした開発は「園芸部」にある生産部会活動のなかで行われる。かつて個々の農家がトマトやレタスで成功し、周りの農家も栽培をはじめ集団化していったが、新作物の「商品」化も組織的な協業性を持つ前提で成り立っている。農家の主体的試行錯誤は一産地化という側面においては一入り込む余地は少ないのである。

それに対して第4章の事例では農家個々に試行錯誤の余地が残っている。市場を意識した収穫物の商品化よりも、それぞれの農家、農村の作物状況に合わせて農協の共販、任意のグループなど出荷方法に選択の余地が広い。厳密な規格、等級調整はスイカのような茨城県経済連ブランドの事例をのぞいてきわめて緩やかであった。また出荷先に関してもそれぞれの旧4農協単位の農村によって作物も異なるため、大規模な産地化を旧牛久農協誕生後も進まなかったといえる。合併後1農協になっても、全組合員農家の出荷作物をめぐる営農の統率は進まなかった。裏返せば大規模な産地化はしなかったが、旧4農協のそれぞれの事情を優先する運営であったといえる。

大規模産地化のための統合か。それともそれぞれの農家、農村、農協の事情を優先にするか。1960-70年代における商品化をめぐる農協の態度は、優劣では判断できないことを確認しておきたい。その上で第1章と第4章の事例は対照的なものとして位置づけることができるのである。

(2)「園芸部」とマルキ、マルシマ

さて農協と出荷組合の対応を見る視点で、第1章から第3章では、岩井市農協「園芸部」が行ってきた施策をまとめ、対応したムラの出荷組織とムラの歴史的事情を関連させて検討した。ここでは「園芸部」と木間ヶ瀬、下出島集落を対応させる視点でまとめたい。

まず1968年の7農協合併において、「園芸部」結成が大きなメリットとして意識されており、「園芸部」は大規模産地形成の大きな基盤になったと指摘できる。岩井市は1市1農協への統合に成功しており、大規模産地化のための方策を立てやすい基盤を形成していたと位置づけられる。

またそれぞれの作物において営農のリーダーがおり、岩井市ではレタスやネギ、トマトそしてイチゴなど作物に対しての先駆的な人物〔島田、菊地 1968 pp44-55〕がいたことも、はやくから「園芸部」のような大規模出荷集団を作ることに寄与し、農協の合併を前進させたともいえる。

「園芸部」の営農計画は明確であり、等級検査体制もシステム的に確立している。また販売額も群を抜いている。「園芸部」のこういった組織力の強化は、「園芸部」に参加している岩井市内のほとんどの野菜栽培農家を結集させるための大きなよりどころとなっている。「園芸部」は整備された流通機構を持っているということだけでなく、その流通機構に合わせた生産暦を整備し、それに合わせた形で実行していれば、確実に売上げを見込める。この点は野菜栽培農家が「園芸部」に頼る大きな要因となっている。

もちろん、こういった組織力が完成するまでには、各集落単位で旧来のさまざまなつきあいを前提に成立した出荷組合と、市内一帯の広さで組織される「園芸部」とのせめぎあいが、野菜栽培農家にとって新たな協同意識の価値観を生み出すことになる。「園芸部」

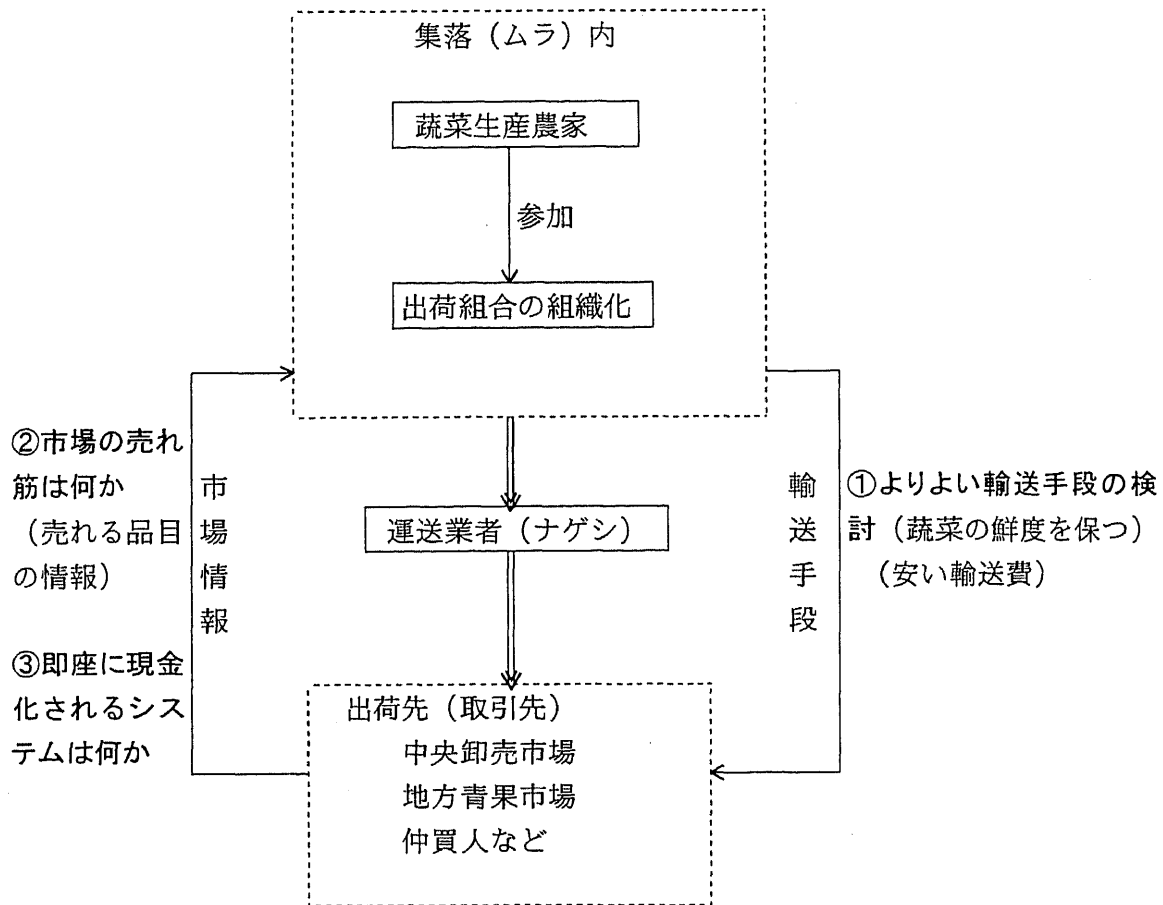
と決裂するか否か。参加した出荷組合それぞれの集落の中での葛藤が、「園芸部」の組織力の強化と大きく関わっていたのである。1968年の結成当時、「園芸部」の存在意義は、高信頼・高品質の収穫物を、大量に市場に出荷できる勢力になるということであった。細かい作付け計画と検査の徹底は、蔬菜を収穫物から「商品」へ変換するに効率的なシステムであったといえる。

つぎに「園芸部」による大規模出荷集団への統合にのったマルキと、離反したマルシマの違いについてまとめておきたい。出荷組合は出荷のみを限定とした特化した集団と考えられがちであるが、出荷組合の組織母体が集落（ムラ）にあるかぎり、その集落（ムラ）のつきあい関係が大きく影響することはいうまでもない。そして必ず集落（ムラ）を越えた大きな広がり認識するときつまりムラ単位の出荷組織から農協単位の出荷組織へ合流するときが、従来のムラヅキアイが再認識されるときでもある。

ここで、出荷組合と大規模な農業団体－農会、産業組合、農協など－の関わりについて考えたい。両者の関わりについて、玉真之介が、戦間期における仙台白菜の産地形成と戦後における衰退について、出荷組合の運営を含めて分析している。宮城県においては戦間期、農会の指導のもと仙台白菜が産地として成長し、各町村単位でその出荷組合が作られた。農会は白菜の作付に対して各出荷組合に技術指導員を派遣し、出荷組合はいわば農事指導組織として発展していった。そして戦後新たに宮城県経済連によって仙台白菜の集出荷体制が農協の再編とともに復興されたが、長野県、茨城県などとの産地間競争で負けていくことになる。その要因のひとつに玉は宮城県経済連による技術指導員制度の廃止を指摘している〔玉 1996 pp187-215〕⁽¹¹⁾。玉の論考から、戦間期の仙台白菜の出荷組合は、農会の指導が直接伝わる系統的組織として成長していった点が読みとれる。つまり仙台白菜に関わる出荷組合は、戦間期の農会、戦後の経済連、農協の系統的組織として成長している点を読みとれよう。小さい出荷組合が大きな出荷組織として系統化されるかという見方である。

しかしながら木間ヶ瀬および下出島の出荷組合は誕生から統合、解体のプロセスにおいて、仙台の事例と異なる。まず岩井市農協に見られる「園芸部」は、市単位（当時町制）でかつ合併農協単位で成長していった大規模出荷集団として位置づけることができ、7農協の合併によって成立した母体でもある。しかしマルキもマルシマも自分たちの住んでいる生活領域であるムラを越えて結成された出荷集団ではなく、近隣のつきあいを越えずに組織化されている。この点でマルキもマルシマも共通している。そして結成の契機を作ったリーダーがいるという点も共通している。しかし集落単位での組合化が、農協「園芸部」とどう関わっていくかで、マルキとマルシマは決定的に違う。その決定的違いは、マルキに栽培と流通に関わるリーダーがいたこと、マルシマに栽培・流通の技術を向上させ得るリーダーがいなかったことがあげられる。販売、流通の協業関係において、栽培技術や市場情報の先進性は重要な要素であり、それを組織として共有できる先導的人物がいることもまた重要な要素なのである。

出荷組合の活動内容について【図6-1】をもとに説明したい。マルキの場合「①運送業者の選択」、「②市場情報の獲得」、「③売り上げ分配の迅速性」とも出荷組合内で自前に形成されてきたものであり、農協や茨城県経済連による直接の農事指導を受けて形成されたものではない。



【図6-1】出荷をめぐる集落と市場をつなぐ過程

①で重要なのは、いかに自前で融通の利く運送業者を選ぶか、そして依頼するかである。大規模産地となっていない段階において少量の出荷物でも運んでくれる。つまり小口の客でも引き受ける業者を選ぶことは運送業に関してかなりの知識を持っていないといけない。

②で重要なのは、いかに市場の売れ筋を受け止め、技術に反映させるかという点にある。現在の「園芸部」では流通委員会の役員が定期的に契約市場を訪問し情報を仕入れてくるが、この当時このような作業を行っていた出荷組合とそうでないところとでは当然収穫物の商品化において差が出てきた。そしてマルキはそれを栽培技術にまでつなげる技術者がいたが、マルシマは存在もしなかったし、当然市場訪問し状況を探ることもなかった。

③で重要なのは、販売からの売り上げの振り込みまでの過程に関していかに自覚的かという点にある。「園芸部」の場合、売り上げの確認と振り込みは、農協に一手に引き受けてもらう。そして農協は販売から振り込みまで1週間で事務処理する。ところが出荷組合単独で運営していたときは、売り上げの確認から運送業者への支払いなどは全部参加農家が交代でやらなければならないし、振り込みも迅速にされるとは限らない。農協の組織内にある「園芸部」であるからこそできる農作業以外の作業軽減も可能であり、効率的な組織運営であるとはいえる。マルキは「園芸部」統合の前段階で①、②、③の経験をしてきている分、統合への抵抗感もなかったが、マルシマはこれらを経験していない分、統合への抵抗感だけが残り、集落（ムラ）の中で解決していこうというプロセスをたどることになったのである。

大規模産地化のための出荷集団「園芸部」は、収穫物を付加価値のある「商品」に変換するために統合された組織である。「収穫後」の作業計画をもとに、参加農家全体を束ねていく組織といえよう。しかし農家個々が直接的に「園芸部」に参加、関与したというのではなく、旧来よりの家同士、人同士のつながりが間に関与していったものといえる。木間ヶ瀬集落の場合、出荷組合マルキにおける結束があり、かつ集落をあげて積極的参加へつなげていくムラ内の動機も明確であった。一方下出島集落の場合は、個々の農家で参加したが、全体計画に合わせていく苦痛からもう一度集落内の再結束を考える動きへと進み、結局は離反していった。

広域を束ねる農協は、蔬菜栽培農家を単純に出荷計画の合理化によって束ねることはできない。栽培・出荷計画と直接関係していないはずのムラ内の身近なつきあいが、大きな影響を与えることも多い。マルキとマルシマの統合と離反の歴史は、ムラと農協との関わりにおいて対等性を持った需給関係のもと生じた事例といえる。

(3) ムラの運営組織と結びついた農協とマルシモ

第4章で示した旧牛久市農協の運営と出荷体制についてまとめ、それに対する第5章で述べたマルシモの活動を位置づけたい。

農業を主たる生業とする集落が多い牛久市では、もともと行われていた寄合に行政区会を合わせた寄合・行政区会一体型で成り立っている集落が多い。これは集落内の議決事項—たとえば誰が区長をやるか、祭礼の運営はどうするかなど—を協議する「内部の話し合い」と、行政からの要請事項—たとえば町名を変更する際の意見の集約を要請されたり道路工事をする際の用地の買い取りに関する相談など—や農協の理事を相談し実質的な決定を行う「外部に向けての議決」の双方を兼ね備えた機関として成り立っているといえることができる。

また市域農協の広域合併は、現在の牛久市域に町村合併された段階では行われず、合併段階では4つの総合農協（牛久農協、岡田農協、岡田女化農協、奥野農協）が併存していた。そして1町1農協に合併したあとの理事選出人数のバランスは固定され、先に述べたように行政区会—または寄合—で理事候補者を選出させている。理事になる人は区長経験者であることが第一前提となる例も多く、行政区をまとめた経験のない人に農協は任せられないという考えがうかがえる。それだけ牛久市農協は、それぞれの旧4農協のバランスを取りながら集落に実質的理事決定権を持たせ、農業集落という単位を基盤にした組織体

制として形成されているのである。戸数のバランスが極端に違っても、やはり集落をひとつの単位とした意志決定機関を持っていたところに大きな特徴がある。

また町村合併後4農協併存の中で旧奥野農協は小坂集落を中心にスイカの出荷体制を作り、牛久中央農協との合併の際に集出荷場を建設させることができた。そして「惚れ惚れ」ブランドを取得し産地銘柄指定を受けたが、スイカ以外のものを含めて総合的な集出荷体制を旧牛久市農協全体で作ることはなかった。また甘藷についてもキャリング施設により評価の高い甘藷を出荷しているが、大規模産地化にはいたらず、スイカと同様今までの出荷組合や個別で開拓した販路に委ねる形を取っていた。

このように旧牛久市農協の集出荷体制は作られていたが、市域を母体にした大規模な主産地化はこれからであり、市域を越えた産地化を視野に入れ、2002年1月に隣市の龍ヶ崎農協と広域合併を行った。広域合併までの旧牛久市農協の農家は、収穫した野菜や果物を農協であれ、個人や、集落の出荷組合などであれ、売り先を選択する主体的な状況にあったといえる。

このような農協の出荷体制において、第5章で示したマルシモを中心とした協業関係はどう位置づけられるか。マルシモが作った協業関係の基盤は2点上げられる。

- ①青年会活動を中心とした「同世代集団」が協業関係の展開基盤になったこと。
- ②甘藷の作付け栽培に関して秀でた技術力のある人がいたこと。

戦後再編された岡田村青年会産業部における試作作業は、集落間を単位とした生産組合同士の競争を起し、農業技術の発展に大きな貢献をした。岡田村公民館で行われた品評会は収穫物の仕上がりを競い合える絶好の機会であった⁽²⁾。また家番号(53)のY氏(昭和8年生)は甘藷づくりの名人といわれ、さまざまな品種を試し作付けできる技術力を持ち、成功したあとはマルシモの参加農家でその栽培技術を共有していったことも重要な要因といえる。マルシモには先進的な甘藷栽培グループに発展する際に作付技術のリーダーがいたのである。

次になぜマルシモが下根集落というムラの枠に限り展開したのか。その要因も2点上げられる。

- ①「共有地」が技術力を磨く場となり、また集出荷場が甘藷を通じての作業を行う中心地であった。
- ②ムラ内(下根集落内)でのつきあいは横のつながりを大事にするところでもあり、かつ青年会の試作集団当時のつきあいがきわめて発展的に継承されていた。

「共有地」は現実に登記上財産を共有している土地ではないが、試作地、集出荷場として使われた787番地は、隣接する集会所(722番地)や共同墓地(721番地)とともに下根集落の中心地である。つまり祭礼や寄合、出荷に関わることも常にこの場所が人々の集まる中心であった。実質的な共有財産ではないが、共有の場として認識しているところに、787番地の売却、そしてキャリングの設置という岡田農協から牛久中央農協への合併を期に行われた出来事は、必要によっては集落全体の問題として考えられた。「共有地」をめぐる問題に対して集落で結集し、牛久中央農協への合併後有利に作業場(キャリング施設)の誘致ができたと見ることができる。

そして下根集落におけるムラヅキアイは比較的横のつながりを大事にしている。特にムラシンセキという考え方は、同じ集落に住み、親しければほぼムラシンセキという緩やか

な横のつながりも含む。同じ仕事をしているというだけで、血縁に関係なくムラシンセキ関係を結ぶというところもある。下根集落の家々にとって、血縁よりも、同じ集落内に住んでいるという地縁的つきあいを前提にする特徴を持つ。マルシモの活動は、結成から産直グループへの発展まで他集落に広く拡大されずに行われてきた。参加農家は、同じ集落内（ムラ内）に住む関係を生かしながら新たな協業関係を形成していくことにより、市場評価の高い甘藷を生産してきた。茨城県経済連のV F S構想による銘柄指定を受けずに、自分たちの信頼で作ったマルシモの甘藷の生産、流通を展開させることができる。このようなムラの個性を持っていた事例といえる。

ここでマルシモの協業関係が形成されていく歴史的背景を整理したい。

①青年会仲間における品種の共有および売り上げの共有。（昭和23年～35年ごろ）

品評会出品の目標を持ち、売り上げは遊興費に使う。

②マルシモ結成（昭和35年～47年ごろ）

品種をできるだけ共有することと出荷販路と売り上げの分配関係を共有する。

③キャリング設備導入後の協業関係再編成（昭和53年～平成7年ごろ）

農協の合併時に起こった「共有地」売却、キャリング施設設置という補助事業の確保。キャリング施設が立地条件上、集落の真ん中であり、結果的にはほぼ独占的に使用できる。施設や土地は市農協組合員の財産だが、マルシモは他集落の農家より有利な利用が結果的に可能である。まさに集落を単位に自在にキャリング施設を活用しながら、「収穫後の労働の結集と分配（協同入庫）」「品質を均質化させる協同性（品種の統一）」「出荷作業における軋轢を作らない協同選別」「売り上げの協同分配」を作り上げていった。「共有地」売却は、集落全体の問題から甘藷栽培農家に特化した協業関係へと展開していった。

④産直グループ運営をめぐる、再び下根集落全体で考える協業関係の萌芽。（平成7年～平成13年）

「脱甘藷」により、幅広く産直の活動を通じてグループ再編を考える農家と、甘藷の高い技術で市場の信頼を得てきた農家との間で、協業関係のあり方が問われた。協業関係は、当事者により常にそれぞれの時代で存在意義が検討され、従来よりのつきあいをふまえながらも再編されていく事例としてみることができる。

2. ムラにおける社会生活基盤からの再解釈

以上の総括をふまえて、共有財産、共用施設そして協同労働という観点で、高度経済成長期を画期とした畑作農村の事情を再解釈してみたい。

福武直は、ムラの社会生活の基盤は「共有財産や共用施設や共同労働にもとづいて」〔福武 1971 p115〕営まれていたと指摘している。共有財産、共用施設は村落構成員全体のものであり、協同で行う労働は、生産に関わるものから日常生活の面倒まで全戸参加を前提で行われていた。当然非農家が含まれているとはいえ、農に関わる問題はムラの問題として解決してきた経緯がある。そのことから考えると、出荷組合の参加農家は、ムラ全体の構成員全戸により成り立っていないにも関わらず、ムラと不即不離の関係のなかで形成されてきたということが検討されなければならない。高度経済成長期を画期としたムラの事情は、やはり一足飛びに農とムラの分離ができない背景にあったと位置づけられよう。農をめぐる関係が農協のような広域組織のもとに調整されつつあったとはいえ、共有財産、

共有施設そして協同労働の理念を再解釈すれば、村落としての協同性を認識できるのではないか。この3点の解釈と出荷をめぐる関係についてもう一度検討したい。

ひとつめの「共有財産」は入会地や漁業権といった資産を生み出すものをさし、それをムラの構成員で共有化することによりムラの運営を成り立たせているものであろう。その視点で見えていくなれば、「情報」という資産も共有財産として認知されるものと見ることができよう。つまり「情報」は、本稿の事例のなかで見出すならば、「何が売れるか」という市場における情報—販売価格や売れ筋などの市況—や「売れる野菜をどう作るか」という農事に関わる技術の共有とそれに関係する栽培品種の共有があげられる。木間ヶ瀬集落や下根集落の出荷組合は、そのような「情報」の共有化を基盤にしながら、ムラの農家のなかで協業関係を成立させていったといえる。逆に下出島集落の場合「情報」をめぐる共有性は、「園芸部」統合まで出荷組合が作られなかったこともあり、形成されていなかったといえる。

ふたつめの共用施設であるが、これはムラ全体で使用するための集会所や膳椀を保管する倉庫など、日常での活用を前提とした有形の存在と位置づけられよう。その視点で見えていくなれば、木間ヶ瀬集落や下根集落は、集出荷場という共有施設を持っている。集出荷場は単純に収穫物を集合させるという意味だけでなく、そこで収穫物を「商品」にしていく作業を行う場でもある。一農協単位の一元集荷施設はムラを越えて作られるものであるが、その前段階では、集出荷場は、情報の共有や収穫物の「商品」化のための舞台として重要な意味を持っている。それが一元集荷体制が形成されるまではムラ単位で形成されていた。このことは看過できない。また木間ヶ瀬集落の場合は農機具の共有施設としても集出荷場は活用され、下根集落では試作地やキャリング施設の活用も行われていた。販売・流通をめぐる関係の構築に共用施設は、多角的に意味を持つ存在であるといえる。一方で下出島集落の場合、そのような共用施設を持ち合わせていなかった。出荷、流通をめぐる情報や技術を共有し、それを協同で行う作業をする場の重要性は改めて確認しておきたい。

みつつめの協同労働であるが⁽³⁾、これは労働のやりとりにおいて賃金関係がもとに成立していないことや参加の義務が前提になっているものであろう。出荷をめぐる協業関係も、単純に収穫物をみんなで箱詰めして市場に出そうというのではなく、収穫物を定まった規格、等級ごとに整理し梱包する。出荷組合全体の共通性を持たせることにより「商品」としての意味づけを持たせるためには、それぞれが好き勝手にはできない。農家全体が参加するムラ仕事の延長的な位置付けで行われる。

木間ヶ瀬集落におけるマルキもその観点で、収穫物を「商品」として高めようとした。市況にあわせて「高く売れる方に出荷する」という関係ではなく、基本的にムラを単位とした出荷組合全体で協同性を持っていた点をマルキ（木間ヶ瀬集落）やマルシモ（下根集落）に見ることができる。しかしマルシマ（下出島集落）は「園芸部」から離反するとき、たといードリを行っていたときの理念を持ち出し、あらたな出荷組合の組織化を試みても、ムラ単位で再結集できる基盤は作り得なかった。マルシマは、収穫後の作業における労働力の結集と商品化への統一作業を行う情報を持たない協業関係であったため、継続していくことが困難であったと位置づけられる。

以上あげた3つの観点から、それぞれの出荷組合の違いをもたらせた要因は何かまとめたい。まず共通している観点は、3つの事例に関わる農家が、出荷、流通に関して主体的

判断を行っているところにある。マルキ（第2章）は積極的な「園芸部」への参加によって主体的運営に関わる。マルシマ（第3章）は出荷先の一律化への戸惑いから積極的離反を行う。マルシモ（第5章）は農協で主体的に産地化を行う活動に出ず、自分たちの栽培技術を維持する協業関係を優先する。農協を中心とした出荷、流通をめぐる施策に対してそれぞれが対等な形で主体的判断を行っているといえる。その上で特にマルキ、マルシモとマルシマの2つの違いは、市場での「収穫物」＝「商品」評価への認識が早い時期からあったか否かというところにある。1960-70年代の野菜、施設園芸をめぐる農業は、卸売市場を中心とした自由市場のなかで形成されてきた。産地化の前に「商品」評価の高い農産物を市場との関わりの中で独自の認識を持っていたか否かが、それぞれの立場の違いをもたらせたといえる。

3. 大規模産地化に対する価値判断－1960-70年代の事情を背景に－

高度経済成長期をはさんだ1960-70年代の農業はどのようなものであったか。総括するには多様なまとめ方があり、また総合的評価は難しい。しかし野菜、施設園芸をめぐる農業においては、農村（＝生産の場）と都市（＝消費の場）の分離が決定的なものであった時代とくくれよう。都市を消費市場と認識し、そしてそれを前提とした栽培、生産計画により、生産の場としての認識つまり「産地化」をめざす意識を高めていく。このことが当時の「これからの農業」が目指す道のひとつであったといえる。

そのためには生産、消費をつなぐ出荷、流通の方法を構築することが重要になる。米のような一部自主流通米も増えつつあったが、食糧管理制度下の農産物と違い、野菜、施設園芸の農業は、いかに市場取引のなかで評価されるかが重要な意味を持つ。この時期これに大きく関わったのが、農業構造改善事業である。

農業構造改善事業（以下「補助事業」と記す）は、農業基本法（1961年施行：以下「基本法」と記す）に基づいた農業の「近代化」を目指した補助事業である。補助事業は、基本法第21条「国は農業生産の基盤の整備及び開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等農業の改善に関し必要な事業が総合的に行われるように指導、助成を行う」ために行われる。この時期における補助事業は「第一次農業改善事業（通称「一次構」）」と呼ばれ、農業技術の革新や農家の自立経営と協業の助長を促すことを目的に10カ年計画で行われている。この補助事業に関しては、農家の自立経営のためよりも新作物の導入や農作業機の近代化及び大型出荷施設の敷設などに活用されたといわれる。このことを本稿の事例で参照すると、園芸部の活動開始（1968年）において、ビニールハウスなどの施設や園芸部集荷場の整備、マルキではじめた農作業機の協同管理、マルシモが積極的に活用したキャリング施設の敷設は、この補助事業によるものである。

補助事業、特に「一次構」は行政主導型補助事業という批判もあり、当時農協の広域合併により補助金支出の適用が優遇された側面を持つが、本稿で記したように当事者による主体的判断があり、それに基づいた農業を構築していった側面もあることを確認しておきたい。また出荷、流通に関わるあらたな農家同士の関係と、それに伴う生活サイクルの変容という現実はどう向き合うか。この判断において、本稿で取り上げた事例は自分たちの歴史的背景に基づいた対応を示したといえる。マルキ参加の農家は自分たちが飛び地編入で入った小さなムラであることを意識して、より積極的な立場で活動するため、自分たち

の出荷、流通及び新作物の技術を園芸部に生かそうと判断した。マルシマは自分たちの協同で行ってきた関係を再認識し、園芸部からの離脱を判断した。マルシモは農協の合併を機に得られる補助金を生かしつつ、自分たちの技術を高品位に保ちながら甘藷栽培を継続できる道を見出した。これらの事例は、産地化のための合理性ばかりが判断において優先されているとはいえないことを示している。生活者が今一度自分たちの歴史やつきあいのあり方を再確認しながら、さまざまな判断をしていったということがいえるのである。

4. 新たなコミュニティ形成と農村との関わり

さて 2000 年代に入ってから、農をめぐる関係とムラとは分離される方向にあると考えられる。ムラの自律性と農協の運営が、対等なものではなくなる可能性もある。「農業を地域社会としての部落からきりはなし、農業のための集団を純粋に機能的な集団にする」とともに、職業や階層の差をこえて、全住民に共通する欲求や関心に応ずるような組織に部落を再編する方向が、志向されるべきである。それは新たなコミュニティへの道である。」〔福武 1971 p187〕という福武の指摘も現実味を帯びてきているように思う。

かつて農業を中心としたムラは農村であったが、現在においてはたとえ農業が主体のムラであっても農村とはいえない社会も多い。農業専従の農家よりも、農業を営みながらもさまざまな職種につく人たちにより成立している社会といえよう。農業を生業にしている人だけではなく、全住民の利益に基づいたムラの運営は必要であり、それをもとに再編する道も選択肢のひとつである。

しかし高度経済成長下の農村においては「農業のための集団を純粋に機能的な集団」として切り離すにはそれなりの抵抗があったといえよう。それは農業のための集団が結成される契機において、ムラが何かしらの基盤になっているものであり、それを一足飛びにした上で純粋に機能的な集団にすることはできないからである。例えば流通の統合を目的とした「園芸部」参加への積極的参入も離反も、ムラのつきあいや歴史的経緯という、本来生産とは直接関わらなくてもよいはずのことが契機になっている。

またマルシモのように甘藷を中心とした協業関係を構築したのも、結局ムラを単位とした集団であり、機能的な出荷集団にするために農協全域の農家を結集させる道を直接とったわけではなかった。しかし近年マルシモは、旧牛久市農協の広域合併を契機にマルシモ参加農家を基盤とした経営から新農協を本体とした産直組織に変わった。新農協の組合員農家を広く束ねた新たなコミュニティが形成されつつある。このような意味では、福武の指摘が現実に行われつつある状況と位置づけられる。

販売・流通をめぐる協業関係は、ムラとは別個の組織—例えば農協のような—によって拡大運営される過程をたどるであろうが、ムラを越えて一足飛びに関係性を形成させることはできない。収穫物を「商品」にする協業関係は、農協主体ではなく、まず生産する農家・農村側の主体的判断の下で形成されていくのである。少なくとも 1960-70 年代にかけては、そのような側面があったといえる。

【註】

(1) 玉は戦間期における農業団体の系統組織化を論じている。本稿では時代設定は高度経済成長期をほぼ射程にしており、玉の示す事例と時代性が違うが、大きな組織への束ねられ方を検討している点、

筆者は十分依拠して検討できるものと考え引用した。

(2) この岡田村公民館の館長は、家番号(55)の吉川開氏(故人、明治24年生)である。彼は大正のころより甘藷の試し植えを行う篤農家であり、またより機能的な宅地改良や施肥の方法などを書き記したものが残されている〔東 1996 pp82-101〕。吉川開氏は勤勉な農業の担い手でもあり、当然下根集落においてもこの気風が影響を与えていたこともうかがえるが、本稿においては彼と下根の2つの生産組合と結びつけていく資料的根拠を見出せなかったため、言及はしなかった。しかし岡田村全体での農業振興をはかるため、主催する形で品評会を積極的に行ったのは間違いのないところである。

(3) 福武は「共同労働」と記しているが、本稿では当初の通り「協同労働」と記すことにする。

第2節 今後の課題－2000年代の農協の広域合併とムラ

本稿で取り上げた事例だけでは十分な論証とはいえないが、収穫後の作業をめぐる協業関係の形成は、いったんムラ内の関係を基盤とする組織形成を踏んだ上で、より広域化していく過程にあると位置付けることができよう。今後生産・流通に関わる協業関係の結成契機について、十分な事例の蓄積が必要であると感じている。ここでは現代農村における民俗の変容と生成を見る視点で、さらにいくつかの課題について、整理しておきたい。

1. 産地直売組織の形成と農家との関わり

産地直売組織（以下「産直所」と記す）は全国各地で作られるようになり、従来より形成されてきた市場への流通経路を大幅にカットした販売体制を取っている。これは地域活性化のきっかけとして食と農をめぐる交流が活発化し、生産者、消費者の交流を深める可能性を持っており、近年の地産地消運動にも大きく関わる。できるだけ近くで栽培収穫されたものを消費者に食べてもらうというところに、収穫物を「商品」として規格統一させる大規模産地化とは別の可能性が感じられる。

このことは、青果市場へ収穫物を「商品」として流通させる前提で、規格、等級を整え流通体制の整備に大きく関与してきた高度経済成長下の畑作農業が、ひとつの区切りをつける時期にきているといえよう。産直所は無用なコストを削減し、規格外の収穫物を商品として販売することができる点でも、重要な存在である。

産直所は個人単位、農業生産法人単位、農協による経営、第三セクターによるものとおおむね4つの組織形成が行われ、本稿で述べた任意の出荷組合が各地で形成された1960-70年代とは違う側面を見ることができる。第5章で述べたマルシモは、より広い産直所の経営を行うため、農協の直営組織に合流していったが、これは新たな協業関係の形成に向かっていると考えられる。

収穫後の作業における流通を協業する関係と、「販売」のみを行う関係は微妙に違う。販売に関わる関係は、従来の労働交換、労働の結集とは全く別の存在である。経営を安定されるためには、店内の商品管理、販売、配送は賃金関係のある雇用を前提としなければ、確固たる運営が成り立たない。産直所の存在は、農業を行う地域にとって不即不離であった農とムラの間を完全に分離したものにしようとするだろうと筆者は思う。

また産直所を基盤とした生産をめぐる労働のあり方も、今後大きく変わってこよう。農作業の生産サイクルと産直所のような直接販売を前提とした運営との関わりの中なかで、農と密接に関わってきた民間習俗がどう再解釈されていくのか見ていくことが必要になる。例えば下根集落で行われていたクワイレは、おおむね正月7日前後に行われる予祝儀礼であり、農作業はこの日まで行わなかった。しかし卸売市場の初売りが4日からということで、クワイレそのものが形骸化し、そして次第に消滅していった。初売りの作業に間に合わせるためには3日から作業にかからねばならず、農に関わる作業と日常の生活習俗が分離していく過程を踏んだのである。また石川県奥能登のアエノコトは、種籾に宿る田の神をお迎えするという家単位の予祝行事であるが、農協から苗を協同購入することを契機にして、アエノコトそのものを行う家も半減したという。NHKが「ふるさとの伝承：田の神に語る－奥能登農の心」⁽¹⁾放映のための事前取材において、アエノコトの残存調査が行

われたが、アエノコトをやらなくなった理由に、苗代田を使わずに苗は農協から買うようになったからという回答が多く寄せられたという。種籾に宿る田の神信仰が、苗の協同購入によりその意味づけを持たないと当事者が判断した場合、この習俗は伝承されないという選択もあるが、伝承させる意図を持って現在も続けている例もある。生産に関わるさまざまな効率化は、生産とそれに伴う習俗の遊離を促す結果になるが、その遊離によってさらなるアエノコトの解釈が行われることもある。このように伝承される習俗やつきあいの枠組みがときに再解釈され、再創造され、そしてときには消滅していくという視点を持って、産直所と農に関わる生活者の認識について検証していく必要があるのである。

2. 農協の広域合併と金融の問題

これに関しては深く立ち入る識見はないが、農協が信用事業の面において地域金融としての基盤を強化するという視点に立てば、農協は非農家である准組合員の扱いについて改革する必要がでてこよう。

農協は、第4章の事例のように農家による組合員のもと、ムラ単位の理事決定システムを基盤にした理事会で運営されている場合が多い。つまり基本的に正組合員による農家が中心となった運営システムであり、農業経営のための組織であることを前提に農協の運営が成立している。組合員農家のための信用事業から地域住民に開かれた競争力のある金融機関になっていくとき、当然農協全体の運営も変わっていくことが必定である。つまりムラが集積した単位の農協からもっと行政区画を越えた地域の農協という発想が出てくる。そうなれば従来の農業の生産をめぐる関係についても、より一層異質な展開が見えてくると考えられる⁽²⁾。

2000年代の農協の運営とムラとの関わりはまた大きく変容し、当然生産、流通を含めた協業関係のあり方にも著しい変容が出てこよう。

農協をめぐる生産の関係は旧来のムラのあり方を再認識しながら、新たな枠組みを形成してきたといえるが、これからはさらに新たなつきあいが再構築されるなかに農協と農村、農家は立っている。高度経済成長下におけるムラと農協との関わりと違う、明確な時代の結節点が立ち現れてくる。1960-70年代の高度経済成長を契機に農業のあり方が大きく変容し民俗も大きく変容したが、今後新たな民俗の変容契機が農協の広域合併の過程で現れよう。その視点を見据えながら、農作業をめぐる民俗を検証していく必要があると、考えている。

【註】

(1) この作品についての解説では〔小倉 1997 pp63-88〕に依拠した。

(2) 両角和夫は非農家である准組合員の構成員が総代会に参加し議事決定に参加できない点を指摘し、ムラが介在する農協の運営体制への疑問と問題点を示している〔両角 1998 pp202-239〕。農協が地域金融機関として開かれた組織になるためにも、ムラが介在している運営体制ではもはや全組合員の多様なニーズに応えられない。農協が開かれた地域金融機関として成長するために、農協の運営体制とムラとの関わりについてさまざまな実態を捉え、それを配慮した形で検討する視点を両角は示している。

【引用・参考文献一覧】

- 有賀喜左衛門 1967a 「南部二戸郡石神村における大家族制度と小作制度」
(『有賀喜左衛門著作集』第3巻 未来社)
- 有賀喜左衛門 1967b 「日本の近代化」(『有賀喜左衛門著作集』第4巻 未来社)
- 有賀喜左衛門 1968a 「村の生活組織」(『有賀喜左衛門著作集』第5巻 未来社)
- 有賀喜左衛門 1968b 「ユイの意味とその変化」(『有賀喜左衛門著作集』第5巻 未来社)
- 有賀喜左衛門 1969 「民俗学への評価と批判」(『有賀喜左衛門著作集』第8巻 未来社)
- 有賀喜左衛門 1971 「村落社会の理論」(『有賀喜左衛門著作集』第10巻 未来社)
- 磯辺俊彦 2000 「新しい「共」を創る ―最近の農村調査ノートから―」
(村落社会研究学会編『村落社会研究』第12号 農山漁村文化協会)
- 茨城県農業改良協会編・発行 1997 『農業 茨城』第49巻第7号
- 茨城民俗学会編・発行 1990 『茨城の民俗 特集・ムラのつきあい慣行』第29号
- 伊藤勇 1993 「農民生活と意識動態」
(細谷昂他『農民生活における個と集団』御茶の水書房)
- 岩井市農協園芸部編・発行 1989 『大いなる飛翔 マルイワ躍進二十年の道程』
- 岩井市史編さん委員会編・発行 1992 『岩井市史 資料 近現代編』Ⅰ
- 岩井市史編さん委員会編・発行 1993 『岩井市史 資料 近現代編』Ⅱ
- 岩井町郷土史研究会編 1962 『岩井町郷土誌』茨城県猿島郡岩井町教育委員会
- 石見尚 1986 『農協 産業の昭和史6』日本経済評論社
- 岩本由輝 1989 『村と土地の社会史 若干の事例による通時的考察』刀水書房
- 岩本由輝 1992 『柳田民俗学と天皇制』吉川弘文館
- 上野和男 高桑守史 福田アジオ 宮田登編 1987 『新版民俗調査ハンドブック』吉川弘文館
- 牛久市史編さん委員会編 1996 『牛久市史民俗調査報告書Ⅲ 下根・柏田・東獺穴の民俗 ―小野川沿い集落の生活―』牛久市
- 牛久市企画部企画課編・発行 1996 『統計うしく 平成7年度』
- 牛久市史編さん委員会編 1998 『牛久市史民俗調査報告書Ⅳ 井ノ岡・小坂の民俗』牛久市
- 牛久市史編さん委員会編 2001 『牛久市史 近現代Ⅰ』牛久市
- 牛久市編・発行 1988 『牛久農業振興地域整備計画書基礎資料』
- 梅木利巳 1988 『多様化する農産物市場 食糧・農業問題全集13』農文協
- 梅沢昌太郎 1984 『農協のマーケティング戦略～市場重視の新展開』日本能率協会
- 江守五夫 1976 『日本村落社会の構造』弘文堂
- 江守五夫 1986 「戦後村落社会の変貌と家族」(『日本民俗文化大系 現代と民俗=伝統の変容と再生』12 小学館)
- 大内力 梶井功編 1989 『農協四十年 ―期待と現実― 日本農業年報』第36集 御茶の水書房
- 大内雅利 2000 「書評 細谷昂著『現代と日本農村社会学』」(『村落社会研究』13 村落

研究学会)

大塚民俗学会編 1972『日本民俗事典』弘文堂

大給近達 1969「利根川流域の社会構造」

(九学会連合編・発行『人類科学 21 - 共同調査利根川流域 2.』)

大林太良 1968「利根川中・下流の年中行事」

(九学会連合編・発行『人類科学 20 - 共同調査利根川流域 1.』)

小倉學「解説：田の神に語る－奥能登農の心」

(宮田登監修 1997『ふるさとの伝承解説編』示人社)

女化開拓史刊行委員会編 1985『女化 土づくりムラづくり苦闘百年』エリート情報社

川本彰 1993「いえとむらの存在根拠」

(日本農業研究所編『いえとむらの農政学』農山漁村文化協会)

川本彰 1994「解説 近代化批判としての部落論」

(守田志郎『むらがあって農協がある』農山漁村文化協会)

木本英人 齊藤耕二 1969「新しい農業技術の伝播－前橋市近郊のイチゴ栽培の事例－」

(九学会連合編・発行『人類科学 20 - 共同調査利根川流域 1.』)

岸康彦 1996『食と農の戦後史』日本経済新聞社

北川太一 1990「農協合併問題の歴史的系譜」(『農林業問題研究』第 26 巻第 2 号)

喜多野清一 1976『家と同族の基礎理論』未来社

木塚治雄 1977『さしまの民俗』崙書房

倉田一郎 1944『農と民俗学』六人社

小谷竜介 1997「岡田ムラにおける部落会復興期の対応 - 戦後行政区前史 -」

(『牛久市史研究』第 7 号 牛久市史編さん委員会編・発行)

小林芳雄 1994『農業法人のつくり方 メリット・運営・経営分析』農山漁村文化協会

(財)協同組合経営研究所農業協同組合制度史編纂委員会編、発行 1967

『農業協同組合制度史』第 1 巻

(財)協同組合経営研究所農業協同組合制度史編纂委員会編、発行 1968

『農業協同組合制度史』第 2 巻

(財)農林統計協会編・発行 1991

『1990 年世界農林業センサス 農業集落カード利用のしおり』

小松和彦、関一敏、佐藤健二 2002 「野の学問のためのレッスン」

(小松和彦、関一敏編『新しい民俗学へ』せりか書房)

桜田勝徳 1958a「村とは何か」(『日本民俗学大系 3 社会と民俗 I』平凡社)

桜田勝徳 1958b「地域と社会－村と町－」(『日本民俗学大系 3 社会と民俗 I』平凡社)

佐藤健二 1993「クダンの誕生 - 話のイコノロジー・序説」

(国立歴史民俗博物館編・発行『国立歴史民俗博物館』第 51 集)

島田一男 菊地章夫 1968「農業技術導入過程における社会的態度－茨城県岩井町部落でのイチゴ栽培の事例－」(九学会連合編・発行『人類科学 20 - 共同調査利根川流域 1.』)

島恭彦 1958『町村合併と農村の変貌』有斐閣

清水浩 1988『日本の農業の独自性とは何か 機械化問題を総決算する』日本経済評論社

鈴木榮太郎 1940『日本農村社会学原理』未来社

- 関一敏 1998 「ことばの民俗学は可能か」
 (関一敏編『現代民俗学の視点2 民俗のことば』朝倉書店)
- 関沢まゆみ 2001 「村落：村落研究と民俗学」
 (日本民俗学会編・発行『日本民俗学』第227巻)
- 全国農業協同組合中央会編・発行 1993 『JA読本』
- 高橋正郎 1987 『地域農業の組織革新 経営視点からの構造転換』農山漁村文化協会
- 武内哲夫 大田原高明 1986 『明日の農協 理念と事業をつなぐもの』農山漁村文化協会
- 竹田 旦 1955 「ユヒとカテ」(『日本民俗学』第2巻第3号 日本民俗学会編)
- 谷川健一 1986 「伝統の変貌と持続」(『日本民俗文化大系 12 現代と民俗＝伝統の変容と再生＝』小学館)
- 田村善次郎 1976 「生産をめぐる社会関係－農業経営－」
 (『日本民俗学講座』1 朝倉書店)
- 田村善次郎 1980 「モヤイ・テツダイ・ユイ」
 (『講座日本の民俗 5 生業』有精堂出版)
- 竹内利美 1990 「「ユイ」の労働慣行」(『村落社会と協同慣行』名著出版)
- 竹中久仁雄 1978 「農家小組合の組織と機能」(『農業経済研究』第49巻第4号)
- 立花隆 1984 『農協』 朝日新聞社
- 多辺田政弘 藤森 昭 榊渦俊子 久保田裕子
 1987 『地域自給と農の論理 生存のための社会経済学』 学陽書房
- 玉真之介 1996 『主産地形成と農業団体 戦間期日本農業と系統農会』農山漁村文化協会
- 千ヶ崎桑之助 1894 『常陸國史』 川又銀蔵刊行
- 千葉修 1998 「農協合併の歴史と現段階」
 (両角和夫編『農協再編と改革の課題』家の光協会)
- 筑波大学人文地理学研究室編・発行 1988 「関東地方の農業地域構造」
 (『筑波大学人文地理学研究』12号)
- 坪井洋文 1959 「互助協同」(『日本民俗学大系4』 平凡社)
- 坪井洋文 1984 「ムラの論理－多元論への視点－」
 (『日本民俗文化大系8 村と村人＝共同体の生活と儀礼』 小学館)
- 坪井洋文 塚本学 西垣晴次 1984 「座談会 ムラの掟と自由」
 (『日本民俗文化大系7 月報』 小学館)
- 帝国公民教育協会編・発行 1934 『市町村別 日本国勢総覧2 関東編』
- 豊田隆、森尾昭文 1995 「ポストハーベスト技術の展開過程」
 (昭和農業技術発達史編纂委員会編『昭和農業技術発達史 1 農業動向編』 農文協)
- 鳥越皓之 1996 『家と村の社会学 増補版』世界思想社
- 永田恵十郎 今村奈良臣 1986
 『食料・農業問題全集7 明日の農協 理念と事業をつなぐもの』 農山漁村文化協会
- 直江広治 1949 「村の労働と生活」(『民俗学の話』民俗学研究所編 共同出版社)
- 中村吉次他編 1956 『村落構造の史的分析 ー岩手県煙山村ー』日本評論新社
 (本稿では 1980 御茶の水書房発行のものを使用)
- 中岡哲郎 1986 「常識の体系に楔を打ちこんだ思想家」

- (守田志郎『農法』所収解説 農山漁村文化協会、本稿では 2002 『出版ダイジェスト』第 1861 号 出版ダイジェスト社によるものを使用)
- 中安定子 1978『農業の生産組織』家の光協会
- 日本農業研究所編 1993『いえとむらの農政学』農山漁村文化協会
- 農林統計協会編、発行 1985『むらとむら問題』
- 農林統計協会編、発行 2000『改訂新版農林水産統計用語辞典』
- 野口如月 1913 『稲敷郡志』いばらぎ新聞龍ヶ崎出張所
(本稿では、影印版 1975 年 崙書房を使用)
- 野口武徳 福田アジオ 宮田登編 1974『現代日本民俗学 1. 意義と課題』三一書房
- 橋浦泰雄 1935「協同労働の慣行」(柳田国男編『日本民俗学研究』岩波書店)
- 橋浦泰雄 1938「協同労働と相互扶助」
(柳田国男編『山村生活の研究』: 1975 国書刊行会<復刻>)
- 東敏雄 1995「日誌の見る大正期牛久の世相」
(牛久市史編さん委員会編・発行『牛久市史研究』第 5 号)
- 東敏雄 1996「牛久市域における「大正ノ農民」像 - 吉川開『宅地改良之実際』を読む -」(牛久市史編さん委員会編・発行『牛久市史研究』第 6 号)
- 平山和彦 1992『伝承と慣習の論理』吉川弘文館
- 福田アジオ 1968「「むら」とは何か - 民俗学における村落研究の動向と問題」
(大塚民俗学会編『民俗学評論』第 3 巻)
- 福田アジオ 1982『日本村落の民俗的構造』弘文堂
- 福田アジオ 1982「互助と交際」(『日本村落の民俗的構造』弘文堂)
- 福田アジオ 1984「民俗の母体としてのムラ」
(『日本民俗文化大系 8 村と村人=共同体の生活と儀礼』小学館)
- 福田アジオ 1990『可能性としてのムラ社会 労働と情報の民俗学』青弓社
- 福田アジオ他編 1999『日本民俗大辞典』(上) 吉川弘文館
- 福武直 1949『日本農村の社会的性格』東大協同組合出版部
(1975 年、東京大学出版会より復刊)
- 福武直 1959「日本村落の社会構造」(『福武直著作集』第 5 巻 東京大学出版会)
- 福武直編 1961『農業共同化と村落構造』有斐閣
- 福武直 1971『日本の農村 第二版』東京大学出版会
- 細谷昂 1998『現代と日本農村社会学』東北大学出版会
- 細谷昂 小林一穂 秋葉節夫 中島信博 伊藤勇
1993『農民生活における個と集団』御茶の水書房
- 本城重定(聞き手 東敏雄) 1994「聞きがたり 大正三年、日記をつけはじめた女化の農民」(牛久市史編さん委員会編・発行『牛久市史研究』第 4 号)
- 本間清利 1973『利根川』埼玉新聞社
- 町田輝雄(聞き手 東敏雄、細谷昂) 1995「聞きがたり 小野川沿い、田んぼ、いま昔」
(牛久市史編さん委員会編・発行『牛久市史研究』第 5 号)
- 宮本常一 1984『忘れられた日本人』岩波文庫
- 守田志郎 1963『地主経済と地方資本』御茶の水書房

- 守田志郎 1967『村落組織と農協』 家の光協会
 (本稿では 1994『むらがあって農協がある』と改題、農山漁村文化協会を使用。)
- 守田志郎 1971『農業は農業である－近代化論の策略－』農山漁村文化協会
- 守田志郎 1974『農家と語る農業論』農山漁村文化協会
- 守田志郎 1975『村の生活誌』中央公論社
 (本稿では 1994『むらの生活誌』農山漁村文化協会を使用)
- 守田志郎 1978『文化の転回 暮らしの中からの思索』朝日新聞社
- 守田志郎 1980『日本の村』朝日新聞社
- 森本健弘、小野寺淳、中西僚太郎 1990「茨城県八千代町栗山地区における野菜産地の形成」(筑波大学地球科学系人文地理学研究グループ編、発行『地域調査報告』)
- 両角和夫編 1998『農協再編と改革の課題』 家の光協会
- 両角和夫 1998「農協の地域金融と組織運営」(『農協再編と改革の課題』家の光協会)
- 柳田國男 1902「生産組合の性質について」(本稿では、1991『柳田國男全集』29 ちくま文庫、を使用)
- 柳田國男 1910『時代ト農政』聚精堂(本稿では 1991『柳田國男全集』29 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男 1927a「農村家族制度と慣習」『農政講座』(本稿では 1990『柳田國男全集』12 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男 1927b「農民史研究の一部」『農政講座』(本稿では 1991『柳田國男全集』29 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男 1929『都市と農村』
 (本稿では 1991『柳田國男全集』29 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男 1937『日本農民史』刀江書房
 (本稿では 1991『柳田國男全集』29 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男 1934「田植のはなし」
 (本稿では 1990b『柳田國男全集』18 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男 1935『郷土生活の研究法』刀江書房
 (本稿では 1990b『柳田國男全集』28 を使用)
- 柳田國男 1946『家閑談』 鎌倉書房
 (本稿では 1990a『柳田國男全集』12 ちくま文庫を使用)
- 柳田國男監修、民族学研究所編 1951『民俗学辞典』東京堂出版
- 安原茂 吉沢四郎 1968「利根川流域農山村の農家経営と社会構造」
 (九学会連合編・発行『人類科学 20－共同調査利根川流域 1.』)
- 山川充夫 1979「愛知県渥美町の加工トマト生産」
 (『地理学評論』第 52 第 11 号 日本地理学会編・発行)
- 山本正三、中川正、山本充、伊藤貴啓、呉羽正昭、渋谷鎮明
 1990「都市化の進展に伴う首都圏外縁農村の変貌－茨城県岩井市長須地区の事例－」
 (筑波大学地球科学系人文地理学研究グループ編、発行『地域調査報告』)
- 湯川洋司 1998「伝承母体論とムラの現在」
 (『日本民俗学』第 216 号 日本民俗学会編・発行)

- 和田健 1995 a 「飛び地編入されたムラー町村制施行以降の村落形成史ー」
(『信濃』第 47 卷第 1 号信濃史学会編・発行)
- 和田健 1995b 「蔬菜栽培農村の協業関係とむら意識の解体ー大規模出荷集団の統合をめぐってー」(『日本民俗学』 第 204 号 日本民俗学会編・発行)
- 和田健 2001 「ムラツキアイに見られる現在的枠組みの再編成ー牛久市におけるツボツキアイ・クミアイツキアイの事例を通じてー」(『史境』第 42 号 歴史人類学会編・発行)
- 和田健 2004 「ムラと農協をめぐる有機的關係と主導権 ーある甘藷生産集団の活動誌」
(赤坂憲雄編『現代民俗誌の地平 2 権力』 朝倉書店)